

雲南圏域における
次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想
(案)

令和4年3月

雲南市・飯南町事務組合

目 次

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景	1
第2節 周辺自治体の状況等	1
第3節 広域処理の検討地域と施設整備目標年	2

第2章 地域特性

第1節 地理的概況	3
1 地勢	3
2 気象	4
第2節 社会的概況	5
1 人口及び世帯数	5
2 産業	7
3 交通	9
4 土地利用	10

第3章 雲南圏域のご排出量将来見込み

第1節 ごみ処理の現状	11
1 ごみ処理フロー	11
2 分別状況	15
3 可燃ごみ処理施設の概要	16
4 可燃ごみ収集運搬体制	17
5 可燃ごみ収集運搬経費	18
第2節 ごみ排出量等の現状	19
1 行政区域内人口・世帯数と年齢別人口	19
2 国におけるごみ排出抑制等の目標	21
3 既定計画目標値	24
4 可燃ごみ広域処理に向けた課題	25
第3節 ごみ排出量の将来見込み	26
1 ごみ排出量の将来推計方法	26
2 目標設定におけるプラスチック類分別有無等の検討ケース	26
3 目標値を達成した場合のごみ排出量の将来見込み	28
4 ケース別処理対象量と計画施設規模	29

第4章 次期可燃ごみ処理施設の基本的構想

第1節 広域処理の有効性検討	31
1 比較検討方法	31
2 施設整備・維持管理に係る財政負担検討（ケース別）	32
3 収集運搬費	37
4 収集運搬費を含めた財政負担	39
5 広域処理の有効性検討結果	41
第2節 可燃ごみ処理施設整備方針	43
1 雲南圏域における広域処理施設整備のコンセプト	43
2 施設整備方針	44
3 雲南圏域において採用可能な可燃ごみ処理方式	45
4 雲南圏域において整備する施設概要（案）	47

第5章 雲南圏域における施設建設立地特性

第1節 雲南圏域における施設建設立地条件	50
1 可燃ごみ処理施設用地として望ましい土地	50
2 施設の立地に適さない地域	51
第2節 候補地抽出エリア（案）	54

第6章 用地選定手法

第1節 用地選定手続き	55
第2節 用地選定の具体的手法	56
1 候補地の抽出条件	56
2 候補地調査方法	57
3 候補地評価方法	58

第7章 集約に向けた移行体制等

第1節 広域処理までの適正処理	60
第2節 仁多可燃物処理センターにおける対応	61
第3節 集約後の施設活用策	62
1 施設別活用方法（案）	62
2 施設解体について	66
第4節 その他集約に向けた課題	67
1 雲南圏域における事務の共同処理	67

2	ごみ処理手数料の統一-----	67
3	分別区分の統一-----	69

第8章 施設整備スケジュール・事業方式・財源計画

第1節	施設整備スケジュール-----	70
第2節	事業方式-----	71
1	事業運営方式の形態と特徴-----	71
2	長期包括運営委託のコストメリット-----	74
3	次期可燃ごみ広域処理施設事業運営の検討方針-----	74
第3節	財源計画-----	75
1	循環型社会形成推進交付金-----	75
2	起 債-----	76
3	財源計画-----	77
4	財政負担額の試算-----	78

用語解説

参考資料

- 1 住民アンケート調査結果
- 2 ごみ組成調査結果
- 3 処理対象量の設定

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

国は、平成9（1997）年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定。また、同年5月には「ごみ処理の広域化計画」に係る通知を発出し、都道府県に対してひっ迫する最終処分場の確保やダイオキシン対策、リサイクルの推進等ごみ処理における諸課題を、市町村間の広域化を推進することで解決する道を求めた。

これにより、島根県においては、平成11年に「島根県ごみ処理広域化計画」を策定し、広域エリアや施設集約化に関する基本事項を定めている。

雲南市・飯南町事務組合（以下「本組合」という。）における可燃ごみ処理は、島根県ごみ処理広域化計画に基づき、雲南エネルギーセンター（以下「雲南EC」という。）による固形燃料化を継続すると共に、出雲市への処理委託により行われてきた。しかし、この委託処理は令和3年度中で終了することとなった。

こうしたことから、本組合では管内の可燃ごみ処理に関する長期的な処理体制を改めて検討することが求められ、「次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想」を策定するものとした。なお、本組合では、令和13年度までの中期的な対応として、組管内全域の可燃ごみを雲南ECで統合処理することとし、これに向けた雲南ECの延命化工事（令和1～2年度）及びいいしクリーンセンター（以下「いいしCC」という。）の中継施設改造工事（令和3年度）を実施したところである。

第2節 周辺自治体の状況等

ごみの共同処理を行う範囲は、ごみの収集運搬距離を指標として30km程度が目安とされる。雲南市と飯南町の地理的中心地から概ね30kmの範囲に入る自治体（市役所、役場）は、西から美郷町、大田市、出雲市、奥出雲町である。加えて、本組合の圏域から30kmの範囲に入るのは松江市、安来市、川本町、邑南町である。

これらの市町における可燃ごみ処理状況は、図表1-2-1のとおりである。

このうち、奥出雲町では、昭和56年度より一町単独で機械化バッチ焼却式による「仁多可燃物処理センター（以下「仁多KC」という。）」において可燃ごみ処理を行っているが、施設の老朽化が相当に著しいことから、できるだけ早期に今後の可燃ごみ処理体制の方向性を決定する必要がある。

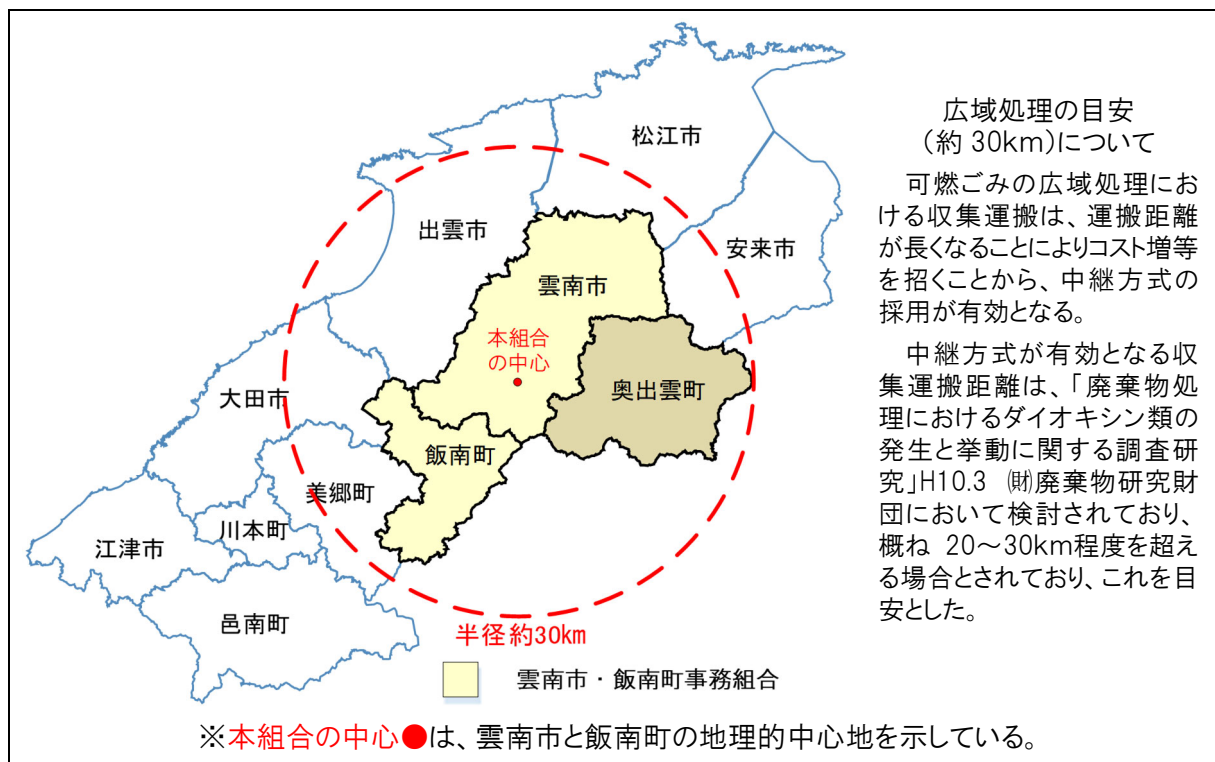
また、その他の自治体のうち、松江市では単独処理施設を整備済みであり、出雲市では単独施設を整備済み、大田市、邑智郡総合事務組合では広域施設を整備中で、安来市においては、当面民間委託処理の現状体制を継続するものとしている。

以上を踏まえると、今後の可燃ごみの広域処理に向けた地理的な検討範囲は、奥出雲町を含めた地域とすることが有効であると判断できることから、雲南市、飯南町、奥出雲町の3市町での広域処理の有効性について調査・検討を行うこととしたものである。

◆図表 1-2-1 近隣自治体の可燃ごみ処理状況と広域処理の可能性

自治体	可燃ごみ処理状況	広域処理の可能性
松江市	エコクリーン松江の供用開始から9年が経過したところであり、当面の間、市単独による処理を継続する。	×
出雲市	受託処理をとりやめ、市単独による施設整備を行っていくことを表明し、単独による施設を整備済みである。	×
安来市	安来市は施設整備を行わず、中継施設を整備したうえで民間委託による処理を行っている。	×
大田市 邑智郡総合事務組合 (川本町・邑南町・美郷町)	大田市を含めた新施設を建設中である。	×
奥出雲町	施設の老朽化により施設整備が必要とされる。	○

◆図表 1-2-2 本組合の中心から半径約 30 kmのエリア



第3節 広域処理の検討地域と施設整備目標年

以上を踏まえ、本組合の次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想の対象地域は、本組合構成市町である雲南市、飯南町に奥出雲町を加えた地域（以下「雲南圏域」という。）とし、施設の整備目標年度は令和 14（2032）年度とした。

◆図表 1-3-1 雲南圏域において整備が必要な施設と稼働目標年度

対象地域	整備施設	稼働目標年度
雲南圏域（雲南市・飯南町・奥出雲町）	可燃ごみ処理施設	令和 14(2032)年度

第2章 地域特性

第1節 地理的概況

1 地 勢

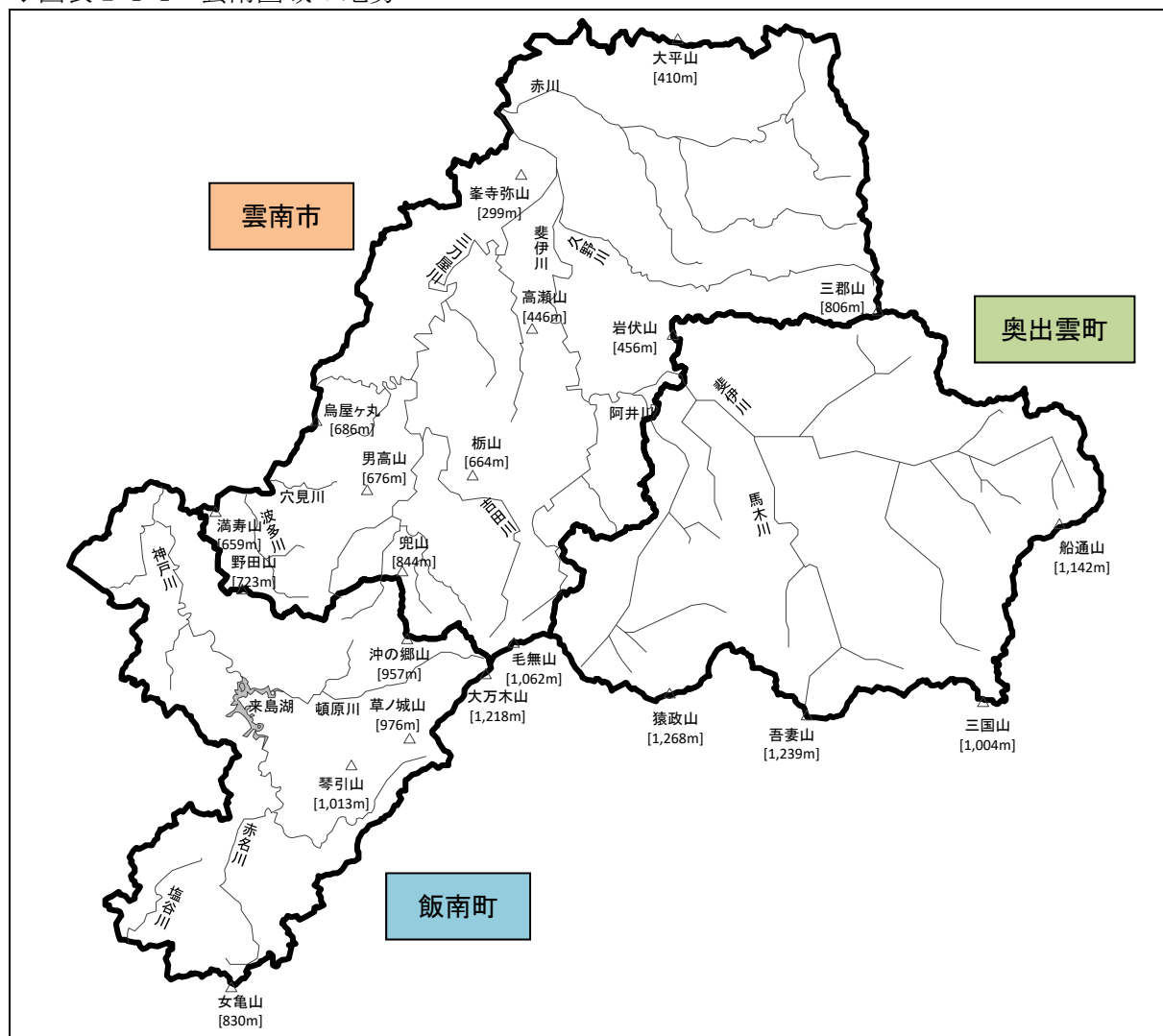
雲南圏域の行政区域は、南部は中国山地から北部は出雲平野に至るまで続いており、標高は平坦部で概ね 30m から 400m、県境部の高所では 1,200m を超える峰が続き、1,000m を超える標高差がある。

河川をみると、奥出雲町では吾妻山、三国山、船通山を源とする斐伊川が西へ貫流し、雲南市に流入している。飯南町では大万木山、琴引山、女亀山を源とする神戸川が北へ貫流し、飯南町の南に流れる塩谷川は江の川に注いでいる。雲南市には、斐伊川本流と支流の赤川、三刀屋川、久野川、その他の支流である阿用川、吉田川などが流れているほか神戸川や波多川が流れており、加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平野部が広がっている。

雲南圏域は島根県の斐伊川及び神戸川上流にあり、東は鳥取県に、南は広島県に接する県境に位置しており、東西方向に約 50km、南北方向に約 60km の広がりを示す。

各市町の面積は、雲南市 553.18 km²、飯南町 242.88 km²、奥出雲町 368.01 km²である。

◆図表 2-1-1 雲南圏域の地勢



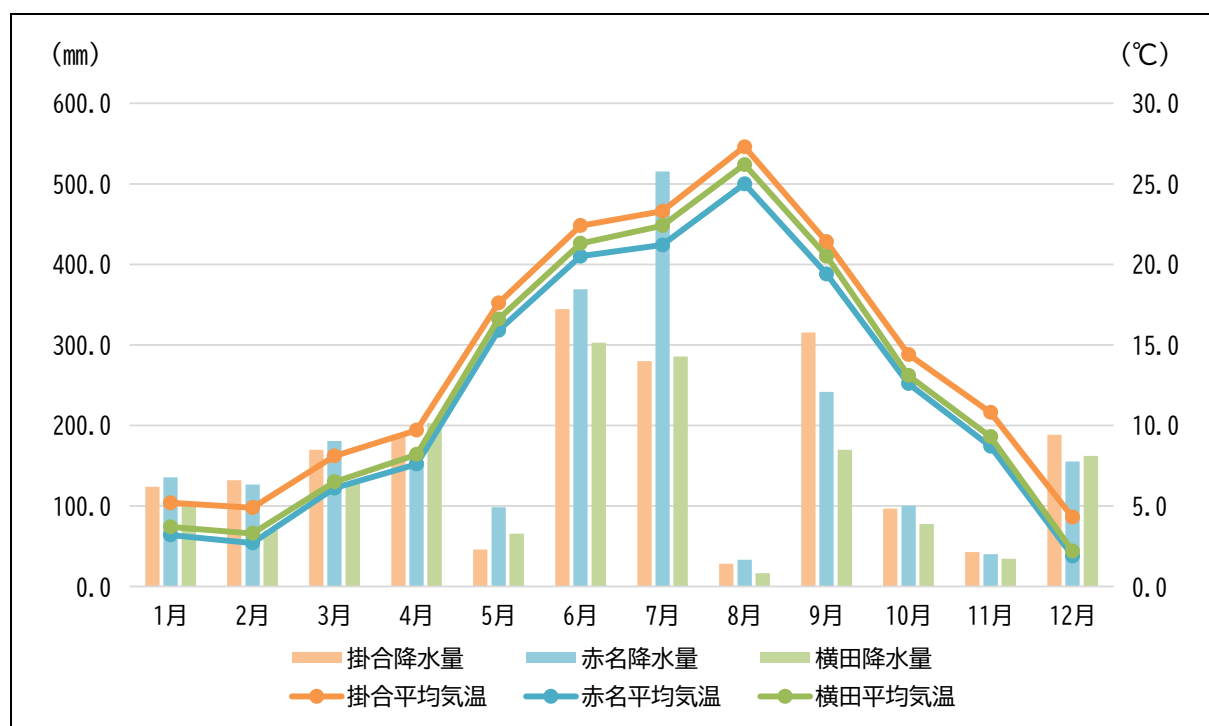
2 気 象

雲南圏域は、中国山地のほぼ中央に南北に長く位置していることから、気候についても南部と北部ではやや違いがみられる。

近年における年平均気温は 12.0～14.0℃、南北で平均約 2℃の温度差がある。気象観測点の標高が高いこともあり、最低気温は-5.7～-8.9℃である。年間降水量は 1,725.6～2,084mm さらに、積雪も多い地域であり、平成 28 年と平成 30 年に赤名地域で 120cm を超える大雪を記録している。

◆図表 2-1-2 気象概要

観測所名 区分 年月	掛合地域気象観測所				赤名地域気象観測所					横田地域気象観測所				
	気温(℃)			年間降水量 (mm)	気温(℃)			年間降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	気温(℃)			年間降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	平均	最高	最低		平均	最高	最低			平均	最高	最低		
平成28年	14.3	35.3	-7.0	2098.0	12.5	33.4	-9.6	2115.5	122.0	13.1	34.7	-11.3	1944.5	89.0
平成29年	13.5	36.9	-4.7	1888.5	11.5	34.3	-9.8	2175.5	93.0	12.0	34.4	-8.5	1996.0	90.0
平成30年	13.9	37.1	-8.4	1990.5	12.0	35.1	-12.6	2306.0	123.0	12.6	35.9	-13.0	1873.5	73.0
令和元年	14.1	36.0	-3.6	1543.5	12.2	34.4	-6.0	1671.5	25.0	12.9	35.3	-5.8	1197.0	35.0
令和2年	14.1	36.2	-4.6	1957.0	12.1	34.4	-6.4	2151.5	34.0	12.8	35.7	-6.0	1617.0	69.0
1月	5.2	16.5	-1.9	124.0	3.2	11.4	-3.8	135.5	1.0	3.7	16.0	-4.0	102.5	5.0
2月	4.9	20.1	-4.6	132.0	2.7	15.3	-6.4	126.5	24.0	3.3	19.3	-6.0	69.5	30.0
3月	8.1	22.3	-1.8	170.0	6.1	18.3	-3.5	180.5	8.0	6.5	20.7	-3.5	128.5	14.0
4月	9.7	27.2	-1.2	188.5	7.6	23.3	-2.9	156.0	0.0	8.2	25.7	-3.2	202.5	1.0
5月	17.6	29.3	4.6	46.0	15.9	27.6	4.4	98.5	0.0	16.6	28.6	4.4	65.5	0.0
6月	22.4	33.6	12.3	344.5	20.5	29.8	12.3	369.0	0.0	21.3	33.1	11.5	302.5	0.0
7月	23.3	33.5	16.4	280.0	21.2	29.5	15.5	515.5	0.0	22.4	32.7	15.7	285.5	0.0
8月	27.3	36.2	20.1	28.0	25.0	34.4	17.8	33.0	0.0	26.2	35.7	17.5	16.5	0.0
9月	21.4	35.2	10.4	315.5	19.4	32.6	7.6	241.5	0.0	20.5	34.5	8.5	170.0	0.0
10月	14.4	26.9	3.9	97.0	12.6	23.5	0.4	100.5	0.0	13.1	26.0	1.5	77.5	0.0
11月	10.8	25.4	0.9	43.0	8.7	22.1	-1.8	40.0	0.0	9.3	24.0	-1.1	34.5	0.0
12月	4.3	13.7	-1.8	188.5	1.9	11.0	-4.3	155.0	34.0	2.2	12.8	-5.8	162.0	69.0
5年平均	14.0	36.3	-5.7	1895.5	12.0	34.3	-8.9	2084.0	79.4	12.7	35.2	-8.9	1725.6	71.2



資料：気象庁「気象観測データ」

第2節 社会的概況

1 人口及び世帯数

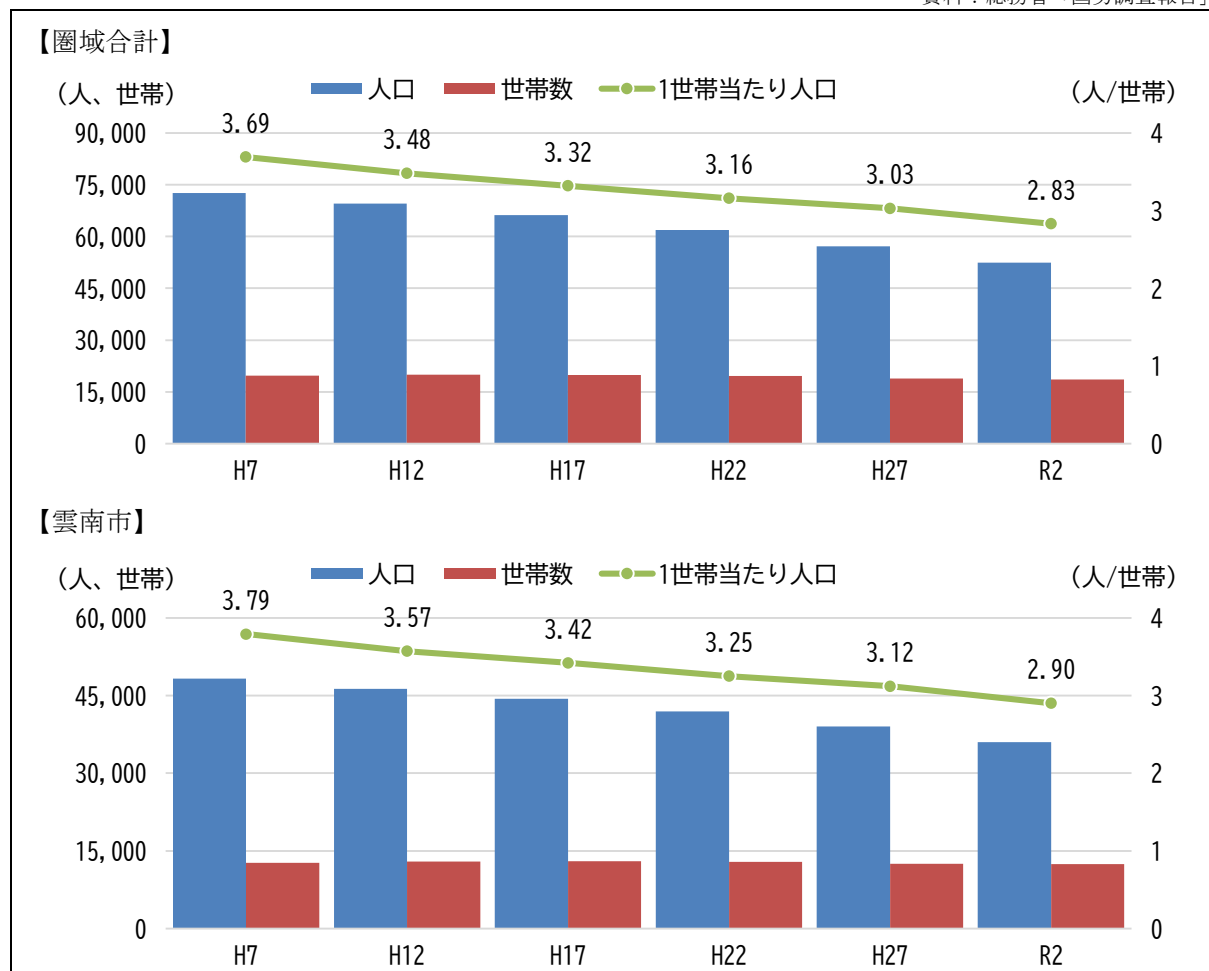
雲南圏域内の人口は減少傾向にあり、令和2年10月の国勢調査による市町別人口は、雲南市が36,007人、飯南町が4,577人、奥出雲町が11,849人となっている。各市町とも人口、世帯数ともに減少傾向にあるが、世帯数は人口に比べ減少率が低く、一世帯当たり人員数は年々減少し、核家族化が進んでいる。

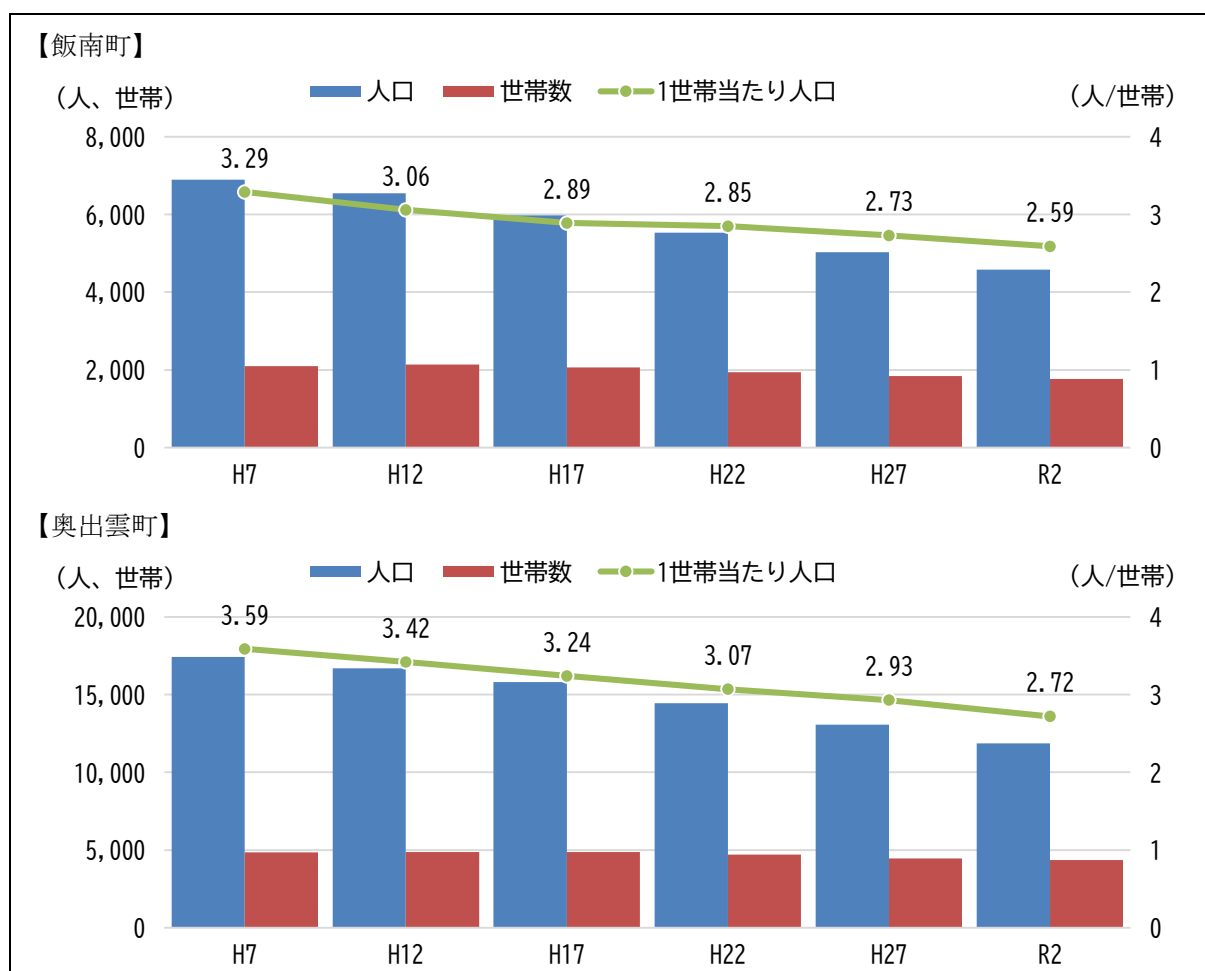
◆図表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

自治体	項目	単位	H7	H12	H17	H22	H27	R2
雲南市	人口	(人)	48,248	46,323	44,403	41,917	39,032	36,007
	世帯数	(世帯)	12,722	12,960	12,990	12,905	12,527	12,432
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.79	3.57	3.42	3.25	3.12	2.90
飯南町	人口	(人)	6,893	6,541	5,979	5,534	5,031	4,577
	世帯数	(世帯)	2,093	2,139	2,066	1,944	1,842	1,769
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.29	3.06	2.89	2.85	2.73	2.59
奥出雲町	人口	(人)	17,426	16,689	15,812	14,456	13,063	11,849
	世帯数	(世帯)	4,859	4,880	4,874	4,713	4,464	4,356
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.59	3.42	3.24	3.07	2.93	2.72
圏域合計	人口	(人)	72,567	69,553	66,194	61,907	57,126	52,433
	世帯数	(世帯)	19,674	19,979	19,930	19,562	18,833	18,557
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.69	3.48	3.32	3.16	3.03	2.83

注) 各年10月1日現在

資料：総務省「国勢調査報告」



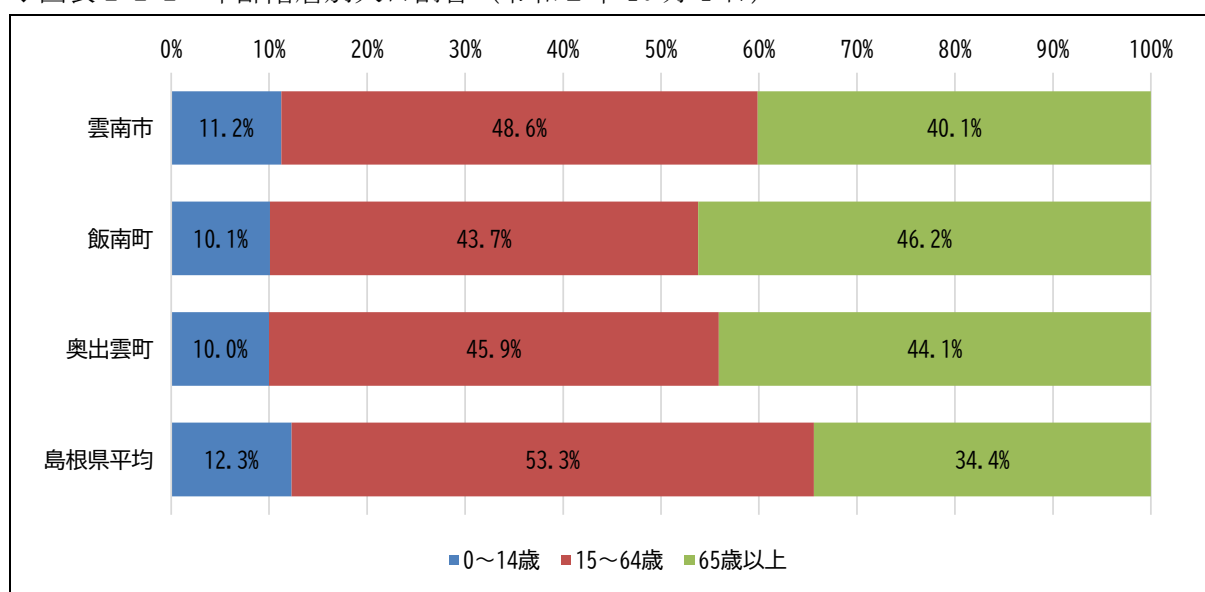


注) 各年 10 月 1 日現在

資料：総務省「国勢調査報告」

また、老年人口（65 歳以上）の割合は、雲南市 40.1%、飯南町 46.2%、奥出雲町 44.1% となっており、島根県合計 34.4% に比べると高い割合である。

◆図表 2-2-2 年齢階層別人口割合（令和 2 年 10 月 1 日）



注) 端数処理のため、合計が 100% とならない場合がある。

資料：総務省「国勢調査報告」

2 産業

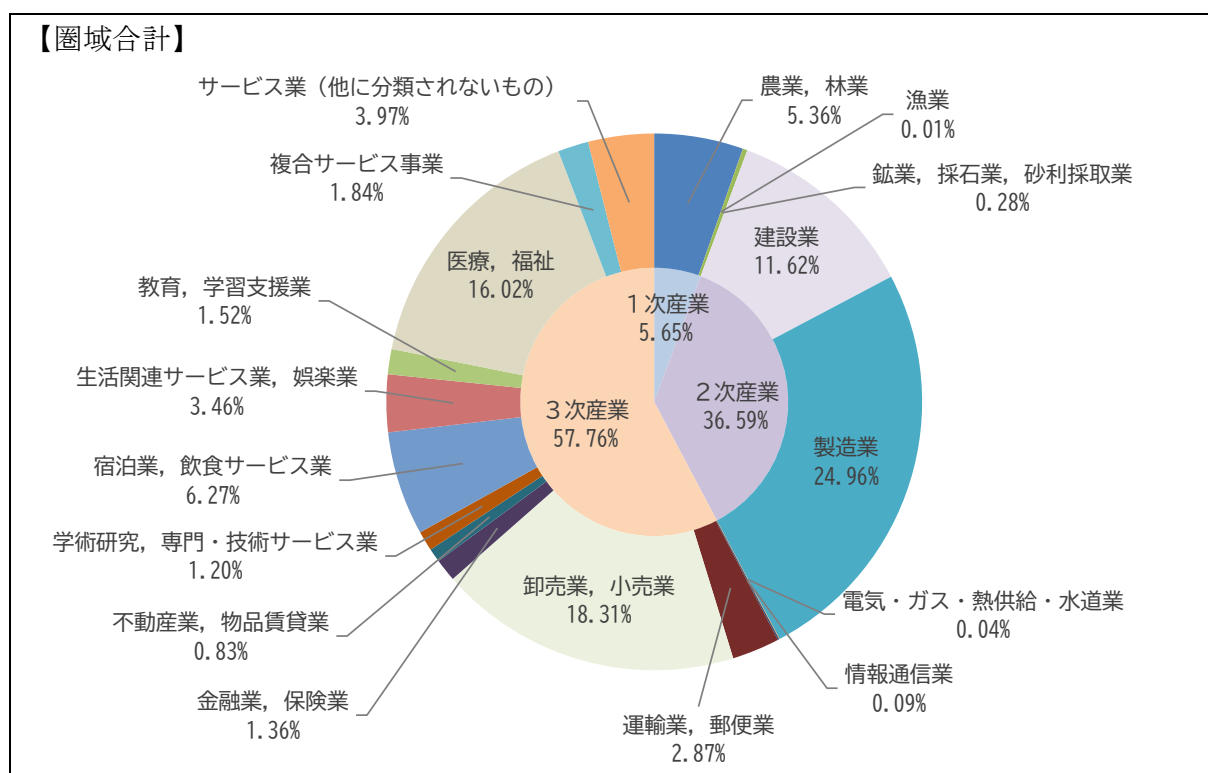
雲南圏域内の産業分類別就業者数割合は、製造業が 24.96%と最も多く、次いで製造業・卸売業、医療・福祉、建設業の順となっている。

市町別では、飯南町において医療・福祉が 19.61%と最も多く、農業・林業が 12.26%と建設業の 11.58%を上回っている。また、両市町とも第 3 次産業の割合が高い。

◆図表 2-2-3(1) 産業分類別就業者数とその割合（平成 28 年 6 月 1 日）

単位：人

項 目		雲南市	飯南町	奥出雲町	圏域合計
1 次産業	農業，林業	421	232	419	1,072
	漁業	2	-	-	2
	鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	56	56
2 次産業	建設業	1,542	219	562	2,323
	製造業	3,672	288	1,030	4,990
3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	-	8
	情報通信業	15	-	2	17
	運輸業，郵便業	354	74	146	574
	卸売業，小売業	2,415	301	943	3,659
	金融業，保険業	220	13	38	271
	不動産業，物品賃貸業	110	3	52	165
	学術研究，専門・技術サービス業	189	29	21	239
	宿泊業，飲食サービス業	661	165	427	1,253
	生活関連サービス業，娯楽業	559	49	84	692
	教育，学習支援業	153	1	150	304
	医療，福祉	2,194	371	637	3,202
	複合サービス事業	234	41	93	368
	サービス業（他に分類されないもの）	599	100	95	794
合計		13,342	1,892	4,755	19,989

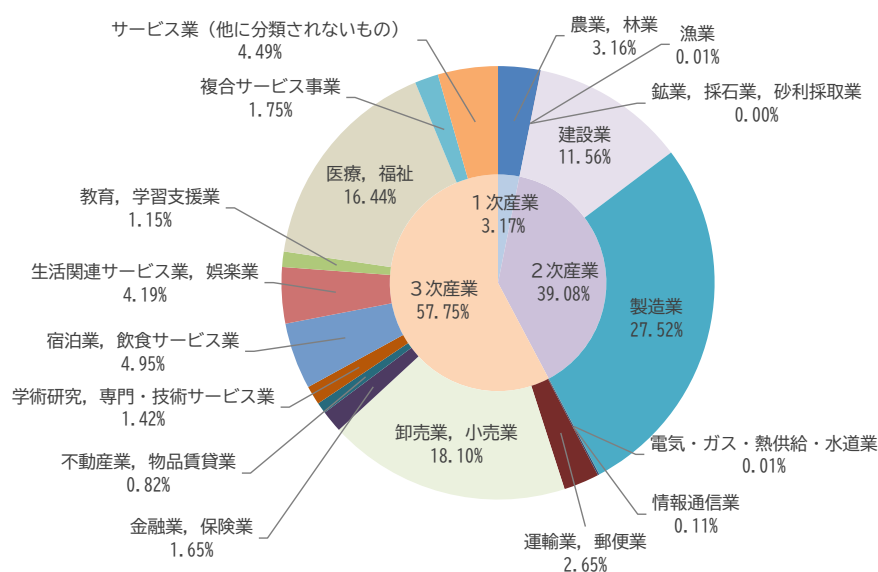


注）端数処理のため、合計が 100%とならない場合がある。

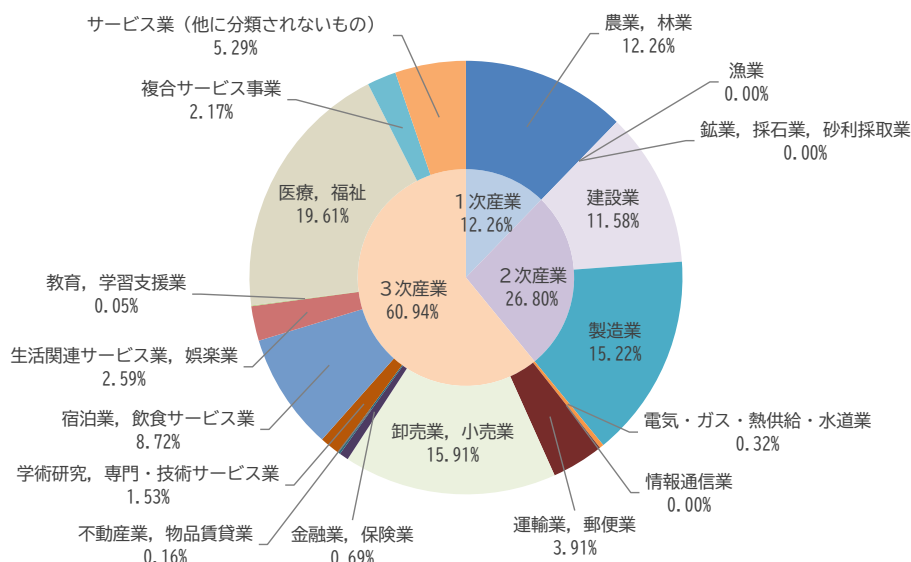
資料：島根県統計調査課「島根県統計書平成 30 年版」

◆図表 2-2-3(2) 市町別産業分類別就業者数とその割合（平成 28 年 6 月 1 日） つづき

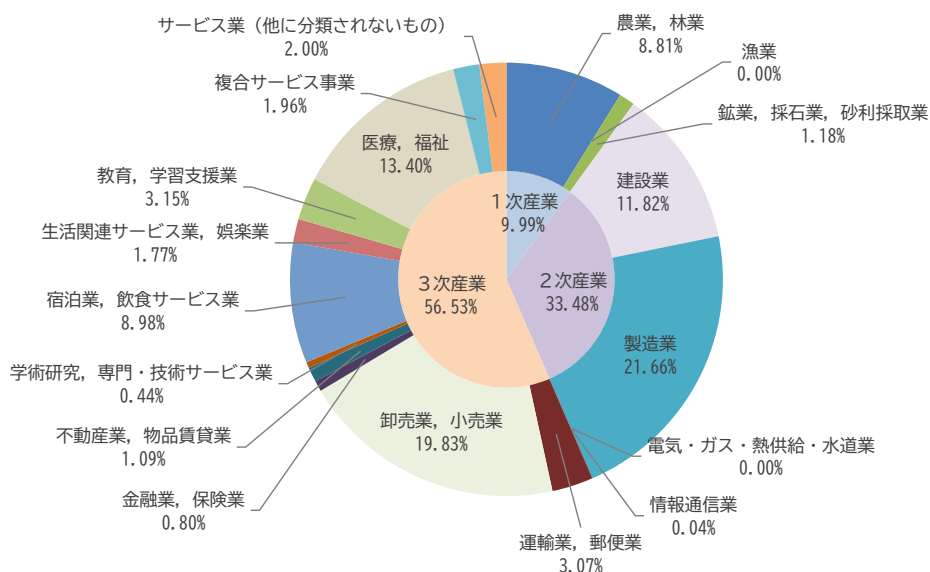
【雲南市】



【飯南町】



【奥出雲町】



注）端数処理のため、合計が 100% とならない場合がある。

資料：島根県統計調査課「島根県統計書平成 30 年版」

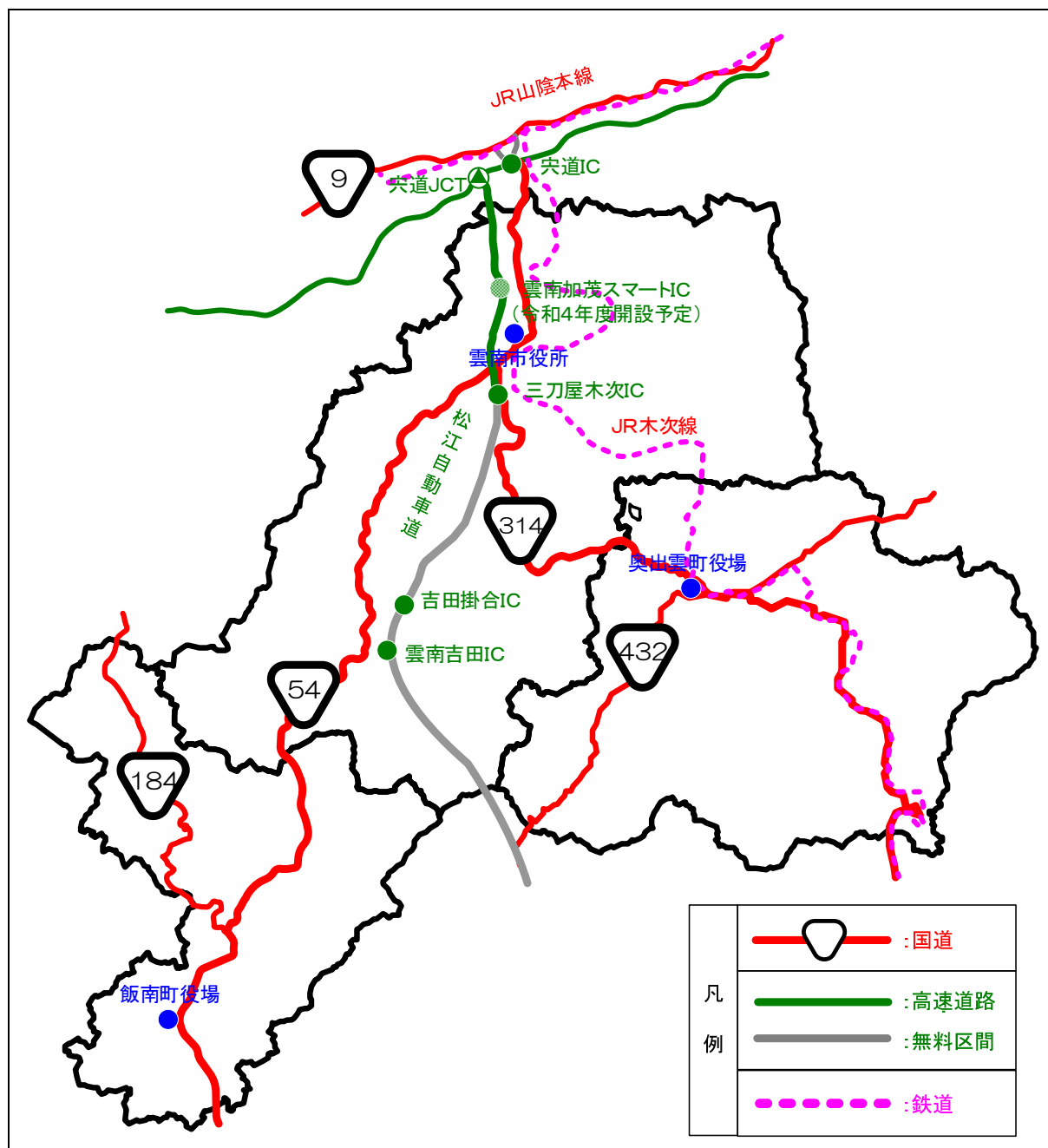
3 交通

雲南圏域の道路網は、国道 54 号及び国道 314 号が重要路線として南北に縦断している。加えて、山陰と山陽を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（愛称：中国やまなみ街道）が平成 27 年 3 月 22 日に全線開通し、広域交通を担っている。なお、雲南圏域内の一部は無料区間である。

また、雲南市内には、金城スマートインターチェンジに次ぎ、県内で 2 番目となる「雲南加茂スマートインターチェンジ」の設置が決定し、令和 4 年度の開設に向け順調に工事が進められており、完成後は、隣接して整備する神原企業団地への企業誘致や広域連携による周遊観光、また災害時における代替路の確保など今後の雲南市のまちづくりに大いに貢献することが期待されている。

一方、鉄道網は、ＪＲ木次線が雲南市の東側から奥出雲町を南北に通っており、通勤、通学等に利用されている。

◆図表 2-2-4 交通の概要



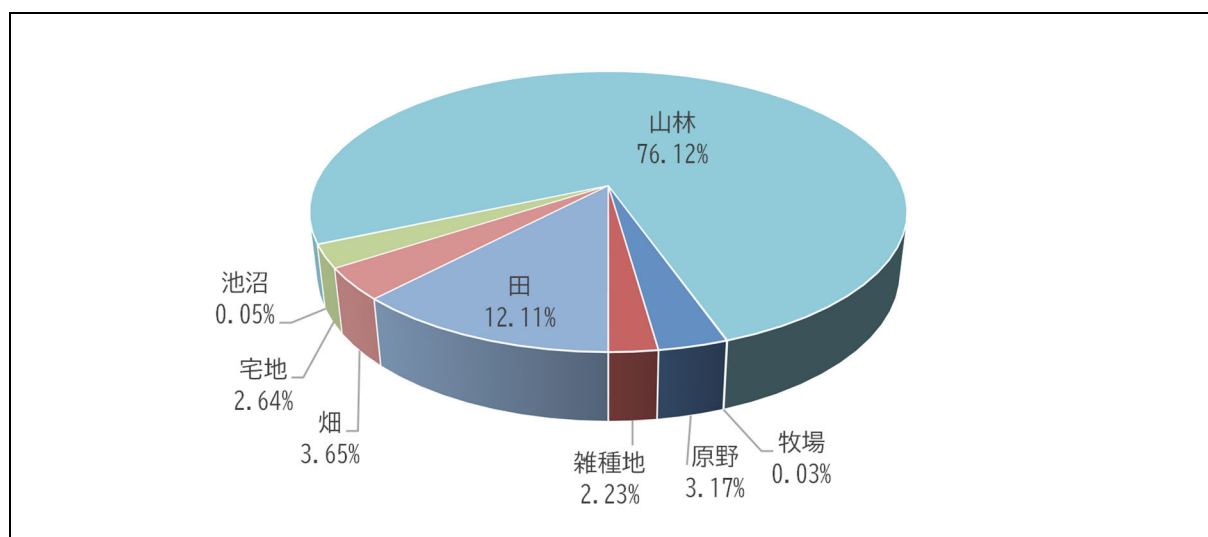
4 土地利用

雲南圏域の土地利用状況は、各市町とも概ね同様の傾向であり、75～80％が山林、15～20％が田畑である。宅地は1.5～3.5％である。

◆図表 2-2-5 地目別民有地面積（平成 31 年 1 月 1 日）

単位：10a（1,000m²）

自治体	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	総数
雲南市	30,762	10,335	10,020	31	217,708	140	13,884	6,533	289,414
飯南町	12,054	1,631	1,408	77	80,243	0	1,507	2,232	99,153
奥出雲町	24,140	8,188	3,172	174	122,825	7	2,118	3,554	164,177
圏域合計	66,956	20,154	14,601	283	420,776	147	17,509	12,318	552,744



注) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

資料：島根県統計調査課「島根県統計書平成 30 年版」

第3章 雲南圏域のごみ排出量将来見込み

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理フロー

雲南圏域における現在のごみ処理・処分の体系（ごみ処理フロー）は、ごみを搬入する施設の違いから3つの体制により処理・処分が行われている。

雲南圏域の処理・処分体系を3つの体制別フローとして取りまとめ、図表 3-1-1 に示した。

なお、本構想は次期可燃ごみ処理施設の整備に関するものであるが、ここでは、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理フローも併せて示す。

（1） 可燃ごみ

雲南圏域の可燃ごみは、1つの固形燃料化施設と1つの焼却施設で処理を行っている。

具体的には、雲南E Cで雲南市と飯南町から排出される可燃ごみの固形燃料化を行い、仁多K Cで奥出雲町から排出される可燃ごみの焼却処理を行っている。

なお、雲南市の一部（吉田町・掛合町）及び飯南町から排出される可燃ごみは、平成15年度から出雲市の出雲エネルギーセンターへ処理を委託してきたが、この委託処理は令和3年11月11日に終了した。そのため、雲南市の一部（吉田町・掛合町）から排出される可燃ごみは令和3年10月1日から、飯南町から排出される可燃ごみは令和3年11月12日から雲南E Cで統合処理を行っている。

（2） その他

雲南圏域の不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ・粗大ごみは、3つのリサイクル施設で処理を行っている。

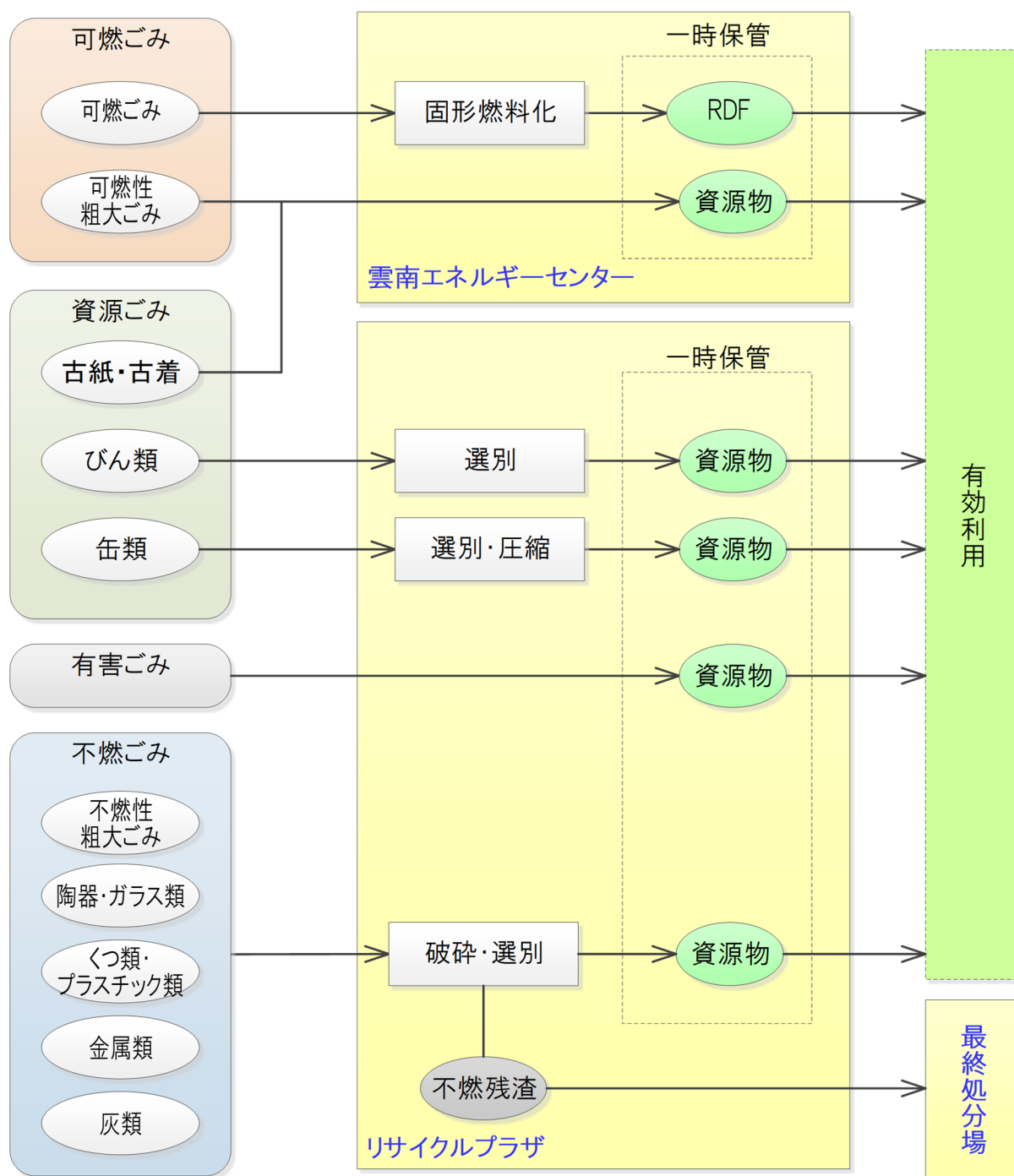
なお、リサイクルプラザでは可燃性粗大ごみの処理を行っていないため、雲南E Cに搬入し、布団、畳、木材等に選別され、資源物として搬出している。

補足 雲南E Cでの可燃ごみ統合処理の経緯

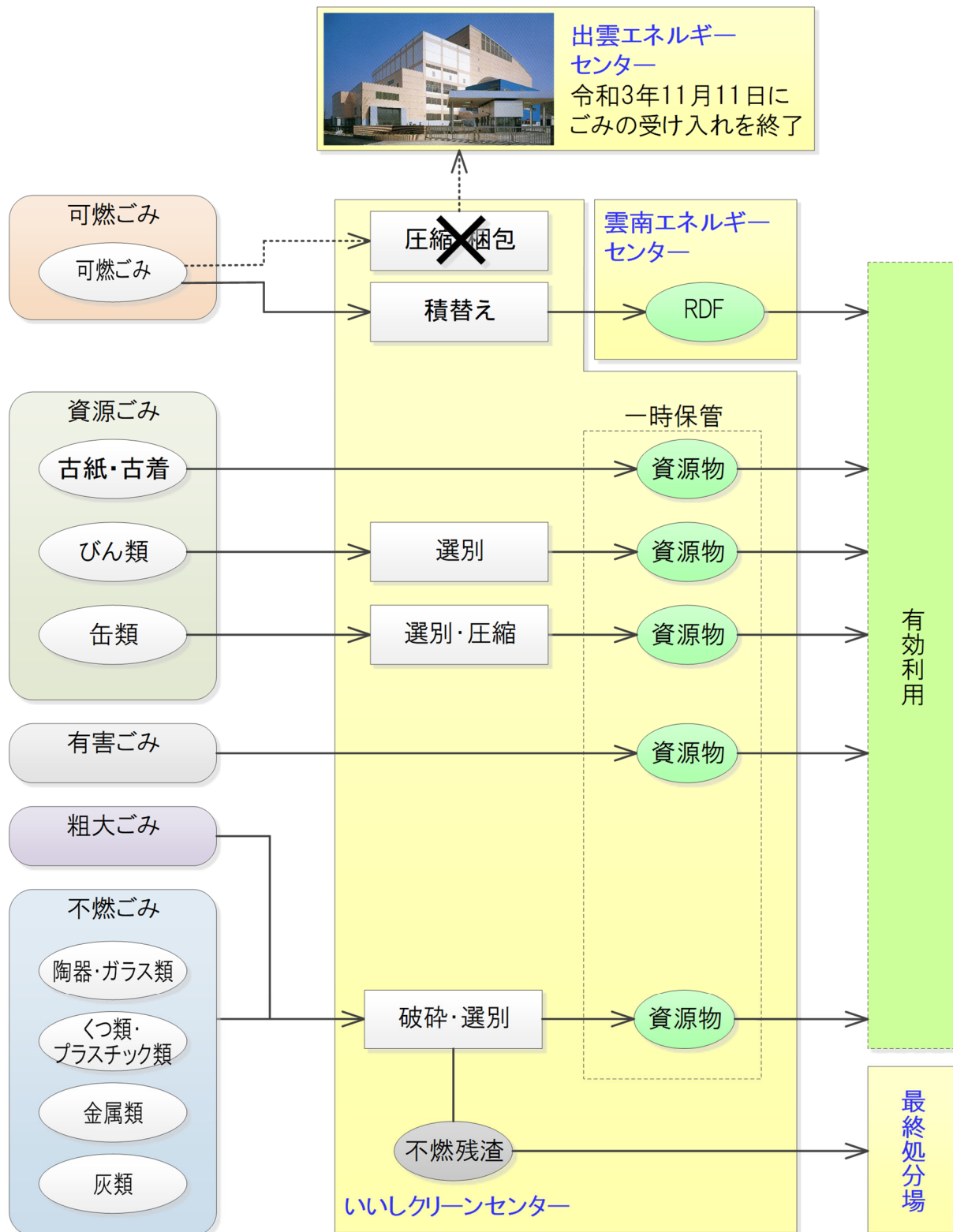
雲南市の一部（吉田町・掛合町）及び飯南町から排出される可燃ごみは、平成15年度から出雲市の出雲エネルギーセンターへ処理を委託して来たが、令和4年度から供用開始する出雲市次期可燃ごみ処理施設においては、他自治体のごみは受け入れないとの意向が示され、令和3年度末をもって委託処理を終了することとなった。

その後、出雲市次期可燃ごみ処理施設の供用開始時期が早まり、委託処理の早期終了の申し入れがあったことから、雲南市の一部（吉田町・掛合町）の可燃ごみは、9月末をもって委託処理を終了、飯南町の可燃ごみは11月11日をもって委託処理を終了し、11月12日以降、本組合から排出される可燃ごみは、全量雲南E Cで処理している。

◆図表 3-1-1 (1) 雲南市（大東町・加茂町・木次町・三刀屋町）ごみ処理フロー図



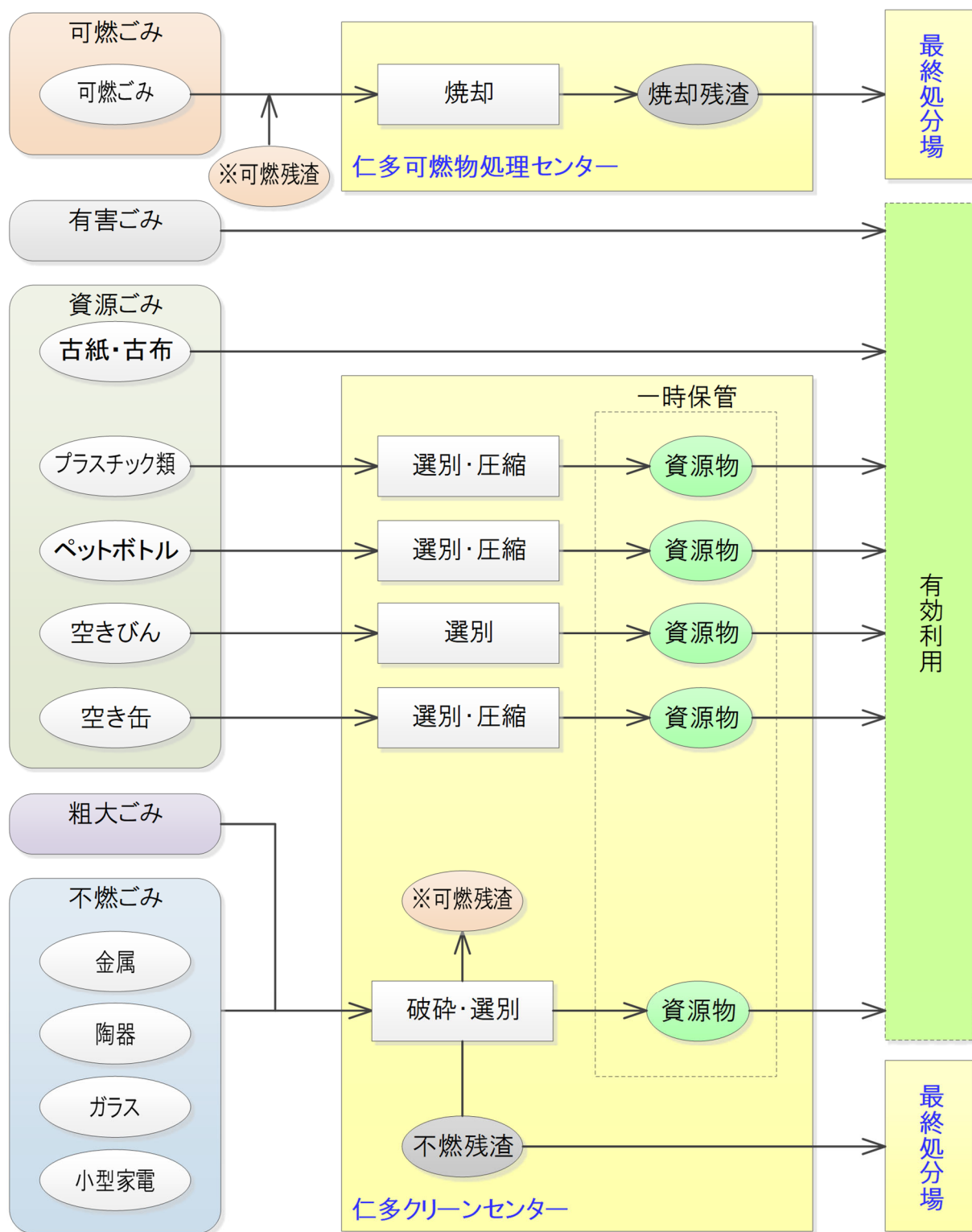
◆図表 3-1-1 (2) 雲南市（吉田町・掛合町）及び飯南町ごみ処理フロー図



補足 いいしCCでの中継運搬の経緯

- ・ 令和3年10月1日から雲南市（吉田町・掛合町）分の可燃ごみを雲南ECへ搬入。
- ・ 令和3年11月12日から飯南町分の可燃ごみを雲南ECへ搬入。
- ・ 令和3年10月～11月は、中継施設の改造工事によりいいしCCを経由せず雲南ECへ直送、令和3年12月以降（試運転期間を含む）いいしCCでの積替えを行い中継運搬とした。

◆図表 3-1-1 (3) 奥出雲町ごみ処理フロー図



2 分別状況

雲南圏域のごみの分別は、本組合と奥出雲町双方で異なる取扱いとなっている。

まず、本組合では、雲南 E C での可燃ごみ統合処理を開始することに先立ち、分別方法を令和 2 年 4 月に統一している。

一方、奥出雲町は、可燃ごみ処理方法の違いから、プラスチック容器、履物類等、灰類などの扱いが異なる。また、奥出雲町では、古紙・布類を収集しておらず、集団回収により直接資源化している。

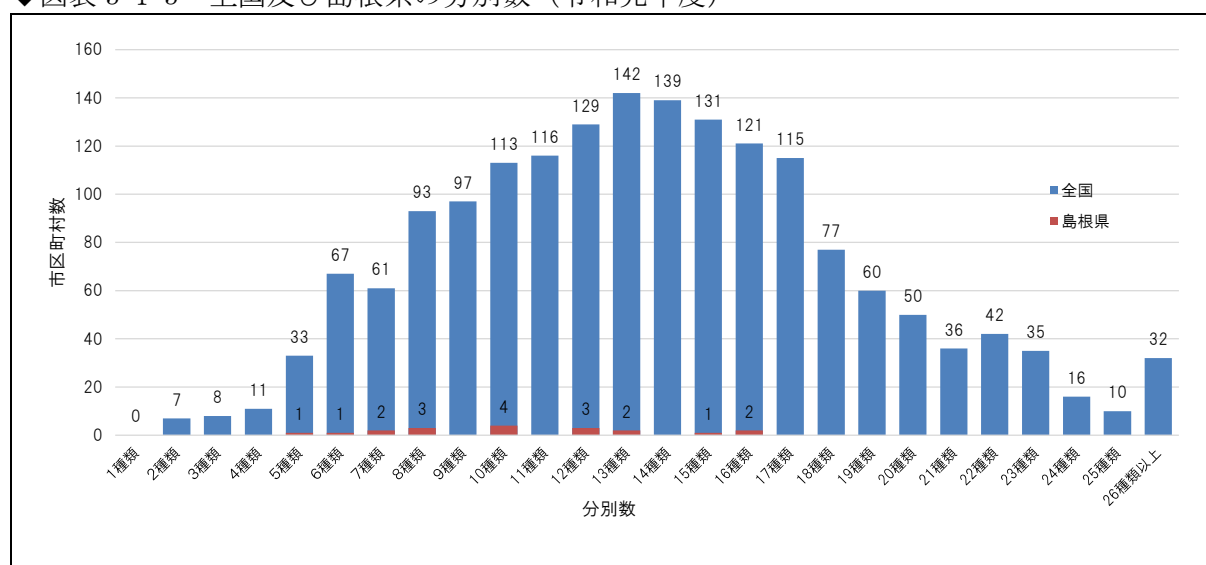
分別数は、全国市町村の状況をみると、13 種類あるいは 14 種類としている市町村数が多いなか、本組合管内で 10 種類、奥出雲町で 8 種類である。

広域処理においては、分別の統一が課題となる。

◆図表 3-1-2 雲南圏域の主な分別状況の違い（令和 2 年度以降）

項 目	雲南市		飯南町	奥出雲町
	大東町, 加茂町, 木次町, 三刀屋町	吉田町, 掛合町		
プラスチック容器、ビニール容器、ビニール袋	可燃	可燃	可燃	表示あり資源 表示なし可燃
シャンプー・リンス容器、台所用・洗濯用洗剤 容器、ラップ・フィルム、CD、ビデオテープ	不燃	不燃	不燃	表示あり資源 表示なし可燃
履物類、かばん類、塩化ビニール材質	不燃	不燃	不燃	可燃
飲み物の缶	資源	資源	資源	資源
食べ物の缶				不燃
スプレー缶	不燃	不燃	不燃	資源
飲み物のビン、薬のビン	資源	資源	資源	資源
化粧品のパビン	不燃	不燃	不燃	
灰類	不燃	不燃	不燃	可燃

◆図表 3-1-3 全国及び島根県の分別数（令和元年度）



（資料：「R 1 一般廃棄物処理実態調査票」環境省）

3 可燃ごみ処理施設の概要

可燃ごみ処理に係る施設は、雲南EC、いいしCC、仁多KCの3施設である。

雲南ECは、ごみ固形燃料を製造する施設として整備し、平成11年4月に供用を開始した。その後20年を経過し施設の老朽化が見られること、また、施設を令和13年度まで使用するため、令和元年度から令和2年度にかけて基幹的設備の改修工事を行った。なお、統合処理において1日当たりの稼働時間を延長し、処理能力を増強する方向で雲南保健所と協議中である。次期施設が完成するまでの間は、適正処理を維持していくため、必要に応じた補修・整備を実施するものとしている。

いいしCCは、出雲市への可燃ごみ処理委託において、効率的な運搬を行うための中継施設として平成15年12月に供用を開始した。出雲市への処理委託が終了し、雲南ECへの運搬に対応するため、令和3年に中継設備の改造、排水処理設備の改修工事を行った。

仁多KCは、可燃ごみの焼却施設として昭和56年10月に供用を開始した。その後、平成12年度から平成14年度においてダイオキシン類対策を網羅した基幹的設備改良工事を行ったが、供用開始から40年を経過するため施設の老朽化が顕著となり、定期補修等の維持管理が限界となりつつあることから、抜本的な対策を早期に行うことが必要となっている。

(1) 固形燃料(RDF)化施設

施設名	雲南エネルギーセンター（雲南EC）	設置主体	雲南市・飯南町事務組合
所在地	雲南市加茂町三代 1331-1		
処理方式	ごみ固形燃料(RDF)化方式		
施設規模	令和3(2021)年3月まで 30t/日(8時間稼働→固形燃料製造量 約15t/日) 令和3(2021)年4月から 30t+ α /日(稼働時間の延長による処理能力の増強を協議中)		
供用開始年月	平成11(1999)年4月 〔令和元(2019)年6月～令和3(2021)年3月 設備改修工事を実施〕		
対象地域	雲南市・飯南町全域		

(2) 可燃ごみ中継施設

施設名	いいしクリーンセンター（いいしCC）	設置主体	雲南市・飯南町事務組合
所在地	飯石郡飯南町都加賀 698-1		
処理方式	令和3(2021)年11月まで 圧縮・梱包(ベアリング方式) 令和3(2021)年12月から 貯留・積替(ダストドラム方式)		
施設規模	令和3(2021)年11月まで 15t/5h 令和3(2021)年12月から 8.4t/5h		
供用開始年月	平成15(2003)年12月 〔令和3(2021)年2月～令和3(2021)年12月 中継施設改造工事を実施〕		
対象地域	雲南市の一部(吉田町・掛合町全域)、飯南町		

(3) 焼却施設

施設名	仁多可燃物処理センター（仁多KC）	設置主体	奥出雲町
所在地	仁多郡奥出雲町三成 1392		
処理方式	機械化バッチ式焼却方式		
施設規模	20t/日(8時間稼働)		
供用開始年月	昭和56(1981)年10月 〔平成13(1999)年3月～平成14(1999)年11月 基幹的設備改良工事を実施〕		
対象地域	奥出雲町全域		

4 可燃ごみ収集運搬体制

雲南圏域の可燃ごみ収集体制は、図表 3-1-4 に示すとおりである。

雲南市、飯南町、奥出雲町いずれも可燃ごみの収集頻度は、週 2 回としている。

具体的には、雲南市大東町・加茂町は月曜日・木曜日、雲南市木次町、三刀屋町は火曜日・金曜日である。収集作業は、2 社の委託業者が行っており、常時稼働している車両は 4 台で、収集人員は、1 班 3 人、延べ作業人員数 12 名である。また、収集車両 1 台あたりの収集回数は、1 日に 3 回（往復）または 4 回（往復）である。

同様に、雲南市吉田町・掛合町は、月曜日・木曜日である。収集作業は、1 社の委託業者が収集を行っており、常時稼働している車両は 3 台で、収集人員は、1 班 2 人、延べ作業人員数 6 名である。また、収集車両 1 台あたりの収集回数は、1 日に 2 回（往復）または 3 回（往復）である。

飯南町の収集日は、火曜日・金曜日である。収集作業は、1 社の委託業者が行っており、常時稼働している車両は 3 台で、収集人員は、1 班 2 人、延べ作業人員数 6 名である。また、収集車両 1 台あたりの収集回数は、1 日に 2 回（往復）または 3 回（往復）である。

奥出雲町の収集日は、収集エリアごとに月曜日・木曜日、火曜日・金曜日、さらに、水曜日・土曜日が設定されている。収集作業は、1 社の委託業者が行っており、常時稼働している車両は 2 台で、収集人員は、1 班 2 人、延べ作業人員数 4 名である。また、収集車両 1 台あたりの収集回数は、1 日に 1 回（往復）または 2 回（往復）である。

収集実績をみると、雲南市、飯南町では 1 回あたりの収集時間が概ね 2 時間であるのに対し、奥出雲町では 3 時間近くを要しており、収集面積の広さを反映している。

◆図表 3-1-4 可燃ごみの収集運搬体制（令和元年度実績）

項 目	雲南市		飯南町	奥出雲町
面積	330 km ²	223 km ²	243 km ²	368 km ²
収集コース	月・木(大東・加茂) 火・金(木次・三刀屋)	月・木(吉田・掛合)	火・金(頓原・赤来)	月・木(仁多・横田の一部) 火・金(仁多・横田の一部) 水・土(仁多・横田の一部)
収集ステーション数	1,658 箇所	368 箇所	315 箇所	1,347 箇所
車両台数(常時稼働)	4 台	3 台		2 台
車種	3 t車	2 t車		4 t車
収集車両1台あたり 作業人員数	運転手1名 + 作業員2名	運転手1名 + 作業員1名		運転手1名 + 作業員1名
延べ作業人員数	12 名	6 名		4 名
1台あたり収集回数	3～4 回/日	2～3 回/日		1～2 回/日
1台あたり収集面積	12 km ² /回	14 km ² /回	16 km ² /回	36 km ² /回
1回あたり収集時間	1時間50分	2時間		2時間40分
1台あたり積載量	1,799 kg	952 kg		2,016 kg
1台あたり 収集ステーション数	62 箇所/回	23 箇所/回	20 箇所/回	132 箇所/回

※車両台数は、予備車を除く。

5 可燃ごみ収集運搬経費

雲南圏域の可燃ごみ収集運搬経費は、図表 3-1-5 に示すとおりである。

年間費用は、雲南市において約 7 千 4 百万円、飯南町において約 1 千 7 百万円、奥出雲町において約 1 千 7 百万円である。

可燃ごみの収集運搬に要する経費を人口 1 人あたりに換算した場合、飯南町が最も高く 3,588 円、次いで雲南市が 1,997 円、奥出雲町が最も安く 1,421 円となっている。

また、収集可燃ごみ 1 トン当たりでは、飯南町が最も高く 25,538 円、次いで雲南市が 13,130 円、奥出雲町が最も安く 8,208 円となっている。

◆図表 3-1-5 可燃ごみの収集運搬経費（令和 2 年度委託設計額）

項 目	雲南市	飯南町	奥出雲町	合 計
労務費	52,613 千円/年	12,007 千円/年	10,224 千円/年	74,844 千円/年
運転経費(燃料代)	4,985 千円/年	1,457 千円/年	2,096 千円/年	8,538 千円/年
車両費・維持費	10,796 千円/年	2,730 千円/年	5,072 千円/年	18,598 千円/年
間接費(一般管理費)	6,057 千円/年	837 千円/年	— 千円/年	6,894 千円/年
合 計	74,451 千円/年	17,031 千円/年	17,392 千円/年	108,874 千円/年
行政区域内人口	37,273 人	4,747 人	12,243 人	54,263 人
人口1人当たり収集運搬費	1,997 円/人	3,588 円/人	1,421 円/人	2,006 円/人
収集可燃ごみ排出量	5,670 t	667 t	2,119 t	8,456 t
収集可燃ごみ1t当たり収集運搬費	13,130 円/t	25,538 円/t	8,208 円/t	12,875 円/t

第2節 ごみ排出量等の現状

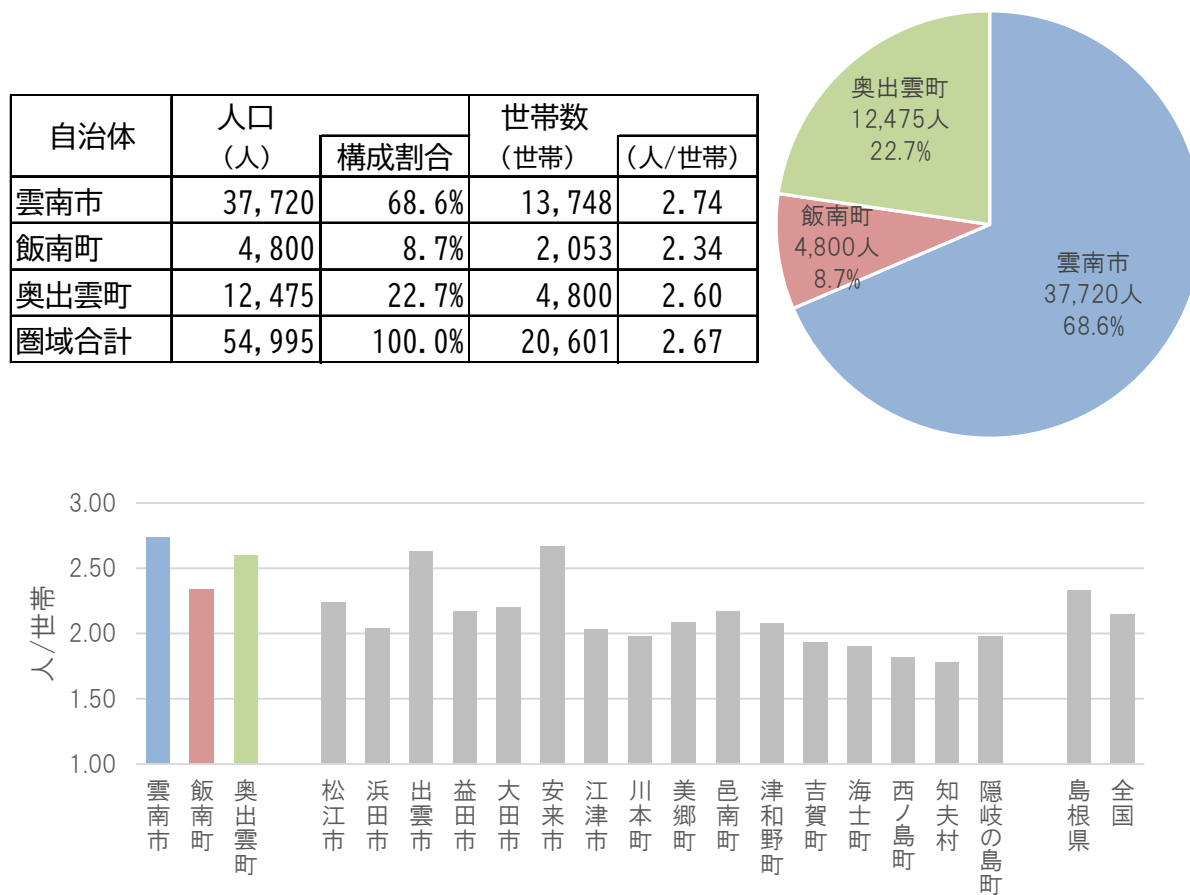
1 行政区域内人口・世帯数と年齢別人口

行政区域内人口の実績及び将来見込みは、現状の排出レベル、将来のごみ排出量を予測するための基本数値である。

雲南圏域の人口は、令和2年1月現在で 54,995 人となっており、その市町別構成割合は、雲南市 68.6%、飯南町 8.7%、奥出雲町 22.7%である。

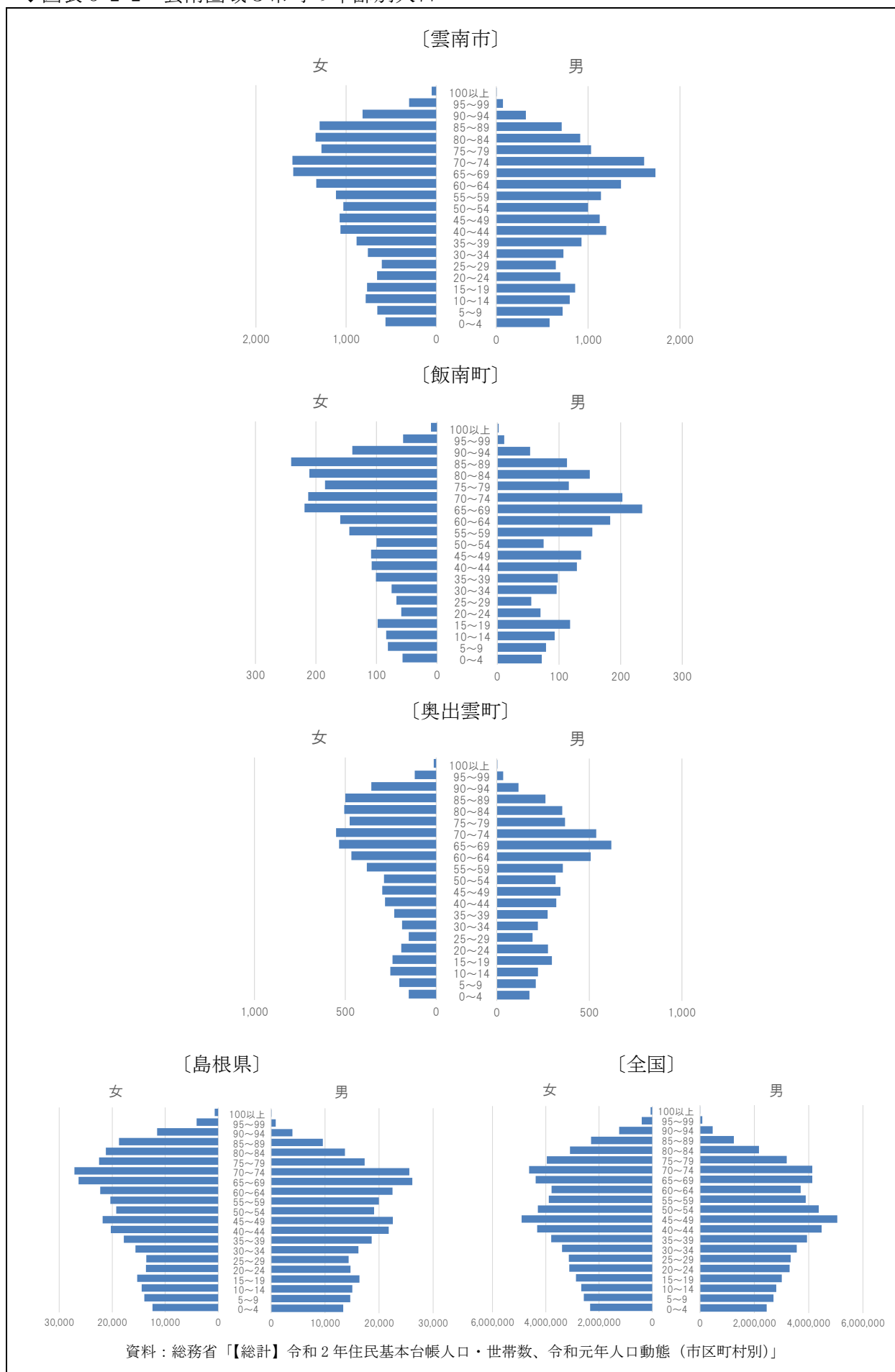
また、世帯当たりの人員数は雲南市 2.74 人、飯南町 2.34 人、奥出雲市 2.60 人であり、島根県内他市町村、島根県平均、全国平均に比較して多い傾向にある。世帯あたり人口の減少は核家族化によるものであるが、図表 3-2-2 雲南圏域3市町の年齢別人口にもみられるように、65 歳以上の高齢者人口が、他の年齢層に比べて非常に多いことが分かる。

◆図表 3-2-1 雲南圏域の行政区域内人口と市町別構成割合（住民基本台帳令和2年1月1日現在、外国人含む）



資料：総務省「【総計】令和2年住民基本台帳人口・世帯数、令和元年人口動態（市区町村別）」

◆図表 3-2-2 雲南圏域 3 市町の年齢別人口



2 国におけるごみ排出抑制等の目標

雲南圏域におけるごみ処理の広域化は、環境省所管の循環型社会形成推進交付金制度を活用した施設整備を基本とする。そのため、原則、ごみ排出量^{※1}等は、国の目標値等に従ったものとするのが求められる。

ここで、国は「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年策定）」において、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量^{※2}の目標値を約 440 グラム（2025 年度目標）、「廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年策定）」において、リサイクル率^{※3}27%（2022 年度目標）の目標値を示している。

また、国においては、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を令和 4 年 4 月に施行予定である。さらに、環境省では、自治体にプラスチックのリサイクルを働きかけることを目的として、法施行後は、循環型社会形成推進交付金の交付要件に「プラスチック類を資源ごみとして回収していること。」を追加する（令和 3 年全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料／環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）としており、容器包装類やその他のプラスチック類の分別、資源化促進を求めている。

なお、雲南圏域は、全域が過疎地域であり、上記の追加交付要件の対象除外地域とされている。

◆図表 3-2-3 国の目標

計 画 別	ごみ排出量 (2025 年度目標値)	リサイクル率 ^{※3} (2022 年度目標値)
第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年策定）	家庭系ごみ排出量 ^{※1} 約 440 g/人・日 ごみ排出量 ^{※2} 約 850 g/人・日	—
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年告示）	家庭系ごみ排出量 ^{※1} 約 500 g/人・日	27%
廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年策定）	—	27%

※1	ごみ排出量	=	生活系ごみ排出量	+	事業系ごみ排出量
※2	家庭系ごみ排出量	=	生活系ごみ排出量	—	生活系資源ごみ排出量
※3	リサイクル率	=	資源化量	÷	ごみ排出量

◆プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における市町村による分別収集等

【市区町村の分別収集・再商品化】

- ・ プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- ・ 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。（主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能）

◆プラスチックごみ回収に係る財政支援（2021 年 6 月 17 日報道）

環境省は、新たにプラスチック資源の一括収集に取り組む市町村に、特殊な財政需要が生じた自治体に配分する特別交付税制度などの活用を検討する。収集時の車両や作業員の配置に必要な費用を対象。

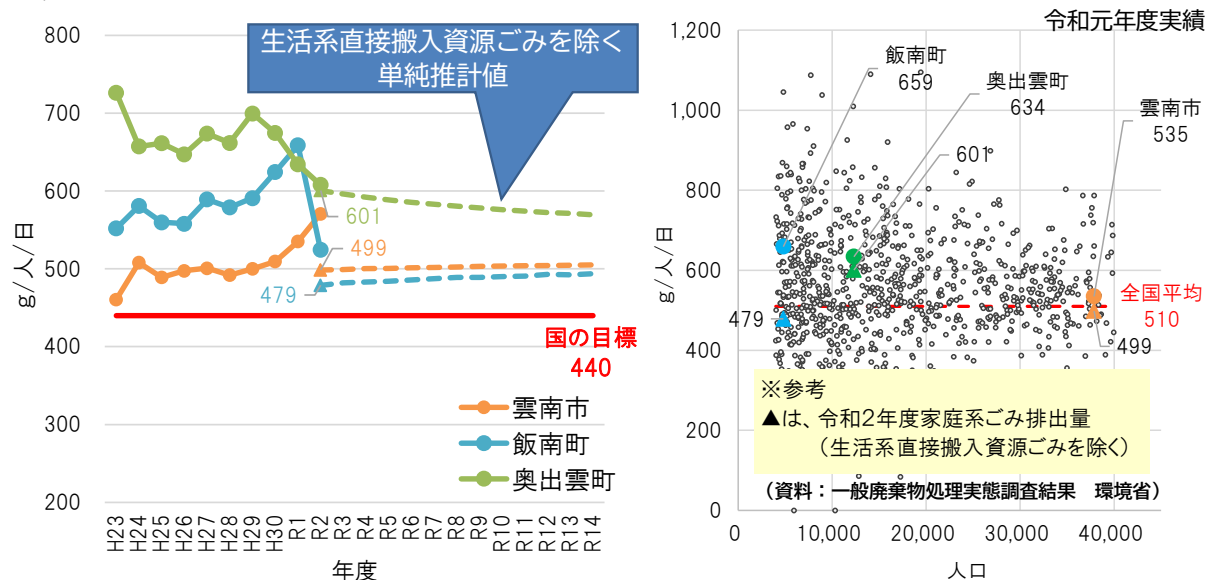
(1) 排出量（排出レベル）

雲南圏域における令和2年度の家庭系ごみ排出量は、国の目標（約440 g/人・日）に対し、雲南市 499 g/人・日、飯南町 479 g/人・日、奥出雲町 601 g/人・日といずれも上回っている。なお、事業系ごみも含めたごみ排出量は、国の目標（約850 g/人・日）をいずれも下回っている。

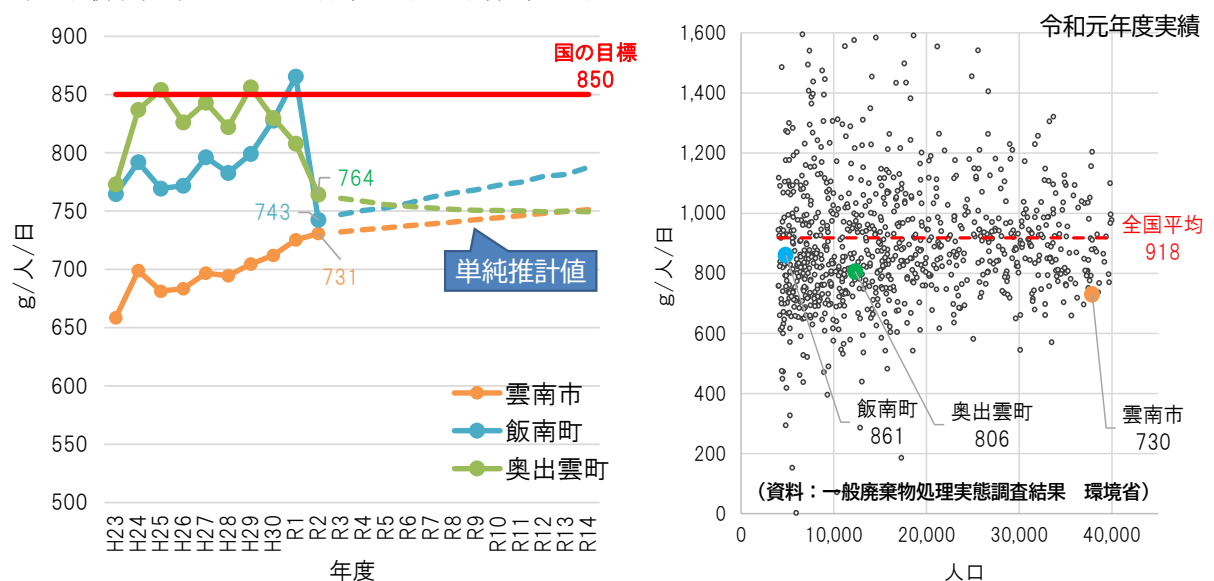
また、市町村比較では、家庭系ごみ排出量は全国平均を上回る一方、事業系を含めた合計排出量では下回る状況となっている。

◆図表 3-2-4 雲南圏域のごみ排出量と全国市町村との比較

〔家庭系ごみ排出量〕・・・生活系ごみから資源ごみを除いたもの



〔ごみ排出量〕・・・生活系ごみ＋事業系ごみ



補足 生活系直接搬入資源ごみ

雲南圏域は、一般家庭から持ち込まれる直接搬入ごみ（可燃・不燃・資源が混載で搬入されることが多い）から多くの資源物を回収している。よって、本構想においては、施設での機械処理前に資源として回収された量を資源ごみとして扱うこととした。

(2) 資源化量（リサイクル率）

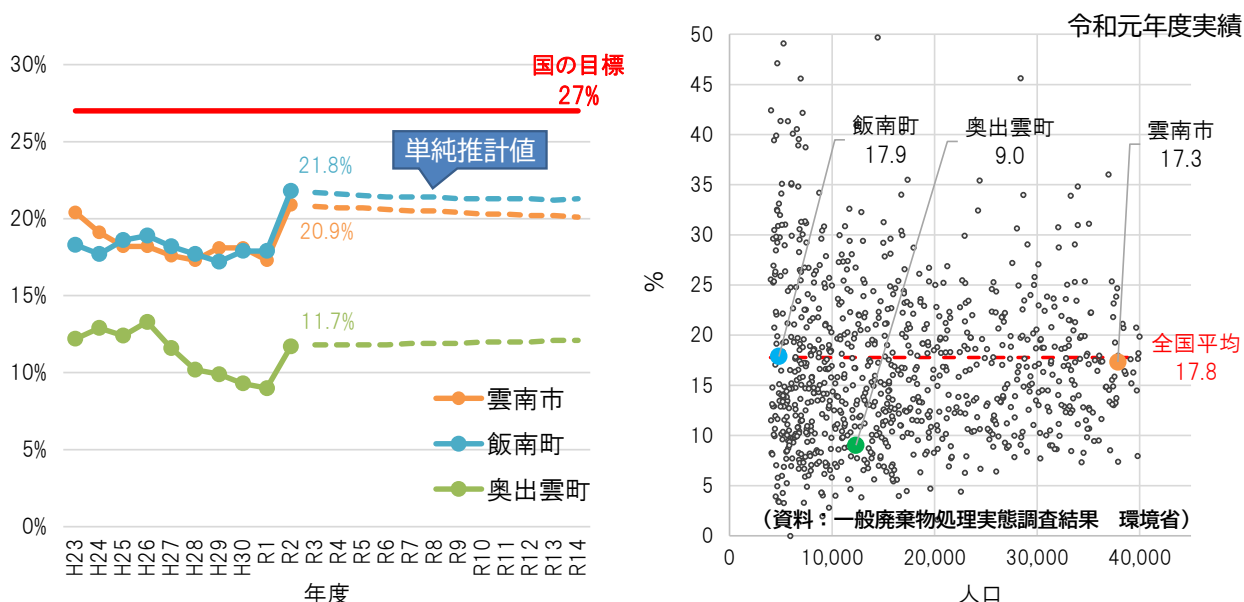
リサイクル率（固形燃料を除く）は、雲南市20.9%、飯南町21.8%、奥出雲町11.7%であり、国の目標値を下回っている。その要因として、容器包装プラスチック類の資源化を行っていないことがあげられるが、他の理由として古紙類の著しい減少があげられる。

ここで、今後の資源物回収量を想定すると、古紙類については、新聞・雑誌の販売量の減少、事業者による回収があげられることから、大きく増加させることは困難であると考えられる。また、圏域においては、古紙類やペットボトル、トレイ等の事業者による拠点回収が行われており、行政による資源ごみ収集の負担軽減につながっている。

以上を踏まえ、雲南圏域における将来のリサイクル率は、事業者による回収状況を踏まえて、新たな取り組みによる増を見込むものとする。

◆図表 3-2-5 雲南圏域のリサイクル率と全国市町村との比較

[リサイクル率]・・・資源化量÷ごみ排出量



3 既定計画目標値

雲南圏域3市町の可燃ごみ排出量の推移は、図表3-2-7に示すとおりである。

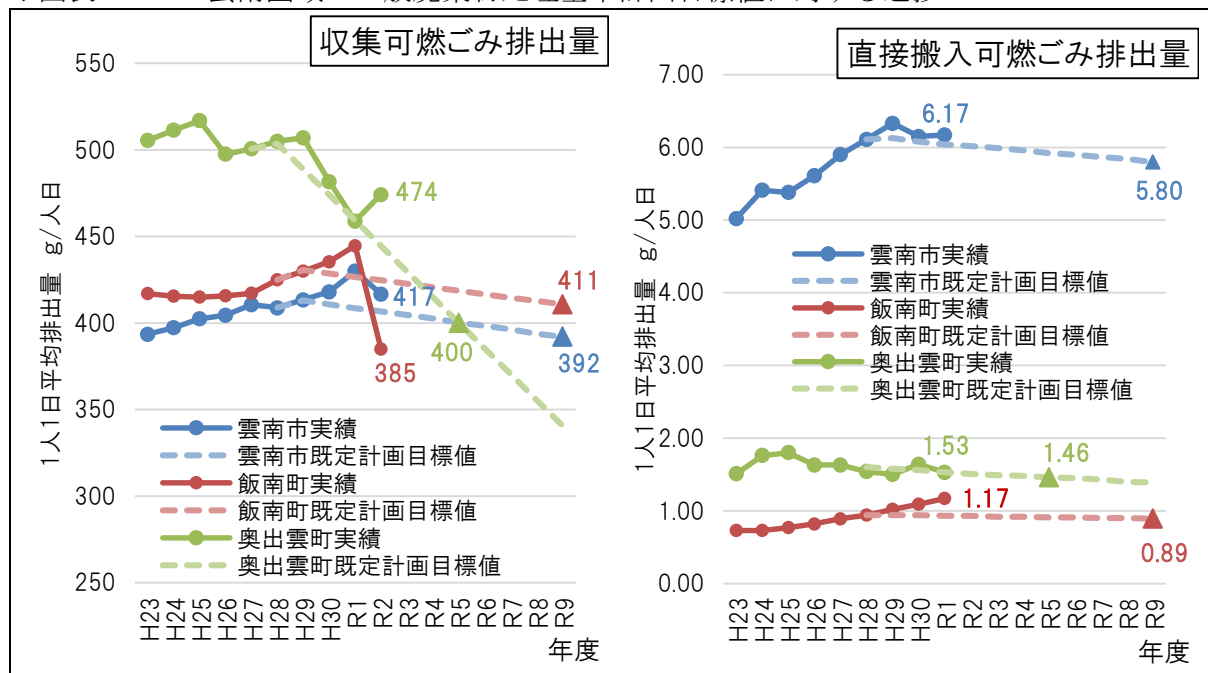
雲南市、飯南町の収集可燃ごみ排出量は、増加傾向で推移していたが、令和2年度に減少傾向に転じている。これは、令和4年度から開始予定としている雲南ECでの統合処理に先立ち、令和2年4月からいいしCCエリアの分別を変更したことによるものである。一方、奥出雲町の収集可燃ごみは、概ね減少傾向で推移している。奥出雲町が概ね既定計画目標値レベルであるのに対し、雲南市、飯南町は目標値と実績値が乖離しつつある。

直接搬入可燃ごみは、雲南市、奥出雲町において概ね既定計画目標値レベルであるのに対し、飯南町は目標値と実績値が乖離しつつある。

◆図表 3-2-6 雲南圏域の一般廃棄物処理基本計画目標値

自治体	雲南市	飯南町	奥出雲町
基準年度	H28	H28	H27
目標年度	令和9年	令和9年	令和5年
目標値設定	・ 収集可燃ごみ 現状(H28)から10g/人・日削減 ・ 直接搬入可燃ごみ 現状(H28)から5%削減 ・ 収集可燃ごみ 古紙類を10g/人・日分別	・ 収集可燃ごみ 現状(H28)から10g/人・日削減 ・ 直接搬入可燃ごみ 現状(H28)から5%削減 ・ 収集可燃ごみ 古紙類を10g/人・日分別	・ 家庭系収集可燃ごみ 現状(H27)から5%削減 ・ 家庭系直接搬入可燃ごみ 現状(H27)から5%削減 ・ 家庭系収集可燃ごみ 紙類を25g/人・日分別 プラスチックを50g/人・日分別
目標値	・ 収集可燃ごみ 392g/人・日 ・ 直搬可燃ごみ 5.80t/日	・ 収集可燃ごみ 411g/人・日 ・ 直搬可燃ごみ 0.89t/日	・ 家庭系 収集可燃ごみ 400g/人・日 直搬可燃ごみ 62g/人・日 紙類(集団回収) 80.6g/人・日 資源ごみ 61.9g/人・日 (プラスチック) —
主要施策	・ 生ごみ減量化の促進(3キリ運動) ・ 資源物分別収集徹底の啓発	・ 生ごみ減量化の促進(3キリ運動) ・ 資源物分別収集徹底の啓発	・ 分別説明会の開催

◆図表 3-2-7 雲南圏域の一般廃棄物処理基本計画目標値に対する進捗



4 可燃ごみ広域処理に向けた課題

雲南圏域における可燃ごみ広域処理に向けた課題において、ごみ処理全般の課題は以下のとおりである。

(1) 可燃ごみの排出に関する課題

現在、3市町のごみ排出量レベルには差が見られることから、広域処理において必要な、統一感のあるごみ排出抑制目標値等を設定する必要がある。

また、組合構成市町村の分別区分についても違いがあり、プラスチック類等、可燃ごみとして取り扱う品目の統一が不可欠である。

(2) 可燃ごみの収集運搬に関する課題

収集運搬については、運搬距離の遠方化により収集運搬に要する時間が長くなる。簡易な中継方式、あるいは直送方式の強化（人員、車両の増強）の検討が必要となる。

直送方式の場合、遠方自治体では個別に住民や事業者の直接持込対応が必要となる場合があるため、直接持込用の排出ステーションの設置や事業者も含めたステーション収集対応等の検討が必要となる。

(3) 可燃ごみの処理に関する課題

可燃ごみ処理施設については、広域処理による施設の大型化が求められているが、雲南圏域での施設は1日の処理能力が100トンに満たない小型施設となることから、その処理方式の採用に関し、経済性や環境保全性等の検討が必要である。

また、広域処理に関しては、収集運搬から施設整備、施設維持管理に係る経済性、環境保全性等の検討も不可欠である。

(4) 既存ストックに関する課題

広域処理施設の建設にあたり、既存の施設や人材の活用方法について検討する必要がある。

補足 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する国の方針

(平成31年3月29日環循適発第1903293号抜粋)

ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

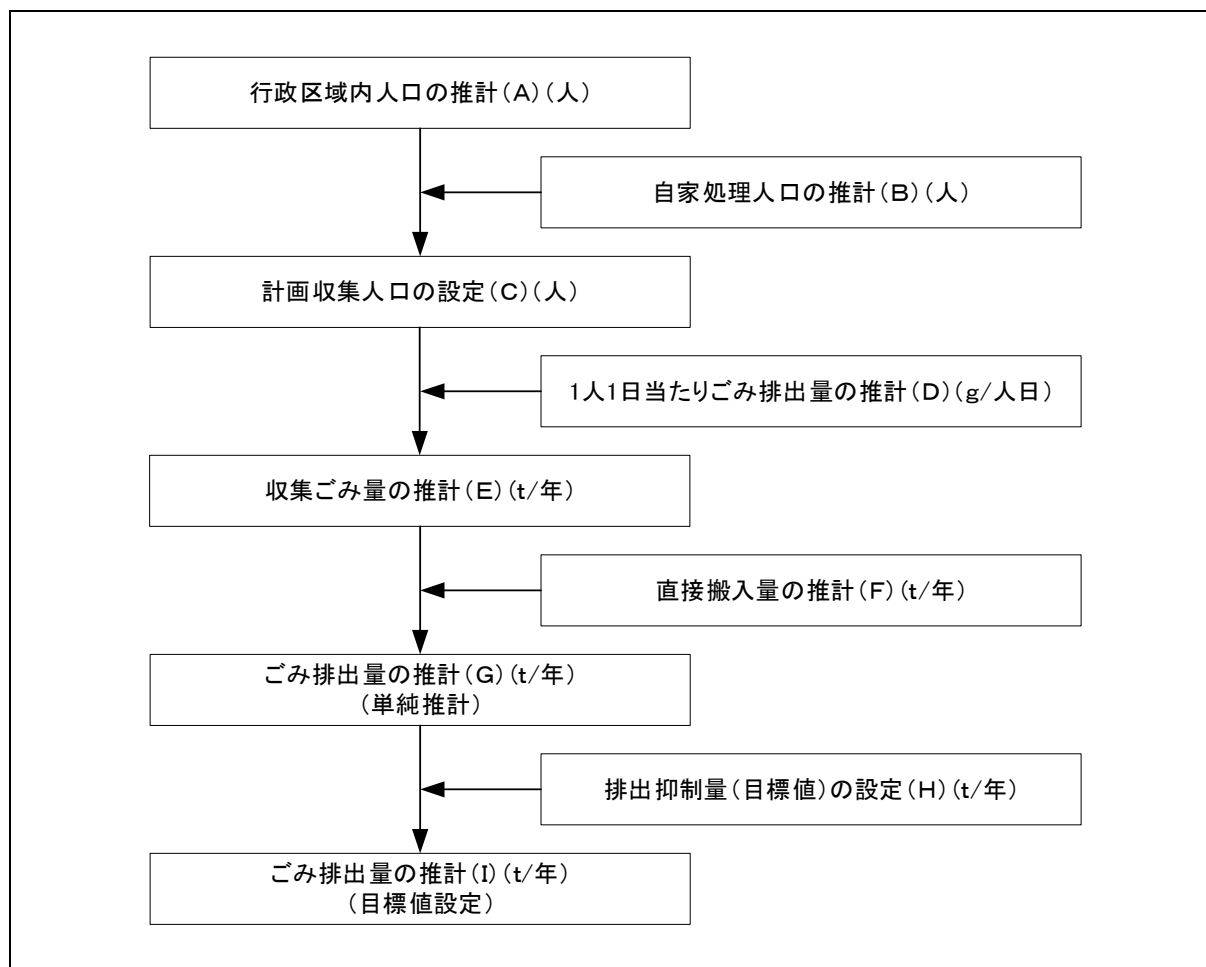
なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

第3節 ごみ排出量の将来見込み

1 ごみ排出量の将来推計方法

雲南圏域における人口及びごみ排出量の将来推計方法は、図表 3-3-1 に示すとおりである。行政区域内人口の将来推計は、過去 10 ヶ年の実績に基づくトレンド法により行うこととし、計画収集人口については、(行政区域内人口－自家処理人口) により求めるものとした。なお、自家処理人口は 0 人であるため、行政区域内人口と計画収集人口は同値となる。

◆図表 3-3-1 ごみ排出量の将来推計方法



2 目標設定におけるプラスチック類分別有無等の検討ケース

処理対象量の将来見込みを設定するに際し、交付金制度における条件を考慮しておくことが必要である。国においては、循環型社会形成推進交付金の交付要件に「プラスチック類を資源ごみとして回収していること。」を追加することとしているが、雲南圏域は全域が過疎地域であるため、この要件は除外されるものの、容器包装類やその他のプラスチック類の分別等の取り組み方針について今後しっかりと検討して行くことが不可欠な状況にある。

そこで、処理対象量の将来見込みについては、プラスチック類の分別の有無等のケース別に設定するものとした。

具体的には、図表 3-3-2 に示す 3 ケースとした。

◆図表 3-3-2 検討ケース

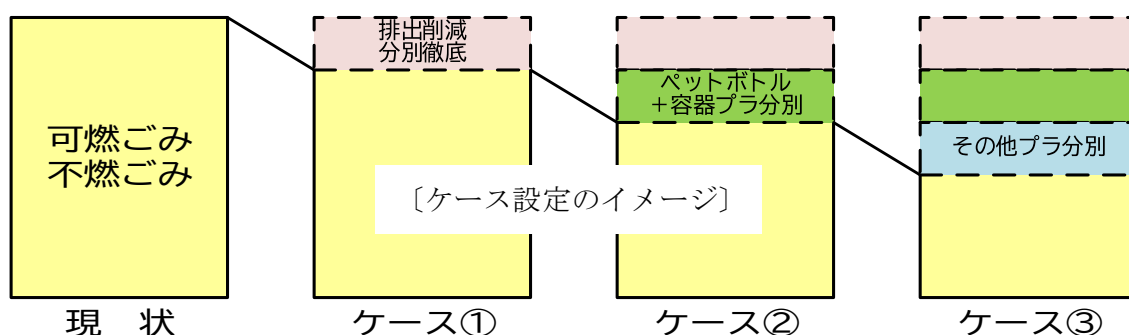
ケース① 現状の分別方式において、ごみ排出量を削減するため、ごみ排出削減、分別徹底に関する目標値を設定するものである。
ケース② ケース①に加え、雲南市、飯南町において実施していないペットボトル、プラスチック製容器包装類の分別を新たに行うものである。実施済みの奥出雲町は、分別徹底の目標値とする。
ケース③ ケース②に加え、おもちゃ等のその他プラスチック類の分別を行うものとする。

また、各ケースともに、直接搬入される生活系ごみについても収集ごみと同様の割合で排出削減、分別徹底の目標値を設定する。なお、生活系直接搬入ごみには、一部、事業系ごみが混入していることから、施設で資源物として回収されないもののうち、3分の1を事業系ごみと仮定し、のこり3分の2に対して目標値を設定することとする。

◆図表 3-3-3 検討ケースの総括

区分	雲南市	飯南町	奥出雲町
ケース①	排出削減 ・食べ残し、手つかず食品の排出削減		
	分別徹底 ・古紙類の分別徹底		分別徹底 ・古紙類の分別徹底、布類の分別徹底
ケース②	ケース①に加え 分別変更 ・ペットボトルの分別 ・プラスチック製容器包装類の分別		ケース①に加え 分別徹底 ・ペットボトルの分別徹底 ・プラスチック製容器包装類の分別徹底
ケース③	ケース②に加え 分別変更 ・おもちゃ等その他プラスチック類の分別		

※ケース③のその他プラスチック類の分別は、対象とするごみ種類を収集可燃ごみ、収集不燃ごみとする。



3 目標値を達成した場合のごみ排出量の将来見込み

雲南圏域における目標値を達成した場合の可燃ごみ排出量の将来見込みは、図表 3-3-4 に示すとおりである。

収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみを合計した可燃ごみ年間排出量は、単純推計値の 9,894 トンに対し、ケース①で 9,611 トン（単純推計値に対し－2.9%減）、ケース②で 9,184 トン（単純推計値に対し－7.2%減）、ケース③で 9,173 トン（単純推計値に対し－7.3%減）と見込む。

◆図表 3-3-4 目標値を達成した場合の可燃ごみ排出量の将来見込み（雲南圏域市町別）

項 目	単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
排出削減 ・ 食べ残し、手つかず食品の排出削減	—	○	○	○
分別徹底 ・ 古紙類の分別徹底（奥出雲町は布類も分別徹底）	—	○	○	○
分別変更（奥出雲町は分別徹底） ・ ペットボトルの分別 ・ プラスチック製容器包装類の分別	—	—	○	○
分別変更 ・ おもちゃ等その他プラスチック類の分別	—	—	—	○

自治体	項 目	R2	R14			
			単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
圏域合計	可燃ごみ排出量	11,586 t	9,894 t	9,611 t	9,184 t	9,173 t
	収集可燃ごみ排出量	8,457 t	6,963 t	6,680 t	6,253 t	6,242 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	3,130 t	2,931 t	2,931 t	2,931 t	2,931 t
雲南市	可燃ごみ排出量	7,980 t	6,878 t	6,735 t	6,430 t	6,430 t
	収集可燃ごみ排出量	5,670 t	4,721 t	4,579 t	4,274 t	4,274 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	2,310 t	2,156 t	2,156 t	2,156 t	2,156 t
飯南町	可燃ごみ排出量	990 t	865 t	848 t	811 t	811 t
	収集可燃ごみ排出量	667 t	562 t	545 t	509 t	509 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	323 t	303 t	303 t	303 t	303 t
奥出雲町	可燃ごみ排出量	2,616 t	2,152 t	2,029 t	1,943 t	1,932 t
	収集可燃ごみ排出量	2,119 t	1,679 t	1,556 t	1,471 t	1,459 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	497 t	473 t	473 t	473 t	473 t

※可燃ごみ排出量には、施設で資源として回収されるものを含むため、可燃ごみ処理量とは一致しない。

補足 交付金を活用するための削減目標について

循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備を行う場合、ごみの削減目標を設定した計画が必要となることから、1人1日平均ごみ排出量が増加傾向を示す単純推計の採用は不可である。

また、令和4年4月から交付金の交付要件に追加される「プラスチック類を資源ごみとして回収していること。」については、過疎地域である雲南圏域には適用されない。そのため、ケース①～ケース③の採用は今後の検討課題とする。

4 ケース別処理対象量と計画施設規模

(1) 処理対象量

前項に示した処理内訳に基づき、次期可燃ごみ処理施設（焼却施設）のケース別・市町別処理対象量を算定する。

なお、処理対象量には図表 3-3-5 に示す災害廃棄物に対する国の方針に従い災害廃棄物を加えるものとした。加える災害廃棄物量は、計画処理対象量の 10%とした。

具体的な処理対象量は、次項に合わせて示す。

◆図表 3-3-5 災害廃棄物に対する国の方針

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号 改正 平成 28 年 1 月 21 日 環境省告示第 7 号）」において、災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用に関し、『地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。』としている。

加えて、「廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」において、災害対策の強化として、『大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。』としている。

(2) 計画施設規模

次期可燃ごみ処理施設（焼却施設）は、処理対象量からすると連続運転式^{※1}の採用は困難で「間欠運転式^{※2}」となる。間欠運転式の施設規模算定式は図表 3-3-6 に示すとおりである。

◆図表 3-3-6 間欠運転式施設の規模算定式

施設規模(t/日)＝計画年間日処理量÷実稼働率

計画年間日処理量 : 年間処理量の日換算値【年間量÷365 日】

実稼働率 : (365 日-112 日)/365=0.693≒0.70

土曜日、日曜日、年末年始、施設補修日を休止日とする場合

休止日:112 日【土曜日・日曜日 104 日、年末年始:3 日、施設補修日 5 日】

(資料:「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(社)全国都市清掃会議他)

ケース別施設規模算定結果の総括を図表 3-3-7 に示す。

これに示すように、次期可燃ごみ処理施設の施設規模は、ケース① 39 t/日、ケース② 37 t/日、ケース③ 37 t/日となる。

補足 用語解説

※1 連続運転式: 1 日に 24 時間稼働する運転方式

※2 間欠運転式: 1 日に 24 時間稼働しない運転方式

◆図表 3-3-7 ケース別処理対象量と施設規模

【 目標ケース① 】 食品ロス(手付かず食品・食べ残し)の排出削減＋古紙類を分別徹底

自治体	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	5,908t	266t	617t	6,791t	26t/日
飯南町	795t	24t	82t	901t	4t/日
奥出雲町	1,967t	19t	199t	2,185t	9t/日
合計	8,670t	309t	898t	9,877t	39t/日

【 目標ケース② 】 ケース①＋ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を資源ごみとして新規分別

自治体	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	5,603t	266t	587t	6,456t	25t/日
飯南町	758t	24t	78t	861t	4t/日
奥出雲町	1,881t	19t	190t	2,090t	8t/日
合計	8,243t	309t	855t	9,407t	37t/日

【 目標ケース③ 】 ケース②＋その他プラスチックを資源ごみとして新規分別

自治体	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	5,603t	253t	586t	6,442t	25t/日
飯南町	758t	24t	78t	860t	4t/日
奥出雲町	1,870t	19t	189t	2,078t	8t/日
合計	8,232t	295t	853t	9,380t	37t/日

《 参考 》

【 単純推計 】

自治体	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	6,051t	266t	632t	6,949t	27t/日
飯南町	812t	24t	84t	920t	4t/日
奥出雲町	2,152t	19t	217t	2,388t	9t/日
合計	9,014t	309t	932t	10,255t	40t/日

※施設規模＝処理対象量÷365日÷0.7(実稼働率)

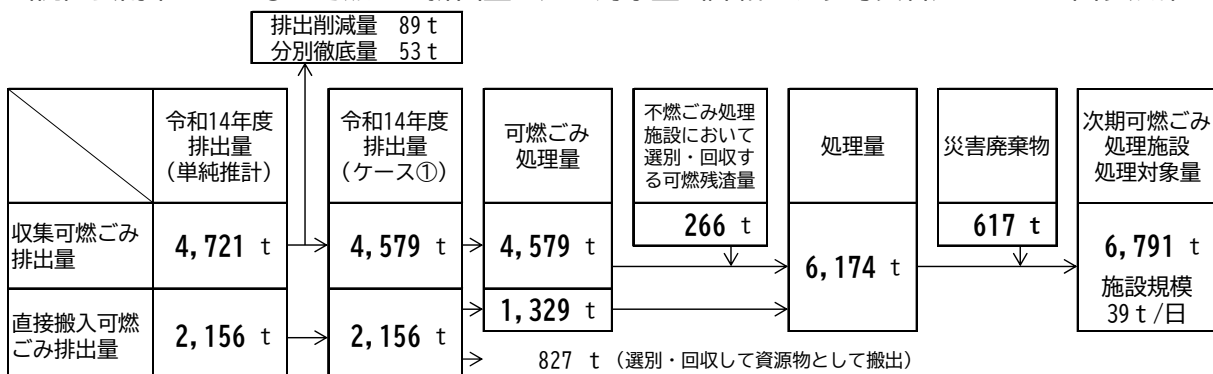
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

補足 可燃ごみ排出量と処理対象量

可燃ごみ処理施設に搬入される可燃ごみ(＝可燃ごみ排出量)のうち、直接搬入可燃ごみには、木材や畳など資源として利用できるものが多く含まれており、搬入後、選別し、資源物として搬出している。また、可燃ごみ処理施設へは、不燃ごみ処理施設等での処理過程で選別・回収される可燃物も搬入されている。さらに、災害廃棄物を処理対象(1割程度)とする。

よって、次期可燃ごみ処理施設の処理対象量は、資源物選別後の可燃ごみと不燃ごみ処理施設で選別された可燃残渣及び災害廃棄物の合計量となる。

(例) 雲南市ケース①の可燃ごみ排出量と処理対象量(詳細は、参考資料処理フロー図参照。)



第4章 次期可燃ごみ処理施設の基本的構想

第1節 広域処理の有効性検討

雲南圏域における広域処理の有効性を検討するため、可燃ごみ処理施設（ここでは焼却施設と仮定）の施設整備負担額、維持管理費、さらには収集運搬費を含めた経済性、さらに、環境保全（焼却処理や収集運搬に伴う二酸化炭素排出量）について比較・検討した。

1 比較検討方法

（1）経済性

経済性は、施設整備、施設維持管理、収集運搬における財政負担として施設整備事業における一般財源額＋交付税算入額を除く起債償還金と維持管理費、収集運搬費の合計額（以下「市町負担額」という。）を指標とした。

まず、各ケースにおける施設整備費（焼却施設のみで敷地造成費等は含まず）について、建設費及びその財源を検討し、一般財源＋交付税算入額を除く起債償還金を算定し、施設維持管理費、収集運搬費を加えた額を市町負担額として比較の指標とした。

〔経済性の指標〕

市町負担額＝施設整備負担額＋維持管理費＋収集運搬費

※施設整備負担額＝施設整備事業における一般財源額＋交付税算入額を除く起債償還金

（2）環境保全性

環境保全性は、施設稼働、収集運搬における電気、燃料使用量を前提とした温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を指標とした。

なお、ごみ焼却（プラスチック類等）に伴う二酸化炭素排出量は、処理方式を焼却方式と仮定しているため、いずれのケースも同一として比較対象から除外した。

焼却処理に伴う二酸化炭素排出量は、主なものとして電気、助燃量（灯油）について使用量を設定、これに排出係数を乗じて算定した。収集運搬に伴う排出量も同様である。

〔環境保全性の指標〕

二酸化炭素排出量＝施設稼働に伴う排出量（電気・助燃量）＋収集運搬に伴う排出量（軽油）

※ごみ処理（焼却等）に伴う二酸化炭素排出量は、具体的な広域処理施設の方式選定時ににおいて検討していくことが必要である。

2 施設整備・維持管理に係る財政負担検討（ケース別）

（１）広域化の検討ケース

可燃ごみ処理の広域化検討ケースは、図表 4-1-1 に示すとおりとした。

広域化の検討ケースは、３ケースを設定した。ここでは、現在の本組合構成市町においても一旦、それぞれの市町単独での処理施設整備（ケースＣ）の場合を検討した上で、共同処理の有効性を示すものとした。

ケースＡは、３市町で広域処理施設を１施設建設する場合である。

ケースＢは、現体制同様に、雲南市と飯南町の広域処理施設を１施設、奥出雲町の単独処理施設を１施設建設する場合である。

ケースＣは、３市町それぞれが、単独処理施設を建設する場合である。

◆図表 4-1-1 広域化の検討ケース

ケース	施設別	対象自治体			施設規模	年間処理量	炉形式
A	広域施設Ⅰ	雲南市	飯南町	奥出雲町	39t/日	8,979.06t/年	准連続燃焼式
B	広域施設Ⅱ	雲南市	飯南町		30t/日	6,993.23t/年	准連続燃焼式
	単独施設Ⅲ			奥出雲町	9t/日	1,985.83t/年	機械化バッチ燃焼式
C	単独施設Ⅰ	雲南市			26t/日	6,174.43t/年	准連続燃焼式
	単独施設Ⅱ		飯南町		4t/日	818.80t/年	機械化バッチ燃焼式
	単独施設Ⅲ			奥出雲町	9t/日	1,985.83t/年	機械化バッチ燃焼式

※施設規模（年間処理量）は、財政負担が大きくなるケース別処理対象量の目標ケース①を前提とした。なお、目標ケース②あるいは目標ケース③は施設規模等が小さくなることから、目標ケース①を前提とした場合と同等の結果が得られるものとする。（目標ケースは、前述の第３章参照。）

※施設規模には、年間処理量に対し１割の災害廃棄物処理能力を見込んでいる。

◆図表 4-1-2 整備例

区 分	運転時間	炉数	ごみピット	稼働日数
機械化バッチ燃焼式	８時間	２炉	７日分	256 日程度（稼働率 70%程度）
		１炉	30 日分	
准連続燃焼式	16 時間	2 炉～	7 日分	同上
全連続燃焼式（参考）	24 時間	2 炉～	7 日分	270 日程度 （7 日間の全停止以外はいずれかの 1 炉が稼働）

※各数値は基本的なものであり、交付金事業において制約を受けるものではない。具体的な数値等は、適正かつ効率的（経済的）に必要なものとして検討していくものとなる。

補足 炉形式について

焼却施設は、発電施設を有する大型施設で採用される連続運転式（24 時間稼働）と小型施設の間欠運転式に大別される。

このうち、間欠運転式の施設は 16 時間運転を基本とする准連続燃焼式と 8 時間運転を基本とする機械化バッチ燃焼式に細分化される。この名称は補助制度時のもので、規模別に採用が限定されていたが、現時点では明確な制約を受けないため、便宜上採用した。

小型施設は 1 炉のサイズが小さくなると効率的な処理が困難となるため、１施設 2 炉構成とせず 1 炉構成とし、ごみピットサイズを大きくするなどにより点検補修時等の対応を行うものとして整備されている。

(2) 施設整備費

プラントメーカーへのヒアリング及び過去の建設実績を基にした施設整備費は、図表 4-1-3 に示すとおりである。これに示すように、施設規模を大きくすることで1トン当たりの建設単価が安価となり、コストメリットが生まれる。

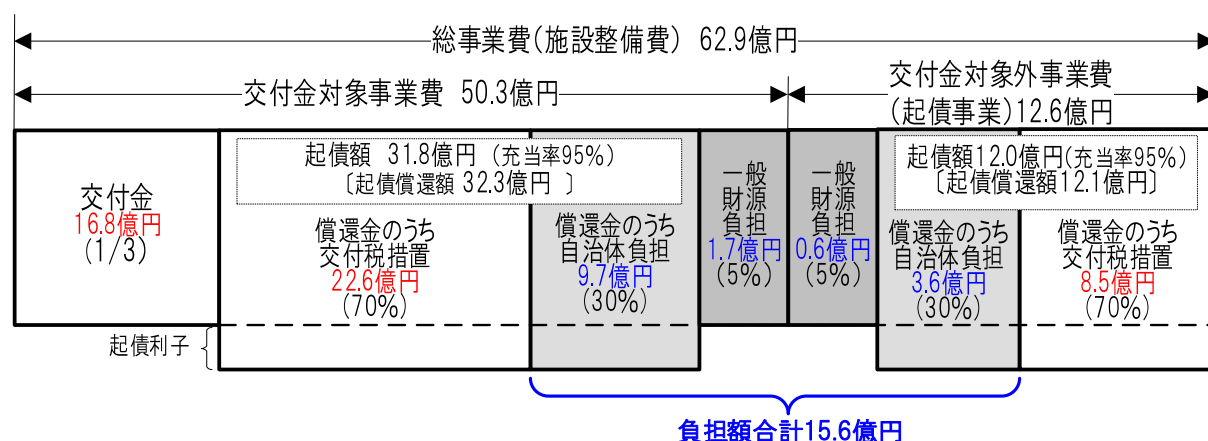
◆図表 4-1-3 ケース別施設整備費試算結果

項 目	ケースA	ケースB	ケースC
概 要	3市町での広域処理施設を1施設建設する。	雲南市と飯南町の広域処理施設1施設と奥出雲町の単独処理施設1施設の2施設を建設する。	3市町別に単独処理施設を3施設建設する。
整備施設・規模	広域処理施設Ⅰ 39 t/日	広域処理施設Ⅱ 30 t/日 単独処理施設Ⅲ 9 t/日	単独処理施設Ⅰ 26 t/日 単独処理施設Ⅱ 4 t/日 単独処理施設Ⅲ 9 t/日
施設整備費	62.9億円	74.3億円	81.1億円

施設整備費については、図表 4-1-4 に示すとおり、環境省所管の循環型社会形成推進交付金及び過疎対策事業債を充当した事業が想定される。このうち、過疎対策事業債は、制度上100%の充当率とされているが、過去の建設実績等から、本構想においては95%の充当を想定し、5%を一般財源として試算した。

以上の財源構成を踏まえ、財政負担の検討は、同じく図表 4-1-4 に示すとおり施設整備負担額（自治体負担額）を指標とし、具体的には、事業年度における一般財源と交付税措置を除いた起債償還額の合計（網掛け部分）とする。

◆図表 4-1-4 施設整備費の財源構成模式図（ケースAの例）



※交付金の率は、交付対象額に対し、焼却施設の場合 1/3、メタン化施設の場合 1/2 となる。

補足 施設整備費における効果例

施設建設費	施設の大型化によるプラント建設費スケール効果（トンあたり建設単価） ケースA 広域施設(39 t/日) 161,200 千円/ t ケースC 雲南市(26 t/日) 176,200 千円/ t 飯南町(4 t/日) 306,000 千円/ t 奥出雲町(9 t/日) 256,200 千円/ t
用地費・敷地造成費	- 用地費、敷地造成費の減（施設数小による） ※本検討では用地が未定であることから考慮せず

◆図表 4-1-5 施設整備費の財源内訳

単位：億円

項 目	ケースA	ケースB	ケースC
施設整備費	62.9	74.3	81.1
交付金	16.8	19.8	21.6
起債	43.8	51.8	56.5
一般財源	2.3	2.7	3.0

※交付金の率は、交付対象額に対し、焼却施設の場合 1/3、メタン化施設の場合 1/2 となる。

◆図表 4-1-6 施設整備負担額（一般財源額＋交付税算入額を除く起債償還金）

単位：億円

項 目	ケースA	ケースB	ケースC
施設整備負担額	15.6	18.4	20.1
起債償還分	13.3	15.7	17.1
一般財源	2.3	2.7	3.0

（３）維持管理費

プラントメーカーへのヒアリング等を基にした施設維持管理費は、図表 4-1-7 に示すとおりである。これに示すように、施設数を少なくすることにより経費を削減でき、コストメリットが生まれる。

特に、労務費は小規模であっても必要となる作業員は大きく変わらないことから、大きなコストメリットとなる。

◆図表 4-1-7 施設維持管理費

単位：千円/年

項 目	ケースA	ケースB	ケースC
施設維持管理費	295,254	363,122	417,798
労務費	105,000	147,000	189,000
用役費	77,034	82,382	82,818
点検補修費	113,220	133,740	145,980
20年間（億円）	59.1	72.7	83.6

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

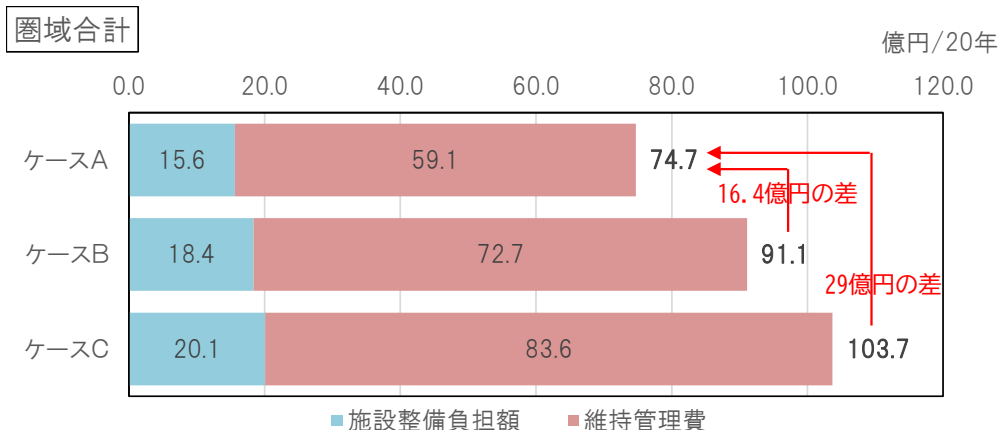
補足 維持管理費における効果例

労務費	・ 施設の維持管理人員数 ケースA 広域施設(39 t /日) 15 人 ケースC 雲南市(26 t /日) 15 人 飯南町(4 t /日) 6 人 奥出雲町(9 t /日) 6 人 計 27 人			
-----	--	--	--	--

(4) ケース別検討結果

施設整備・維持管理における経済性は、3市町で広域処理施設を整備・維持管理するケースAが最も有効である。

- ・ ケースAは、ケースB（現状体制）に対し、20年間の負担額が16.4億円小さい。
- ・ 市町別にみてもケースAが有効である。特に、現在単独処理である奥出雲町においては大きな効果が期待される。



〔ケース説明〕

ケースA 3市町で広域処理施設を1施設建設する。

ケースB 現体制（雲南市と飯南町で広域処理施設を1施設、奥出雲町で単独処理施設を1施設建設する。）

ケースC 3市町それぞれが、単独処理施設を建設する。

ケース別の検討結果は図表 4-1-8 に示すとおりである。

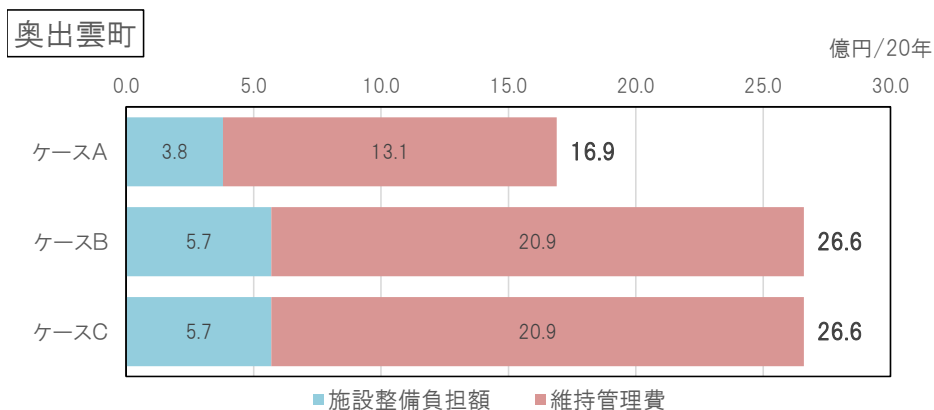
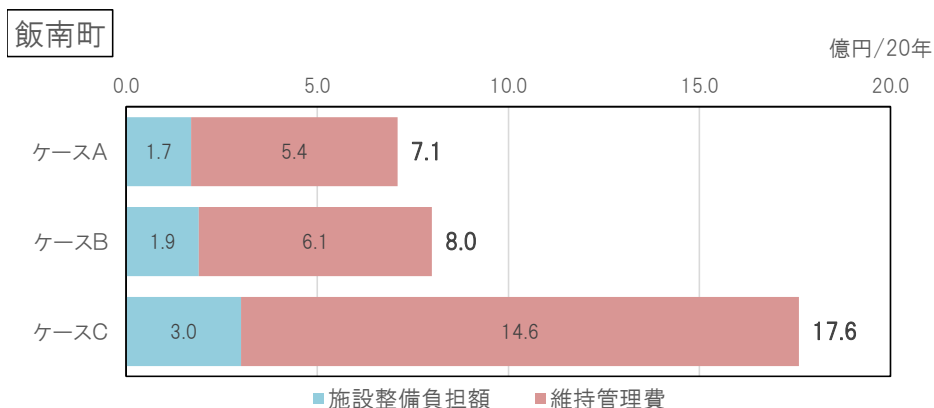
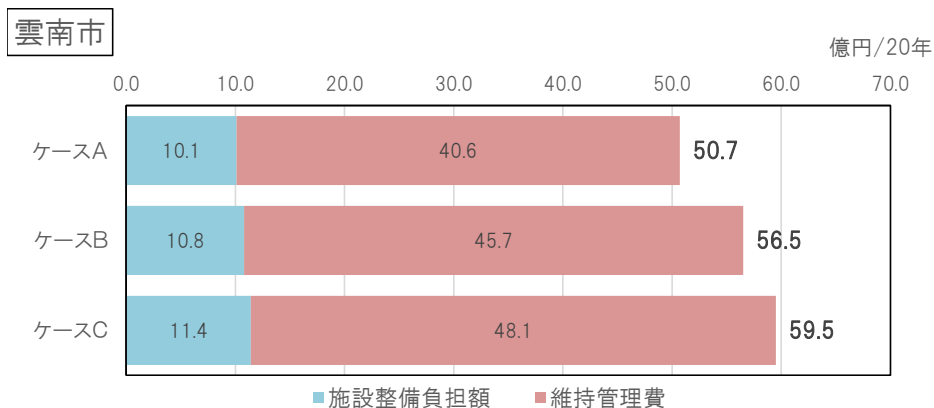
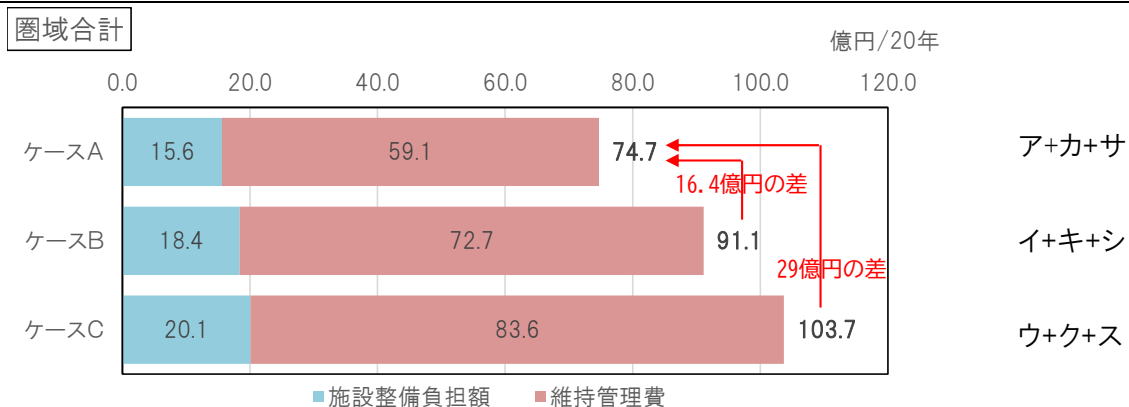
20年間の施設整備負担額（一般財源＋交付税算入額を除いた起債償還額）と維持管理費の合計は、圏域合計においてケースA（3市町広域処理）が74.7億円と最も小さく、ケースB（現状体制）に対し16.4億円、ケースC（3市町単独処理）に対し29億円低い金額となった。

市町別にみると、雲南市では各ケースの差は小さいもののケースAは、ケースBに対しマイナス5.8億円、ケースCに対しマイナス8.8億円と経済的である。

一方、飯南町、奥出雲町のケースAは、単独整備のケースBあるいはケースCに対して大きな効果が期待できる。飯南町のケースAは、ケースCに対しマイナス10.5億円（60%減）、奥出雲町のケースAは、ケースB、Cに対しマイナス9.7億円（36%減）となる。

以上のとおり、施設整備、維持管理においては、広域処理による施設を集約することで財政負担の軽減が期待できる。

◆図表 4-1-8 ケース別検討結果



〔ケース説明〕

ケースA 3市町で広域処理施設を1施設建設する。

ケースB 現体制（雲南市と飯南町で広域処理施設を1施設、奥出雲町で単独処理施設を1施設建設する。）

ケースC 3市町それぞれが、単独処理施設を建設する。

3 収集運搬費

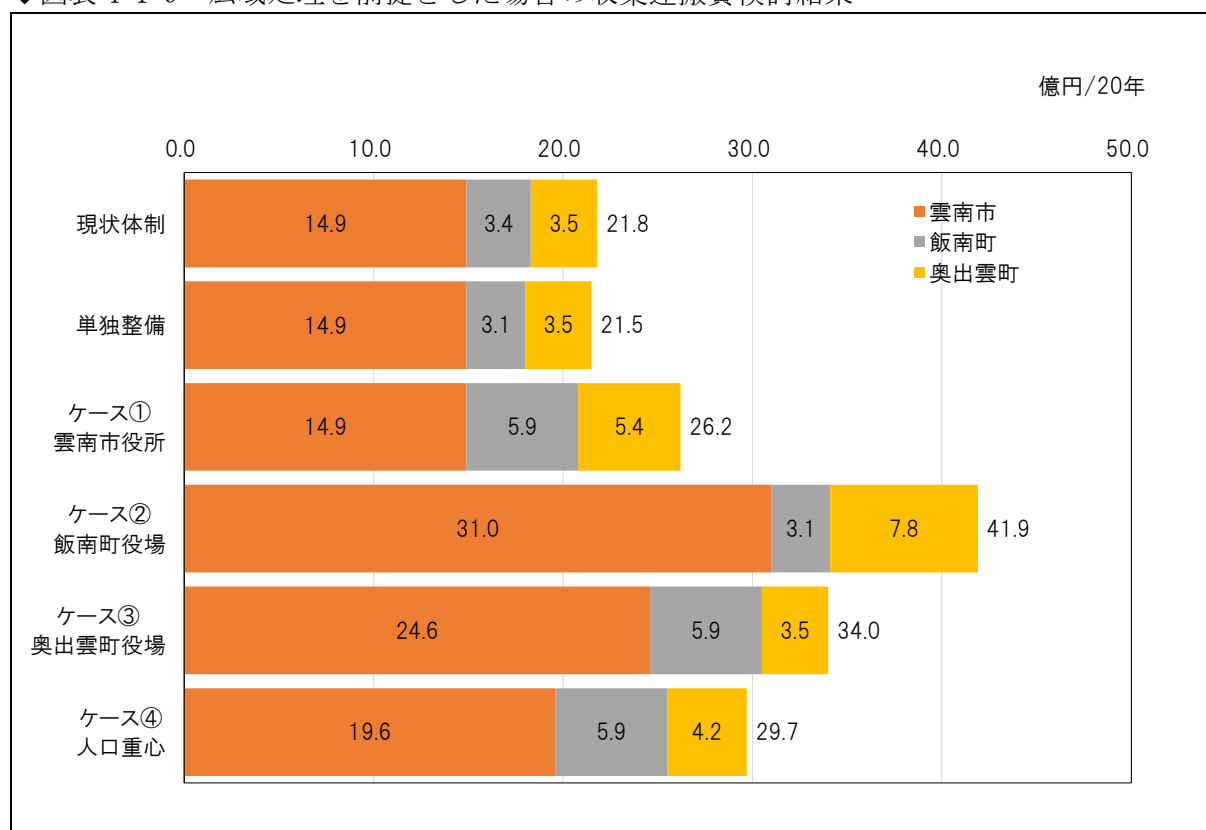
(1) 財政負担検討（ケース別）

施設整備負担額や維持管理費は、広域処理を行うことで経済的メリットを得られる。一方で、収集運搬費については、広域処理施設を圏域内のどこに建設したとしても3市町合計の費用は現状より増加する。

雲南圏域において広域処理を行った場合の収集運搬費検討結果を図表 4-1-9 に示す。ここでは、広域処理施設の場所は未定であることを踏まえ、3市町の人口重心地あるいは市役所または町役場に施設を整備した場合とした。

これに示すように、いずれの市町も運搬先（広域処理施設）が遠方となることで収集運搬費は増加する。特に、人口の多い雲南市のごみを遠方へ運搬することは圏域全体で見た場合において非効率な要素となる。

◆図表 4-1-9 広域処理を前提とした場合の収集運搬費検討結果



(2) 広域処理における中継運搬の必要性

3市町での広域処理施設を建設する場合、圏域面積が広大となり、収集運搬に関しては建設地によっては、中継運搬方式の採用が経済的に有効となる。

直送運搬費と中継運搬費の比較の結果、中継運搬の採用が有効なケースは、図表 4-1-10 に示すとおりである。

なお、飯南町については、現有中継施設の活用を想定し、新たな中継施設整備は行わない想定としているため、多くのケースで中継運搬が有効となる。

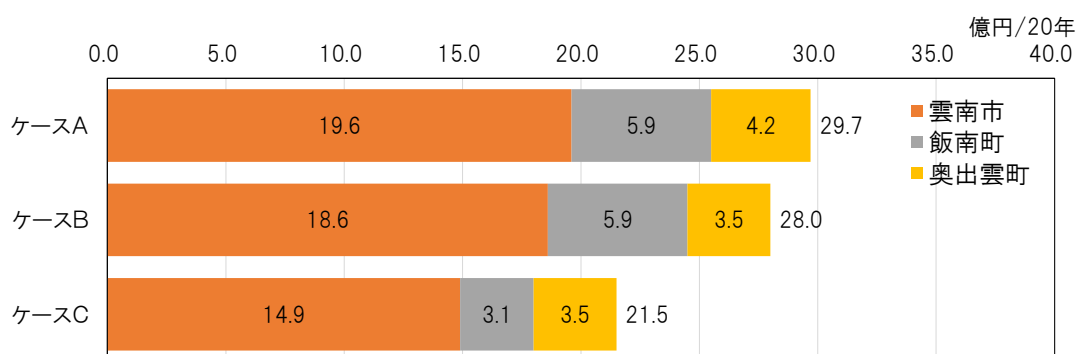
◆図表 4-1-10 中継運搬採用ケース

検討ケース		施設整備・維持管理		収集運搬方式			
		整備施設		施設位置（運搬先）	雲南市	飯南町	奥出雲町
A	3市町広域処理	広域施設Ⅰ	39t/日	雲南市役所	直送	中継	直送
				飯南町役場	中継	直送	直送
				奥出雲町役場	直送	中継	直送
				3市町人口重心	直送	中継	直送
B	雲南市・飯南町 広域処理＋ 奥出雲町単独処理	広域施設Ⅱ	30t/日	雲南市役所	直送	中継	
				飯南町役場	中継	直送	
				雲南市・飯南町の人口重心	直送	中継	
		単独施設Ⅲ	9t/日	奥出雲町役場			直送
C	3市町単独処理	単独施設Ⅰ	26t/日	雲南市役所	直送		
		単独施設Ⅱ	4t/日	飯南町役場		直送	
		単独施設Ⅲ	9t/日	奥出雲町役場			直送

(3) ケース別検討結果

収集運搬費は、施設整備負担額・維持管理費とは対照的に、3市町がそれぞれ単独処理施設を整備・維持管理するケースCが最も有効である。

- ・ ケースAは、ケースCに対し、20年間の負担額が8.2億円大きい。
- ・ 3市町での広域処理における20年間の施設整備負担額・維持管理費は、収集運搬費におけるデメリットを上回る効果が必要である。



〔ケース説明〕

ケースA 3市町の人口重心に広域処理施設を1施設建設する場合。

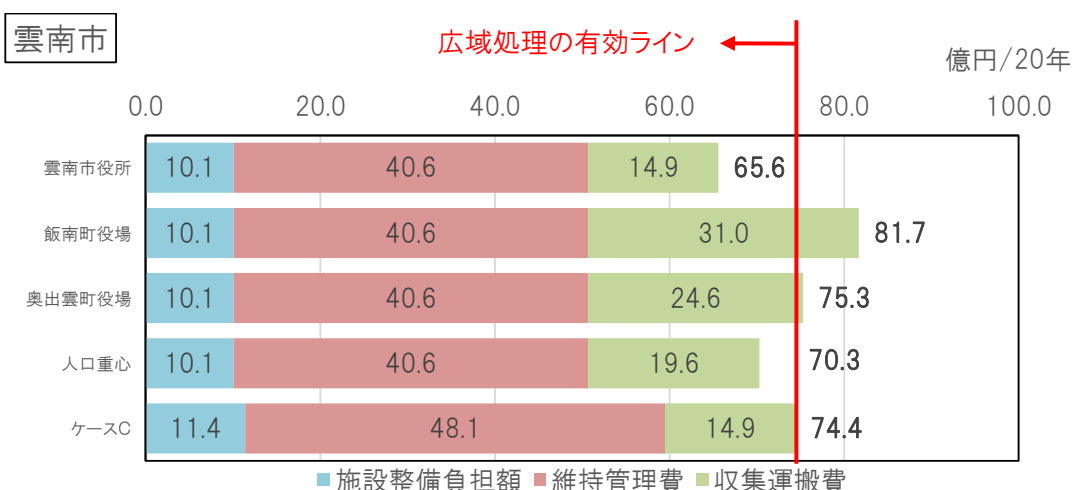
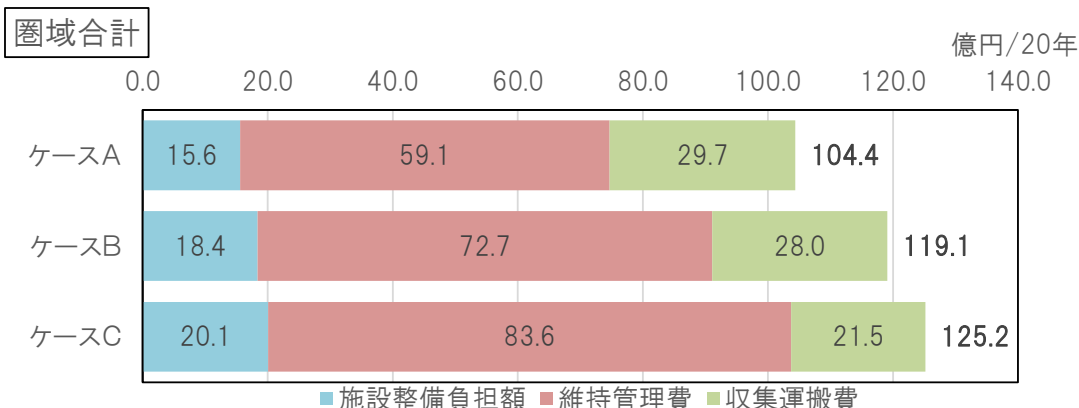
ケースB 雲南市と飯南町の人口重心に広域処理施設を1施設、奥出雲町役場の位置に単独処理施設を1施設建設する場合。

ケースC 3市町それぞれが、市役所・町役場の位置に単独処理施設を建設する場合。

4 収集運搬費を含めた財政負担

施設整備負担額・維持管理費、さらに収集運搬費を含めた経済性は、3市町で広域処理施設を整備・維持管理するケースAが最も有効である。

- ・ ケースAは、ケースB（現状体制）に対し、20年間の負担額が14.7億円小さい。
- ・ 収集運搬先が遠方化すると、特に雲南市において施設整備負担額・維持管理費のメリットを消してしまうため、広域施設の建設場所の選定は、慎重に行うことが求められる。



〔ケース説明〕

ケースA 3市町で広域処理施設を1施設建設する。

ケースB 現体制（雲南市と飯南町で広域処理施設を1施設、奥出雲町で単独処理施設を1施設建設する。）

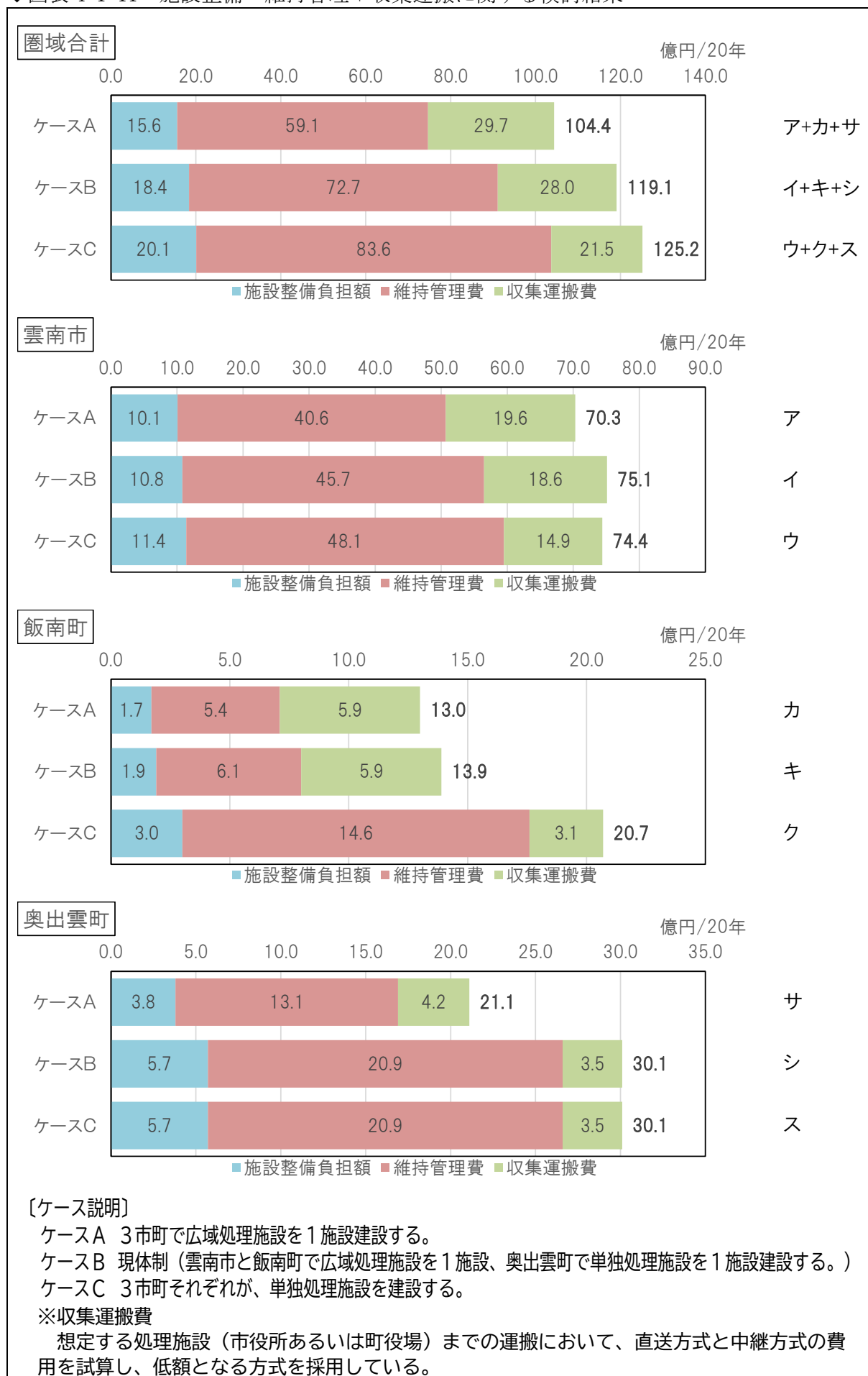
ケースC 3市町それぞれが、単独処理施設を建設する。

施設整備・維持管理に係る負担額に、収集運搬費を加えた市町負担額を図表4-1-11に示す。なお、ここでの検討・比較結果は、施設整備位置（運搬先）が未定であることから、広域処理における人口重心地を施設整備位置としている。

これに示すように、施設整備負担額・維持管理費に収集運搬費を加えた場合、いずれのケースも施設整備・維持管理による市町負担額と同様の傾向にある。ただし、収集運搬費を加えた結果において、その有効性が小さくなる傾向にある。

このことは、収集運搬費は、財政負担（経済性）において重要な要素であることを示していると考えられ、広域施設の整備を具体的に検討する場合には、施設の建設場所について重要視することが必要である。

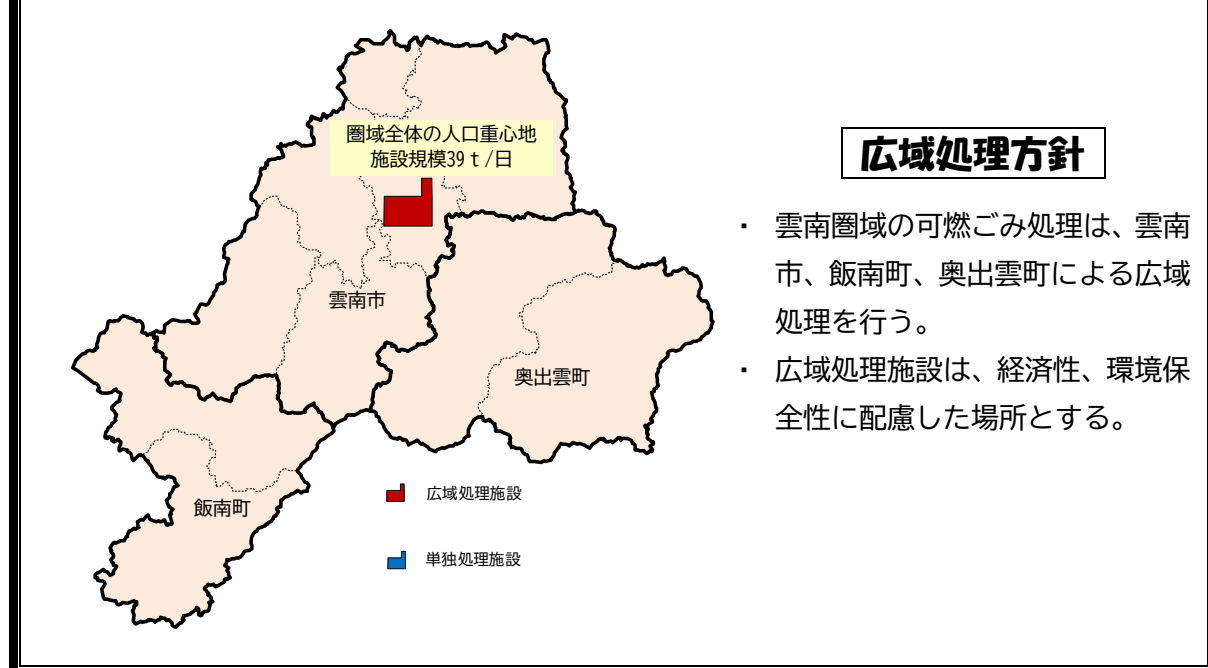
◆図表 4-1-11 施設整備・維持管理＋収集運搬に関する検討結果



5 広域処理の有効性検討結果

3市町での広域処理は、施設整備負担額や維持管理費、さらには収集運搬費を含めた経済性、環境保全性（二酸化炭素排出量）において有効である。

ただし、広域処理施設の位置は、収集運搬に要する費用や二酸化炭素排出量を著しく増加させることのない建設場所の慎重な選定が必要である。



施設整備、収集運搬に係る財政負担（経済性）に環境保全性を加えて総括した結果を図表4-1-12に示す。

3市町での広域処理は、現状体制（本組合＋奥出雲町）との比較において収集運搬費が増加するものの、施設整備負担額、維持管理費において、これを上回るコスト削減が期待できる。

また、環境保全性に関しては、施設を大型化して1施設とすることで燃料や電力の削減が期待でき、もって温室効果ガス（二酸化炭素排出量）の削減にも効果的である。

ただし、収集運搬における費用、燃料使用量は、施設の遠方化により増加することとなるため、広域施設の建設場所は慎重な選定が必要である。

補足 ケース別総事業費（参考）

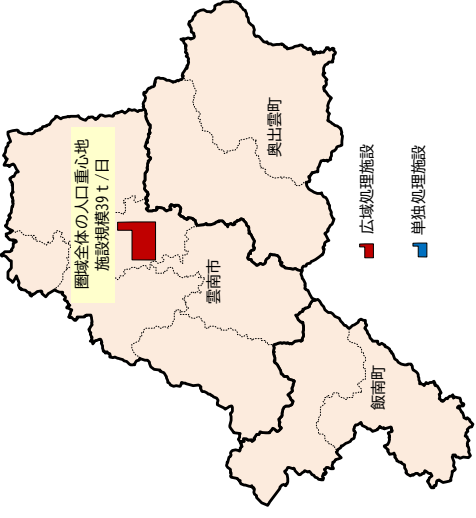
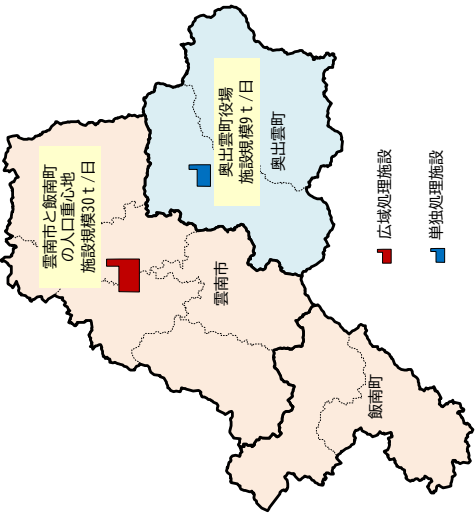
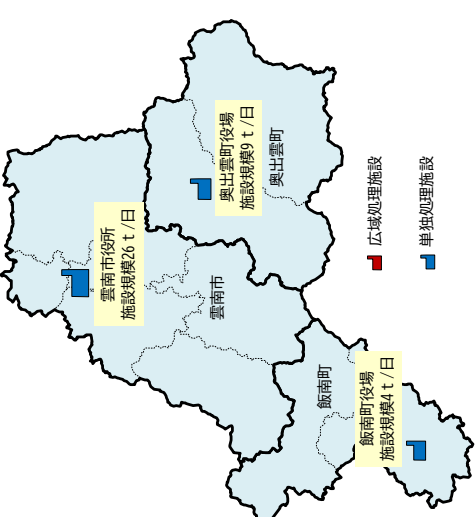
中継運搬採用ケースを踏まえたケース別総事業費の試算結果は以下に示すとおりである。

単位：億円/20年

項 目	ケースA	ケースB	ケースC
収集運搬費	29.7	28.0	21.5
施設整備費	62.9	74.3	81.1
維持管理費	59.1	72.7	83.6
合計	151.7	175.0	186.2

※広域処理施設は、人口重心地への建設を想定

◆図表 4-1-12 ケース別総括表

項目	ケースA		ケースB		ケースC	
	3市町での広域処理		雲南市・飯南町の広域処理＋奥出雲町の単独処理		3市町それぞれが単独処理	
概要図						
施設整備概要	39 t/日 准連続焼式施設		30 t/日 9 t/日 准連続焼式施設 機械化/バッチ焼式施設		26 t/日 4 t/日 9 t/日 准連続焼式施設 機械化/バッチ焼式施設 機械化/バッチ焼式施設	
経済性 (20年間コスト)	収集運搬費 29.7 億円 施設整備負担額 15.6 億円 維持管理費 59.1 億円 計 104.4 億円 [88]		収集運搬費 28.0 億円 施設整備負担額 18.4 億円 維持管理費 72.7 億円 計 119.1 億円 [100]		収集運搬費 21.5 億円 施設整備負担額 20.1 億円 維持管理費 83.6 億円 計 125.2 億円 [105]	
環境保全性 (二酸化炭素排出量)	収集運搬 225 t/年 施設(燃料) 428 t/年 施設(電気) 993 t/年 計 1,646 t/年 [94]		収集運搬 192 t/年 施設(燃料) 492 t/年 施設(電気) 1,059 t/年 計 1,743 t/年 [100]		収集運搬 156 t/年 施設(燃料) 506 t/年 施設(電気) 1,058 t/年 計 1,720 t/年 [99]	
総括	・ 経済性、環境保全性は最も有利		・ 経済性、環境保全性はやや不利		・ 経済性は不利、環境保全性は比較的有利	
	1位		2位		3位	

第2節 可燃ごみ処理施設整備方針

1 雲南圏域における広域処理施設整備のコンセプト

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備のコンセプトは、住民意見等を踏まえ以下のとおりとする。

安全・安心・安定した処理を確立し、エネルギーの有効利用など循環型社会の形成に寄与し、かつ環境に配慮した地域に開かれ親しまれる施設とする。

※住民意見

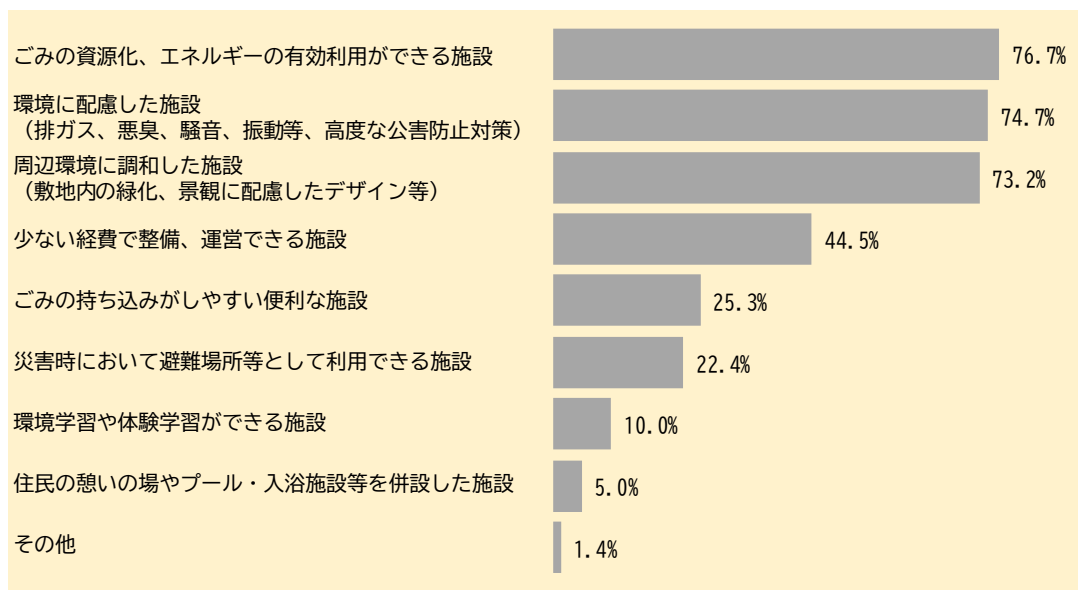
雲南圏域の住民 2,199 人にアンケートを実施し、1,151 人（回答率 52.3%）から回答を得た。新しいごみ処理施設に求める機能については、ごみの資源化、エネルギーの有効利用、環境への配慮、周辺環境との調和を求める意見が7割超である。

その他では、少ない経費で整備・運営できる施設(44.5%)、便利な施設(25.3%)、災害時の避難場所(22.4%)、環境学習等に利用(10.0%)、憩いの場などの併設(5.0%)といった意見もあった。

（設問）

新しいごみ処理施設を整備する場合、どのような機能を求めますか？（複数回答）

（住民意見）



◆住民アンケート調査（令和2年11月調査）

	対象数	回答数	回答率
雲南市・飯南町事務組合管内	1,700 人	899 人	52.9%
奥出雲町	499 人	252 人	50.5%
合計	2,199 人	1,151 人	52.3%

※その他のアンケート結果は参考資料1を参照

2 施設整備方針

雲南圏域において次期可燃ごみ広域処理施設は、1市2町における循環型社会及び低炭素社会形成に向けた基幹的施設と位置付けられる。加えて、迷惑施設のイメージを払拭し、地域に開かれ親しまれる施設とすることも必要である。

以上を踏まえ、本施設の整備方針を以下のとおりとした。

◆図表 4-2-1 次期可燃ごみ広域処理施設の整備方針



3 雲南圏域において採用可能な可燃ごみ処理方式

可燃ごみを処理する施設は、『ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版』（公社）全国都市清掃会議（以下「計画設計要領」という。）において図表 4-2-2 に示すとおり、「エネルギー回収型廃棄物処理施設」、「有機性廃棄物リサイクル施設」に分類されている。さらに、エネルギー回収型廃棄物処理施設は、焼却施設の他、6 区分に分類されている。

これらの施設の違いは、扱えるごみ種類や生成物、残渣である。現在、可燃ごみ（分別不徹底として混入するプラスチック類や不燃物を含む）として収集しているものすべてを扱える施設は、焼却施設やガス化熔融施設等であり、一方で、限定的であるものは、厨芥類のみを扱うごみメタン化施設とごみ高速堆肥化施設である。

◆図表 4-2-2 可燃ごみを処理する施設

区 分 (交付金制度)	小 区 分	扱うごみ種類				生成物・残渣等 (排水系を除く)
		厨芥類	紙	プラスチック類	不燃物	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	焼却施設	○	○	○	△	生成物：－ 残渣等：焼却灰・飛灰・不燃物
	ガス化熔融施設	○	○	○	○	生成物：スラグ 残渣等：熔融飛灰・不燃物
	ガス化改質施設	○	○	○	○	生成物：生成ガス・スラグ 残渣等：不燃物
	炭化施設	○	○	○	△	生成物：炭化物 残渣等：不燃物・飛灰
	ごみ固形燃料化施設	○	○	○	△	生成物：固形燃料 残渣等：不燃物
	ごみメタン化施設	○	×	×	×	生成物：メタンガス 残渣等：処理残渣
有機性廃棄物 リサイクル施設	ごみ高速堆肥化施設	○	△	×	×	生成物：堆肥 残渣等：不燃物

上記のうち、「ガス化熔融施設」、「ガス化改質施設」については、発電設備を導入した 24 時間稼働施設を前提としているが、小型施設においてこれらの採用は、コスト高となり、採用は困難である。

また、「ごみ固形燃料化施設」、「ごみ高速堆肥化施設＋焼却施設」については、処理技術としては確立されているものの、近年発注実績がなく、しかも固形燃料の搬出先確保に課題が多い。こうした点を踏まえ、広域施設において採用が想定される処理方式は、「焼却施設＋余熱利用」、「炭化施設」、「ごみメタン化施設＋焼却施設」の 3 施設とし、ごみ焼却施設について、ストーカ式と流動床式に細分化し、比較ケースを 4 ケースとした。

重要 採用方式における課題

- ・ 焼却施設は、処理量に対し 10～15%の処理残渣（灰等）が発生する。セメント原料化等の有効利用先が確保できない場合は、最終処分場の確保が必要である。
- ・ 炭化施設は、炭化燃料の安定した利用先を確保する必要がある。
- ・ ごみメタン化施設は、単独で可燃ごみを全て処理することができないため、焼却施設との併設が必要となる。

◆図表 4-2-3 可燃ごみを処理する施設の特徴と採用・不採用理由

施設別	概要	処理工程	採用・不採用(理由等)
焼却施設	- 可燃ごみは、有酸素化で熱を与えることにより乾燥、熱分解しながら燃焼する。 - 焼却灰は、埋立処分するか、セメント原料として利用する。		採用 現在の奥出雲町での処理方式で、多くの実績があり、信頼性が最も高い。
ガス化溶融施設	- 可燃ごみは、低空気比で熱分解・ガス化され、可燃性ガスにより熱分解残渣(チャー)を高温燃焼溶融する。 - ガス化と燃焼溶融を別々の炉で行う場合と一体の炉で行う場合がある。		不採用 24 時間運転の大型施設を前提とする本方式は採用困難である。
ガス化改質施設	- 可燃ごみは、熱分解された後、発生ガスを改質してガスエンジン等の燃料として利用する。 - 発生ガスは高温に維持されると共に、熱分解炭素は酸素との反応により溶融される。		不採用 24 時間運転の大型施設を前提とする本方式は採用困難である。
炭化施設	- 可燃ごみは、低温あるいは高温にて炭化され、発生したガスは、燃焼して熱回収等を行う。 - 高温炭化処理の場合、揮発成分が低下し、炭化物の熱量は低下する。		採用 - 小型施設での採用事例がある。 - ただし、本方式は 24 時間運転を前提としている。
ごみ固形燃料化施設	- 可燃ごみは、破碎選別後に乾燥し、円柱状に固形化する。 - 乾燥工程と成形工程が逆となる方式もある。 - 保管設備では発生するガスや熱による火災等の対策が必要となる。		不採用 - この方式を提案するメーカーがない。 - 固形燃料の搬出先確保に課題が多い。
ごみメタン化施設	- 厨芥類を酸素のない環境で嫌気性微生物により有機物を分解させ、メタンガスや二酸化炭素を発生させる。 - 発酵残渣は、堆肥するか、あるいは焼却等により処理する。		採用 - 小型施設において、焼却施設との併用例がある。発生したガスによる発電により有効利用性を向上している。 - ただし、都市計画法上の用途地域では、ガス貯留容量の上限、原則設置不可等の条件がある。
ごみ高速堆肥化施設	- 厨芥類や紙類を微生物の発酵過程を利用して堆肥化する。 - プラスチック類や不燃物が混入すると、製品の質が悪化するため、分別徹底が不可欠である。		不採用 この方式を提案するメーカーがない。

4 雲南圏域において整備する施設概要（案）

（１）可燃ごみ処理施設整備概要

可燃ごみ処理施設の整備概要（案）は、図表 4-2-4 に示すとおりである。

施設は、16 時間稼働の准連続式ごみ焼却施設あるいは、24 時間稼働の炭化施設及びメタン化施設とし、環境省循環型社会形成推進交付金事業における「エネルギー回収型廃棄物処理施設」に位置付けられる施設とする。

基本構想における処理能力は、今後の分別変更ケースを考慮し、37～39 t / 日程度の範囲とする。なお、具体的な整備内容は、施設基本設計の策定において、改めて検討・設定するものとする。

◆図表 4-2-4 可燃ごみ処理施設の整備概要（案）

区 分	概 要
事業年度	施設整備事業：令和6～13 年度（事前調査等を含む） 供用開始：令和 14 年4月（目途）
事業計画地	用地選定による。
施設規模	37～39t / 日程度
可燃ごみ処理方式	焼却処理 あるいは 炭化処理 あるいは メタン化＋焼却処理
形式・稼働時間 （想定される施設別）	焼却施設：准連続運転式・16 時間 炭化施設：全連続運転式・24 時間 メタン化施設：全連続運転式・24 時間
その他	非常用発電設備
防災・減災対策	敷地造成等・建築物 ・敷地造成 都市計画法開発基準等による耐震 ・建築物 建築基準法に即して耐震性能の確保 プラント設備・制御システム等 ・重要度や危険度に応じて建物等と整合の取れた耐震力の確保 ・プラント緊急停止システム導入 ・ごみピットなどでの自動消火システムの導入 ・断水に備えた受水槽の余裕分の確保 など 災害復旧・復興に役立つ施設としての機能 ・災害時に発生したごみを適正処理できる能力 ・非常用発電設備等による復興時の住民生活を支援

※発電設備を付帯させることのできない小規模焼却施設を 24 時間稼働とした場合、焼却炉等の設備は小さくなるため、施設整備費は低額となるものの、人件費等の増加がこれを上回り経済的に不利となる。一方、炭化施設、メタン化施設は 24 時間稼働を前提とする施設である。

重要 一般廃棄物処理施設総合整備構想について

雲南圏域の次期可燃ごみ広域処理施設の処理方式は、灰等の処理残渣の処分を必要とする方式が想定される。雲南圏域には現在 4 つの最終処分場があるが、何れも数年後には満杯を向かえる状況となっており、今後、灰等の処分を想定した最終処分場の確保が急務である。

加えて、リサイクル施設についても施設更新の検討時期を迎えており、さらに、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される予定で、市町村におけるプラスチックごみの分別・リサイクルが求められる。

以上を踏まえ、雲南圏域では、今後「不燃ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、最終処分も含めたすべてのごみ処理を前提とした広域処理を検討したうえで、本構想も含めた「一般廃棄物処理施設総合整備構想」をとりまとめる予定である。

(2) 可燃ごみ処理施設に必要な用地

可燃ごみ処理施設の必要面積の目安は図表 4-2-5 に示すとおりである。

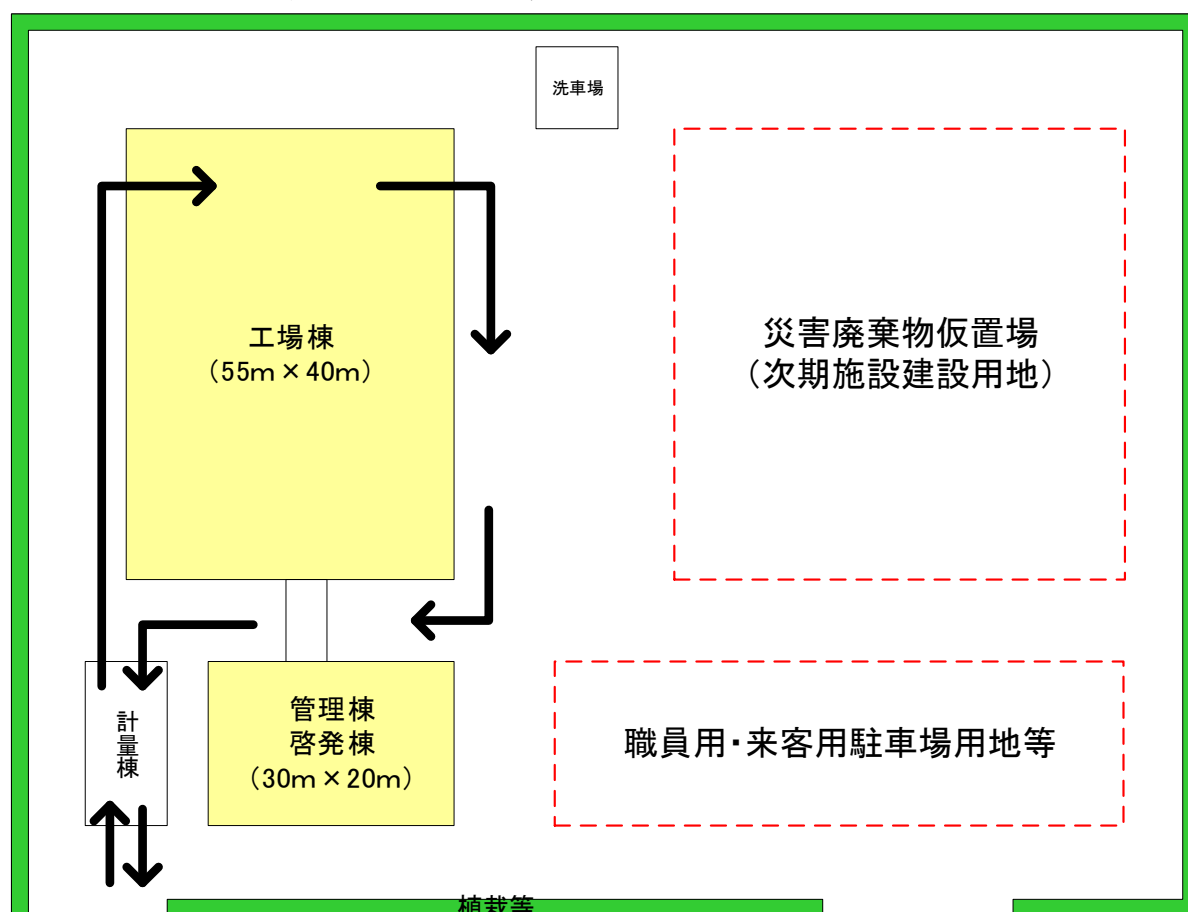
必要最低限の施設を想定した場合、必要面積は 8,000m²程度となる。これに加え、施設で回収した資源物のストックヤードや備品倉庫等を併設する場合には、10,000m²程度の敷地を確保することが必要となる。

また、将来的に同敷地内での施設更新等を継続していく場合には、次期施設建設用地の確保を前提として 2 倍程度の面積が必要である。

◆図表 4-2-5 必要面積の目安

区 分	必要面積の目安	備考
工 場 棟	約 2,200m ²	メーカー提案の平均値 L55m×W40=2,200m ²
管 理 棟・啓 発 棟	約 600m ²	雲南ECと同規模 30m×20m=600m ²
場 内 道 路	約 1,900m ²	工場棟の外周に幅 10m程度を確保 (55m+40m)×2×10m=1,900m ²
計 量 設 備	約 1,200m ²	計量棟 1 棟 計量機2台 10m×20m=200m ² 計量機に至る道路 100m×10m=1,000m ²
洗 車 場	約 100m ²	2台分 L10m×5m×2台=100m ²
職 員 駐 車 場	約 500m ²	20 人×25m ² /台(通路含む)=500m ²
来 客 用 駐 車 場	約 500m ²	10 台程度×25m ² /台(通路含む)=250m ² バス3台×70m ² /台(通路含む)=210m ²
小 計	約 7,000m ²	
植 栽 等	約 700m ²	上記の 10%程度
合 計	約 7,700m ²	≒ 約 8,000m ²

◆図表 4-2-6 施設配置の例（最大約 16,000m²）



(3) 地域住民や自然環境に対する影響項目

可燃ごみ処理施設は、高度な排ガス処理等二次公害を防止するための対策設備を設け、周辺環境への影響を最小化させることが求められる。ここでは、整備する施設の立地や施設稼働等による環境影響要因と環境影響調査項目を整理し図表 4-2-7 に示した。

可燃ごみ処理施設は、焼却処理による排ガスや排水、騒音を生じる。これにより、周辺地域住民の日常生活や自然環境等の周辺環境に対して大気質や臭気、騒音等への影響が想定される。また、用地が自然由来であっても土壌汚染されている場合は、施設の立地（工事等）において汚染が周辺に広がることが懸念される。その他、施設の立地や稼働により、貴重な動物や植物の消失、生息環境への影響が想定される。

なお、可燃ごみ処理施設では、ごみピット汚水や床洗浄、洗車排水等が発生する。一般的に排水は、処理後にガス冷却水に再利用するシステム（クローズド）が導入されるため、雨水以外、周辺水域へ排出されることがないことから、ここでは影響がないものとした。

こうした影響項目については、生活環境影響調査を実施し、影響が認められる場合は対策設備の改善等を図り、周辺地域への影響を最小限に留めるものとする。

◆図表 4-2-7 施設の立地や施設稼働等による環境影響要因と環境影響調査項目

調査項目		生活環境 影響要因	煙突排ガス	施設排水	施設の存在	施設の稼働	悪臭の漏洩	車両等の走行
		生活環境 影響調査項目						
大気環境	大気質	一般大気質	●					
		道路沿道大気質						●
	騒音・振動	一般環境騒音振動				●		
		道路沿道騒音振動						●
	悪臭	一般環境臭気	●				●	
水環境	水質・底質	河川・湖沼・海域水質		△				
		地下水質						
	地下水	地下水の流れ						
自然環境等 ・その他	土 壌	一般環境土壌	●		●			
		農地土壌	●					
	動物・植物	貴重な種	●		●	●		
	景 観	自然景観等			●			
	文化財	指定・埋蔵文化財	●		●			

●：施設の立地や稼働（生活環境影響要因）において、生活環境への影響が想定されるもの

△：施設の立地や稼働（生活環境影響要因）において、生活環境への影響が考えられるが、対策設備等により影響がないもの、あるいは影響がほとんどないもの

空白：影響のない項目、あるいは影響がほとんどないもの

第5章 雲南圏域における施設建設立地特性

第1節 雲南圏域における施設建設立地条件

1 可燃ごみ処理施設用地として望ましい土地

今日のごみ処理施設は、高度な二次公害防止設備を備えることで、立地地域およびその周辺地域への環境負荷を低減し、地域の生活環境保全が図れる施設として整備されている。

しかし、影響がゼロであることはないため、施設の立地場所は、生活の場となっている区域から一定の距離が確保されていることも必要である。また、財政負担等から、道路、電気、水道といったインフラが整備されていることも不可欠である。

また、可燃ごみ処理施設の建設用地は、日常的に排出されるごみを確実に収集・処理することが必要であり、経済性からするとごみの排出エリアに比較的近い地区が有効である。加えて、地域と連携した施設(余熱利用施設や災害時避難場所など)として位置づける場合にも、市街地等に比較的近い地区が有効である。

一方、周辺環境の保全面からすると、建設用地は、騒音や臭気に関し市街地や公共施設が近接していないこと、風下方向に市街地等がないことが有効である。

中継施設もごみ処理施設と同様に、インフラの整備や利便性の面からすると、市街地に近いことが有効であり、環境保全性の面からすると市街地等でないことが有効である。

ここでは、施設用地として望ましい土地のイメージを図表 5-1-1 に示した。

◆図表 5-1-1 施設用地として望ましい土地のイメージ



2 施設の立地に適さない地域

可燃ごみ処理施設の立地が適さない地域として、法規制を受けている地域があげられる。加えて、地域住民の理解の得にくい地域として社会通念上好ましくない地域もあげられる。それぞれ、以下にその概要を示す。

(1) 法的規制を受けている地域

都市計画法や森林法など、土地の開発行為を規制する法律のうち、施設の立地自体ができない地域（たとえば都市計画法に基づく住居専用地域にはごみ処理施設は許可されない）、さらに行為自体が厳しく規制されている地域については、可燃ごみ処理施設の立地に適さない地域として位置づける。（図表 5-1-2 に示す A ランクの規制）

(2) 社会通念上好ましくない地域

ごみ処理施設は、高度な公害防止設備と万全な維持管理により地域の環境保全が達成できるものであるが、二次公害等のリスクを考えた場合、地域住民の理解が得られない場合がある。また、リスクを回避するために多額のコストを要する場合もあり、こうした地域は社会通念上、施設の立地が好ましくない地域と考えられる。

(3) その他

長年にわたって繰返しごみ処理施設の建設を受け入れていただいた地域においては、「負担の公平性」という観点から、十分に配慮した上で、慎重な選定が不可欠となる。

◆図表 5-1-2 土地利用上の法規制分類

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク
土地利用計画面	都市区域	住居系地域	都市計画法、・建築基準法	A
		商業系地域		A
		工業系地域		C
		市街化調整区域		C
		歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別処置法	A
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	A
		伝統的建造物群保存地区		A
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	C
		農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	B(農用地) C(その他)
	森 林	国有林	森林法	A
		民有林		B
		保安林		A
自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法	A
		都道府県立公園		B
		都市公園	都市公園法	B
	自然環境保全地区	緑地保全地区	都市緑地保全法	C
		近郊緑地保全地区	〇〇圏近郊緑地保全法	C
		原生自然環境保全地区	自然環境保全法	A
		鳥獣特別保護区	鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律	A
		保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	A
防災面		河川区域	河川法	B
		地すべり防止地区	地すべり等防止法	B
		砂防指定地区	砂防法	B
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B
		土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	C B
		宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	B

・A ランク・・・国の許可を要するもの。立地自体ができないもの。

重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの。

・B ランク・・・開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。

国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの。

・C ランク・・・開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。

※法規制によるランクは、施設立地に適さない地域の設定において参考とするため、立地困難性の規制を A ランクとして表記している。また、本計画にあわせて都市区域の表現を一部変更している。

(資料:「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010 改訂版)」(社)全国都市清掃会議)

(4) 施設の立地に適さない地域

雲南圏域で今後整備を行う施設に関し、立地に適さない地域は、住民の生活環境、自然環境の保全等の保護の観点、土地利用規制、社会通念上から図表 5-1-3 のとおりとした。

森林法に基づく保安林地域については、代替施設の設置により指定地域を解除可能であり、雲南圏域においては、保安林地域への施設建設実績があることから計画施設の立地に適さない地域とせず、個別の状況により判断することが考えられる。加えて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域についても、生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定されているが、近年の荒廃状況から計画施設の立地に適さない地域とせず、個別の状況により判断することが考えられる。

◆図表 5-1-3 整備施設の立地に適さない地域

地域等	計画施設の立地に 適さない地域とした理由	根拠法律等
市街化区域 (工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く)	住居地域等は、直接生活を行う場である。用途地域は、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められている。特に、計画施設の立地に関しては、周囲に与える影響が大きいいため、工業関連の地域以外の地域を本計画施設の立地に適さない地域とする。	都市計画法
公園・緑地	都市計画法に基づく公園・緑地は、都市機能を確保する目的で指定されているため、計画施設の立地に適さない地域とする。	都市計画法
自然公園	自然公園地域は、優れた自然の風景地を保護することを目的として指定される地域であることから、計画施設の立地に適さない地域とする。	自然公園法
鳥獣特別保護区	鳥獣特別保護区は、野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図る目的で指定されている区画であることから、計画施設の立地に適さない地域とする。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
指定文化財等	文化財は、わが国の歴史、文化等の理解のため欠くことのできないもので、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして保存・保護されていることから、既知の指定地は計画施設の立地に適さない地域とする。	文化財保護法

図表 5-2-1 に、面的な規制等がなされている国有林、鳥獣保護区、自然保全地域、自然公園地域及び、都市計画法あるいは、建築基準法に基づく住居系、商業系、工業系の用途地域を計画施設の立地に適さない地域として示した。

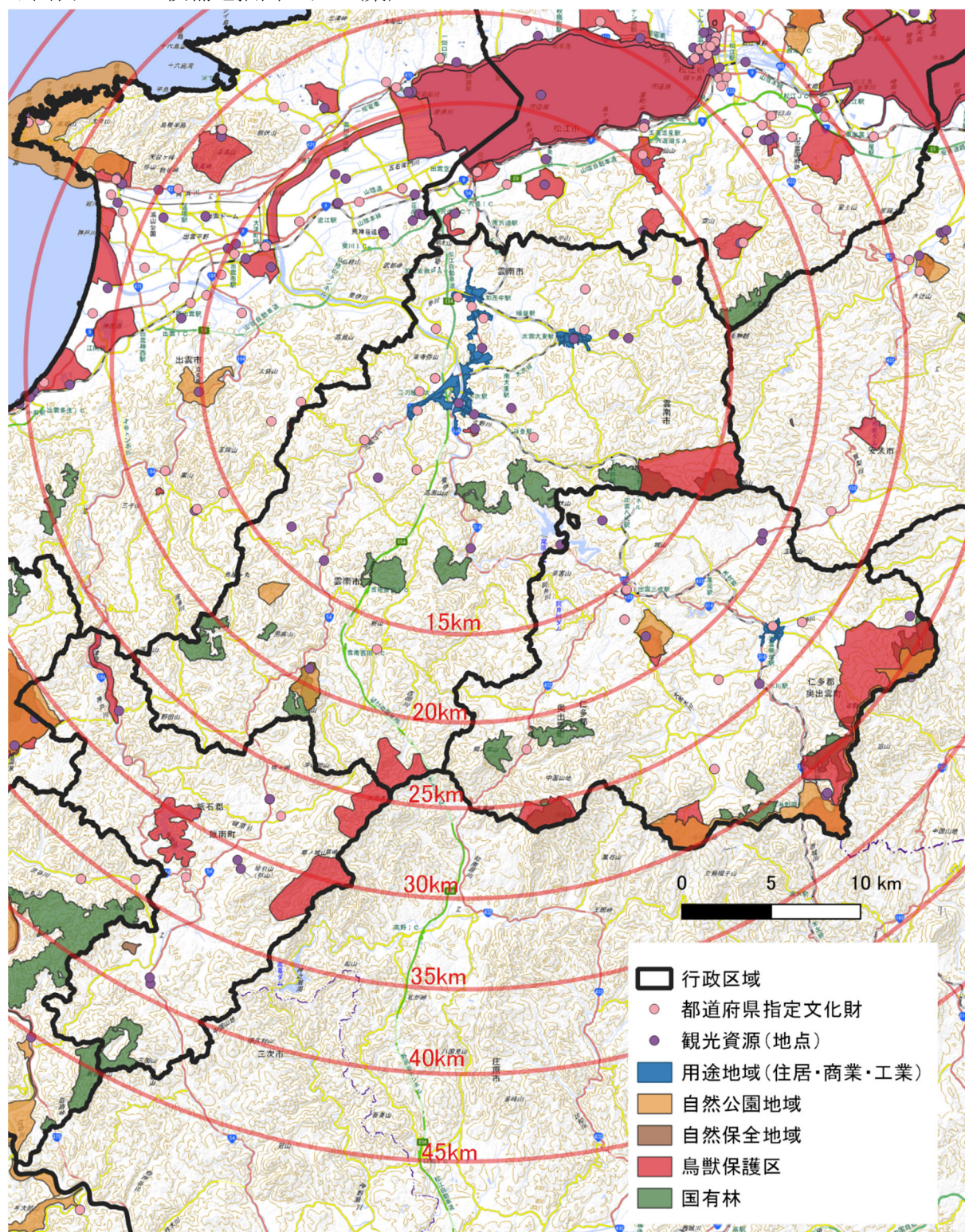
また、面的な規制区域の表示が困難である指定文化財、観光資源については、個別に点で示した。

第2節 候補地抽出エリア(案)

雲南圏域での広域処理は有効であると判断できるものの、施設建設位置によっては、雲南市における経済的なメリットを損なうこととなる。

雲南市にとっては、雲南市役所を中心に半径15km程度（片道18km程度の道程）の範囲が経済的メリットを損なわない有効抽出エリアであるが、住民負担の公平性から、候補地抽出エリアは圏域全体とする。

◆図表 5-2-1 候補地抽出エリア(案)



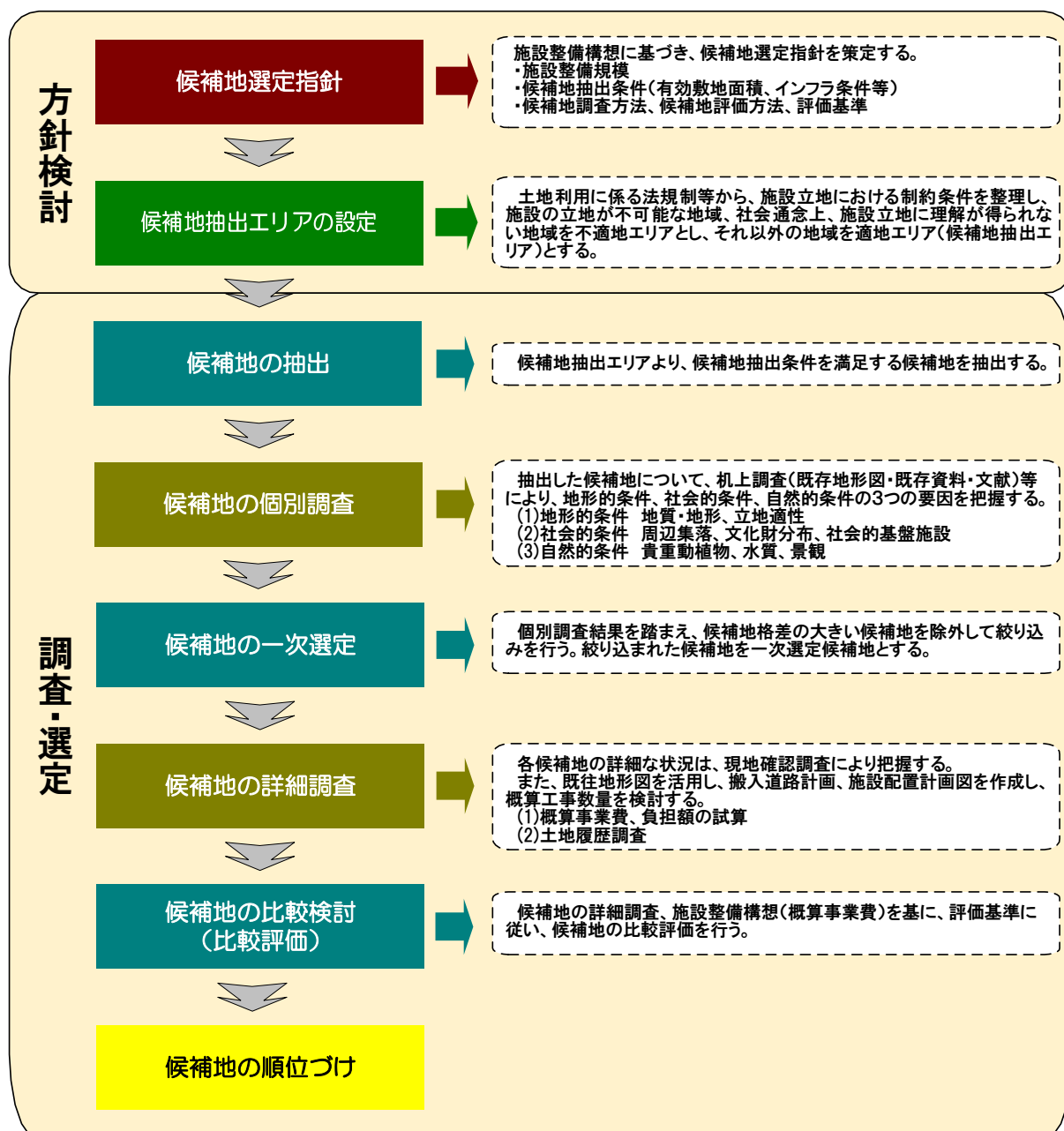
第6章 用地選定手法

第1節 用地選定手続き

可燃ごみ処理施設の用地を選定する手続きフロー（案）は、図表 6-1-1 のとおりである。

用地選定の検討組織としては、外部委員を含む委員会を組織する事例があり、近年では、手続きの透明性から、委員会を一部公開とする場合もある。ただし、具体的な候補地の詳細については非公開とする場合が多い。

◆図表 6-1-1 用地選定手続きフロー（案）



第2節 用地選定の具体的手法

1 候補地の抽出条件

可燃ごみ処理施設の候補地を抽出する条件（案）は、図表 6-2-1 のとおりである。

まず、必要となるのは有効敷地面積が確保できる用地であることである。加えて、可燃ごみ処理施設（焼却施設と仮定）において、インフラとして $100\text{m}^3/\text{日}$ 程度の水道が供給できることが求められる。その他、周辺の環境保全（維持）として学校等との離隔距離が確保できること、さらに防災面から既知の地震断層を避けた位置が有効である。

◆図表 6-2-1 候補地抽出条件(案)

区分	条件	備考 (先進自治体を参考とした目安)
抽出対象市町	雲南市、飯南町、奥出雲町	
有効敷地面積	約 $8,000\text{m}^2$ 程度 ($110\text{m} \times 70\text{m}$) 次期施設用地 約 $8,000\text{m}^2$ 程度 合計 最大 $16,000\text{m}^2$ 程度	工場棟サイズ $55\text{m} \times 40\text{m}$ 外周道路他 $+5,500\text{m}^2$ ※次期施設用地は災害廃棄物置場等に利用
次期施設用地		
インフラ	1日約 100m^3 以上の水道の給水 エリアあるいはその近傍	施設規模の 2.5 倍程度
環境保全	学校、病院等、静穏を必要とする施設 から 100m 以上離隔していること	騒音の伝搬
防災	既知の地震断層の直上でないこと	島根県地域防災計画において想定している「宍道湖南方断層」の直上

補足 可燃ごみ処理施設に必要なインフラ

- 水道
 - ・ 焼却施設を前提とした必要水量は、処理能力の 2.5 日分 ($100\text{m}^3/\text{日}$) が目安となる。
 - ・ 焼却処理において、ダイオキシン類発生抑制から、高温 800 度以上ごみを燃焼し、急速に冷却することでダイオキシン類の再合成を防ぐ。そのために冷却水が不可欠である。
- 電気
 - ・ 施設は多量の電力を使用する。そのため、施設では高圧受電を行う。
 - ・ 電力線が無い場合は、電力会社により敷設してもらうが、負担金を求められる場合がある。
- 道路
 - ・ 可燃ごみ処理施設は一日 30 台程度のごみ搬入車両が入退場する。
 - ・ 安全かつ安定したごみ搬入には 2 車線（歩道付き）道路が有効である。
- 下水道
 - ・ 施設で発生する汚水（生活系、プラント系）は、一定の浄化処理を行ったうえでガス冷却水として再利用する。
 - ・ そのため、基本、汚水を場外に排水することはないが、下水道投入が可能な場合は、汚水処理コストの削減につながる事が想定される。

※条件として示す面積、水量等は、先進地自治体の設計例、過去の実績値による目安である。

2 候補地調査方法

候補地調査は、候補地の順位付けを行うための指標となるもので、個別調査と詳細調査を実施するものとする。

(1) 個別調査

◆図表 6-2-2 候補地の個別調査内容（案）

① 候補地概要	対象施設	単独整備あるいは集約整備	候補地の地形・地質条件を調査する。
	地形条件	標高差・谷勾配・背後地面積(直接流域を含む)	
	地質条件	地盤	
② 環境保全性 (社会的条件)	幹線道路	系統数・車線数・歩道有無・通学等・交通量	地域の住民等の日常生活への影響要因について調査する。
	周辺土地利用	住宅数(建物数)・耕作地(面積)・公共施設(学校・病院)	
	下流側河川	内水面共同漁業権・河川水量・水質	
	文化財	既知の文化財	
	景観	候補地の可視領域	
③ 環境保全性 (自然的条件)	貴重種の生息環境	鳥獣保護区(指定状況)・開発状況・生息環境有無(ため池など)	自然環境保護の視点に立って影響要因を調査する。
④ 防災性	法規制	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・山地災害危険地区(森林)・地すべり防止区域・地すべり危険箇所・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域、洪水浸水想定区域 等	防災対策の条件となる規制状況、指定状況を調査する。 地震時の影響要因を調査する。
	地盤状況	地すべり地形・地盤係数・既知の断層からの距離・背後地面積(直接流域を含む)	
⑤ 事業実効性	土地利用規制	都市地域・農業地域・森林地域	解除手続き等の煩雑さによる事業遅延等の要因を調査する。
	自然環境規制	自然公園地域・自然保全地域	
⑥ 経済性	運搬効率	収集運搬費	収集運搬モデルにより試算する。
	施設整備費	搬入道路距離・水道・電気・公共下水道	インフラ等の整備に要する費用を調査する。
⑦ 負担の公平性	ごみ処理施設受入状況	ごみ処理施設建設数・稼働年数	これまでの負担状況を調査する。

(2) 詳細調査

◆図表 6-2-3 候補地の詳細調査内容（案）

経済性	敷地造成費・搬入道路敷設費
事業実効性	地権者数、抵当権等の設定状況、用地面積(用地費)
財源検討	市町負担額(一般財源+交付税算入額を除く起債償還金)
整備スケジュール	計画支援、施設整備

3 候補地評価方法

(1) 候補地の個別評価方法

候補地評価は、点数制により行うものとする。

調査結果は、数値で比較できるものと数値化できないものがあることから、図表 6-2-4 に示す方法で配点（評価）するものとする。

◆図表 6-2-4 候補地評価（配点）方法（案）

数値で比較できるもの （定量的な比較）	個別調査項目別得点 ＝10点－5点×（当該数値－最低数値）÷（最高数値－最低数値）
数値で比較できないもの （相対的な比較）	優（10点）、良（7.5点）、可（5点）

(2) 候補地の総合評価方法

候補地の項目別評価結果を総合的に判断するため、候補地調査項目の要因に重要度を設定したうえで、以下の式により総合評価点を求め候補地の順位付けを行うものとする。

$$\text{総合評価点(案)} = \sum (\text{重要度} \times \text{要因別評価点} \div 10) \quad (100 \text{ 点満点})$$

1) 要因別評価点

要因別評価点は、総合評価点の採点に重要度を考慮することから 10 点満点とする。そのため、要因別評価点は以下の式により算定する。

$$\text{要因別評価点} = \frac{\text{調査項目別得点の合計}}{\text{調査項目数} \times 10} \times 10$$

2) 重要度

重要度は、住民アンケート結果を踏まえ、環境保全性（社会的条件）及び経済性を最重要項目とし、次いで環境保全性（自然的条件）及び事業実効性として設定する。

要因	重要度(案)
環境保全性（社会的条件）	25
環境保全性（自然的条件）	15
防災性	10
事業実効性	15
経済性	25
負担の公平性	10
計	100

補足 住民アンケート結果を踏まえた重要度の設定

令和2年度に実施した住民アンケートにおいて、次期可燃ごみ処理施設建設には、環境保全性と経済性が求められている。なお、住民の求める環境保全性は、周辺環境への調和等、自然環境に対する配慮よりも、公害防止対策等の社会的な配慮が重要である。

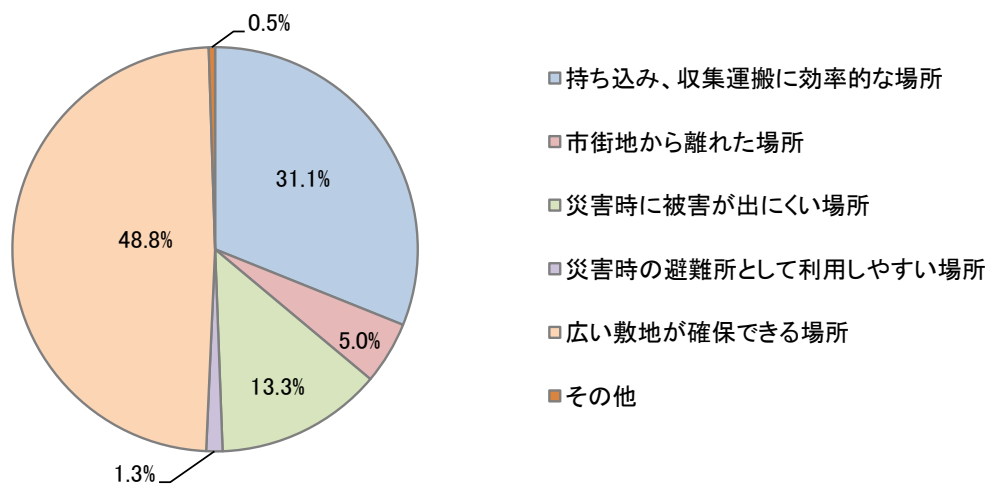
また、問4の回答から防災性よりも広い敷地の確保といった事業実効性に関することが重要と考えられる。

◆ 住民アンケート（抜粋）

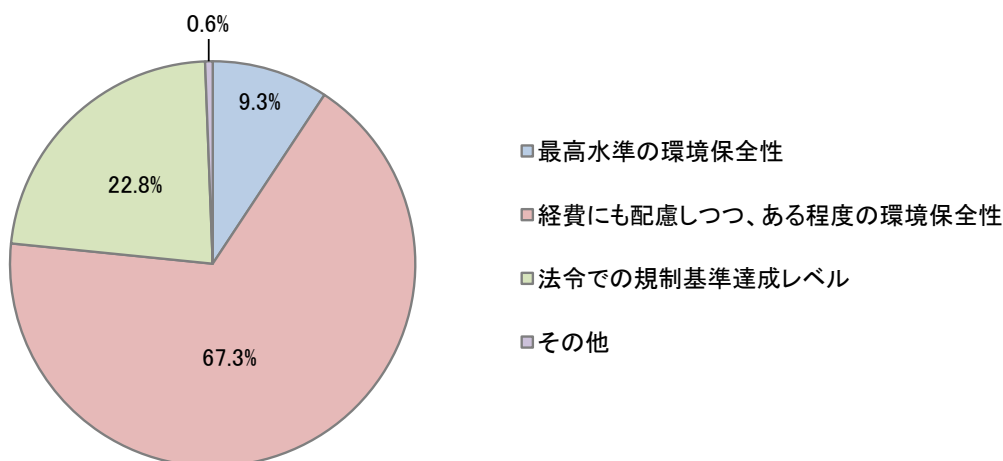
問3 次期可燃ごみ処理施設に求める機能（複数回答可）

項 目	回答数	割合
ごみの資源化、エネルギーの有効利用ができる施設	878	76.7%
環境に配慮した施設（排ガス、悪臭、騒音、振動等、高度な公害防止対策）	838	73.2%
周辺環境に調和した施設（敷地内の緑化、景観に配慮したデザイン等）	257	22.4%
少ない経費で整備、運営できる施設	510	44.5%
ごみの持ち込みがしやすい便利な施設	855	74.7%
災害時において避難場所等として利用できる施設	114	10.0%
環境学習や体験学習ができる施設	290	25.3%
住民の憩いの場やプール・入浴施設等を併設した施設	57	5.0%
その他	16	1.4%

問4 次期広域処理施設の建設場所



問5 環境への配慮



第7章 集約に向けた移行体制等

第1節 広域処理までの適正処理

雲南圏域における現在の可燃ごみ処理に関連する施設は図表 7-1-1 に示すとおり 3 施設である。

これら施設のうち、本組合においては、一部可燃ごみの出雲市への処理委託終了に対応するため、雲南ECは令和元年～令和2年度にかけて基幹的施設の更新を行い、いいしCC中継施設は、令和3年度において中継方式の変更による施設改修、改造を行っており、いずれの施設も令和13年度までは管理運営を継続させることとしている。

一方、奥出雲町の仁多KCは、供用開始から長期間を経過しており、これまでの補修工事による対応では困難となりつつある。そのため、想定する広域処理が開始される令和14年度までの対応が必要である。

◆図表 7-1-1 雲南圏域の可燃ごみ処理関連施設

施設	処理方式	供用開始 (R3 年度末時点)	処理能力
雲南エネルギーセンター(雲南EC)	ごみ燃料化施設	H11.4 (22 年経過)	30t/8h
いいしクリーンセンター(いいしCC)	中継施設	H15.12 (18 年経過)	8.4t/5h
仁多可燃物処理センター(仁多KC)	焼却施設	S56.10 (40 年経過)	20t/日

◆図表 7-1-2 雲南圏域の可燃ごみ処理関連施設の長寿命化等

施設	これまでの対応	目標年
雲南エネルギーセンター(雲南EC)	基幹的施設の更新等	R14(2032.).3
いいしクリーンセンター(いいしCC)	中継方式の変更 (基幹的施設の更新)	今後 15～20 年程度
仁多可燃物処理センター(仁多KC)	補修対応(事後保全)	—

※仁多KCは、基幹的施設更新、施設新設等など、抜本的な施設整備が必要であるが、具体的な検討が進んでいない。

◆図表 7-1-3 可燃ごみ処理施設の延命化等状況

施設別	供用開始	改良工事	延命期間																								
				27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44						
雲南市・飯南町事務組合 雲南エネルギーセンター (RDF施設)	H11年度	R元～R2 (実施中)	～R13	21年経過					長寿命化																		
				基幹的設備					その他設備は継続して更新																		
雲南市・飯南町事務組合 いいしクリーンセンター (中継施設)	H15年度	R2～R3 (予定)	-	17年経過					運搬変更 (雲南エネルギーセンターへ)																		
				基幹的設備					その他設備は継続して更新																		
奥出雲町 仁多可燃物処理センター	S56年度	H14 (灰ガス高度 処理・灰固化 設備工事)	-	39年経過					一刻も早い次期可燃ごみ処理施設整備が求められる																		
				点検・補修・更新																							

第2節 仁多可燃物処理センターにおける対応

仁多K Cは施設全体の老朽化が著しく、長期間の供用を前提とした施設整備については、抜本的な対応が不可欠となっている。具体的にはほぼすべての機器の更新等が想定される。しかし、今後、広域処理を行うとした場合に必要となる供用期間は10年間であり、効率的な移行対応が必要である。

ここで、想定される対応については、2ケースが想定される。まず、施設の「基幹的施設改良」である。次に、民間委託である。想定期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とし、必要処理量は合計22,535 t /10年、平均2,254 t /年とした。

図表 7-2-1 に比較結果を示す。

これに示すように、経済性に有効であるのは民間委託であると考えられる。

◆図表 7-2-1 奥出雲町における広域処理開始までの可燃ごみ処理対応の比較

対 応	基幹的施設改良	民間委託
経済性(処理費)	139,500 千円/年 (トン 47,000 円)	78,900 千円/年 (トン 35,000 円)
経済性(収集運搬費)	17,400 千円/年 (トン 6,900 円)	41,400 千円/年 (トン 16,500 円)
総括	×	○

第3節 集約後の施設活用策

広域処理が開始された後において、現有施設のうち雲南E C並びに仁多K Cは廃止することが想定される。

一方、いいしC Cはリサイクルセンターと中継施設を併用した施設であるため、中継施設が不要となった場合において一部を廃止することとなる。

廃止後の施設活用は、工場棟等の建物の活用と敷地の活用が考えられる。

◆図表 7-3-1 雲南圏域の可燃ごみ処理関連施設

施設	処理方式	供用開始 (R3年度末時点)	建物の 活用	敷地の 活用
雲南エネルギーセンター (雲南E C)	ごみ燃料化施設 30 t / 8 h	H11.4 (22 年経過)	○	○
いいしクリーンセンター (いいしC C)	中継施設 8.4 t / 5 h	H15.12 (18 年経過)	○	○
仁多可燃物処理センター (仁多K C)	焼却施設 20 t / 8 h	S56.10 (40 年経過)	×	○

1 施設別活用方法 (案)

(1) 雲南エネルギーセンター

雲南E Cは、可燃ごみを固形燃料に成形するための施設であるが、建物内は大部屋方式で大空間を擁し、加えて建物内に車両進入できる開口（扉）を有している。

こうした施設の利用例として山口県周南市の旧ごみ燃料化施設・フェニックスがあげられる。当該施設では、工場棟内の機器すべてを解体撤去、撤去後の床面を平らに整形した後、ストックヤードとして利用している。また、広域施設が遠方となった場合には、ごみピット、クレーンを残置、活用した中継施設を整備することも想定される。一方、直送方式を選択した場合においても、地域住民への公共サービスを維持するため、直接搬入ごみの受け入れ施設としての活用が想定される。

ただし、R D F 焼却設備が残置されており、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく解体撤去が必要となる。

◆図表 7-3-2 雲南エネルギーセンター活用案

区分	活用方法	説明
建物	ストックヤード	- 工場棟内の機械設備を撤去し、平らなコンクリート床面を構築し、資源物ストックヤードとして利用 - 一時貯留物としては、小型家電類、有害物（蛍光灯等）、委託処理物など
	中継施設	- 工場棟内の機械設備を撤去し、平らなコンクリート床面を構築し、機器を設置したうえで中継施設として利用する。 - ごみピット、クレーンを活用することで搬入変動の多い時期への対応が容易となる。
	直接搬入ごみ受入施設	直接搬入ごみの受け入れ施設として、地域住民の利便性を維持する。
敷地	未定	- 有効敷地面積約 10,000m² - 今後敷地の有効な利用方法について検討が必要である。



(写真：マップ on しまね)

※当該敷地に係る災害関係規制

法令等	規制区域等	指定状況	備考
土砂災害防止法	特別警戒区域	なし	
	警戒区域	あり	一部
水防法	浸水被害	なし	

(2) いいしクリーンセンター

いいしCCは、可燃ごみの中継施設とリサイクルセンターを併設した施設である。そのため、広域処理が開始された後にも引き続き施設を利用するものとする。

中継施設は、雲南市吉田町、掛合町、飯南町の可燃ごみを中継運搬するためのものであるが、広域施設の場所により直送方式あるいは中継方式の検討を改めて行うことになる。また、直送方式を選択した場合においても、地域住民への公共サービスを維持するため、直接搬入ごみの受け入れ施設としての活用が想定される。

直送方式の場合は、中継設備の撤去によりストックヤードとしての利用が想定される。

◆図表 7-3-3 いいしクリーンセンター活用案

区分	活用方法	説明
建物	ストックヤード	・ 工場棟内の中継設備関係設備を撤去し、資源物等のストックヤードとして利用
	直接搬入ごみ受入施設	・ 直接搬入ごみの受け入れ施設として、地域住民の利便性を維持する。
敷地	現リサイクルセンター 現中継施設	・ 有効敷地面積 ・ 引き続き使用



(写真：マップ on しまね)

※当該敷地に係る災害関係規制

法令等	規制区域等	指定状況	備考
土砂災害防止法	特別警戒区域	なし	
	警戒区域	なし	
水防法	浸水被害	なし	

(3) 仁多可燃物処理センター

仁多KCは、焼却施設であることから、工場棟内に車両が出入りできる大きな開口がない。開口を設けるためには、主要建築物の変更が必要となり、その場合、施設全体の現構造基準への適合が不可欠となる。また、当該施設は、稼働後40年を経過し、今後、10年間の供用を行うと50年を経過することとなる。

鉄骨造（金属造骨格材の肉厚が4mmを超えるものとして）の工場の処分制限期間（耐用年数）は31年とされており、この期間を大きく上回るものである。

以上を踏まえ、仁多KCは建物の活用は行わず、用地の活用を行うことが有効であると考えられる。

敷地の活用に関しては、広域施設の場所により中継方式が必要となった場合において、中継施設用地として活用することが想定される。また、広域施設が遠方となった場合においても、地域住民への公共サービスを維持するため、直接搬入ごみの受け入れ施設としての活用も想定される。

◆図表 7-3-4 仁多可燃物処理センター活用案

区分	活用方法	説明
建物	活用しない	・ 法定耐用年数を大きく上回ることとなる。耐震上も懸念が残る。
敷地	中継施設	・ 有効敷地面積は約3,600m ² ・ 必要な中継施設の整備が有効
	直接搬入ごみ受入施設	・ 直接搬入ごみの受け入れ施設として、地域住民の利便性を維持する。



(写真：マップ on しまね)

※当該敷地に係る災害関係規制

法令等	規制区域等	指定状況	備考
土砂災害防止法	特別警戒区域	なし	
	警戒区域	あり	一部
水防法	浸水被害	なし	

2 施設解体について

焼却施設の解体費については、解体作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策を講じる必要があり、10 トン規模の小型施設においても2 億円程度を要するケースが見られる。

焼却施設の解体撤去費については、交付金制度等の活用も行われている。具体的には、交付金制度で整備できる施設の整備費の一部として、交付対象事業費の1/3 に交付金が充当され、残りの費用についても起債の充当、起債償還金に対する交付税算入も行われている。

具体的な施設整備については、令和3 年度より開始された中継施設整備のほか、リサイクル関連施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設等）、最終処分場等が該当する。

過去の解体工事発注実績より求めた規模トンあたり解体費を前提に、既存施設の解体費を試算すると、2 施設で8 億円程度と見込まれる。

仁多K C の施設解体は、交付金事業として実施する場合、約13 億円程度の施設整備に相当するため、解体跡地に中継施設を交付金事業として整備する場合、財政面において大きな効果が期待できる。

◆図表 7-3-5 現有施設の解体撤去費試算

施設別	施設規模	想定解体撤去費	想定負担額	備考
雲南エネルギーセンター	30 t /8h	430,000 千円	107,500 千円	焼却炉として
仁多可燃物処理センター	20 t /8h	330,000 千円	82,500 千円	

※負担額は交付金事業で過疎対策事業債を活用した場合の想定負担額割合 25%を乗じた額

◆図表 7-3-6 交付金を活用して仁多可燃物処理センターを解体撤去することの有効性

区 分	施設整備費	解体撤去費	想定負担額
施設整備と一体で解体した場合(交付対象事業)	990,000 千円	330,000 千円	330,000 千円
解体工事のみの場合(単独事業)	0 千円	330,000 千円	330,000 千円

※仁多K C の解体を交付金事業として実施する場合、約10 億円の施設整備に相当する効果がある。

第4節 その他集約に向けた課題

1 雲南圏域における事務の共同処理

雲南圏域の広域組織は、雲南市、飯南町のごみ処理事業、ケーブルテレビ（CATV）事業、斎場事業を行っている「雲南市・飯南町事務組合」と雲南市、飯南町、奥出雲町の観光事業、消防事業、介護保険事業、環境衛生事業（下水道、し尿処理）等を行っている「雲南広域連合」の2つが存在している。そのため、組織の再編、統合等が想定される。

両組織の事務は、多岐に渡っていることなどを踏まえ、本構想や雲南圏域の廃棄物処理全体（不燃ごみ処理や最終処分も含む）を想定した検討を行っていくものとする。

2 ごみ処理手数料の統一

雲南圏域のごみ処理手数料（収集指定袋）は、現在、3市町全体で容量別に4種類あり、料金は6種類ある。また、住民の直接搬入手数料は、本組合管内で統一しているものの、奥出雲町とは異なる。

今後は、本組合と奥出雲町の可燃ごみを共同処理するうえで、住民負担の公平性を確保するため、ごみ処理手数料の統一が有効である。

なお、本組合では、令和3年度中に条例を改定し、雲南市、飯南町全域のごみ処理手数料の統一を図ることとしている。

◆図表 7-4-1 雲南圏域のごみ処理手数料

雲南エリア

種別		形状、規格及び単位		手数料
組合が直接収集するもの	燃えるもの用	雲南市	手さげ型袋（大）10袋	460円
			手さげ型袋（小）10袋	310円
	ガラス類、金属類 及び粗大物用		手さげ型袋（大）10袋	440円
			手さげ型袋（小）10袋	330円
	資源物用		手さげ型袋（大）10袋	440円
			手さげ型袋（小）10袋	330円
処理施設へ 直接搬入するもの	一般家庭からの廃棄物	10kgあたり	44円	
	事業所からの廃棄物	10kgあたり	88円	

飯南エリア

種別		形状、規格及び単位	手数料
組合が直接収集するもの	燃えるもの用	飯南町 手さげ型袋（大）10袋	660円
		手さげ型袋（小）10袋	310円
	ガラス類、金属類 及び粗大物用	手さげ型袋（大）10袋	460円
		手さげ型袋（小）10袋	330円
	資源物用	手さげ型袋（大）10袋	440円
		手さげ型袋（小）10袋	330円
処理施設へ 直接搬入するもの	一般家庭からの廃棄物	10kgあたり	44円
	事業所からの廃棄物	10kgあたり	88円



雲南市・飯南町事務組合管内では、手数料を統一した額とする。

奥出雲町

種別		形状、規格及び単位	手数料
町が直接収集するもの	燃やせるごみ・資源ごみ・不燃ごみ	大袋（45ℓ）10袋	470円
		小袋（20ℓ）10袋	260円
処理施設へ直接搬入するもの	一般家庭からの廃棄物	500kgあたり	629円 ^{注)}
	事業所からの廃棄物	500kgあたり	3,143円 ^{注)}

注) 10円未満切り捨て

3 分別区分の統一

現在、本組合管内では、R D F 原料に適した、柔らかい素材のプラスチック類（ペットボトル・ビニール類等）を可燃ごみ、硬い素材のプラスチック類（シャンプーボトル等）を不燃ごみとして分別回収している。

一方、奥出雲町では、ペットボトルや容器包装プラスチック類を資源ごみ、容器包装以外のプラスチック類を可燃ごみとして分別回収している。

今後は、本組合と奥出雲町の可燃ごみを共同処理するうえで、国が進めるプラスチック類の循環利用施策を踏まえた分別区分の統一を検討する必要がある。

補足 国が進めるプラスチック類の循環利用

国においては、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を令和3年3月9日に閣議決定、同6月に成立、令和4年4月から施行する予定である。今後、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じていくものとしている。

なお、この法律において、地方公共団体の責務として、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、都道府県は、市町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努め、都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。」と示され容器包装リサイクル法による再商品化ルートを活用した資源化が想定されている。

加えて、自治体にプラスチックのリサイクルを働きかけることを目的として、法施行後は、循環型社会形成推進交付金の交付要件に「プラスチック類を資源ごみとして回収していること。」を追加する。（令和3年全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料／環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）雲南圏域は、過疎地域であり、追加要件の対象除外地域となるため、プラスチック類の分別を実施していなくても次期可燃ごみ処理施設の整備に循環型社会形成推進交付金を活用することは可能であるが、国の方針に従い、容器包装類やその他のプラスチック類の分別等について検討することが必要であると考えられる。

◆プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラスチックをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラスチックの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者を求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

（資料：環境省報道発表資料）

第8章 施設整備スケジュール・事業方式・財源計画

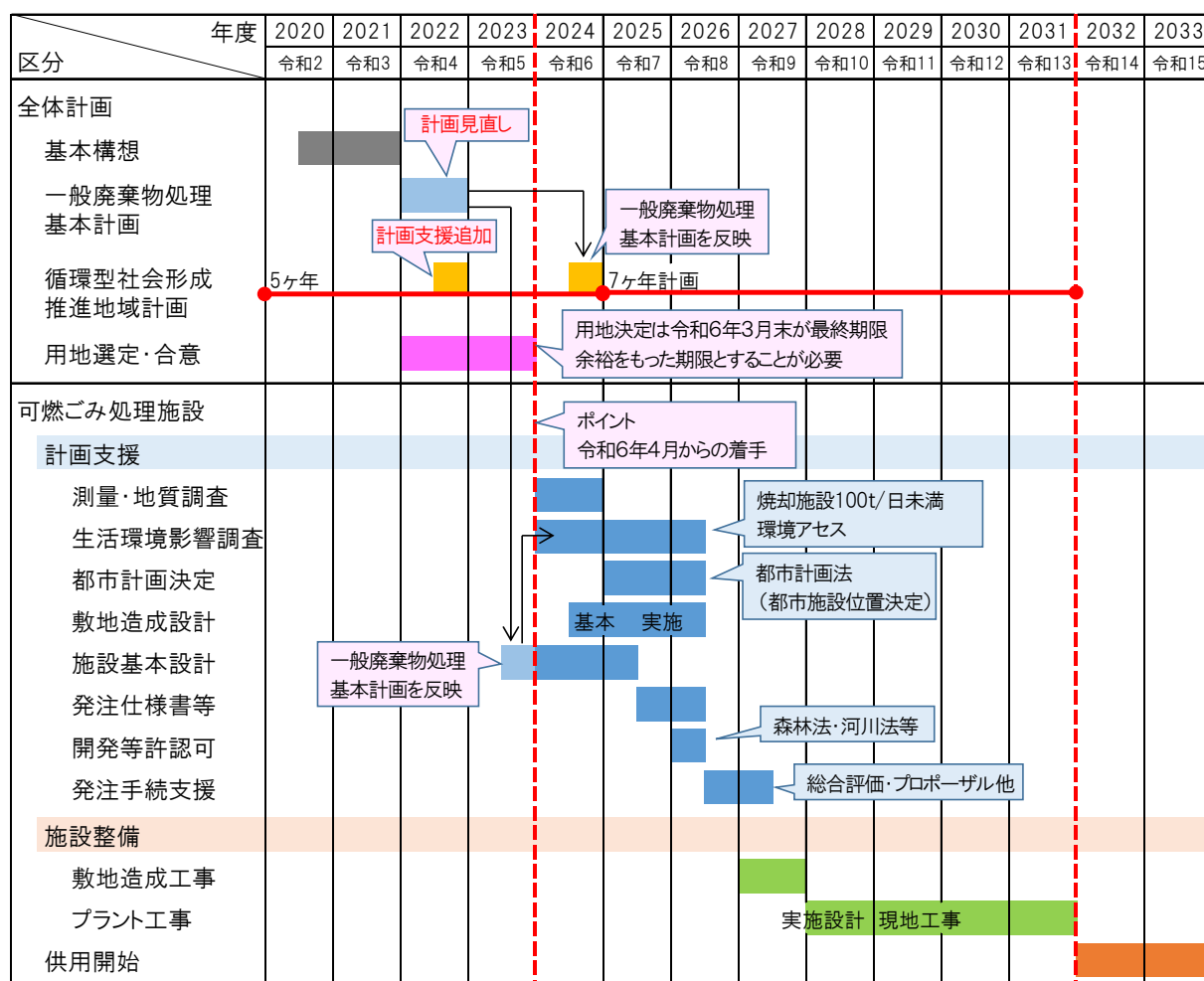
第1節 施設整備スケジュール

雲南圏域の次期可燃ごみ広域処理施設は、令和14（2032）年度の施設供用開始を目途に事業推進するものとする。

用地選定は、本基本構想策定後の着手を予定するが、その後の各種計画書の作成や敷地造成及び建設工事（5年を想定）を考慮し、令和5（2023）年度中の用地決定を目指す必要がある。

広域処理施設の詳細事項を定める施設基本設計は、令和7年度中に策定する。また、建設用地の交渉状況を踏まえながら、令和6（2024）年度から生活環境影響調査と測量・地質調査に着手し、その後都市計画決定、発注手続等の事務に順次着手することで、敷地造成工事及び施設建設工事を経て、令和14（2032）年度当初の供用開始を目指す。

◆図表 8-1-1 施設整備スケジュール(案)



※プラント工事の発注方式は、総合評価方式、プロポーザル方式、制限付一般競争入札(事後評価型)等が想定される。方式により契約までの期間に違いを生じるため、計画支援事業の早期着手なども検討しておくことが必要である。

第2節 事業方式

1 事業運営方式の形態と特徴

現在、広く採用されている廃棄物処理施設の整備・運営方式の形態は、大きく公設公営方式、公設民営方式、PFI事業方式に分類される。

中でも、近年採用例が多くなっている公設民営方式の一つであるDBO方式は、PFI的手法がとられるため、施設の設計施工・維持管理の全般に民間事業者のノウハウや創意工夫を活用でき、全体的な効率化とコスト削減が図れることが大きな特徴である。ただし、効果を明確化するためには、民間事業者の自由裁量を最大化する工夫が必要となるが、施設整備時の地元要望等が支障となる可能性もある。

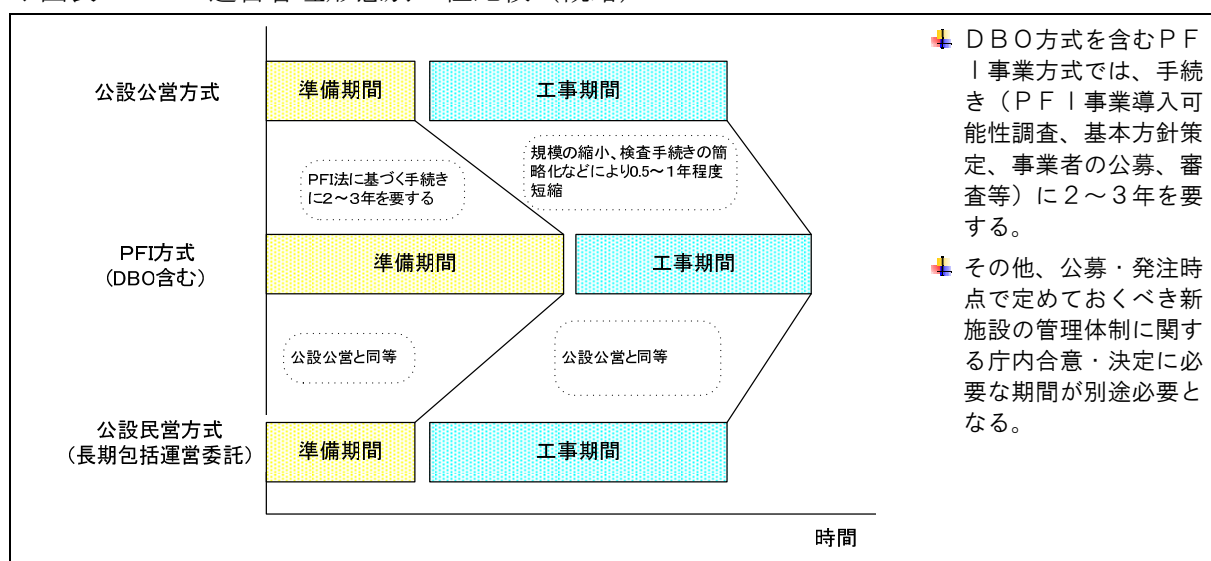
また、長期包括的運営委託は、DBOと同様に運営に係るコスト削減が可能である。その上、施設整備は公設方式で、その手続きは施設整備に限定されるため、準備期間が短縮できるメリットがある。

◆図表 8-2-1 廃棄物処理施設における建設と運営管理の形態

項目 区分		施設の所有		資金 調達	設計 施工	運営	施設 撤去
		建設時	運営時				
P F I 事業方式	B O O方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	B O T方式	民間	民間	民間	民間	民間	公共
	B T O方式	民間	公共	民間	民間	民間	公共
	D B O方式	公共	公共	公共	公共 民間	民間	公共
公設民営 方式	長期包括的 運営委託方式	公共	公共	公共	公共	民間	公共
公設公営 方式	公設運転委託方式 (単年度役務委託)	公共	公共	公共	公共	民間	公共
	公設公営方式	公共	公共	公共	公共	公共	公共

※DBO方式は実質的に公設民営であるが、PFI的手法として扱われているため、PFI事業方式に分類した。

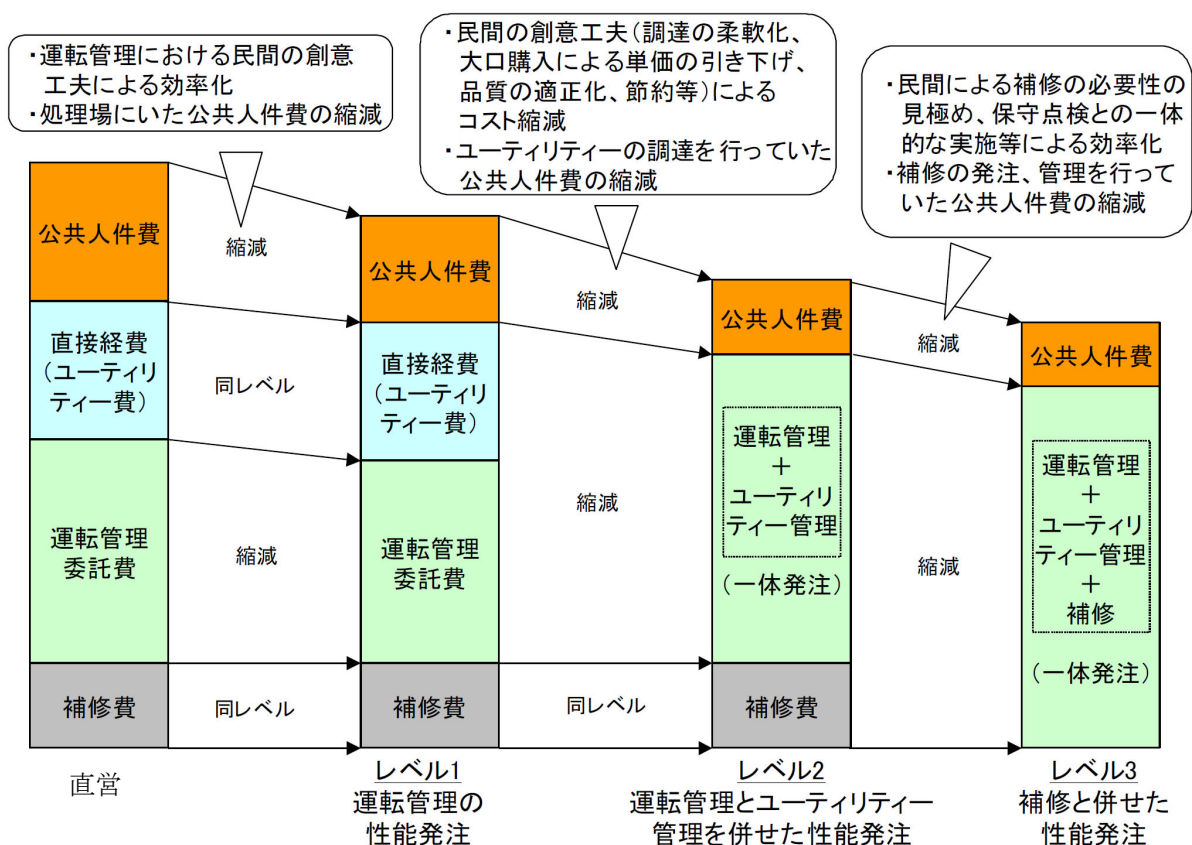
◆図表 8-2-2 運営管理形態別工程比較（概略）



◆図表 8-2-3 運營業務への民間委託導入によるコスト削減効果の概要（段階別）

運転管理形態		費用			民間委託導入効果
		運転管理 業務 (人件費)	物 品 ・ 用役調達 業務	点 検 ・ 補 修 業務	
A	直営	100%	100%	100%	・公共がすべて行うため、効果はない。
	直 営	(公共)	(公共)	(公共)	
B	委託 従来方式（役務委託） ※運転管理のみを契約 職員数の人数で契約	削減	100%	100%	・運転管理における民間の創意工夫による効率化 ・運転管理の公共職員の人件費の削減
	レベルー1	●民間	(公共)	(公共)	
C	委託 従来方式（役務委託） ※Bに用役の管理を合わ せたもの。	削減	削減	100%	・民間の創意工夫（物品・用役等の調達の柔軟化、 大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、 電力・用水等の節約等）による用役コスト削減 ・運転管理及びユーティリティの管理を行っていた 公共職員の人件費も削減
	レベルー2	●民間	●民間	(公共)	
D	委託 長期包括的 運營業務委託 ※補修管理も含めた性能 発注 職員数は規定しない	更に削減	削減	削減	・民間の創意工夫（物品・用役等の調達の柔軟化、 大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、 電力・用水等の節約等）による用役コスト削減 ・民間による補修の必要性の見極め、保守点検との 一体的な実施等の効率化による補修コスト削減 ・運転管理及びユーティリティの管理に加え、補修 工事の発注、管理を行っていた公共職員の人件費 も削減
	レベルー3	●民間	●民間	●民間	

※性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省都市地域整備局、H13.4.23）を参考に作成



◆図表 8-2-4 廃棄物処理施設における建設と運営管理の形態の概要

項目 \ 区分		公設公営方式		公設民営方式	P F I 事業方式			
		公設公営方式	公設運転委託方式	長期包括的運営委託方式 (長期複数年契約による委託)	D B O方式 (Design-Build-Operate)	B T O方式 (Build-Transfer-Operate)	B O T方式 (Build-Operate-Transfer)	B O O方式 (Build-Own-Operate)
概	要	・ 公共にて施設を建設・運営する。 ・ 運営は、直営職員による。	・ 公共にて施設を建設・運営する。運転は委託業者による。 ・ 運転委託契約は、単年ごとに更新する。	・ 公共にて施設を建設・運営する。運営は、委託業者による。 ・ 運営委託契約は長期複数年契約とする。	・ 民間事業者が施設を建設・運営を行う。 ・ 公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する方式。 ・ 類似方式として DBM (Design- Build-Maintenance) もある。	・ 民間事業者が施設を建設後、その所有権を公共に無償移転するが、引き替えに施設使用権を得て施設の運営を行い、投資回収を図る方式。	・ 民間事業者が施設を建設・運営し、ある一定期間にその利用料金で投資資金を回収した後、公共にその施設を譲渡する方式。	・ 民間事業者が施設を建設し、以降、これを所有・運営し、事業を継続する方式。
事業計画		公共			公共または民間事業者からの提案			
契約方式	施設建設	請負契約			基本契約 (施設建設：請負契約) (施設運営：委託契約)	事業権契約（施設建設と運営を一事業として特別目的会社と契約）		
	施設運営	—	委託契約 (単年度契約)	委託契約 (長期複数年契約)				
選定業者方式の	施設建設	指名競争入札が主流であったが、近年は公開性を高めた制限付一般競争入札、総合評価一般競争入札、プロポーザル方式が主流である。			総合評価一般競争入札、プロポーザル方式が主			
	施設運営	—	指名競争入札が主	随意契約の場合や、総合評価一般競争入札、プロポーザル方式がある				
施設財産権 (施設運営時)		公共					民間事業者	
資金調達		公共(財政資金)		施設建設：公共(財政資金) 施設運営：民間事業者		民間事業者		
施設設計施工		公共（メーカーとの請負契約）				民間事業者		
施設整備期間		公共が設定				公共の基本工期提示に基づき、民間事業者が最適工期を設定		
リスク		公共がすべて負担		施設は公共が負担 運営は民間事業者と分担	運営に関して 関係者において適正に分担	関係者において適正に分担		
メリット・デメリット	事業透明性	・ 競争入札により透明性を図る。		・ 競争入札により透明性を図る。 (随意契約の場合、透明性の確保が課題)	・ P F I 法に基づく手続きにより各手続きが全て公表されるため、透明性を確保することが可能である。			
	生涯コスト	・ 最も高くなる。	・ 運転委託によりコストダウンが図れる。	・ 運営委託によりコストダウンが図れる。 (長期複数年契約により長期的なコストダウンが約束される。)	・ 建設・運営に係る全体的なコストダウンが図れる。一方で、各種保険、弁護士などの費用が上乗せされる他、DBO 方式を除く事業方式では資金調達に向けた金利（リスク管理に必要な費用も内包）が上乗せされる。 ・ DBO 方式では原則として公共財産として施設を設計施工することから、施設の設計水準や工事品質に対して公共事業と同様の水準を求める場合は、建設コストは公設方式との差は小さくなる。			
	財政平準化	・ 見込めない			・ 運営費のみの平準化となる。	・ 運営費のみの平準化となる。	・ 建設費は、事業期間を通じた分割払いが可能であり、財政が平準化でき資金調達の面で有利である。	
	事業破綻	・ 全てのリスクを公共が負うため、P F I 事業のような事業破綻リスクは存在しない。			・ 長期複数年契約となる運営事業においてリスクあり。	・ 特別目的会社（S P C）による事業であるため、少なからず事業破綻リスクを抱えている。 ・ DBO 方式を除く PFI 事業方式の場合はプロジェクトファイナンスの活用により事業破綻リスクを最小化している。		
	事業モニタリング	公共で行う。			・ モニタリングは公共で行う。 ・ S P C が破綻した場合は、公共でスポンサーを変更する等の建て直しを行うこととなる。	・ 公共によるモニタリングに加え、融資を行う銀行サイドにより、厳しい事業内容のモニタリングが行われるため、事業期間を通じて安定的かつ適正な運転が行われることとなる。		
	事業スケジュール	・ 従来の整備方式であるため、供用開始までの工程管理が容易である。			・ P F I 法に基づく手続きが必要である他、事業発注までの間に数年後に供用開始する施設における業務内容や公共と民間の所掌分担、市内部の人員再配置等の諸問題を予め解決しておく必要があるため、公共事業方式の場合に比べ、供用開始までの工程管理が容易ではなく、場合によっては事業遅延リスクが発生する。			

※プロジェクトファイナンスとは金融用語の一つである。通常、企業や個人が銀行から資金を借り入れる際は、信用力を基礎に不動産等の物的な担保を取り、加えてローンは保証人への遡及権（リコース：さかのぼって求めていく権利）付きで組まれている。これをコーポレートファイナンスという。一方で、プロジェクトファイナンスは、特定の事業から得られる収益を基礎に借入が行われており、担保となるのは特定事業の収益を含む資産全てであり、特定事業への出資者に対する追加的な担保を取ることがなく、ローンは出資者に対して遡及しないノンリコースローンとなっている。したがって、プロジェクトファイナンスでは、その性格上、収益計画等の事業計画に金融機関が深く関わっており、リスクを負担している。PFI 事業においては、金融機関が常に事業のモニタリングを行い、万が一、事業破綻リスクが顕在化する際には、事業再建を目的として SPC の株券を取得し経営権を行使できる権利を有している。

2 長期包括運営委託のコストメリット

可燃ごみ処理施設別に直営経費に対する削減率をみると、焼却施設（ストーカ式）では最小が1％、最大が10％であり、平均が5％である。一方、炭化施設では2％である。

内訳では、人件費が0～15％、用役費が0～5％、点検・補修費が2～8％である。

◆図表 8-2-5 長期包括運営委託のコストメリット

項 目		焼却施設 (ストーカ式)			焼却施設 (流動床式)	メタン化施設 ＋焼却施設 (流動床式)	炭化施設
		最小	平均	最大			
直営経費に対する削減率	％	1	5	10	回答なし	回答なし	2
人件費	％	0	5	15			0
用役費	％	0	2	5			0
点検・補修費	％	2	5	8			5

※焼却施設(ストーカ式)は、複数社からの回答が得られたため、各社提案値の最小、平均、最大を示す。

3 次期可燃ごみ広域処理施設事業運営の検討方針

次期可燃ごみ広域処理施設の事業運営は、直営の他、民間の技術やノウハウを活用して運営するDBO方式あるいは長期包括的運営委託方式など、確実性、経済性等から最良な方式を検討していくものとする。

第3節 財源計画

1 循環型社会形成推進交付金

ごみ処理施設整備に係る有利な財源のひとつに、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」制度がある。

この交付金要綱によると、対象とする事業者は、「地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村」としている。

また、交付対象としての条件として、「人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。』としている。

雲南圏域の人口、面積は図表8-3-1のとおりである。雲南圏域の面積は、要件に合致しているため、交付対象としての条件を満足している。なお、雲南圏域は、すべて「過疎地域」に指定されており、ただし書きの要件にも合致している。

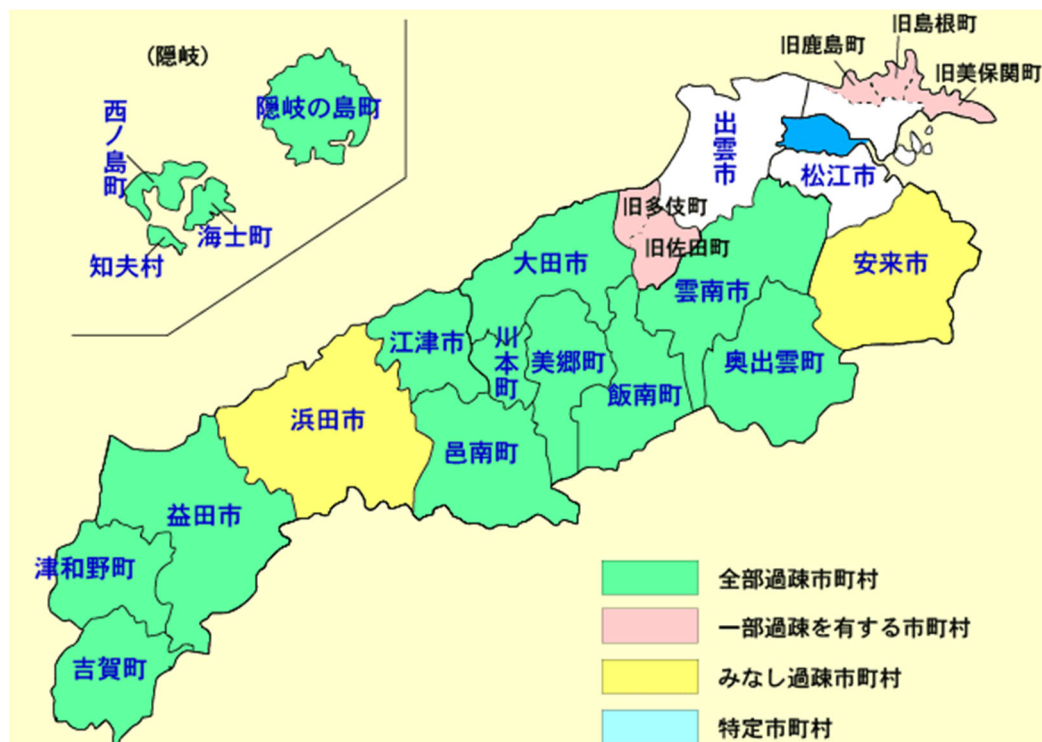
◆図表 8-3-1 雲南圏域の行政区域内人口、行政区域面積

項 目		雲南市	飯南町	奥出雲町	合計
行政区域内人口	人	37,273	4,747	12,243	54,263
行政区域面積	km ²	553.18	242.88	368.01	1164.07

資料： 行政区域内人口：住民基本台帳 令和2年10月1日現在

行政区域面積：全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院） 令和3年7月1日現在

◆図表 8-3-2 過疎地域



資料：全国過疎地域連盟「過疎市町村 MAP」

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（R3.4改訂）では、ボイラ（ボイラー）を設置する施設（全連続燃焼式）を想定した交付金制度となっている。ただし、過疎地域等においては、ただし書きにおいて、従前の施設整備（水噴射式）を可能としている。

◆図表 8-3-3 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）抜粋

○ 水噴射式焼却施設の扱いについて

平成25年度までの「エネルギー回収推進施設」の交付要件（発電効率又は熱回収率10%以上）では、場内で使用される燃焼用空気予熱、白煙防止用空気加熱等のプラント熱利用も熱回収率に含まれていたことから、水噴射式焼却施設においても交付要件を満足することは可能であった。

これに対し、エネルギー回収型廃棄物処理施設における熱回収の対象を「有効熱量」とし、かつ有効熱量に[発電/熱]の等価係数0.46を乗じることから、水噴射式焼却施設は、施設近隣の熱需要の状況等によってはその交付要件を満足することが困難な場合がある。

○ ただし、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域等の地理的、社会的な条件により施設の集約や近隣への熱供給等が困難な場合には、平成25年度までの「エネルギー回収推進施設」と同様の計算方法で、発電効率又は熱回収率10%以上を交付要件とする。

2 起 債

一般的に、公共における施設整備の際に、交付金制度を活用できない（しない）場合や、交付金のみでは事業費が不足する場合には起債（地方債）を充当している。

地方債の取扱いにおいて、起債機能を有する団体として、「普通地方公共団体（都道府県及び市町村）」、「地方公共団体の一部事務組合及び広域連合」が該当するため、本組合及び奥出雲町はこれに該当する。

なお、起債活用については、一部事務組合の構成市町等と十分に協議し、実際の借入主体をどこに置くかを慎重に判断することとする。

（1）一般廃棄物処理事業債

一般廃棄物処理事業として該当する施設等は、本検討事業では「ごみ焼却施設（熱回収施設）」、「廃棄物運搬中継中間処理施設」等が想定される。その他、ごみ運搬車等の「清掃運搬施設等整備事業」や、用地費、補償費等も該当する。

該当しないものとしては、施設建設に伴って整備される関連施設（いわゆる迷惑施設＝地元還元施設）があげられている。

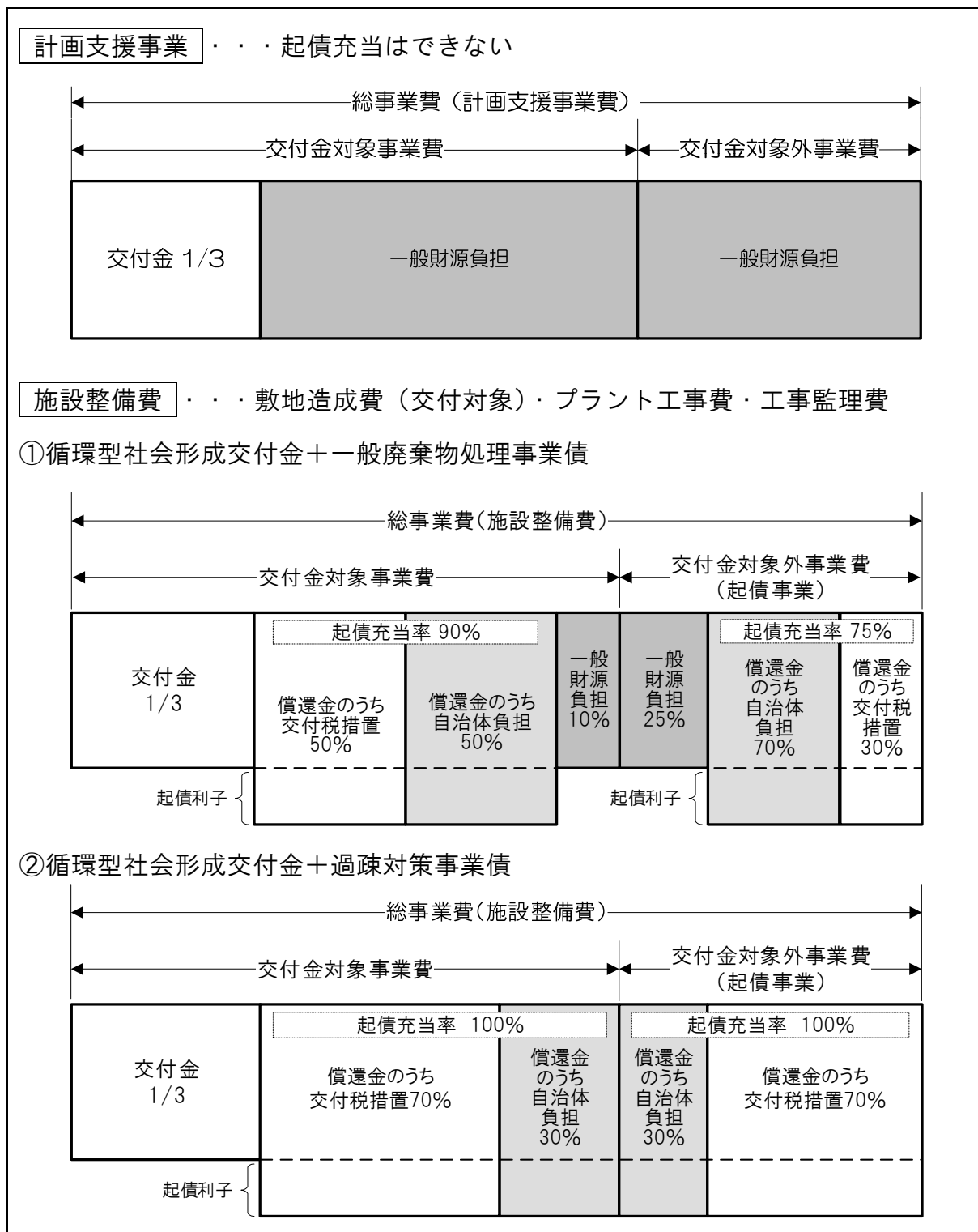
（2）過疎対策事業債

過疎対策事業債として該当する施設は、「過疎地域自立促進計画に基づいて実施する事業」とされている。ごみ処理施設等においては、平成26年度より追加されている。

3 財源計画

本事業の財源は、循環型社会形成推進交付金（1/3）に加え、一般廃棄物処理事業債よりも充当率及び交付税算入率の高い過疎対策事業債を活用する計画とする。

◆図表 8-3-4 財源計画模式図



※過疎対策事業債は、法制度上 100%の充当率とされているが、過去の建設実績等から、本構想においては 95%の充当を想定し、5%を一般財源での負担として試算した。

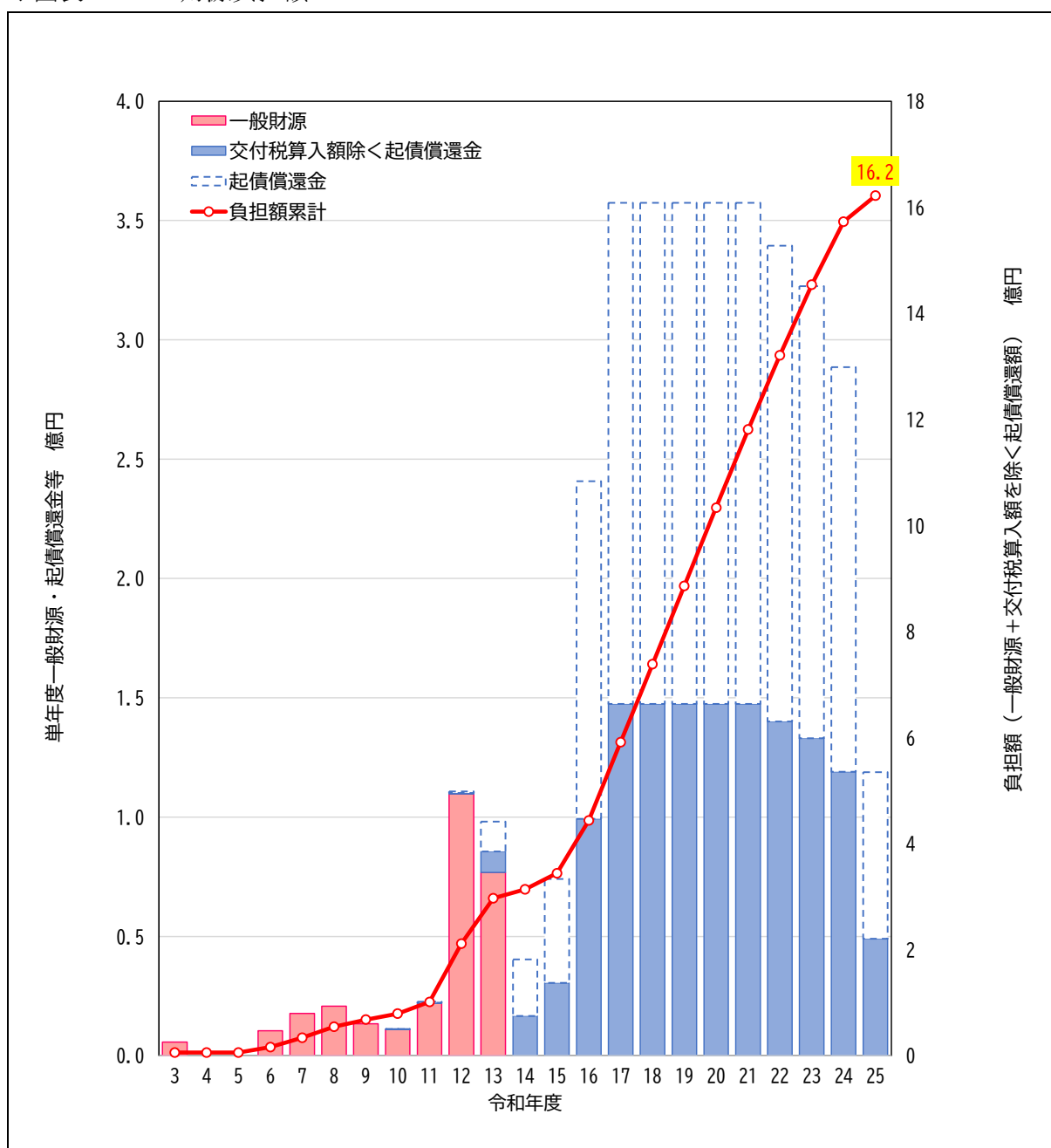
4 財政負担額の試算

雲南圏域の次期可燃ごみ広域処理施設の整備は、調査・計画・設計から施設建設まで概ね10年程度を要する。そのため、必要となる財政措置、その負担額等について、長期計画を策定したうえで管理・実施していくこととする。

また、雲南圏域では、可燃ごみ処理のみならず不燃ごみやリサイクル、最終処分といったごみ処理全体の処理体制についても検討することとしており、その場合には、必要となる施設の緊急性等も含めた計画的な検討が不可欠となる。

ここでは、広域処理検討において試算した施設整備費について、調査・計画・設計費等の計画支援事業費も含めた財政負担について試算した。

◆図表 8-3-5 財源負担額



※端数処理のため若干の誤差を含む。

用語解説

● ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという3種類物質群の総称で、これらは塩素で置換された2つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示す。ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、副合成物として生成する。

● 連続式ごみ焼却施設（全連続式※¹）

一日24時間連続稼働するごみ焼却施設をいう。

1系列当たり90日間以上連続して安定運転が可能であること。（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針）

● 間欠運転式ごみ焼却施設（准連続式※²、機械化バッチ式※³）

一日24時間連続稼働しないごみ焼却施設をいう。

1系列当たり90日間以上にわたり、この間の計画作業日※⁴における安定運転※⁵が可能であること。（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針）

※1 全連続式

24時間連続で稼働する型式。焼却炉の処理状況に応じて、次のごみが投入され続ける。

※2 准連続式

1日のうち、決まった時間（例：16時間）だけ連続で（全連続式のように）稼働する型式。

※3 機械化バッチ式

焼却炉へのごみの投入から焼却炉の運転、焼却灰の搬出までの一連の流れを機械が行う型式。（人が行う型式を「固定バッチ式」という。）最初に投入されたごみが焼却処理されている間、新たなごみを投入しない点で連続式と異なる。なお、「バッチ」とは、作業の一連の流れのことで、連続式と対をなす概念である。

● 固形燃料（RDF）

RDF（Refuse Derived Fuel）は、可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形の燃料で、専用の装置で燃やされて、乾燥や暖房、発電などの用途に供される。家庭などから排出される厨芥類（台所で発生する生ごみなど）を含んでいることから、乾燥して水分を除去する必要がある。

- 廃棄物処理施設整備基本構想

廃棄物処理施設整備基本構想は、今後整備が必要となる施設について、最適な処理システムを構築する視点から検討を進め、施設整備内容を設定することを目的とし、整備する施設の規模、形式、事業費用等の検討を行うもので、施設整備を進めていくうえで重要な位置づけとなる。

- 延命化（長寿命化）工事

老朽化した施設の不具合を直し、施設の耐久性を高めるとともに、施設の機能や性能を求められているレベルまで引き上げる工事のこと。定期的に行っている点検補修工事では、工期的に難しい機器の更新を中心に実施する。

- 不燃残渣

ごみ処理の過程で発生する燃えない（燃やすことのできない）残渣。

- 可燃残渣

ごみ処理の過程で発生する燃える（燃やすことのできる）残渣。

- 単純推計

現行の施策及び分別収集・処理体制を維持し、近年のごみの排出傾向が今後も同様に推移することを想定した推計。

- トレンド法

現在の推移が上昇、下降、横ばいのいずれの方向にあるのかを判断する手法。

- 自家処理

一般廃棄物を家庭などで自ら処理すること。生ごみをたい肥にしたり家畜の飼料としたりする場合などがこれにあたる。

- エネルギー回収型廃棄物処理施設

環境省の循環型社会形成推進交付金制度^{※4}において定められた、可燃系ごみを処理する施設のうち、エネルギー回収効率の高いごみ焼却施設、バイオガス化施設のこと。

※4 循環型社会形成推進交付金制度

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域のかつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する制度。

- 余熱利用

ごみ焼却の際に発生する高温排ガスの持つ熱エネルギーをボイラーや熱交換器を通して温水、蒸気あるいは高温空気等の形態のエネルギーに変換し、他の用途に利用すること。

- 生活環境影響調査

許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

- 起債（地方債）

地方公共団体が税収などの歳入不足を補うために1会計年度を超えて行う借入れのこと。返済期限日に元本全額を返す満期一括償還債と、発行から一定期間経過後に返済が始まる定時償還債がある。

また、地方債には、市場で公開して投資家を募集する一般的な「市場公募債」のほか、複数の地方公共団体が共同で発行する「共同発行債」、購入者を当該債券の発行団体内に居住する個人や法人に限定した「住民参加型公募債」、地元の金融機関を対象に発行する「銀行等引受債」などがある。

- 起債償還

起債（債券の発行）により借りたお金を返すこと。

- （地方）交付税

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっている。

交付税算入とは、起債償還のために一定割合の財源が配分されること。

- 特別目的会社（SPC）

特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）とは、資産流動化を目的とし、資産を受け入れると共に、その資産価値及び将来の収益価値を担保に資金調達を行い、投資家に対し対象資産の運用・処分から生じるキャッシュフローを分配する法人のこと。（資産の流動化という特定の目的のために設立される会社）

PFI事業における特別目的会社の設立は、公共事業としての事業破綻のリスクを最小化するものである。

雲南圏域における 次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想

参考資料

令和4年3月

雲南市・飯南町事務組合

目 次

- 参考資料 1 住民アンケート調査結果
- 参考資料 2 ごみ組成調査結果
- 参考資料 3 処理対象量の設定

参考資料 1 住民アンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 目的

本アンケート調査は、次期可燃ごみ処理施設の整備方針に住民意見を反映するため、新しいごみ処理施設に求める機能や新しいごみ処理施設の建設場所について意識調査を実施した。

(2) 調査対象（無作為抽出による）

- ・住 民：2,199 人（20 歳以上）
- ・内 訳：雲南市 1,500 人
飯南町 200 人
奥出雲町 499 人

(3) 調査方法

郵送による

(4) 調査期間

発 送 令和 2 年 11 月 9 日
回答期限 令和 2 年 11 月 23 日まで

2. 調査結果

(1) 回収率（令和 3 年 1 月 31 日現在）

	対象数	回答数	回収率
組合管内	1,700 人	899 人	52.9%
奥出雲町	499 人	252 人	50.5%
圏域合計	2,199 人	1,151 人	52.3%

(2) 標本誤差

住民アンケート調査の母集団と標本誤差の関係について、問1を例にみると次のとおりである。

母集団は 55,025 人、標本数（有効回答数）は 1,151 人（世帯）で、回答の比率が 15.5% である場合の標本誤差は 0.021 となる。これは、『容器包装プラスチック類の分別については、分別の手間や収集運搬経費に関係なく、リサイクルを優先して取り組むべきである。』という回答が、実際の母集団では 13.5%（15.6－2.1）から 17.7%（15.6＋2.1）の間にあるに違いないという意味となる。

ただし、クロス集計において標本数が 100 前後と少なくなる場合、標本誤差は±10%近くとなるため留意が必要である。

問1 容器包装プラスチック類を分別することについて

	回答数	割合①	割合②
リサイクル優先	179	15.5%	16.0%
処理経費も考慮	358	31.1%	32.0%
わかりやすい品目に限定	550	47.8%	49.2%
その他	31	2.7%	2.8%
無回答・無効回答	33	2.9%	-

$$\varepsilon = 1.96 \times \sqrt{\left(\frac{(N-n)}{(N-1)} \times \frac{P \times (1-P)}{n} \right)}$$

ε : 標本誤差

n : 1,151 人 標本数(回答者数)

N : 55,025 人 母集団の大きさ

P : 0.155 回答の比率

$$\varepsilon = 1.96 \times \sqrt{\left(\frac{55,025-1,151}{55,025-1} \times \frac{0.155 \times (1-0.155)}{1,151} \right)}$$

$$\varepsilon = 1.96 \times \sqrt{\left(\frac{53,874}{55,024} \times \frac{0.130975}{1,151} \right)}$$

$$= 1.96 \times \sqrt{\left(0.9791000291 \times 0.000113792 \right)}$$

$$= 0.021$$

なお、ここでは、アンケート結果毎に標準誤差を算定することは繁雑であることから、その目安を以下のとおり示した。

圏域全体

母集団数

55,025 人

アンケート数

2,199 人

回答数

1,151 人

有効 回答数	回答の比率				
	10%	20%	30%	40%	50%
	90%	80%	70%	60%	
900	±1.9%	±2.6%	±3.0%	±3.2%	±3.2%
1,000	±1.8%	±2.5%	±2.8%	±3.0%	±3.1%
1,100	±1.8%	±2.3%	±2.7%	±2.9%	±2.9%
1,200	±1.7%	±2.2%	±2.6%	±2.7%	±2.8%
1,300	±1.6%	±2.1%	±2.5%	±2.6%	±2.7%

母集団数：令和元年10月1日現在住民基本台帳人口

（３）調査結果の見方

調査結果は、次ページ以降に示すとおりである。なお、集計図表の見方は以下のとおりである。

- 図表（グラフ）は「無回答・無効回答」を含めたもの、省略したものの両方を示した。
 - 「割合①」：無回答・無効回答を含めた割合（分母＝回収数）
 - 「割合②」：無回答・無効回答を除いた割合（分母＝有効回答数）
- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出した。合計が 100％に満たなかったり、超えたりする場合は、３位により調整して 100％とした。
- 複数回答の設問は、１人の回答者が２つ以上を回答してもよいものであり、合計比率は 100％を超える場合がある。

(4) 結果の一覧

2,199 件（回収数 1,151 件／回収率 52.3%）

年齢	居住地区		
	回答数	割合①	割合②
20歳代	37	3.2%	3.3%
30歳代	84	7.3%	7.4%
40歳代	128	11.1%	11.3%
50歳代	196	17.0%	17.3%
60歳代	319	27.7%	28.1%
70歳以上	369	32.1%	32.6%
無回答・無効回答	18	1.6%	-
有効回答数	1133	-	-

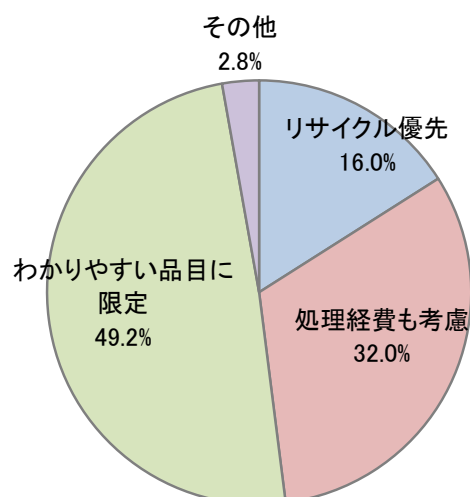
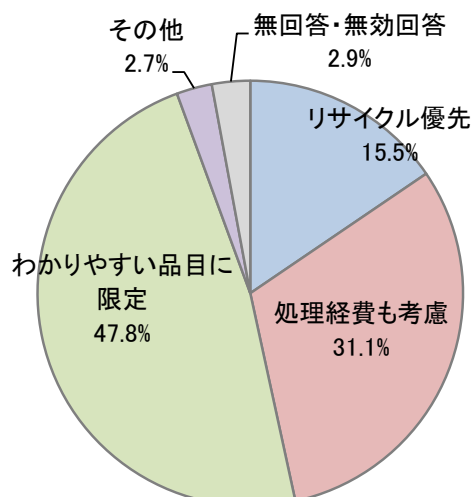
世帯人数	居住年数		
	回答数	割合①	割合②
1人	95	8.3%	8.5%
2人	289	25.1%	25.9%
3人	275	23.9%	24.7%
4人	198	17.2%	17.7%
5人	115	10.0%	10.3%
6人以上	144	12.5%	12.9%
無回答	35	3.0%	-
有効回答数	1116	-	-

居住地区	回答数	割合①	割合②
雲南市大東町	221	19.2%	19.9%
雲南市加茂町	113	9.8%	10.2%
雲南市木次町	177	15.4%	16.0%
雲南市三刀屋町	150	13.0%	13.5%
雲南市吉田町	31	2.7%	2.8%
雲南市掛合町	67	5.8%	6.0%
飯南町頓原地域	62	5.4%	5.6%
飯南町赤来地域	48	4.2%	4.3%
仁多地域	119	10.3%	10.7%
横田地域	122	10.6%	11.0%
無回答・無効回答	41	3.6%	-
有効回答数	1110	-	-

居住年数	回答数	割合①	割合②
1年未満	20	1.7%	1.9%
1～4年	56	4.9%	5.3%
5～9年	50	4.3%	4.8%
10～19年	99	8.6%	9.4%
20～29年	121	10.5%	11.5%
30年以上	704	61.2%	67.1%
無回答	101	8.8%	-
有効回答数	1050	-	-

問1 容器包装プラスチック類を分別することについてお聞きます。
あなたのお考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

	回答数	割合①	割合②
リサイクル優先	179	15.5%	16.0%
処理経費も考慮	358	31.1%	32.0%
わかりやすい品目に限定	550	47.8%	49.2%
その他	31	2.7%	2.8%
無回答・無効回答	33	2.9%	-
有効回答数	1118	-	-

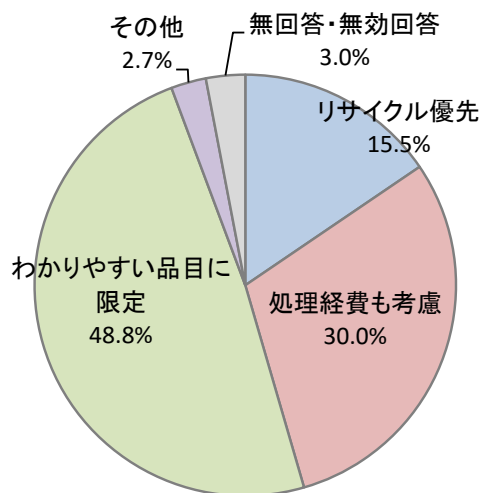


参考（問1 地域別）

組合管内

問1 新たに容器包装プラスチック類を分別することについてお聞きします。
あなたのお考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

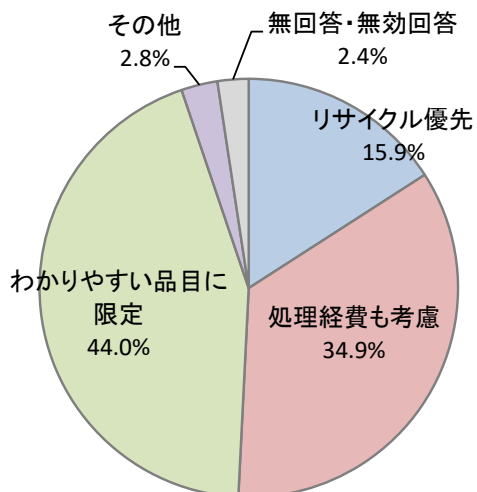
	回答数	割合①	割合②
リサイクル優先	139	15.5%	15.9%
処理経費も考慮	270	30.0%	31.0%
わかりやすい品目に限定	439	48.8%	50.3%
その他	24	2.7%	2.8%
無回答・無効回答	27	3.0%	-
有効回答数	872	-	-



奥出雲町

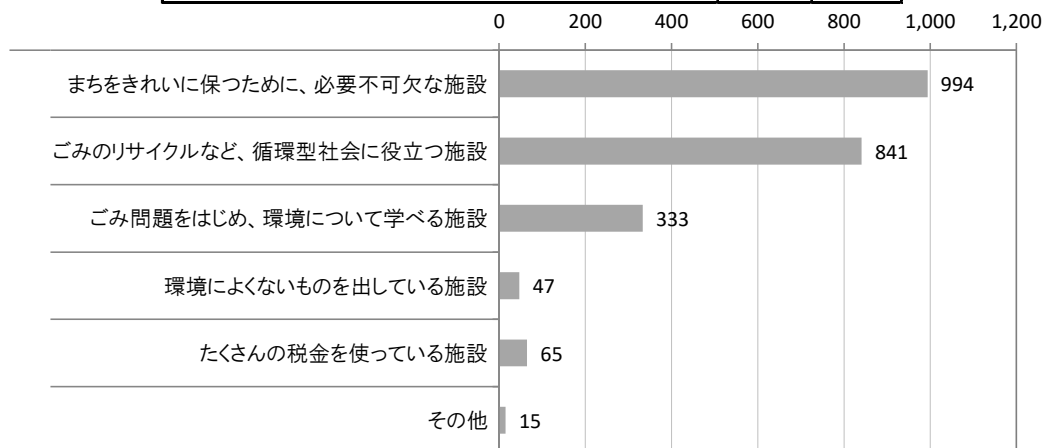
問1 容器包装プラスチック類を分別することについてお聞きします。
あなたのお考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

	回答数	割合①	割合②
リサイクル優先	40	15.9%	16.3%
処理経費も考慮	88	34.9%	35.8%
わかりやすい品目に限定	111	44.0%	45.1%
その他	7	2.8%	2.8%
無回答・無効回答	6	2.4%	-
有効回答数	246	-	-



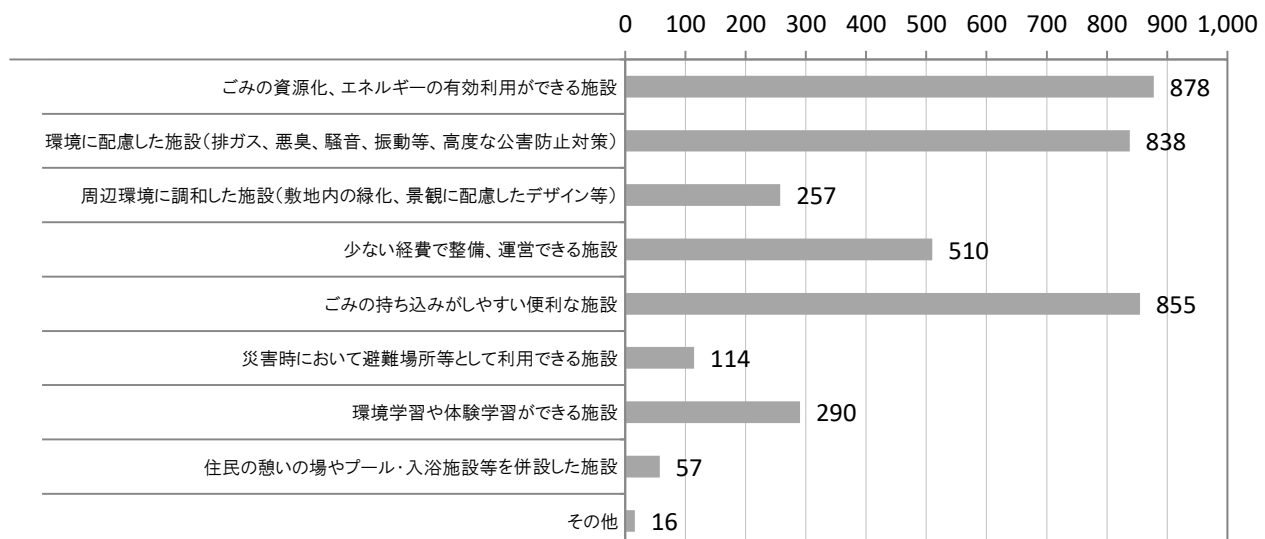
問2 あなたは、ごみ処理施設に対して、どのようなイメージをお持ちですか？
あてはまるものすべてに○をつけてください。

	回答数	割合
まちをきれいに保つために、必要不可欠な施設	994	86.7%
ごみのリサイクルなど、循環型社会に役立つ施設	841	73.3%
ごみ問題をはじめ、環境について学べる施設	333	29.0%
環境によくないものを出している施設	47	4.1%
たくさんの税金を使っている施設	65	5.7%
その他	15	1.3%



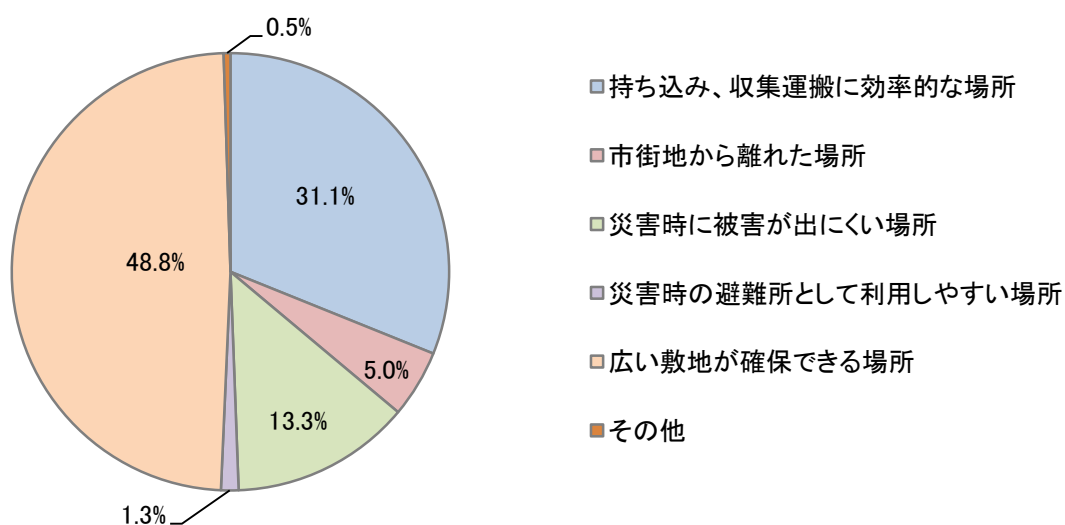
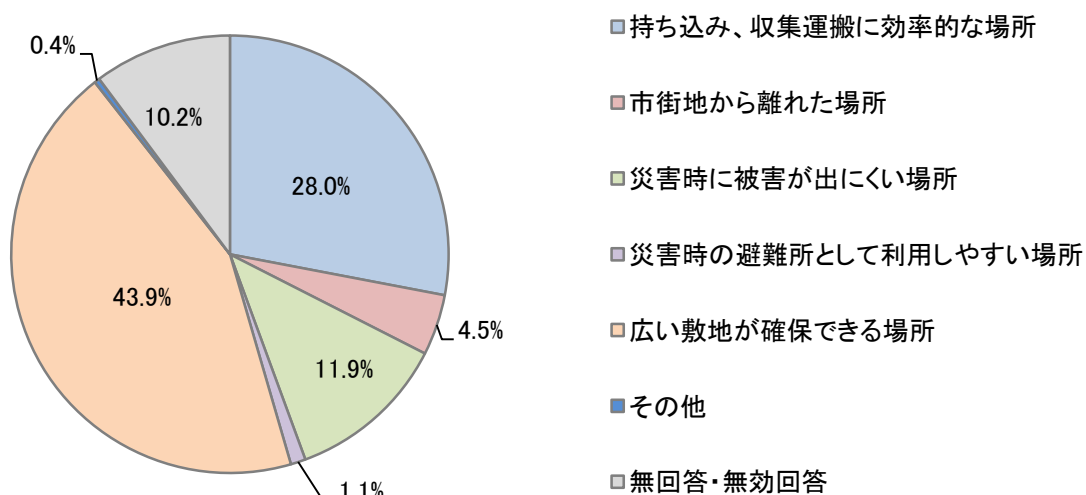
問3 新しいごみ処理施設を整備する場合、どのような機能を求めますか？
あなたの考えに最も近いものすべてに○をつけてください。

	回答数	割合
ごみの資源化、エネルギーの有効利用ができる施設	878	76.7%
環境に配慮した施設（排ガス、悪臭、騒音、振動等、高度な公害防止対策）	838	73.2%
周辺環境に調和した施設（敷地内の緑化、景観に配慮したデザイン等）	257	22.4%
少ない経費で整備、運営できる施設	510	44.5%
ごみの持ち込みがしやすい便利な施設	855	74.7%
災害時において避難場所等として利用できる施設	114	10.0%
環境学習や体験学習ができる施設	290	25.3%
住民の憩いの場やプール・入浴施設等を併設した施設	57	5.0%
その他	16	1.4%



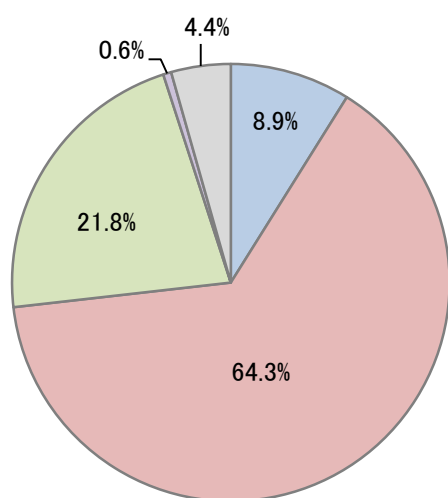
問4 新しいごみ処理施設はどのような場所に建設すべきとお考えですか？
あなたの考えに最も近いもの1つに〇をつけてください。

	回答数	割合①	割合②
持ち込み、収集運搬に効率的な場所	322	28.0%	31.1%
市街地から離れた場所	52	4.5%	5.0%
災害時に被害が出にくい場所	137	11.9%	13.3%
災害時の避難所として利用しやすい場所	13	1.1%	1.3%
広い敷地が確保できる場所	505	43.9%	48.8%
その他	5	0.4%	0.5%
無回答・無効回答	117	10.2%	—
有効回答数	1034	—	—

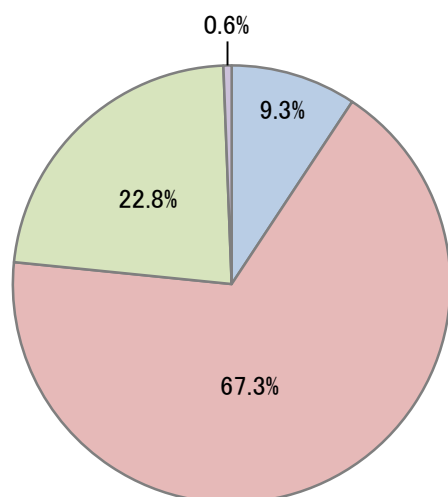


問5 新しいごみ処理施設の「環境への配慮（環境保全性）」は、どのレベルを望みますか？
あなたの考えに最も近いもの1つに〇をつけてください。

	回答数	割合①	割合②
最高水準の環境保全性	102	8.9%	9.3%
経費にも配慮しつつ、ある程度の環境保全性	740	64.3%	67.3%
法令での規制基準達成レベル	251	21.8%	22.8%
その他	7	0.6%	0.6%
無回答	51	4.4%	－
有効回答数	1100	－	－



- 最高水準の環境保全性
- 経費にも配慮しつつ、ある程度の環境保全性
- 法令での規制基準達成レベル
- その他
- 無回答

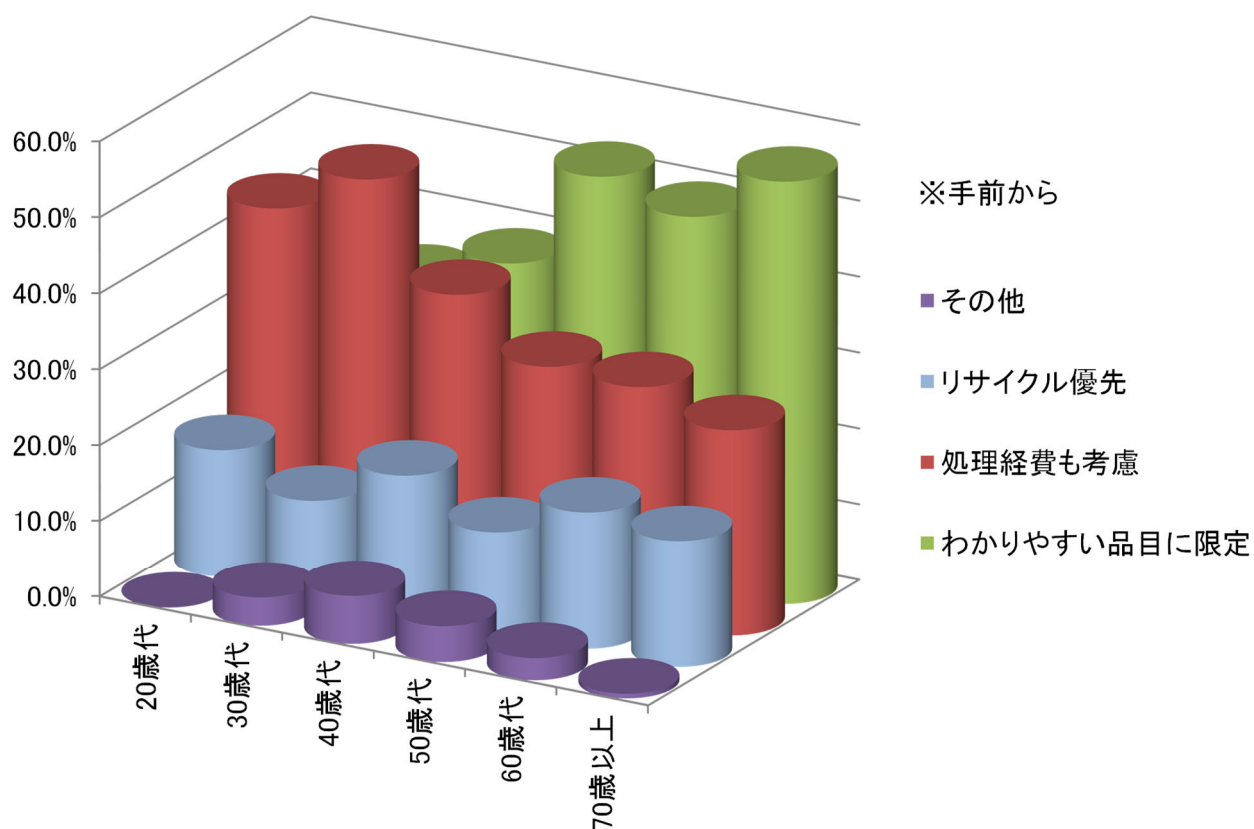


- 最高水準の環境保全性
- 経費にも配慮しつつ、ある程度の環境保全性
- 法令での規制基準達成レベル
- その他

(5) 結果の一覧（クロス集計）

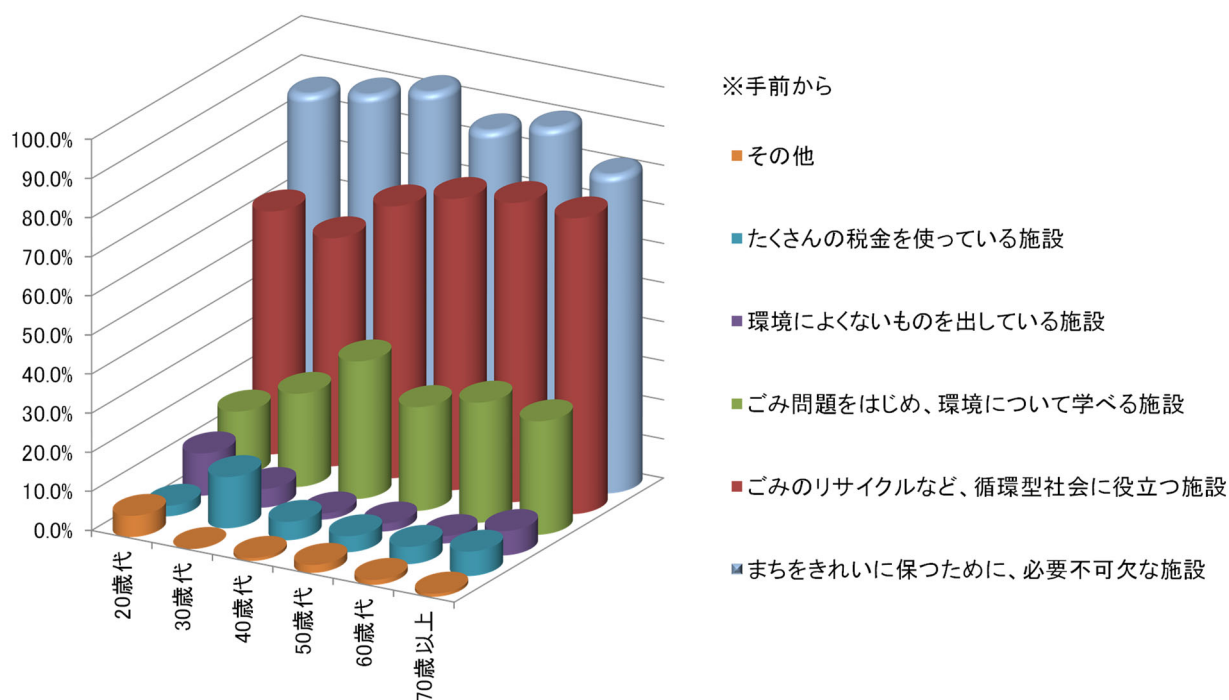
問1 容器包装プラスチック類を分別することについてお聞きます。
あなたのお考えに最も近いもの1つに〇をつけてください。

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	全体
回答数	リサイクル優先	6	10	23	25	57	58	0	179
	処理経費も考慮	16	41	48	59	96	95	3	358
	わかりやすい品目に限定	14	27	48	99	154	195	13	550
	その他	0	3	8	9	9	2	0	31
	無回答・無効回答	1	3	1	4	3	19	2	33
	有効回答数	36	81	127	192	316	350	16	1118
割合①	リサイクル優先	16.2%	11.9%	18.0%	12.8%	17.9%	15.7%	0.0%	15.5%
	処理経費も考慮	43.3%	48.8%	37.5%	30.1%	30.1%	25.7%	16.7%	31.1%
	わかりやすい品目に限定	37.8%	32.1%	37.5%	50.5%	48.3%	52.9%	72.2%	47.8%
	その他	0.0%	3.6%	6.2%	4.6%	2.8%	0.5%	0.0%	2.7%
	無回答・無効回答	2.7%	3.6%	0.8%	2.0%	0.9%	5.2%	11.1%	2.9%
	有効回答数								
割合②	リサイクル優先	16.7%	12.4%	18.1%	13.0%	18.0%	16.6%	0.0%	16.0%
	処理経費も考慮	44.4%	50.6%	37.8%	30.7%	30.4%	27.1%	18.8%	32.0%
	わかりやすい品目に限定	38.9%	33.3%	37.8%	51.6%	48.7%	55.7%	81.2%	49.2%
	その他	0.0%	3.7%	6.3%	4.7%	2.9%	0.6%	0.0%	2.8%
	無回答・無効回答								
	有効回答数								



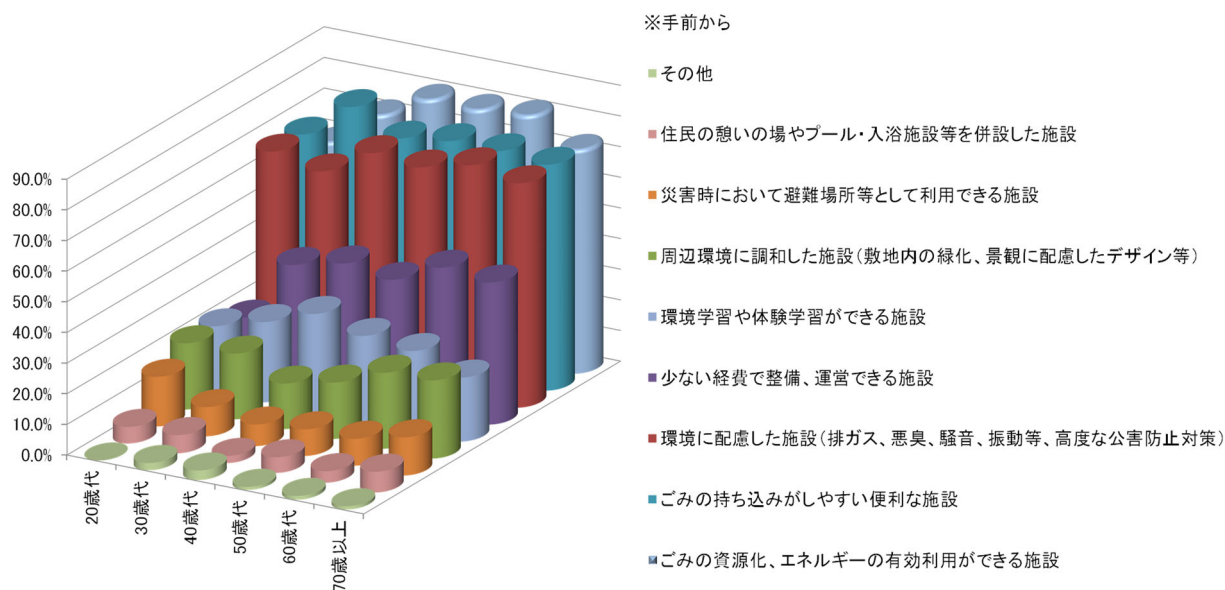
問2 あなたは、ごみ処理施設に対して、どのようなイメージをお持ちですか？
 あてはまるものをすべてに〇をつけてください。

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	全体
回答数	まちをきれいに保つために、必要不可欠な施設	32	75	119	169	287	299	13	994
	ごみのリサイクルなど、循環型社会に役立つ施設	23	49	89	146	244	279	11	841
	ごみ問題をはじめ、環境について学べる施設	6	20	45	52	98	107	5	333
	環境によくないものを出している施設	4	4	2	4	6	23	4	47
	たくさんの税金を使っている施設	1	11	6	8	14	23	2	65
	その他	2	0	1	4	4	3	1	15
	回答件数	68	159	262	383	653	734	36	2,295
割合	まちをきれいに保つために、必要不可欠な施設	86.5%	89.3%	93.0%	86.2%	90.0%	81.0%	72.2%	86.4%
	ごみのリサイクルなど、循環型社会に役立つ施設	62.2%	58.3%	69.5%	74.5%	76.5%	75.6%	61.1%	73.1%
	ごみ問題をはじめ、環境について学べる施設	16.2%	23.8%	35.2%	26.5%	30.7%	29.0%	27.8%	28.9%
	環境によくないものを出している施設	10.8%	4.8%	1.6%	2.0%	1.9%	6.2%	22.2%	4.1%
	たくさんの税金を使っている施設	2.7%	13.1%	4.7%	4.1%	4.4%	6.2%	11.1%	5.7%
	その他	5.4%	0.0%	0.8%	2.0%	1.3%	0.8%	5.6%	1.3%



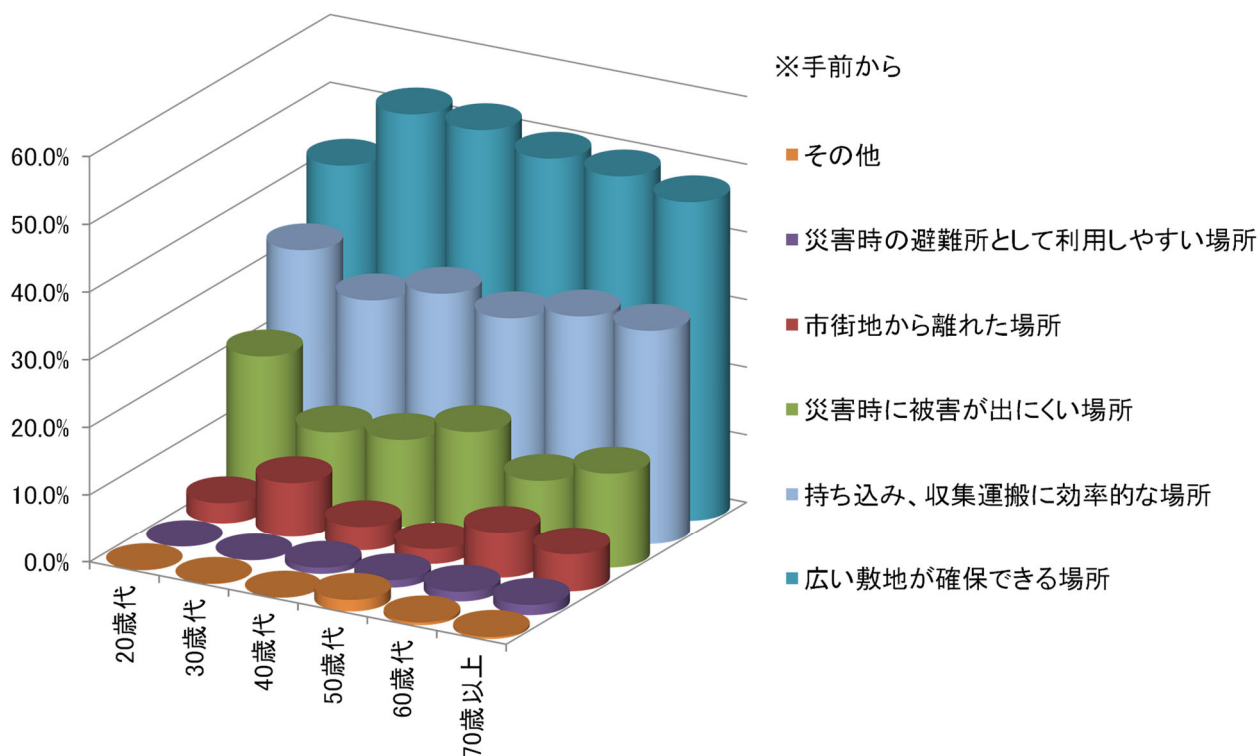
問3 新しいごみ処理施設を整備する場合、どのような機能を求めますか？
あなたの考えに最も近いものすべてに○をつけてください。

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	全体
回答数	ごみの資源化、エネルギーの有効利用ができる施設	22	60	102	156	258	269	11	878
	環境に配慮した施設（排ガス、悪臭、騒音、振動等、高度な公害防止対策）	25	54	94	141	242	270	12	838
	周辺環境に調和した施設（敷地内の緑化、景観に配慮したデザイン等）	8	18	19	36	79	94	3	257
	少ない経費で整備、運営できる施設	7	33	55	80	153	171	11	510
	ごみの持ち込みがしやすい便利な施設	25	67	93	147	239	272	12	855
	災害時において避難場所等として利用できる施設	6	8	9	17	28	46	0	114
	環境学習や体験学習ができる施設	8	22	41	55	84	77	3	290
	住民の憩いの場やプール・入浴施設等を併設した施設	2	5	3	10	12	25	0	57
	その他	0	2	4	2	4	4	0	16
	回答件数	93	240	372	577	999	1,122	49	3,452
割合	ごみの資源化、エネルギーの有効利用ができる施設	59.5%	71.4%	79.7%	79.6%	80.9%	72.9%	61.1%	76.3%
	環境に配慮した施設（排ガス、悪臭、騒音、振動等、高度な公害防止対策）	67.6%	64.3%	73.4%	71.9%	75.9%	73.2%	66.7%	72.8%
	周辺環境に調和した施設（敷地内の緑化、景観に配慮したデザイン等）	21.6%	21.4%	14.8%	18.4%	24.8%	25.5%	16.7%	22.3%
	少ない経費で整備、運営できる施設	18.9%	39.3%	43.0%	40.8%	48.0%	46.3%	61.1%	44.3%
	ごみの持ち込みがしやすい便利な施設	67.6%	79.8%	72.7%	75.0%	74.9%	73.7%	66.7%	74.3%
	災害時において避難場所等として利用できる施設	16.2%	9.5%	7.0%	8.7%	8.8%	12.5%	0.0%	9.9%
	環境学習や体験学習ができる施設	21.6%	26.2%	32.0%	28.1%	26.3%	20.9%	16.7%	25.2%
	住民の憩いの場やプール・入浴施設等を併設した施設	5.4%	6.0%	2.3%	5.1%	3.8%	6.8%	0.0%	5.0%
	その他	0.0%	2.4%	3.1%	1.0%	1.3%	1.1%	0.0%	1.4%



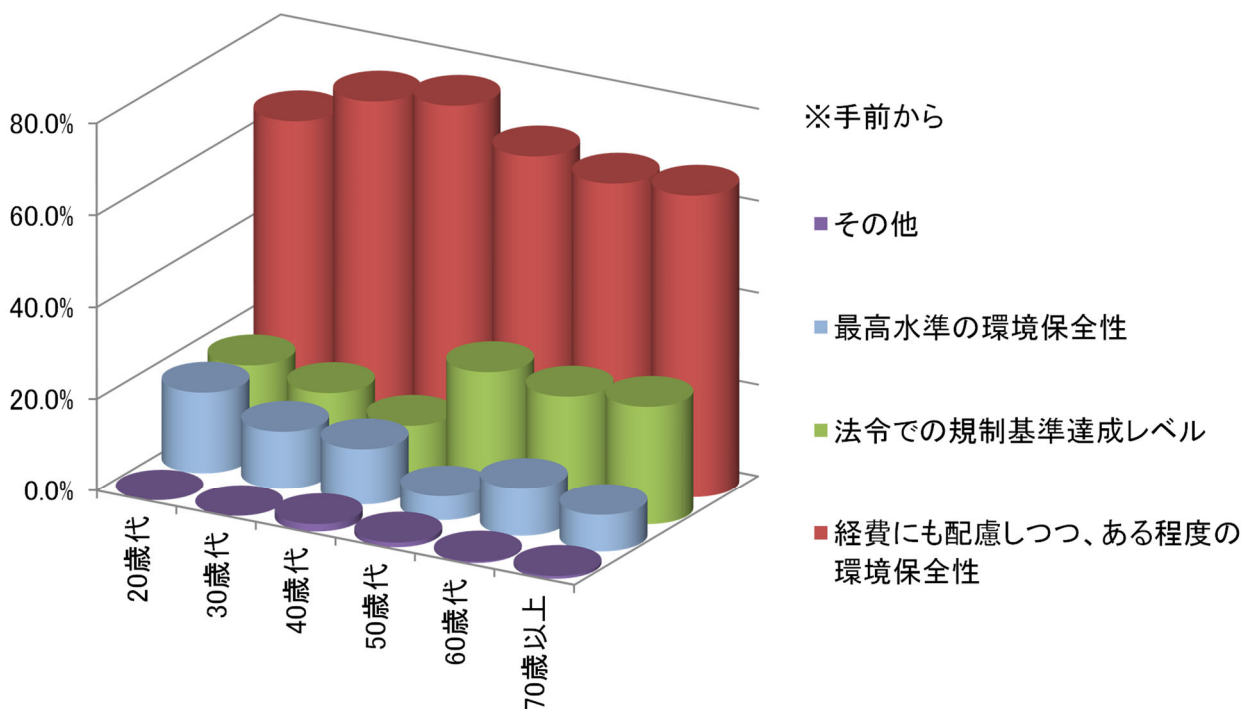
問4 新しいごみ処理施設はどのような場所に建設すべきとお考えですか？
あなたの考えに最も近いもの1つに〇をつけてください。

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	全体
回答数	持ち込み、収集運搬に効率的な場所	11	21	36	53	90	104	7	322
	市街地から離れた場所	1	6	4	4	19	18	0	52
	災害時に被害が出にくい場所	7	9	15	29	31	46	0	137
	災害時の避難所として利用しやすい場所	0	0	1	2	4	5	1	13
	広い敷地が確保できる場所	14	39	60	89	139	155	9	505
	その他	0	0	0	3	1	1	0	5
	無回答・無効回答	4	9	12	16	35	40	1	117
	有効回答数	33	75	116	180	284	329	17	1034
割合①	持ち込み、収集運搬に効率的な場所	29.7%	25.0%	28.1%	27.1%	28.2%	28.2%	38.8%	28.0%
	市街地から離れた場所	2.7%	7.2%	3.1%	2.0%	6.0%	4.9%	0.0%	4.5%
	災害時に被害が出にくい場所	18.9%	10.7%	11.7%	14.8%	9.7%	12.5%	0.0%	11.9%
	災害時の避難所として利用しやすい場所	0.0%	0.0%	0.8%	1.0%	1.2%	1.3%	5.6%	1.1%
	広い敷地が確保できる場所	37.9%	46.4%	46.9%	45.4%	43.6%	42.0%	50.0%	43.9%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.3%	0.3%	0.0%	0.4%
	無回答・無効回答	10.8%	10.7%	9.4%	8.2%	11.0%	10.8%	5.6%	10.2%
割合②	持ち込み、収集運搬に効率的な場所	33.4%	28.0%	31.0%	29.4%	31.7%	31.6%	41.2%	31.1%
	市街地から離れた場所	3.0%	8.0%	3.5%	2.2%	6.7%	5.5%	0.0%	5.0%
	災害時に被害が出にくい場所	21.2%	12.0%	12.9%	16.1%	10.9%	14.0%	0.0%	13.3%
	災害時の避難所として利用しやすい場所	0.0%	0.0%	0.9%	1.1%	1.4%	1.5%	5.9%	1.3%
	広い敷地が確保できる場所	42.4%	52.0%	51.7%	49.5%	48.9%	47.1%	52.9%	48.8%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.4%	0.3%	0.0%	0.5%



問5 新しいごみ処理施設の「環境への配慮（環境安全性）」は、どのレベルを望みますか？
あなたの考えに最も近いもの 1つに〇 をつけてください。

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	全体
回答数	最高水準の環境安全性	6	10	15	10	31	28	2	102
	経費にも配慮しつつ、ある程度の環境安全性	22	58	93	130	196	230	11	740
	法令での規制基準達成レベル	6	12	14	51	74	90	4	251
	その他	0	0	2	2	1	2	0	7
	無回答・無効回答	3	4	4	3	17	19	1	51
	有効回答数	34	80	124	193	302	350	17	1100
割合①	最高水準の環境安全性	16.2%	11.9%	11.7%	5.1%	9.7%	7.6%	11.1%	8.9%
	経費にも配慮しつつ、ある程度の環境安全性	59.5%	69.0%	72.7%	66.3%	61.5%	62.3%	61.1%	64.3%
	法令での規制基準達成レベル	16.2%	14.3%	10.9%	26.0%	23.2%	24.4%	22.2%	21.8%
	その他	0.0%	0.0%	1.6%	1.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.6%
	無回答・無効回答	8.1%	4.8%	3.1%	1.6%	5.3%	5.2%	5.6%	4.4%
割合②	最高水準の環境安全性	17.6%	12.5%	12.1%	5.2%	10.3%	8.0%	11.8%	9.3%
	経費にも配慮しつつ、ある程度の環境安全性	64.8%	72.5%	75.0%	67.4%	64.9%	65.7%	64.7%	67.3%
	法令での規制基準達成レベル	17.6%	15.0%	11.3%	26.4%	24.5%	25.7%	23.5%	22.8%
	その他	0.0%	0.0%	1.6%	1.0%	0.3%	0.6%	0.0%	0.6%



(6) 記述回答の整理

No	問1（記述）
0088	ゴミ置き場の容量が小さく、いつも袋が外にはみ出したりする。→カラスや動物がさわる→片付け大変
0147	高度燃焼させて分別を減らす
0188	出来るだけリサイクルは大切だが、細かくすると雑になる気がする
0216	①であるが③も必要
0220	燃えるものはすべて可燃物にして欲しい、松江市はナイロン、ビニールは不燃物にしているが、ややこしい
0245	高齢者にはゆるく、若者はきちんとする
0253	今まで住んだ自治体で大阪市は分別しなかった。それで経費が安く済んでいるのなら、分別しないほうが環境にいいのではないか
0305	わかりません
0322	分別の詳細がわかりやすいようにしてほしい。現在あるごみ分別の検索アプリはすごく助かっています。
0328	ラップを含めたプラスチック処理は進めるべき
0330	今のままで良い
0416	上記①、②、③すべてを考慮し地域として最優先事項をご検討頂きたい。～べきであるという考え方ではありません。
0442	すでに分別しているので問題ない
0454	実施するのがベストと考えるが、各家庭で負荷の可能性ある。その結果、不法投棄が増えても論外と考える。
0528	分別の種類を少ない方がわかりやすくてよい
0549	もし今のプラスチックと別に容器包装プラスチック類を分別ならまちがえると思う。
0566	容器包装プラスチックがどんなものなのか分からないので解答できかねます。質問したい具体的でない
0664	分別がわからない物があり電話でお聞きし、丁寧に返事をしていただき気持ちよく分別ができました。日々ご苦労様です。
0715	現状でよろしいですがゴミを出す回を毎週にして欲しい
0740	ご質問の前に国家的にやたら製品を作らせない工夫を希望する
0759	細かな分類は高齢者はいろいろな面でむずかしい
0784	品目は増えてもかまわないので、分別をしやすい仕組みにしてほしい。分別の詳細をまとめた冊子等
0808	多種多様な容器包装があるので、住民に細かく伝えてほしい。プラと記されている物全部ならわかりやすいのですが、、、
0817	環境を考えたうえでの分別だと理解している
834	環境を守るためリサイクルは必要。複雑になるのは仕方ないが高齢者にも実践できるような講習や普及にとりくむことをおねがいしたいです。
836	反対
839	もっと簡単に捨てやすくして欲しい
861	反対です。手間+今まで住んだ市よりごみ袋代が高いので
874	高齢者だけでなく若者世代など全世代への啓発
885	分別の手間をへらしてほしい
2090	現実にはリサイクルは型だけで行われていないため分別の必要ないと思う
2107	I・Uターンや若者、高齢者、皆にとって分かりやすい品目に絞って取り組むことで経費節減につながる。
2125	あまり分別の種類をふやさないで
2138	分別は再資源化に必要と理解するが、さらにわかりやすさが必要と言えます。
2154	分別は新しくする処理施設によってきまってくると思う
2196	分かりやすくリサイクルが取り組み、処理経費も考慮
2209	分類して出しても埋め立てにしてしまうなら意味があるだろうか
2236	リサイクルをすることで利益を生むことができる仕組みをつくるべき
2247	これからは、リサイクルももちろん必要ですが、収集・処理経費にたくさんのお金がかかるとリサイクルをする意味がないし、現在の分別でも高齢者はとまどっているのでもちろんわかりやすい事も必要

No	問2（記述）
0070	人口減少に伴い、ごみも少なくなるので過大投資にならぬように！
0091	以前は自宅で処理していたが収集に来てもらえるようになりとても助かる施設です！
0237	自分では処理できない”ごみ”を処理していただける
0245	たぶん有用な施設
0249	大変なことをされている施設
0257	ごみ処理施設の存在はありがたいことである。
0371	生活に必要な施設
0373	市町村によって分別や施設が様々であるというイメージ
0405	分別がわかりづらく、しかも手間がかかる
0515	税金
0624	必要な施設。ないと困る
0715	感謝しています
0740	問1のその他の記述のとおり。ものを減らすことを工夫してほしい
0817	ゴミ分別でわかりにくい物もあるが、ある程度ちがっていても問題はないか？
0839	もっと簡単に捨てやすくしてほしい
2013	家庭でごみ処理できない施設
2042	環境を心配しています
2154	高齢者のふたんを少なくする対策をしてほしい
2227	地球を守るために、人々の健康維持のために必要な施設
2236	リサイクル産業の中心になるべき施設

No	問3（記述）
0012	空缶と金属回収を一本化にしてほしい
0070	酸素法オゾンの活用で環境と投資のバランスを！
0091	市民の買っているゴミ袋代が上がらないように運営できる施設であってほしい！
0095	高齢化社会においてゴミの分別ができていますか？今まではすごく楽だったのに分別作業が大変です
0232	時間制限のない施設
0245	必要な機能に特化する
0257	施設までの道路を広く安全に！
0299	施設を強固な物にする。建築に当っては経費がかかっても良い。
0311	リサイクルプラザの持ち込みに行く場合、道路がせまいから広くしてほしいです。
0396	ゴミの袋もう少し大きくならないかなと思っています
0405	本当にリサイクル（経費含む）した方がよいかどうか、本当に住民のためになっているか配慮できる
0432	施設の設置場所の全員の同意を得る事。
0454	現在、環境に適した施設であるが、ゴミ収集車の往来等で排ガス、悪臭を感じている人もいるので住居の近くではなく、山側に施設を設置すべきである。
0558	ゴミの分別を楽にして欲しい
0563	分別が少なくて済む施設
0590	分別を最小限に少なく、お年寄りにも優しいゴミ出しが出来れば良いと思う
0649	何でも出せる所
0701	ごみの収集カレンダーをもう少しわかりやすくしてもらいたい
0740	税金軽減のため各自が本気になって知恵をしぼって努力しましょう
0774	別の施設不要
0839	松江市のように何でも燃やせるゴミで出せるようにしてほしい
0877	分別不要
2049	分別しなくても良い施設にならないか
2081	ごみ処理で生じるエネルギーを利用した施設
2125	収集場所をキチント決めてください。町中のゴミは大変良くないです。※コロナの中、休まず集荷していただき感謝しています。
2185	大型家具等曜日指定にしてもらいたい。又集荷があればより良い。料金はタンス1本いくら等。
2231	近い場所がよい
2233	ごみのリサイクルのしくみ、流れなども学べたらよいですね

No	問 4（記述）
0070	併合施設にする必要はなく、先のことも考えて機能的であるべきである！
0091	今の場所ですよいと思いますよ！
0245	わが家の近く
0311	現在の場所で良い
0363	どこに建設するにせよ、どの経費も最小であること！
0466	避難所として併用は収容人員に限り有り 避難所は各地域に設置すべき
0547	持ち込み場所を各町内に設置して欲しい、そこから新施設へ運ぶ形を取って欲しい
0666	現在の所で良い
0740	場所、林の荒はい、田畑の放ち、を利用し、さる、いのしし退治を考えた施設
2130	人体に影響の少ない所

No	問 5（記述）
0136	地球レベル
0195	経費にも配慮しつつ、最高水準の環境保全性を有した施設を望む
0245	「環境への配慮」が理解できていません。
0253	わからない。この設問では、まるで経費を抑えようと環境に害があるように感じられる。
0305	わからない、環境保全の意味がわからない
2138	法令に適合していれば良しとするが、こんごそのハードルが上がっていくのでは？
2154	分別の可能なかぎりすくなくすむもの

No	ごみ処理施設の整備に関する意見
0002	高齢社会に対応した搬入方法又、処理分別に一段と対する再考を願う。人口減又処理物の多様化に、皆が出しやすいことを願います。
0012	高齢化になった自分たちに対して、ゴミ袋（黄色なゴミ袋）の代金が高くて年金受給者にとっては高値で困ります。
0016	このアンケートの設問はすべて当たり前のことです。送根の余地はありません
0021	地球規模で問題となる環境問題に次の世代が誇れるような施設を造って貰いたいけどお金がないでしょうね
0032	直接持ち込みの出来る日が現在月1回ですがもう少し回数を増やして頂きたいです。
0035	田畑で草焼するのも近所がうるさいので草や木くずをかんたんに持込めるようにしてほしい
0042	持ち込みをしてもいつも笑顔で対応してくださる今の職員さんいつもありがとうございます。助かってます。
0048	新しいごみ処理施設は長い年数使える物にしてほしい！
0052	処理に焦点をおくのではなく、有害物質を出さない容器、包装を造るようにすべき
0056	他の自治体の施設では「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」の2区分でokのところもあります。設備の建設・維持費用も考慮して簡単な分別で持ち出せるようにしていただきたい。
0059	ごみの分別が多くなればごみに出さずに自家処理の人がふえると思います。
0070	・ 収集車の作業員の質の向上を！全体的に荒っぽい、汚い仕事でも給与もらったら念の入った作業を。運転手も良く状況をみてほしい。自分も降りて交通の安全に先立ってほしい。 ・ 処理施設は年中通じて大変な仕事量です。設備を大切に、創意工夫して従事者の人数を配置を考えてほしい。持ち込んだ者に運んで行かせるのは危険ですし、何の為の従事か？ ・ どんな立派な施設を作ってもそれを有効かつ安全に使いこなせる専従者の教育と徹底を計り、プロ根性で望んで下さい。ポーっと立ってる者が居た！職長か？何でや！ ・ こういう施設を美化とか見せるとかは論外。そのものの機能的である為の投資こそ必要不可欠であり、重厚長大でなくても良い！その上で市民・町民の意識の向上を計れば良いのでは？
0074	今後は環境への配慮は不可欠だと思います。
0079	これから高齢化がすすみ、色々とかわっていくと思う。今の施設はつかえるだけ使って（雲南飯南と奥出雲両方）新しい物は建てるのは先でよいと思う（行政ではなく民間がになう可能性大）大型ごみも個人で持ち込みは難しくなると思うのでそのあたりも考えるべきだと思う。
0085	今みたいに坂の上（急すぎる）にあると上がりにくい（リサイクルプラザ）

0090	加茂、三刀屋等別々のごみの収集場所をひとつにまとめていただけると持ち込みもし易く、それぞれの施設でも手間や人件費等も減らせるのではと思います。ごみ事業に関することを他に委託せずに市として取り組んでほしい。
0091	今まで通りでとてもたすかっていますので、、、特に新しくする必要がないと思いますが、市民みんなにわかるように、どこがいけなくてどこが老朽化してダメになっているかを徹底周知してほしいですネ！
0095	問3でも書かせていただきましたが、今までどおりのゴミの分別なしに元もどしお願いします
0098	建設するのは良いと思う。しかし今の雲南市の様に細部にまで気をくばり、いくつもの袋を別れるのでなくせめて4つ位のカテゴリーでおねがいしたい。老人には大変、もっと大きな気持ちで出せておおざっぱに別れるようにしてほしい もえるごみ・プラスチックは一緒に入れる <u>可燃、不燃、資源、有害</u>
0099	・ごみ処理施設の処理能力、期間は”有限”であることからごみ自体の減量化に徹底すべき！ ・ごみ袋への「自治体会名・氏名」の記入要請はプライバシー保護の観点から見直すべき！
0101	以前住んでいた出雲市に比べてごみの分別がこまかくてわかりにくい。老人は大変だと思う。もう少しわかりやすくしてほしい。種類が多すぎる。
0102	雲南市の出来るだけ南側中国山地に位置する場所が良いと思う。
0105	分別を簡素化して欲しい。処理能力をあげて欲しい
0109	ごみの直接持ち込みを掛合・吉田の人も里方のリサイクルプラザ等へもっていけるようにしてほしい
0121	整備についてはありませんが、このアンケートの「問1」包装用プラスチックとはどのようなものかわからず調べました。全ての年れいの人にもわかり易い言葉を使っただけだと有難いです。（例をあげるとか、、、）
0128	職員の皆様が健全に働ける施設 仕分けされるのに楽な設計であります事を望みます
0130	不法投棄厳罰
0132	多様な分別にならず分かりやすい分別にしていきたい
0144	不燃物、可燃物の持ち込みをしています、施設が異なる！、かつ離れているので不便。理想は同じ敷地内に両方の施設があると便利で同時に持ち込みが可能である。計量などの問題があるけど。
0160	長期利用できる施設を希望します
0168	大きな木材も引き取って処理をして頂くようにしてもらいたい。
0169	日々、作業される方々も大変でしょうが持ち込みした時の対応について、以前はぶっくらぼうにされてもう持ち込みはやだなあと思いました。大変な仕事ではありますがやさしさもあつたらうれしいです。
0172	処理代金が高くならないようにお願いします。
0175	問4の②に関してだが、市内山間部なら建設¥、ランニング¥、用地¥も低¥でやれるはず。搬入路も含めて施設は広い方がいい。災害時の廃棄物ストック場も必要となるから。。。 参考：場所的に塩田ダムの上流部がいいと思う。入り口は大仁農道からも上久野大東線からも出入可。奥出雲町からも遠くはない！
0180	高齢者でも分かりやすい分別ができるように整備をしてほしい
0184	ごみ処理施設新設については賛成ですが、十分に検討していただいて、安全な施設にしていきたいと思います。災害時にも活用出来たらと思います。
0185	土日を持ち込みができる日を増やしてほしい
0186	従業員様、関係者様、紺施設があることで大変助かり感謝しております。
0192	ゴミ処理施設は住民にとって欠かせない施設です。ゴミが持込しやすい近場の交通の便利な施設であってほしい。また、施設を利用した公園や遊び場など住民の愛される場所であればなお良いでしょう。
0193	頓原の施設で最高です。
0210	現在の様に大型ごみ（たたみ、ふとん、古着、木の枝等）の処理施設をお願いしたい。
0212	①現在のリサイクルプラザ、エネルギーセンターを有効活用（土地を含め）して地球温暖化対策を講じた環境保全性の高い施設を設置してください。 ②敷地内を緑化し、市民の憩いの場として利用できる隣地に公園を配置すれば環境学習、体験学習に適した施設になる。

0216	私たちにとってはいちばん大切なゴミ処理。し尿処理場、火葬場、いらない汚い意識で、とにかく反対意見が多く、とてもお世話になる施設ですのに問5の①を希望します。
0229	ゴミ処理の問題について現在の雲南市、飯南町、奥出雲の処理状況その施設の現状がまったくわからないので、現状の状態をもっと情報を細かく出してほしい。新しい施設を作るのを前提に論議する前に、今の状態がどんな状態で、どういう問題が出ているかを具体的に住民に対して細かく理解できるよう説明してもらいたい。新施設ありきで進めることは止めてほしい。いろんな機会でも説明はあったと思いますが、まだまだ説明が足りないと思う。何故一市二町でやる必要があるのか？高価な施設を作るため、多大な税金を使う訳ですから、必要性は理解出来るが、住民の理解の上に立ち、進めていくことが大前提であると思います！！説明する機会をもっと持って下さい！！
0230	サイクルの情報などわからない事が多いです。徐々に住民へのアピールを続けて協働できるような仕組みを考えて欲しい。
0237	今後とも確実な収集、処理をお願いしたい
0238	・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方は、仕分けが出来ないと思います。 ・若い世代でも混乱する時がありますので、間違った仕分けがあったときにはその都度チラシ等で周知してもらえると助かります。 ・家ごとに出るごみは違ってきます。判断ができるように「CATV」の分別はもっと細かい物までのせてもらえると喜びます。（施設設備への意見でなくてすみません）余談ですがアンケートがホチキス留めしてありましたが、留めないほうが良いと思います。
0242	現在はラップは燃えないごみに分類されていますが、実際分別していると洗って水気をとったり手間がかかっているのでは多少経費がかかっても分別がしやすく（可燃ゴミで出せる）現実的な焼却設備にして欲しいです。今は可燃ゴミと不燃ゴミの処理設備が近くにあるので両方への持ち込みがしやすく良いので建設場所は今くらいの距離がいいです。
0278	建設、施設管理、収集運搬のコストを考えて設置場所等を検討していただきたい。
0287	今一番困っているのは古衣、不要な衣類の処理で倉庫一杯に積み上げております。この物体は可燃ゴミに該当か不該当か、どのような形体物体、許容範囲、どのような形体にすれば受け入れていただけるか。荷姿（例えば金属類を除外、ボタン類の除外）してお願い持参してよいか不透明ですので具体的受け入れ許容の荷姿、指示していただくと幸いです。持ち込み可能な場所もお願いします。
0305	莫大な税金を投入して建設されたごみ処理施設です。しっかりとごみ処理施設として機能しているか疑問です。最大限にごみ処理場を有効活用しているかです。再度、行政的にムダがないか検討していただきたい
0309	このアンケート用紙ホッチキスを使用しておりますがこれは”金属”となります。市民のコトを考慮されるなら、ホッチキス（金属）を使用しないなどみえるコトや、ささいなコトから初めてみてはいかがでしょうか。小さなコトに気づいてないが、大きなコトを揚げても足元をお忘れないうお願いいたします。これも私たちの負担（手間）となることです（ゴミの分別）
0314	ごみ処理施設についての知識が乏しいのでそういうたぐいのお話を聞く機会があればいいと思います。
0316	高齢者が多くなり、収集場所に出すのも大変です。体の動くもの（車に乗れる）が運んであげたりしています。雪が降ったらもっと大変です。よい方法を考えていただけませんか？
0322	車がすれちがうのに安全な道路幅を確保してもらえるとありがたいです。リサイクルプラザへの道が細くて非常に恐いので。。。
0335	危険物の収集も燃えるゴミと同じ収集BOXにしてほしい。可燃物のゴミ袋に不良品（袋の底がとじられていなかった）があった。
0339	貴施設での作業環境は決していい状態ではありませんがこの施設で作業をしていただいている皆さんの犠牲のもとに安心して暮らしていけます。感謝です。従事者の皆様の作業内容の改善を配慮した処理施設の整備を希みます。
0355	軽トラなど運搬用の車がない人達に運搬用の車などレンタルをしてほしい。
0359	分別が新しく改正され、わかりにくいものがあり覚えるのが大変。若い世代でも大変なのに私たちより上の世代の方たちはもっと苦労しているのでは。大切なことだと思うがもっと楽にゴミを捨てられるようになってほしい。

0364	中間地域に於いても市街地同様にゴミ問題は重要なことです。共同施設で効率的に安全に処理をお願いするところです。只今は地球的に環境への配慮する必要性が有ると思います
0370	施設についてはとくにはありませんが老よりには分別がむずかしいすぎてその内ゴミを出さなくなりそう。もっと楽に処理ができるゴミの処理はできませんか。
0379	近くに施設があつてたすかります。土・日曜日の持込がもう1日くらいふえると助かります。
0383	いつもありがとうございます。持ち込みをしても親切にしてください。
0394	異臭がしない設備にしてほしいです。人が住みにくい場所となり結局は過疎の村・町となっていくと思う。人はがまん出来る事と、出来ない事があり、異臭は人を遠ざけると思います。
0405	リサイクル重視で現状細かな分別をする必要があるが、その固型燃料にすることが本当に必要とされているのでしょうか。経費だけ高く、求められていない（もしくは使用しづらい）固型燃料にこだわる必要がありますか。自己満足で終わっていませんか。ご検討願います。
0407	施設は交通等収集運搬に便利の良い場所が望ましい
0411	リサイクルプラザの様な山の上には建てないで欲しい。道は狭いし冬は凍結、雪etcで行きにくい。
0442	特にありません。近々新しいゴミ処理施設を整備されるのでしょうか。
0454	収集車のマナー（運転）の悪い車、大きな声を発する作業員等が見受けられる時がある。適正な価格で業者選定されているか？また管理者として収集運搬の状況も見るのはいかがでしょうか。
0455	ゴミの集める個所が高齢化の為、持ち出す個所をふやしてほしい。（収集場所への車の移動の為、運転出来なくなったらと不安。）
0459	持込日が週2回位でよい。現在地でお願いします。
0462	雲南市の「今後の人口減少」をきちんと考え、将来の人口とそれに「見合った」施設、経費を作って欲しい。雲南市役所のように稼働率、人口での利用率などからみればオーバースペックであるようなことはしないでいい
0471	ゴミの分別についてわかりにくいのでよくわかるような説明があればよい。
0473	ゴミ処理施設の整備もですが、ゴミの分別方法をもう少しわかりやすくしていただけたらいいと思います。チラシを見ながらやっていますが今ひとつわからない物もありますので、、毎日頑張って分別しておりますので、、よろしくおねがいします。
0482	物があふれている世の中で、ゴミ処理はさけて通れない課題だ。今一度自分の身の回りを見つめ直す機会のように思う。高齢になり、分別が大変になったが、出来るだけ努力しようと思う。地球にやさしい施設の整備を望んでいる。
0497	可燃ゴミと不燃ゴミを同じ場所で処理してもらおうと持込が楽で良い。
0516	高齢化が進む中、今回の分別方法の変化に高齢者の方はとても理解が難しく困っている方がいらっしゃることを多々聞きます。それにより、ゴミを出すことがおっくうになったり、分別も思うどおりに進まないことも考えられます。この地域は高齢化率が高くなるし一人暮らしの方も増加される。そう思うと分別は簡単に（今まで通りに）そして環境にやさしい処理の仕方を模索していただきたい。
0519	リサイクルできるものは多少経費がかかっても行うべき
0522	現在、家の中にはゴミ袋を3種類置いて処理をしております。家の中（台所）がゴミ置場と化して困っております。出来るだけ集約出来る方が望ましいと思っています。
0527	今までのゴミのリサイクルの考えはすばらしいと思いますが、実際知り合いの家（特に老人世帯）はサランラップやプラスチックゴミなど気にせずに燃えるゴミに入れているところが多く、みなさん”めんどろ！”と分別するのが大変で、”松江の方いい！”とおっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。今はがんばって分別、持ち込みとしていますが老人世帯になった時に分別に苦勞せずに生活出来ると助かると思っています。
0528	・ 松江市のような分別が少なく何でも可燃ゴミとして処理できる施設。 ・ 分別の種類が多くなるとたいへん！。 ・ 雲南市の可燃ゴミ袋の種類を今の大小2種類から10L、20L、30L、45Lと増してほしい
0533	分別はできるだけわかりやすい品目にしてほしい。

0543	問1に関して高齢化が進んでおり少し若い方でも分別に困ることがある。ですが目の前のことを考えるのではなく環境問題に関しては未来のことを考えて進まなくてはいけないのはわかっているのですが高齢の1人暮らしの方も増えてきて分別を難しくするとできにくくなり、余計に手間がかかるのではないかと。できないからなのか不法投棄をよく目にします。未来へ向かっての環境意識を高める取り組み、学習会などがもっとあるといいのかなと思っております。
0544	持ち込が容易、環境にやさしい
0547	ごみ処理施設の熱燃料を利用し、県とJAと森林組合、中山間研究センター等、地域共同体等と共同して食物廃棄ロスを減らす為の施設を作れないだろうか。島根県産ブランドとして「ドライベジタブル」や「包装を簡素にした冷凍食品」の工場を作れないだろうか？県と協力して汚ないイメージを払拭できたら働く場や地域活性化の意識に結び付くのではないのでしょうか。一歩先のリサイクルセンターを
0549	サランラップをプラスチックに入れていたが燃えるゴミになるといい。周りの人は面倒でも燃えるゴミに入れていたという人もいた
0550	ごみの分別が複雑になり判らない事がたくさんあります。整備についての意見ではないですが、わかりやすい分別ができるよう継続した指導・お知らせ等をお願いします。
0553	プラごみの収集が2回/月のため、ラップなど食品に使用したものの保管が気になる。もえるゴミと同じくらいのペースで収集して頂けると衛生面でも心配が少なくうれしいです。プラ収集がはじまってじっさいどうなのか（まちがって入っているものなど）全体的にどうか教えてもらえる機会があるのかなと思います。自分の分別が正しいのか自信がないので。。。
0555	ヨーロッパで行われている自動ゴミステーションが理想です。ゴミ（分別された）箱に入れるとそのままゴミ処理施設につながっていて持ち込む手間もないし、ゴミを収集する人件費もかからないものです。以前もプラゴミを出したのにも燃えるゴミが入っているからと回収されず持ち帰ったことが2回あります。それからはゴミの分別表を見ているのですが、不燃ごみの種類が多く細かくて分かりにくいです。何とかありませんか。よろしくお願いします。
0563	分別の手間が軽くなるような施設にしてほしい。災害時であったとしてもごみ処理施設に避難したくない。災害の避難場所としては不適切ではないか。
0565	スグまた作らない様、立派な物を作るべきである！スグ故障しない物を作る事。
0566	これから高齢化が進み、大人用おむつの処理が大変になると聞きました。大人用おむつの処理方法にも気を使った施設を考えてほしいと思います。
0571	分別基準を単純でわかりやすくしてもらいたい。
0579	上記の問いに意見はない 主文に対しての意見 現在週2回となっている収集を夏季3回 冬季2回が良いと思うがどうか 理由は街中の住宅では生ごみの処理敷地がないので畑等に埋設藻出来ない 生ごみ処理機も排気臭、攪拌機の音なので容易ではない 廃プラスチック選別排出については今回の問いには細部にまで触れていないが燃えるゴミとの選別の容易さまた排出日との兼ね合いをよく検討されたが良い where there;s a will wheres a way
0580	現場での処理の仕組と説明があればわかりやすいと思います
0588	ゴミ袋が高すぎます。
0590	なんでも焼やせる施設。その焼やすことによってエネルギーで電気をつくれるような施設。分別が簡単が第一
0596	持ち込みの時、時間が限られているので正月など込み合う。何とかしてほしい。
0597	現在持ち込みのゴミは2ヶ所に分散しているので1ヶ所にまとめて作ってほしい。
0612	本当に必要な施設だと思います。環境やリサイクル等のことに配慮しつつも使いやすく安全な施設であることを望みます。
0615	松江市の衣服の分別の出し方の様にボタンやファスナーを取り外ししなくて出せる様にしてもらいたいです。
0619	収集される方の立場も考えてごみを出すべきだと思う
0620	やむをえない事とは思いますが、分別方法が少し細かいと感じます。松江市の方では可燃ごみ、不燃ごみ分けずに出しても良いと聞きました。可燃ごみ、資源ごみは良いですが不燃ごみの分別がもっとゆるくなったら良いなと思います。ごみ袋も不燃物はそこまでたまらないので小サイズでも大きく感じます。もう一周り小さいサイズを作っていたらと出しやすくなります。
0621	ごみ処理に関する経費等の資料がなくて判断に困った。

0622	ごみ処理施設にはいつも感謝しています。
0623	ごみ処理施設の整備について、多くの問題があると思いますが、まずは家庭ごみを減らす事（マイバッグの利用やリサイクル品の回収など）が大切かと思います。その為の地域住民への声かけ、配布物での周知などを行い、協力が必要。現在の雲南市の分別について今だによく分からない方がいらっしやるのもっとシンプルにできないものだろうか。
0632	分別作業の省力化のため完全自動分別機能を有した施設とする。
0649	ごみ袋が安くなればいい
0652	持ち込み日に搬入時間の延長と2日以上を願う。
0663	ごみの持ち込み何でも持ち込みできるように！ごみの分別がわかりやすくかんたんに！
0664	私たちの日常生活に不可欠な大切な施設です。貴重な税金を有効に使い、将来次世代も安心して生活できる環境の保全ができる施設を望みます。もう少し詳しい分別表があるとよいです。
0670	ごみ処理のイメージが汚いと思いがち 新しい施設には緑が多くできれば自然と共有できる場所であってほしい！！
0678	ごみの出し方、分けたについて詳しく分かりやすく説明して下さい。時にはKKMでの説明や常に動画放映もしたらどうですか？
0683	いつもきちんと取ってもらい有難く思ってます。私方もゴミは上に新聞紙をやり、きちんと結んで出す様にしています。
0704	直接持ち込みが60km-80km離れた場所に建設されるのはありえない。最低でも中間的持ち込みステーションがほしい。
0708	利便性に優れ、とにかく環境に配慮した施設がよいと思います。
0715	今後、災害ごみの持ち込みも発生する時が近い将来あるかと思われます。あまり積雪地帯とか山奥よりも利便性の良い地域が望まれます。
0718	いつもごみ処理ではお世話になり有難うございます。ゴミの分別処理等について子供の頃から学ぶ事が大切ですね。処理施設の経費等大変でしょうが、もうすこしゴミ袋の価格が安くならないでしょうか。
0734	松江市から転居してきたので雲南市のごみ出し分別が大変です。周囲の市と少なくとも同レベルの施設をよろしく願います。
0738	今いち分別がわかりません。もっとくわしくをしえて下さい
0740	アンケート調査は好きである。貴社におかれましては旧農村のすいたい老齢化による”さびれ”つつあります。現場住民の声をよく聞いて理想像を作ってください。地域社会の共通の悩みです
0742	ごみの持込を土・日も可能にして頂きたい。（毎週）
0755	私達人間はごみを出す生物であり、この仕事は永続させなければなりません。ここで働く人が誇りを持って従事するよう、最優先に考えて頂きたいと思います。他の施設より優れて、若者や従事する人がキャリアアップできる教育・資格チャレンジ、他との交流による相互刺激とレベルアップを目指し、賃金や業務時間面の充実、福利厚生を含め、働きに応じた不断の見直しを含め、施設整備よりも中味の運営、システムの拡充に留意して頂きたいと思います。雲南一の仕事場作りを目指して下さい。感謝を込めて応援いたします。
0759	当地にある施設設備は、かなり古い型の施設であるようだ。毎年のように配布される「分別の仕方」の説明書が、かなり昔から同じものである。したがって施設での処理能力も変わっていないということでしょうか。他地域の処理場では。処理能力がかなり異なるところがあり、驚いている。たとえば、貝殻でも燃えるごみと一緒にして出せるなど、一例であるが新しい設備のようだ。このように分別が細かくなく容易にできるようになっている。現在私の家では、一人暮らしの私が高齢であるため、新しい設備のある地域に住む子供が持ち帰ってくれているので助かっている。これから高齢者が多くなる一方であるから、正しい分別が容易にできる出し方で処理できる設備の設置に早急に取り組んでほしい
0769	人口減少に伴ってごみの量は減るのでしょうか。実際減ってきているのでしょうか。処理する量や能力に見合った適正な規模の施設を望みます。
0774	人口も少なくなるのでゴミも少なくなる事も考えて！！

0783	雲南市は食品等のプラは燃えるゴミとして扱い、その他のプラは不燃ゴミで、ペットボトルも燃えるものとして入れることができるため環境への配慮をしていると思えない。また「サランラップ」などのラップは燃えないゴミとなっていて分かりにくく、燃えるゴミに入れてしまっているという声もよく聞く為、今までの分別が分かりにくさも伺え、今後改善につとめるべきだと思う。
0788	地域の財政規模に合った施設にして欲しい。ごみ処理施設以外の機能はいらない。
0795	処理機能が高度で分別が簡単であること
0802	リサイクル品目のペットボトルのふたも加えて欲しい。容器はリサイクルできるがふたはいつも処理に困るので、対策をして欲しい。
0806	家庭や事業所から排出されるごみの種類別に、量や傾向を分析して、ごみの排出抑制を促す。ソフト対策も必要。
0812	将来を見すえて、環境、災害などを考慮しつつ、持続可能な施設を望みます。
0822	環境に配慮が求められるご時世にホチキス綴じはどんなものなんだろう
0834	いつも大変お世話になっています。おかげさまでスムーズな生活できていると思っています。分別が自治体によりだいぶ方法が異なるので何が正解なのかわかりませんが、リサイクルできるものはするということをすすめてほしいです。
0839	分別多すぎ。松江市のようにたいていが燃えるゴミで捨てれるような所が良い。
0850	ゴミの分別でお困りになること時々あると思います。いつも収集していただき感謝しています。お困りになること 出し方など夢ネットなどで周知されたら良いと思います。出す方も知らなかったり分からなかったりすることがあると思いますので
0851	ごみ発電のさらなる研究で太陽光を利用したように人にやさしいごみ処理の整備が良いと思う。原発の様にゴミが残って困っている様ではダメ
0857	耐久性にも優れた施設。処理能力・処理量が大きい施設
0869	もち込みゴミの施設は狭い道路を通らず54号線沿いにしてほしいです
0871	施設の建設費用を抑えても後の整備費用が高くなってしまいうようなこともあるので、きちんと検討してもらいたいと思います。
0873	循環型にごみ処理が出来れば良いと思います。
0874	住民、市民の「ごみ」に対する「リサイクル」意識を高める。
0875	・青い袋を買って利用して持ち込みをしているのに、結局分別。持って行くまでに手間をかけているのに第三日よう日しかしてない…。第三日ようと土よう日もするべき。週末しか休みがない人からすれば、その日一日しかないのは無駄かな？コロナの事があるのに一日しかないのは混雑な上に、何回も通いたくても通えない。（流れがスムーズでない為。）
0883	月1回のゴミ持ち込みの日を月2回に増やしてほしい。月1回だと集中してすごく込み合って、特に木次の方は急な坂道で坂道発進がやりにくく、後の車にぶつかりそうになる。帰り道も混雑していて急カーブが多くあり、ぶつかりそうになる
0885	松江市並の処理能力がある施設にしてほしい
0886	ごみ処理の最大の難関は産廃（埋め立て）をいかに減らすのか、、、。何でもかんでも埋め立てる今の時代は、子ども達の代に必ず悪く出ます。そこをなんとかしていただきたい。
2002	生ゴミ、危険物など週2-3回収集していただく職員の方々に感謝しております。生ゴミ等出す私達も職員の方々の迷惑にならないようにきまりを守って出すようにしたいと思っています。それがごみ処理施設を守ることだと思います。
2006	最近、住まいを畳むことが多く見られます。そんな時、粗大ゴミの持ち込みが出来ただけ近い方がいいと思いますが、1ヶ所になれば各市町村に1ヶ所ずつ収集場所が必要でわ
2012	どこに施設を整備する予定ですか。
2015	経費をかけてとるアンケート内容とは思いません。中身がないアンケートをとる程の内容か！
2017	家庭で出るゴミがどうしてこんなに多いんだろうといつも思っています。収集してもらえただけ有難いと思います。
2042	経費の問題もあるでしょうが安全そして場所に行くのに道の整備。利用者は土曜日、日曜日に利用したいです。

2045	家庭でのごみの分別が現在でも非常に困難になっていると思います。特に高齢者世帯では、ゴミ問題の確認不足や、理解不足、分別を考えるわずらわしさなどで、みんな燃えるゴミにしたり、分別のできない家庭も多いのでは？啓もう、教育は大切ですが、分別できない家庭を配慮した取り組みも考えるべきだと思います。
2049	可燃ゴミとそれ以外の分別とならないか。施設でプラ・カン・ビンを自動で分別できないか。
2058	高れい代の為、持ち込みは無理となりますので収集以外にさせていただく以外はありません。いろいろこれ以上プール、おんせんなど箱物を作ってもムダです。
2063	ただ感謝のみです。これから分別の必要性を感じながら個人の力は弱いもののできる限りのゴミを出さない努力をしたく存じます。宜敷く御願い申し上げます。
2072	割れた大きなガラスがは袋に入れてもやぶれてしまいどうやって出したら良いかわからない。カミソリやライターもどうしたら良いかわからない。蚊取線香の蓋はどの部類になるのか
2081	庭や家の周辺の草刈りをした草の持ち込みができるようにしてほしい。
2084	仁多地域はクリーンセンター（不燃物持ち込み）日曜日休み、土曜日は半日のみ営業となっている。休日とはいえ、平日は仕事に行く我では休日に持ち込みをしたい。日曜日こそ営業を望む声が多いと思う。今のままだと持ち込みができないことが多い。困っている。
2087	今後人口減が進みますが、時代の流れを考えて計画致したい。恐らく30-40年間のゴミの量及び内容を検討の上で非常に難しい予想ですが未来に希望も少し考えて計画されることを望みます。
2090	リサイクルは現実には数%しか行われていないため、なるべく分別しない方がコストがかからないのではないかと考えます。
2099	子ども連れでも行けるような施設が併設され、楽しみながら学べるような身近な施設になると良いと思います。
2106	もし3市町が一つの処理場となるとしたら持ち込みしたいとき遠いことになりませんか
2107	・住民1人1人による分別を求めても、個々の能力差のため分別が難しい状況が多い場合、住民全体から処理費徴収してで担当場所・人による分別をお願いしたい。結果的に分別からリサイクル向上、不法投棄減少、きれいで住み良い町づくりになる。 ・本アンケートが無作為抽出という点良いと思いますが、個人の社会的背景（子育て、単身、高齢独居、高齢多世代等）により課題が異なると思います。分析の解決は個人の社会的背景分類した分析が必要であり、解決策の道しるべになります。がんばって下さい。
2113	雲南地区に1ヶ所になると直接盛り込みをしたいとき遠くて不便になる
2119	・ゴミの持ち込みのしやすい場所にあればいい。 ・処理施設はなくてはならないので安定して運転できる施設を望む
2121	それぞれの市長に処理施設があると便利ですが人口問題を考えると雲南圏域で1ヶ所、しっかりした施設を作って欲しいと思います。個人的にも容易に搬入できる体制にしていきたいと思います。
2125	他町の方たちが見学にくるようなキチンとした施設を作ってほしい。緑豊かなこの街にみにくい建物はダメです。ゴミ持込に行っても気持ち良い環境になります様に。
2137	人口の減少から広域的施設統合は致し方ないものと考えます。一方で近年の天災発生時の即応の必要、平常の利便性の維持から主力の拠点と衛生的中間保管拠点とか併存できれば不便館の上昇も緩和できないかな？と期待しています。
2139	建設に当っては、談合等の疑念を抱かれないように！！
2140	ごみ処理施設がないと生活が出来ないような大切な施設だと思います。協力（お金）できることはしますので長期に渡り稼働できる設備がよいと思います。リサイクルにあまりこだわると生活できないと思います。適度なリサイクルを望みます。
2150	ごみ処理施設のおかげで毎日快適にすごせています。ありがとうございます。
2163	あまりにこまかい分別はさせないで欲しいです。現在くらいで進めて頂きたいです。
2165	家庭からのゴミの排出を減らす取り組みもきょうかしたらよい。 例・コンポスト設置補助 ・リサイクル・リユースステーション（不要品の交換をする場所）
2168	プラごみはリサイクルに必要なが今はほとんどプラごみである。処理性の考りよをもやせる処理
2175	居住地に近い所でお願いします

2179	可燃物の範囲が広い市等もあります。カン・ビン・紙などリサイクル品の分別は必要かと思いますが、あまりに細かい分別でないほうがたすかります。
2184	奥出雲町八川の仲仙道に住んでいます。家の近くの自動販売機のごみ箱に自宅から持ってきたビールの缶？を複数本捨てている方がいます。去年から4,5回みえています。その方はこの地区の民生委員の家族の方のようです。施設の設備についてと少し趣旨がちがう意見かもしれません。ごみ処理についての個人モラルも大切だと思いますし、何か対策があればいいなと思います。
2186	ゴミの持込みが土日祝日にできるようにしてほしい。休みをつかって片づけたりするから。だから不法投棄が多くなる。
2189	今後、人口減少は必須なので雲南地域一ヶ所で施設整備するのがよいと思う。又どの地域からでも均等な距離が望ましい。
2200	リサイクルのゴミのプラティックの日の出せる日が少なくて困る
2215	プラスチックの分別は資源のリサイクルまでうまく回っていますか？出雲市のように焼却処分してしまっただけで熱源として再利用の方が最数的には経費が安いのではないかと考えています。
2219	地震や水害により稼働不能とならないように施設の耐震化・地盤のしっかりしたところに建設をする。浸水対策をしっかりする等配慮が必要だと思います。生ごみ、木くずを飼料化施設、堆肥化施設を作り有効活用できたらよい。電気製品のリサイクル施設のあるとよい。
2227	今後、役場等と協力して、ゴミ処理だけでなく、住民一人一人の意識の向上のために正しい分別の仕方、環境問題、健康への影響等々、もっと自治会等でみんなで考える学習の場を増やして頂きたいと考えます。
2231	高齢者が多い町なので高いとゴミが出しにくい。不法投棄をさせないためにも安く処理してもらえ施設が良い。また近場が良い
2242	ゴミ分別に関心のない方が多いと思います。大人も子供もです。大人にゴミ分別の大切さを教えるのはむずかしいと思いますが、たとえばゴミ処理施設の職員が各小学中学高校などに行き、ゴミ分別の大切さや、ゴミ収集の体験談等々話すのも良いと思います。
2244	今後の地域の衰退（人口減・高齢化）も考慮した規模、性能にも考慮してもらいたい。
2247	雲南市飯南町奥出雲町での新しいごみ処理施設の建設との事ですが、現在の奥出雲町は高齢者も多く、空き家も多いです。今でも、持ち込みのゴミを持って行く事がなかなか出来ないのに、新しい施設が出来ると今より遠くなり、持ち込みも不可能に近くなると思います。そうなるとどうしても野焼き、不法投棄が多くなるような気がします。それは奥出雲町に限った事ではないと思います。もちろん分別も難しくなり、リサイクルできる物の中に、リサイクルできないもの、汚れたもの等が混じる事も考えられます。せっかく新しい施設を市民、町民のお金で建設するのならだれもが利用しやすい、安全な施設が出来れば、1市2町の中心の所で希望します。高齢者等のためにも、現在の施設は焼却せずとも、ゴミの一時保管施設として残したほうが良いと考えます。
2249	粗大ゴミ等の埋め立て処理におけるキャパシティの限界を懸念しています。埋め立てに取って代わる粗大ゴミ処理設備を配置することが環境保全という面から考えても必要かと思いますが

参考資料 2

ごみ組成調査結果

1. 調査目的

現状の排出を継続した場合、あるいは統一した場合のごみ排出量や処理処分内訳（リサイクル率、最終処分量）の推計を精度良く行うため、ごみ組成調査を実施した。

雲南圏域の現在の平均的な状況を把握できる調査内容とし、調査結果はリサイクルやごみ減量の目標値設定や今後の施策展開における基礎資料とした。

2. 調査対象ごみ

可燃ごみは、1 検体を 10 袋とし、地域ごとに 1 検体ずつ、計 4 検体を調査した。

不燃ごみは、1 検体を 20 袋とし、地域ごとに 1 検体ずつ、計 4 検体を調査した。なお、雲南市・飯南町事務組合の不燃ごみは、不燃ごみのうち、くつ類・プラスチック類を調査対象とした。

3. 調査方法

調査員が調査試料のごみ袋を開き、中のごみを分類項目に従ってコンテナに分類し、分類項目ごとに湿ベースの重量を計測した。

◆図表 1 調査概要

調査対象品目	収集可燃ごみ 4検体(1検体 10 袋) 収集不燃ごみ 4検体(1検体 20 袋)
調査対象地域	雲南市(大東・加茂・木次・三刀屋) 雲南市(吉田・掛合) 飯南町 奥出雲町
調査日	令和3年5月26日(水)～5月28日(金)
調査場所	いいしクリーンセンター ストックヤード

4. 調査結果

収集可燃ごみ 4 検体、収集不燃ごみ（雲南市・飯南町事務組合管内では、くつ類・プラスチック類）4 検体の調査結果は、以下のとおりである。

(1) 収集可燃ごみ

1) 調査検体別組成結果

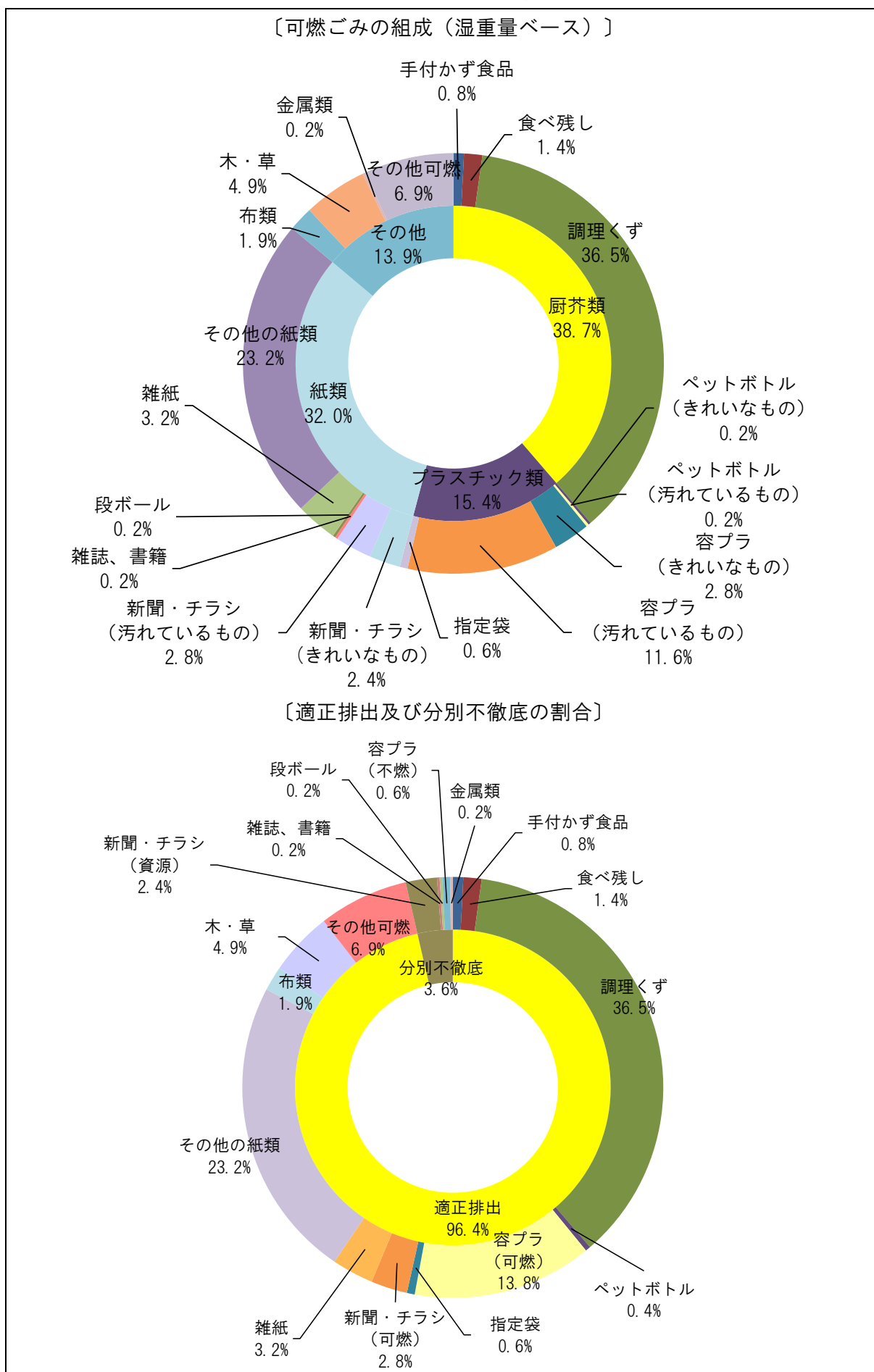
① 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）

雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）の収集可燃ごみ調査結果は、図表 2、図表 3 のとおりで、厨芥類 38.7%、プラスチック類 15.4%、紙類 32.0%、その他 13.9%である。そのうち、可燃ごみの分別区分として適正に排出されている割合が 96.4%であり、不燃ごみ・資源ごみの混入は、3.6%である。

◆図表 2 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）の収集可燃ごみ組成調査結果

大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品	0.4	0.8%
	食べ残し	0.6	1.4%
	調理くず	17.0	36.5%
	生ごみ	18.0	38.7%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.1	0.2%
	ペットボトル（汚れているもの）	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	1.3	2.8%
	うち可燃	1.2	2.6%
	うち不燃	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	5.4	11.6%
	うち可燃	5.2	11.2%
	うち不燃	0.2	0.4%
	その他のプラスチック類		0.0%
	指定袋	0.3	0.6%
	プラスチック類	7.2	15.4%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）	1.1	2.4%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）	1.3	2.8%
	雑誌、書籍	0.1	0.2%
	段ボール	0.1	0.2%
	紙パック		0.0%
	雑紙	1.5	3.2%
	その他の紙類	10.8	23.2%
	紙類	14.9	32.0%
布類	衣類、布類 など	0.9	1.9%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など	2.3	4.9%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など		0.0%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	0.1	0.2%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など		0.0%
その他可燃	上記以外の可燃物	3.2	6.9%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	他	6.5	13.9%
		46.6	100.0%

◆図表3 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）の収集可燃ごみ組成調査結果



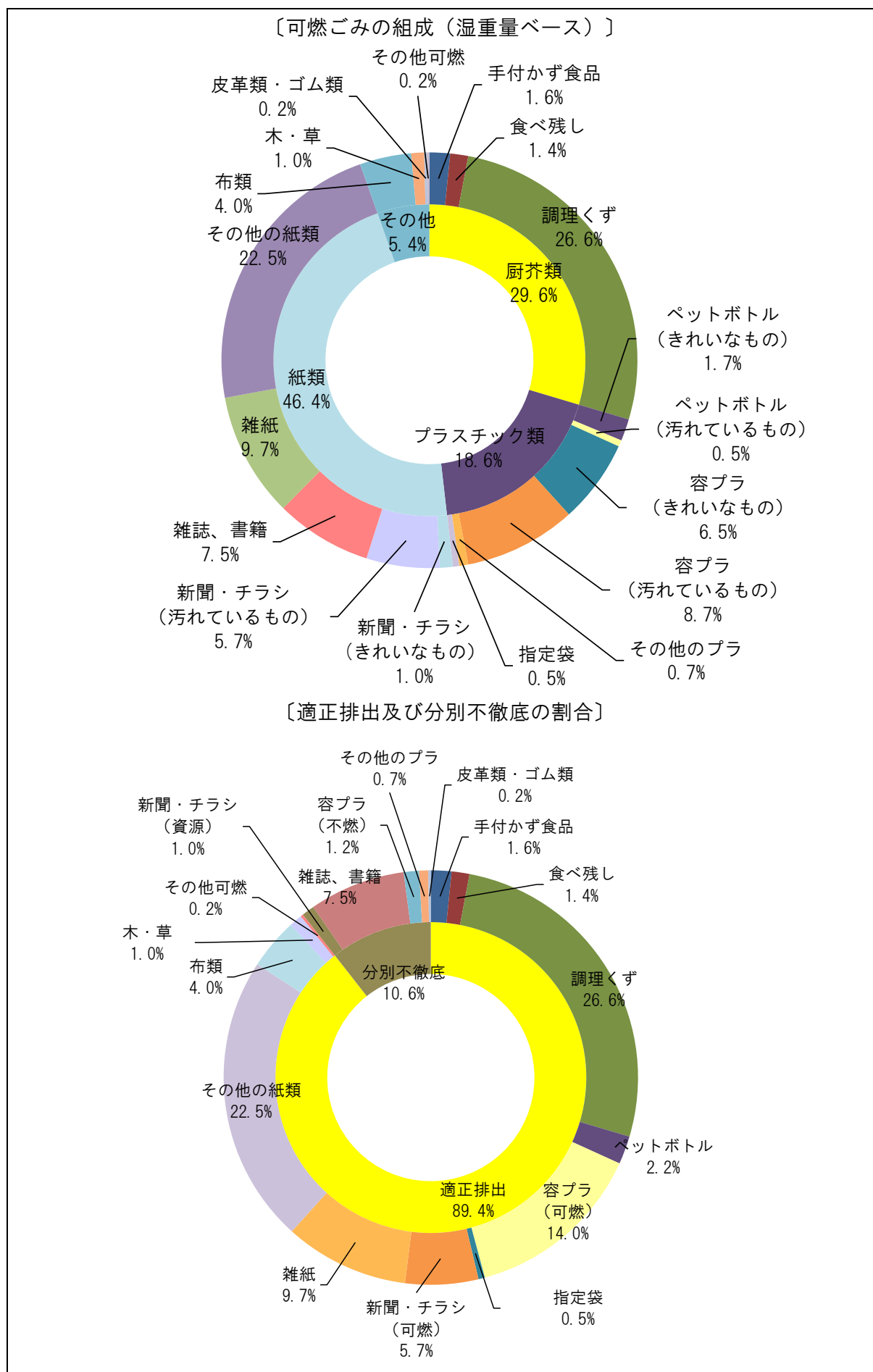
② 雲南市（吉田・掛合）

雲南市（吉田・掛合）の収集可燃ごみ調査結果は、図表４、図表５のとおりで、厨芥類 29.6%、プラスチック類 18.6%、紙類 46.4%、その他 5.4%である。そのうち、可燃ごみの分別区分として適正に排出されている割合が 89.4%であり、不燃ごみ・資源ごみの混入は、10.6%である。

◆図表４ 雲南市（吉田・掛合）の収集可燃ごみ組成調査結果

大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品	0.6	1.6%
	食べ残し	0.6	1.4%
	調理くず	10.7	26.6%
	生ごみ	11.9	29.6%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.7	1.7%
	ペットボトル（汚れているもの）	0.2	0.5%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	2.6	6.5%
	うち可燃	2.5	6.3%
	うち不燃	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	3.5	8.7%
	うち可燃	3.1	7.7%
	うち不燃	0.4	1.0%
	その他のプラスチック類	0.3	0.7%
	指定袋	0.2	0.5%
	プラスチック類	7.5	18.6%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）	0.4	1.0%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）	2.3	5.7%
	雑誌、書籍	3.0	7.5%
	段ボール		0.0%
	紙パック		0.0%
	雑紙	3.9	9.7%
	その他の紙類	9.0	22.5%
	紙類	18.6	46.4%
布類	衣類、布類 など	1.6	4.0%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など	0.4	1.0%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など	0.1	0.2%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など		0.0%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など		0.0%
その他可燃	上記以外の可燃物	0.1	0.2%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	紙類	2.2	5.4%
		40.2	100.0%

◆図表5 雲南市（吉田・掛合）の収集可燃ごみ組成調査結果



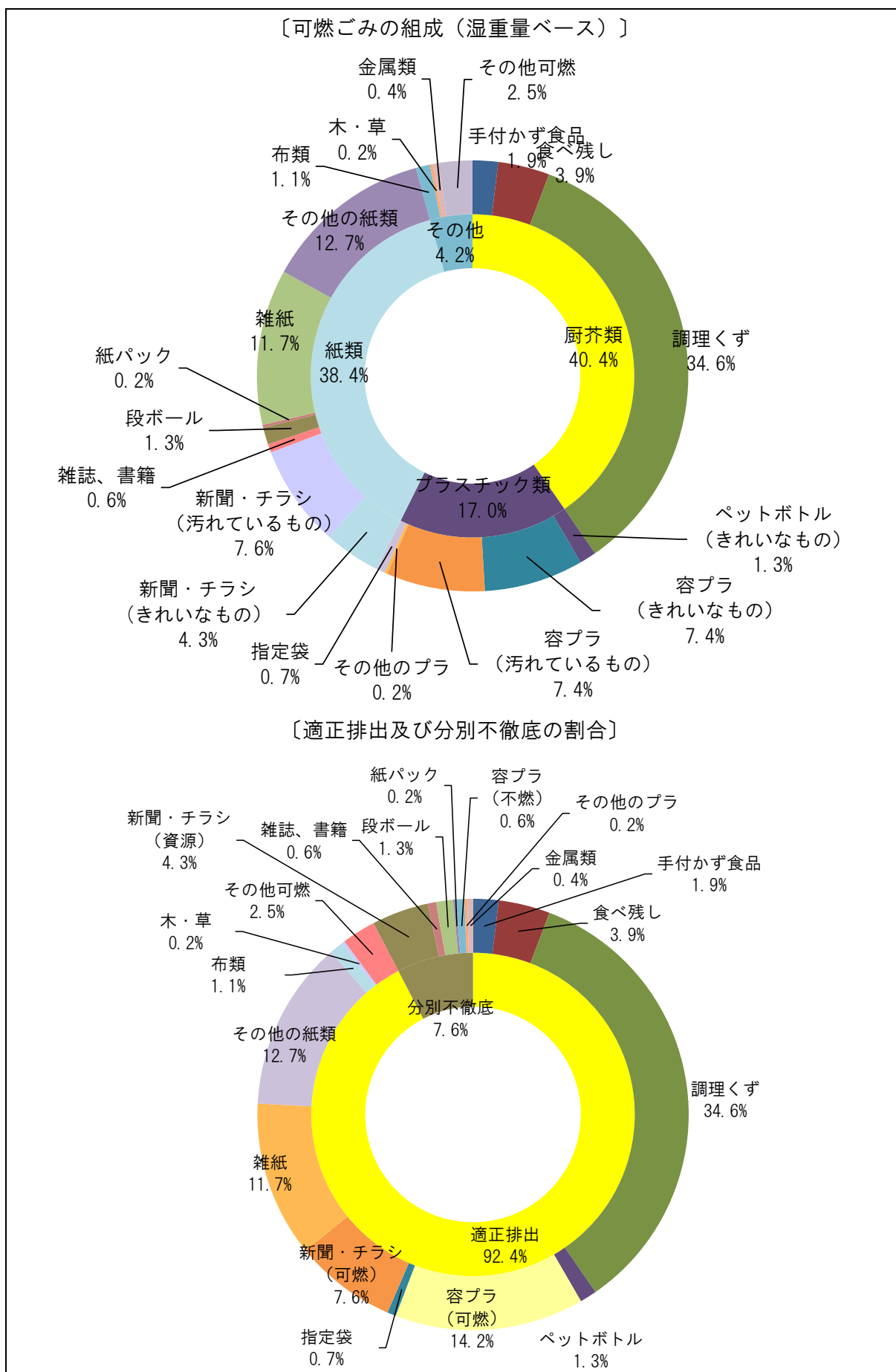
③ 飯南町

飯南町の収集可燃ごみ調査結果は、図表 6、図表 7 のとおりで、厨芥類 40.4%、プラスチック類 17.0%、紙類 38.4%、その他 4.2%である。そのうち、可燃ごみの分別区分として適正に排出されている割合が 92.4%であり、不燃ごみ・資源ごみの混入は、7.6%である。

◆図表 6 飯南町の収集可燃ごみ組成調査結果

大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品	0.9	1.9%
	食べ残し	1.8	3.9%
	調理くず	16.3	34.6%
	生ごみ	19.0	40.4%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.6	1.3%
	ペットボトル（汚れているもの）		0.0%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	3.5	7.4%
	うち可燃	3.4	7.2%
	うち不燃	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	3.5	7.4%
	うち可燃	3.3	7.0%
	うち不燃	0.2	0.4%
	その他のプラスチック類	0.1	0.2%
	指定袋	0.3	0.7%
	プラスチック類	8.0	17.0%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）	2.0	4.3%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）	3.6	7.6%
	雑誌、書籍	0.3	0.6%
	段ボール	0.6	1.3%
	紙パック	0.1	0.2%
	雑紙	5.5	11.7%
	その他の紙類	6.0	12.7%
	紙類	18.1	38.4%
布類	衣類、布類 など	0.5	1.1%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など	0.1	0.2%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など		0.0%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	0.2	0.4%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など		0.0%
その他可燃	上記以外の可燃物	1.2	2.5%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	紙類	2.0	4.2%
		47.1	100.0%

◆図表 7 飯南町の収集可燃ごみ組成調査結果



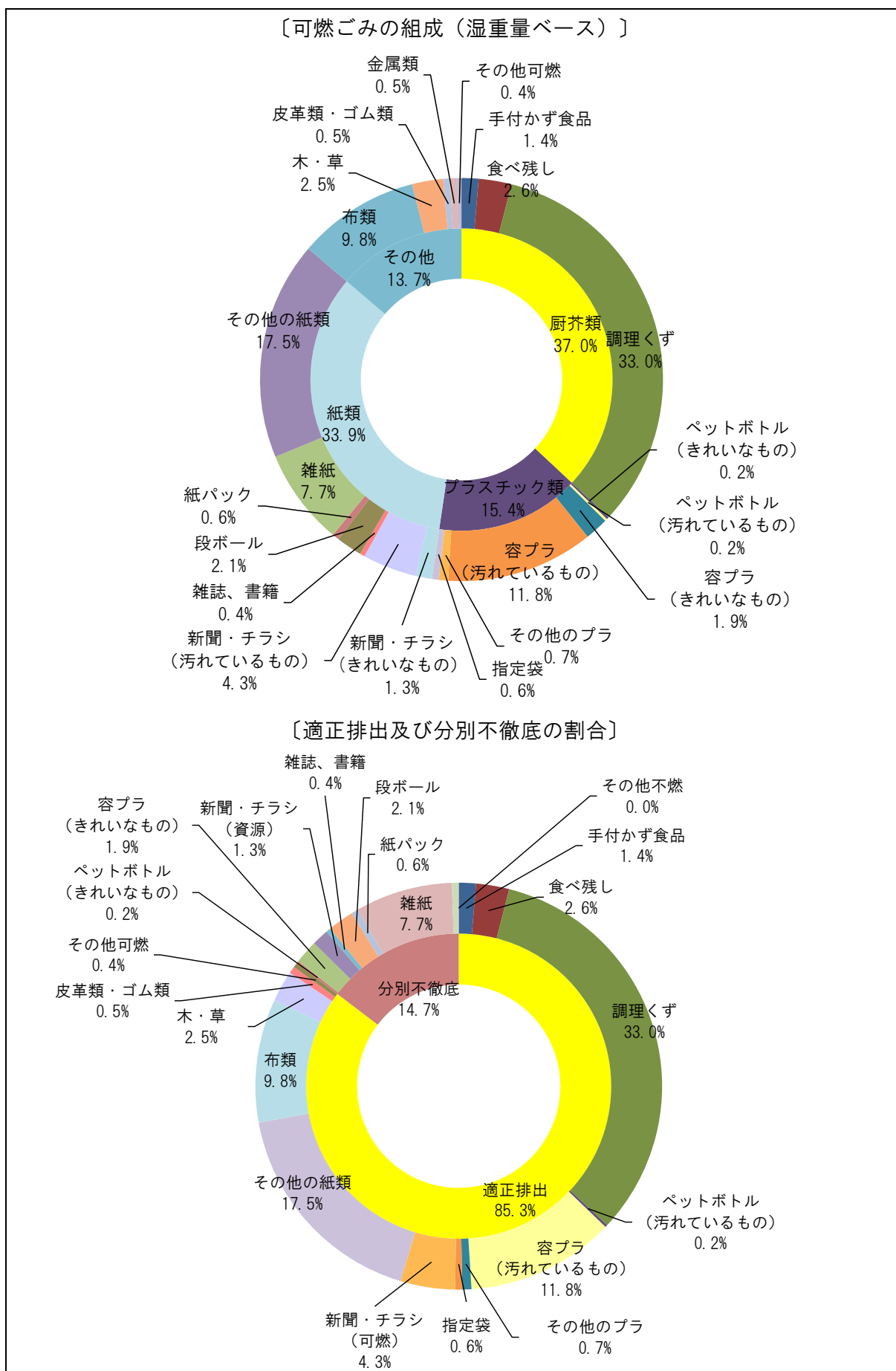
④ 奥出雲町

奥出雲町の収集可燃ごみ調査結果は、図表 8、図表 9 のとおりで、厨芥類 37.0%、プラスチック類 15.4%、紙類 33.9%、その他 13.7%である。そのうち、可燃ごみの分別区分として適正に排出されている割合が 85.3%であり、不燃ごみ・資源ごみの混入は、14.7%である。

◆図表 8 奥出雲町の収集可燃ごみ組成調査結果

大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品	0.7	1.4%
	食べ残し	1.4	2.6%
	調理くず	17.5	33.0%
	生ごみ	19.6	37.0%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.1	0.2%
	ペットボトル（汚れているもの）	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	1.0	1.9%
	うち可燃	0.9	1.7%
	うち不燃	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	6.3	11.8%
	うち可燃	5.4	10.1%
	うち不燃	0.9	1.7%
	その他のプラスチック類	0.4	0.7%
	指定袋	0.3	0.6%
	プラスチック類	8.2	15.4%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）	0.7	1.3%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）	2.3	4.3%
	雑誌、書籍	0.2	0.4%
	段ボール	1.1	2.1%
	紙パック	0.3	0.6%
	雑紙	4.1	7.7%
	その他の紙類	9.3	17.5%
	紙類	18.0	33.9%
布類	衣類、布類 など	5.2	9.8%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など	1.3	2.5%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など	0.3	0.5%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	0.3	0.5%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など		0.0%
その他可燃	上記以外の可燃物	0.2	0.4%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	紙類	7.3	13.7%
		53.1	100.0%

◆図表 9 奥出雲町の収集可燃ごみ組成調査結果



2) 可燃ごみの削減と資源化

雲南市・飯南町事務組合管内では、可燃ごみの中に削減が可能な手付かず食品や食べ残し等の食品ロスが、2.2%～5.8%、資源ごみとして排出すべき古紙類が2.8%～8.5%含まれている。

また、資源ごみとして回収すれば資源化が可能なペットボトルやプラスチック製容器包装類、文具やハンガー等のプラスチックのみでできた製品が14.8%～18.1%含まれている。

奥出雲町では、可燃ごみの中に削減が可能な手付かず食品や食べ残し等の食品ロスが、4.0%、資源ごみとして排出すべき古紙類が12.1%、ペットボトルが0.4%、プラスチック製容器包装が13.7%含まれている。

また、資源ごみとして回収すれば資源化が可能な文具やハンガー等のプラスチックのみでできた製品が0.7%含まれている。

上記に示した、ペットボトル、プラスチック製容器包装には、中を洗わず、そのまま排出されているものを含んでいるため、現状のままの排出方法ですべて資源化することは困難であるが、容器の中をすすぐひと手間を掛けることにより、圏域全体の可燃ごみを最大で2～3割削減することが可能である。

◆図表 10 収集可燃ごみ組成調査結果（総括表）

大分類	小分類	雲南市 (4町)	雲南市 (吉・掛)	飯南町	組合	奥出雲町
削減可能	手付かず食品	0.8%	1.6%	1.9%	1.0%	1.4%
	食べ残し	1.4%	1.4%	3.9%	1.7%	2.6%
	小計	2.2%	3.0%	5.8%	2.7%	4.0%
資源ごみ 分別不徹底	新聞・広告・チラシ(きれいなもの)	2.4%	1.0%	4.3%	2.5%	1.3%
	雑誌、書籍	0.2%	7.5%	0.6%	1.0%	0.4%
	段ボール	0.2%	0.0%	1.3%	0.3%	2.1%
	紙パック	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.6%
	雑紙					7.7%
	ペットボトル					0.4%
	プラスチック製容器包装					13.7%
	小計	2.8%	8.5%	6.4%	3.8%	26.1%
新たに 資源化 できるもの	ペットボトル	0.4%	2.2%	1.3%	0.7%	
	プラスチック製容器包装	14.4%	15.2%	14.8%	14.6%	
	その他のプラスチック類	0.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.7%
	小計	14.8%	18.1%	16.3%	15.4%	0.7%
		19.8%	29.6%	28.4%	21.9%	30.9%

(2) 収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）

1) 調査検体別組成結果

① 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）

雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）の収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）調査結果は、図表 11、図表 12 のとおりである。

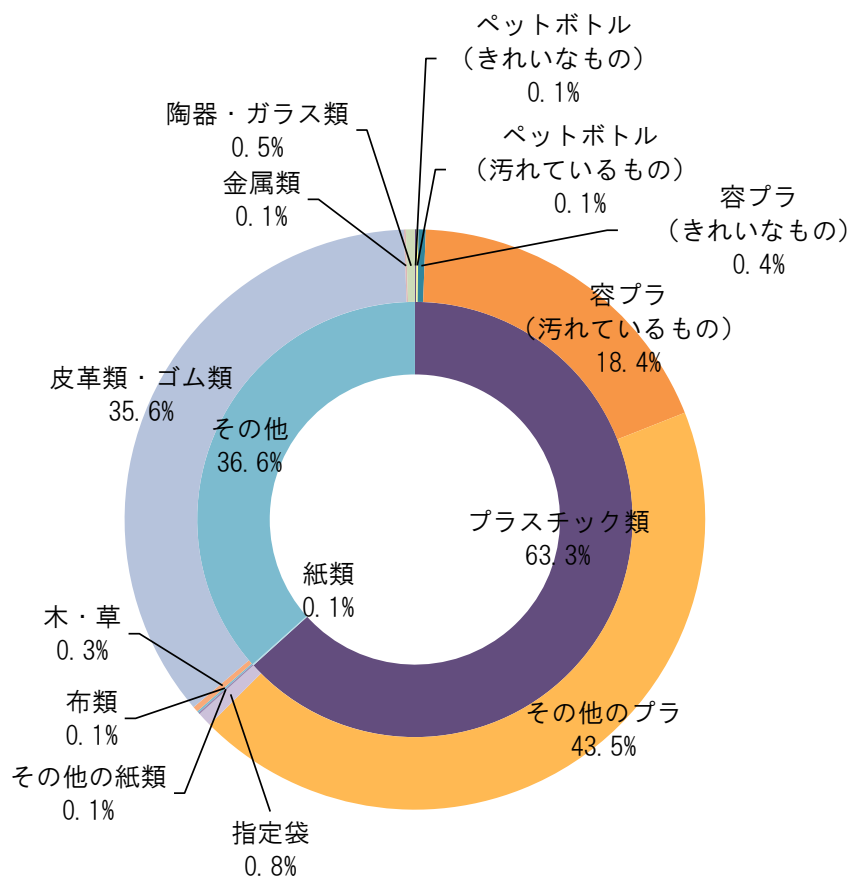
適正に排出されているプラスチック類が 61.1%、皮革類・ゴム類が 35.6%であり、誤ったごみの混入は 3.3%である。

◆図表 11 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）のくつ類・プラスチック類組成調査結果

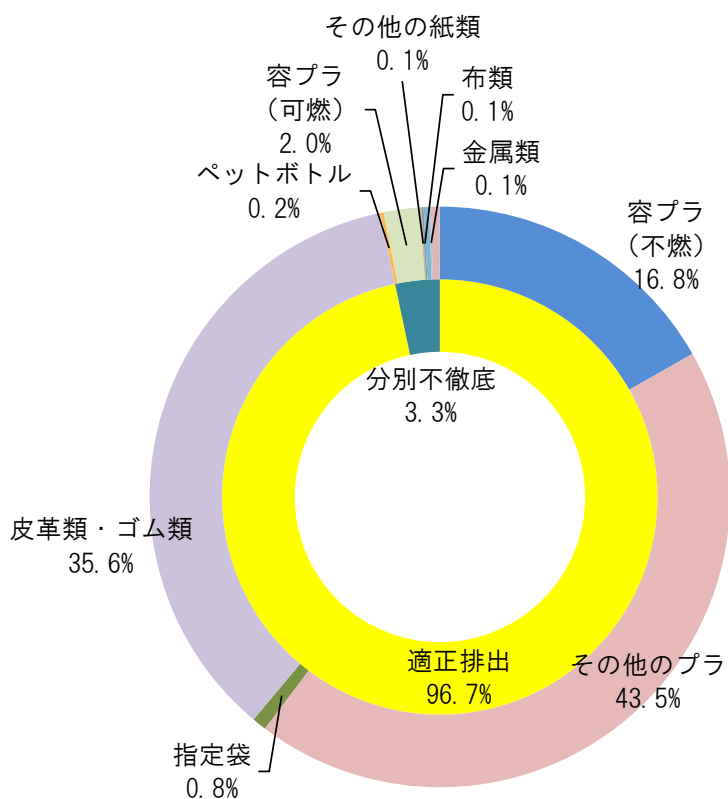
大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品		0.0%
	食べ残し		0.0%
	調理くず		0.0%
	生ごみ	0.0	0.0%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.1	0.1%
	ペットボトル（汚れているもの）	0.1	0.1%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	0.3	0.4%
	うち可燃	0.3	0.4%
	うち不燃		0.0%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	15.2	18.4%
	うち可燃	1.3	1.6%
	うち不燃	13.9	16.8%
	その他のプラスチック類	36.1	43.5%
	指定袋	0.7	0.8%
	プラスチック類	52.5	63.3%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）		0.0%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）		0.0%
	雑誌、書籍		0.0%
	段ボール		0.0%
	紙パック		0.0%
	雑紙		0.0%
	その他の紙類	0.1	0.1%
	紙類	0.1	0.1%
布類	衣類、布類 など	0.1	0.1%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など	0.2	0.3%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など	29.5	35.6%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	0.1	0.1%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など	0.4	0.5%
その他可燃	上記以外の可燃物		0.0%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	他	30.3	36.6%
		82.9	100.0%

◆図表 12 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）のくつ類・プラスチック類組成調査結果

〔くつ類・プラスチック類の組成（湿重量ベース）〕



〔適正排出及び分別不徹底の割合〕



② 雲南市（吉田・掛合）

雲南市（吉田・掛合）の収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）調査結果は、図表 13、図表 14 のとおりである。

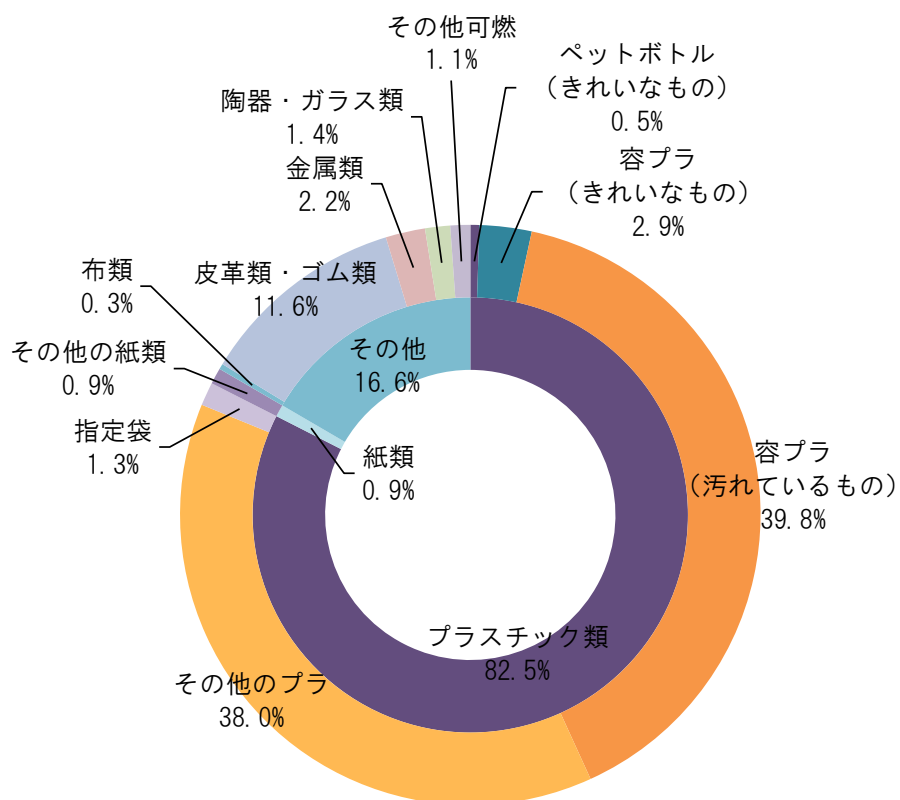
適正に排出されているプラスチック類が 72.6%、皮革類・ゴム類が 11.6%であり、誤ったごみの混入は 15.8%である。可燃ごみに排出すべきビニール容器（洗剤の詰め替え袋等）の混入が多く見られた。

◆図表 13 雲南市（吉田・掛合）のくつ類・プラスチック類組成調査結果

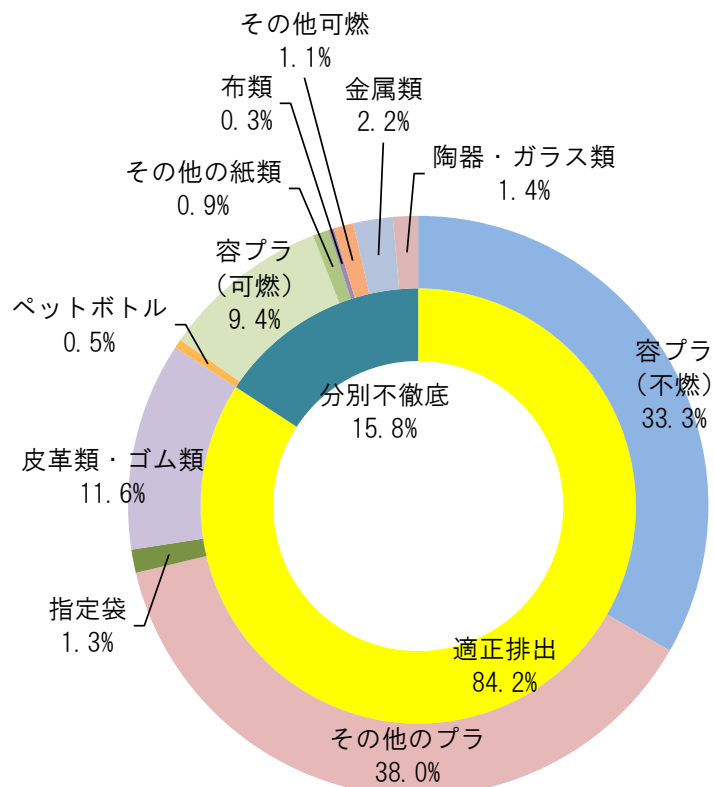
大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品		0.0%
	食べ残し		0.0%
	調理くず		0.0%
	生ごみ	0.0	0.0%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.3	0.5%
	ペットボトル（汚れているもの）		0.0%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	1.6	2.9%
	うち可燃	1.6	2.9%
	うち不燃		0.0%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	22.0	39.8%
	うち可燃	3.6	6.5%
	うち不燃	18.4	33.3%
	その他のプラスチック類	21.0	38.0%
	指定袋	0.7	1.3%
	プラスチック類	45.6	82.5%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）		0.0%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）		0.0%
	雑誌、書籍		0.0%
	段ボール		0.0%
	紙パック		0.0%
	雑紙		0.0%
	その他の紙類	0.5	0.9%
	紙類	0.5	0.9%
布類	衣類、布類 など	0.2	0.3%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など		0.0%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など	6.4	11.6%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	1.2	2.2%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など	0.8	1.4%
その他可燃	上記以外の可燃物	0.6	1.1%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	紙類	9.2	16.6%
		55.3	100.0%

◆図表 14 雲南市（吉田・掛合）のくつ類・プラスチック類組成調査結果

〔くつ類・プラスチック類の組成（湿重量ベース）〕



〔適正排出及び分別不徹底の割合〕



③ 飯南町

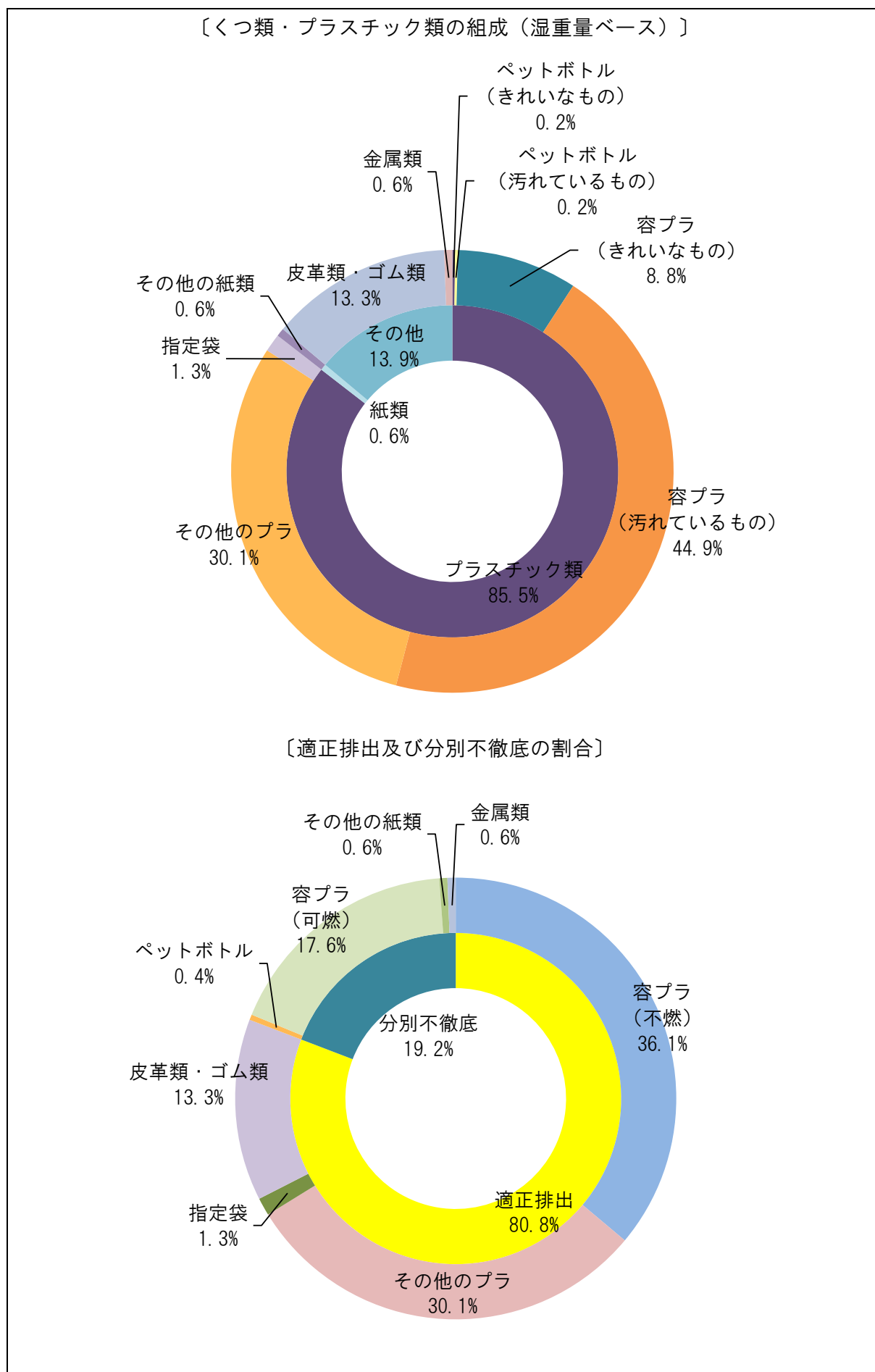
飯南町の収集不燃（くつ類・プラスチック類）ごみ調査結果は、図表 15、図表 16 のとおりである。

適正に排出されているプラスチック類が 67.5%、皮革類・ゴム類が 13.3%であり、誤ったごみの混入は 19.2%である。可燃ごみに排出すべきビニール容器（洗剤の詰め替え袋等）の混入が多く見られた。

◆図表 15 飯南町のくつ類・プラスチック類組成調査結果

大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品		0.0%
	食べ残し		0.0%
	調理くず		0.0%
	生ごみ	0.0	0.0%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）	0.1	0.2%
	ペットボトル（汚れているもの）	0.1	0.2%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）	4.2	8.8%
	うち可燃	4.2	8.8%
	うち不燃		0.0%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	21.3	44.9%
	うち可燃	4.2	8.8%
	うち不燃	17.1	36.1%
	その他のプラスチック類	14.3	30.1%
	指定袋	0.6	1.3%
	プラスチック類	40.6	85.5%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）		0.0%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）		0.0%
	雑誌、書籍		0.0%
	段ボール		0.0%
	紙パック		0.0%
	雑紙		0.0%
	その他の紙類	0.3	0.6%
	紙類	0.3	0.6%
布類	衣類、布類 など		0.0%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など		0.0%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など	6.3	13.3%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	0.3	0.6%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など		0.0%
その他可燃	上記以外の可燃物		0.0%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ含む）		0.0%
	紙類	6.6	13.9%
		47.5	100.0%

◆図表 16 飯南町のくつ類・プラスチック類組成調査結果



④ 奥出雲町

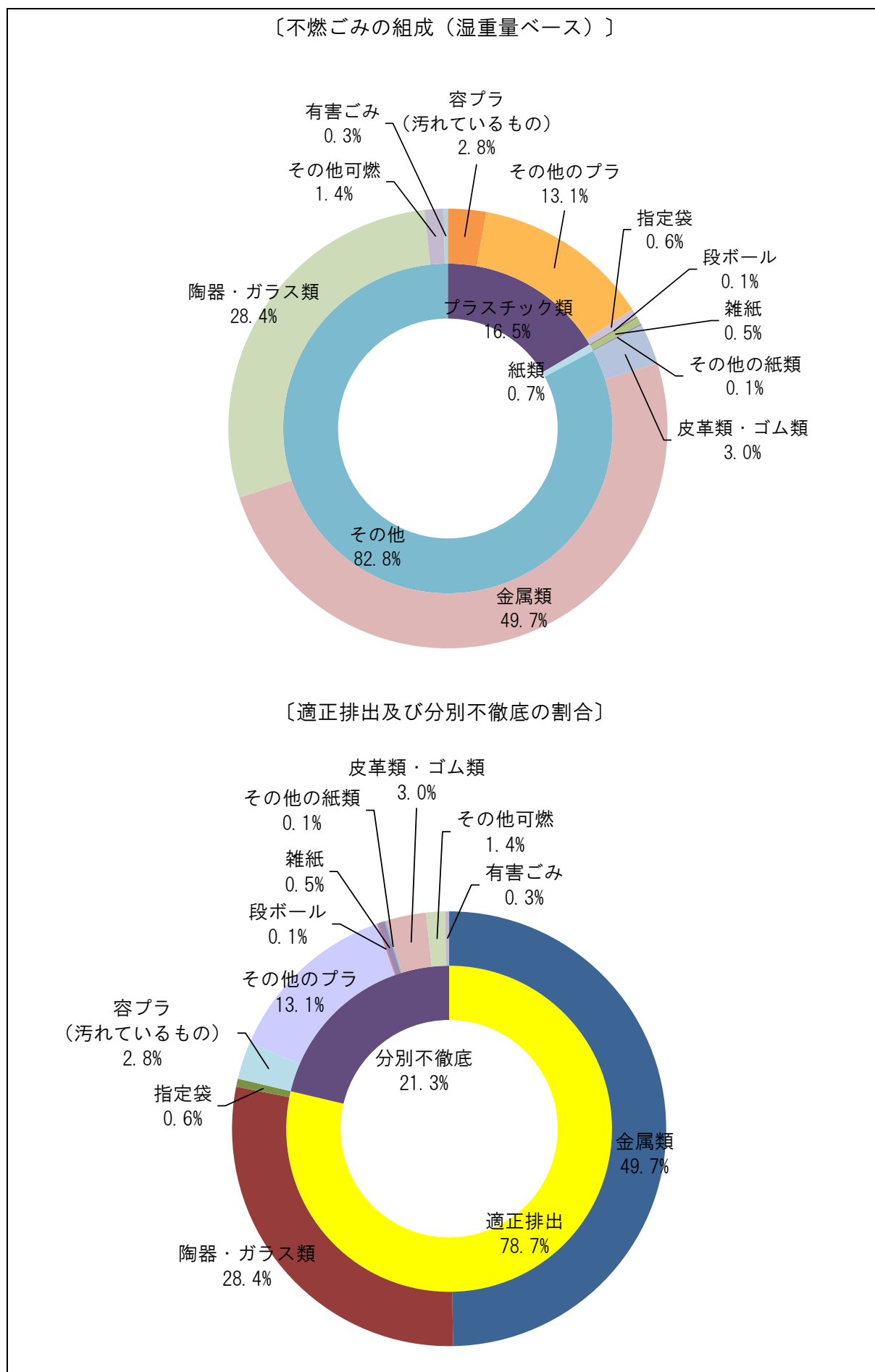
奥出雲町の収集不燃ごみ調査結果は、図表 17、図表 18 のとおりである。

適正に排出されている金属類（小型家電を含む。）、陶器・ガラス類が 78.7%（指定袋を含む。）であり、誤ったごみの混入は 21.3%である。可燃ごみに排出すべきプラスチック類の混入が多く見られた。

◆図表 17 奥出雲町の収集不燃ごみ組成調査結果

大分類	小分類	重量	
		(kg)	(%)
厨芥類	手付かず食品		0.0%
	食べ残し		0.0%
	調理くず		0.0%
	生ごみ	0.0	0.0%
プラスチック類	ペットボトル（きれいなもの）		0.0%
	ペットボトル（汚れているもの）		0.0%
	プラスチック製容器包装（きれいなもの）		0.0%
	うち可燃		0.0%
	うち不燃		0.0%
	プラスチック製容器包装（汚れているもの）	4.1	2.8%
	うち可燃	0.1	0.1%
	うち不燃	4.0	2.7%
	その他のプラスチック類	19.1	13.1%
	指定袋	0.9	0.6%
	プラスチック類	24.1	16.5%
紙類	新聞・広告・チラシ（きれいなもの）		0.0%
	新聞・広告・チラシ（汚れているもの）		0.0%
	雑誌、書籍		0.0%
	段ボール	0.2	0.1%
	紙パック		0.0%
	雑紙	0.7	0.5%
	その他の紙類	0.1	0.1%
	紙類	1.0	0.7%
布類	衣類、布類 など		0.0%
木・草	剪定枝、刈草、木製品 など		0.0%
皮革類・ゴム類	履物、カバン、ボール など	4.3	3.0%
金属類	缶、小型家電、なべ、やかん、刃物 など	72.2	49.7%
陶器・ガラス類	びん、ガラス製品、陶磁器類 など	41.3	28.4%
その他可燃	上記以外の可燃物	2.0	1.4%
その他不燃	上記以外の不燃物（有害ごみ）	0.5	0.3%
	紙類	120.3	82.8%
		145.4	100.0%

◆図表 18 奥出雲町のくつ類・プラスチック類組成調査結果



2) 不燃ごみの削減と資源化

雲南市・飯南町事務組合管内のくつ類・プラスチック類及び奥出雲町の不燃ごみの中に厨芥類の混入は無かった。

また、雲南市・飯南町事務組合管内のくつ類・プラスチック類には、資源ごみとして排出すべき古紙類の混入も無かった。

一方、奥出雲町の不燃ごみには、資源ごみとして排出すべき段ボール 0.1%、雑紙 0.5%、プラスチック製容器包装類 2.8%が含まれている。

雲南市・飯南町事務組合管内のくつ類・プラスチック類には、資源化が可能なペットボトルやプラスチック製容器包装類、文具やハンガー等のプラスチックのみでできた製品が 62.5%～84.2%含まれている。

奥出雲町の不燃ごみには、資源化が可能なプラスチックのみでできた製品が 13.1%含まれている。

◆図表 19 収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）組成調査結果（総括表）

大分類	小分類	雲南市 (4町)	雲南市 (吉・掛)	飯南町	組合	奥出雲町
削減可能	手付かず食品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	食べ残し	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
資源ごみ 分別不徹底	新聞・広告・チラシ(きれいなもの)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑誌、書籍	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	段ボール	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	紙パック	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑紙					0.5%
	ペットボトル					0.0%
	プラスチック製容器包装					2.8%
	小計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%
新たに 資源化 できるもの	ペットボトル	0.2%	0.5%	0.4%	0.3%	
	プラスチック製容器包装	18.8%	42.7%	53.7%	25.2%	
	その他のプラスチック類	43.5%	38.0%	30.1%	41.4%	13.1%
	小計	62.5%	81.2%	84.2%	66.9%	13.1%
		62.5%	81.2%	84.2%	66.9%	16.5%

5. ごみ排出量将来推計への引用

雲南市（吉田・掛合）及び飯南町では、令和2年度に変更した分別方法が定着していないことが伺える結果となっています。

将来は、雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）の組成結果に近付いていくことを想定し、雲南市及び、飯南町の削減目標設定には、組合全体の組成結果（人口割合による加重平均値）を採用することとします。

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）可燃ごみ（その１）



調査対象ごみ



指定袋



手付かず食品



食べ残し



調理くず



ペットボトル（きれいなもの）

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）可燃ごみ（その2）



ペットボトル（汚れているもの）



プラスチック容器包装（きれいなもの）可燃



プラスチック容器包装（きれいなもの）不燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）可燃

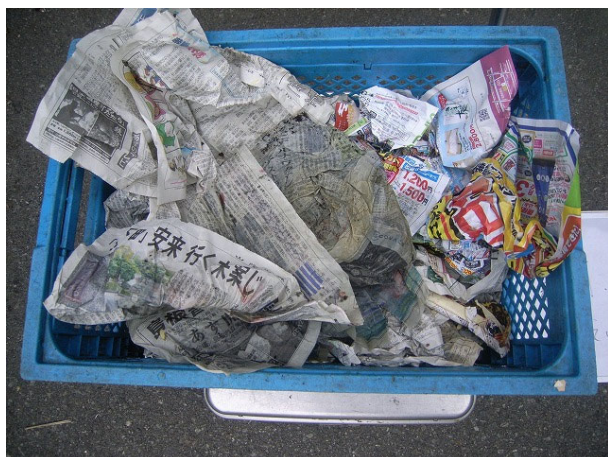


プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



新聞・チラシ（きれいなもの）

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）可燃ごみ（その3）



新聞・チラシ（汚れているもの）



雑誌・書籍



段ボール



雑紙



その他紙類



布類

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）可燃ごみ（その4）



木・草



金属類（小型家電）



その他可燃（ほぼペットのトイレ）

写真 雲南市（吉田・掛合）可燃ごみ（その１）



調査対象ごみ



指定袋



手付かず食品



食べ残し



調理くず



ペットボトル（きれいなもの）

写真 雲南市（吉田・掛合）可燃ごみ（その2）



ペットボトル（汚れているもの）



プラスチック容器包装（きれいなもの）可燃



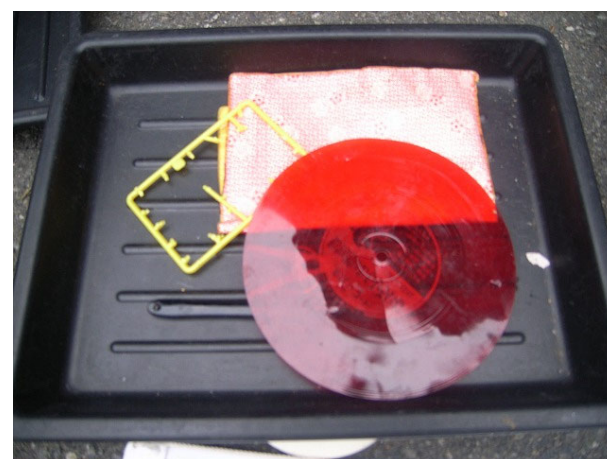
プラスチック容器包装（きれいなもの）不燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）可燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



その他プラスチック類

写真 雲南市（吉田・掛合）可燃ごみ（その3）



新聞・チラシ（きれいなもの）



新聞・チラシ（汚れているもの）



雑誌・書籍



雑紙



その他紙類



布類

写真 雲南市（吉田・掛合）可燃ごみ（その4）



木・草



皮革類・ゴム類



その他可燃（湿布、たばこ、乾燥剤）

写真 飯南町可燃ごみ（その１）



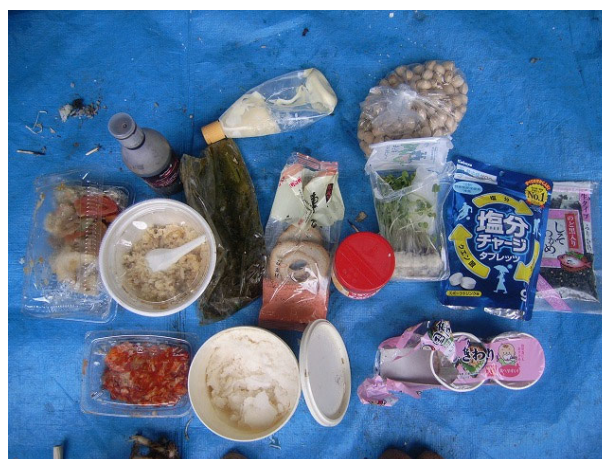
調査対象ごみ



指定袋



手付かず食品



食べ残し



調理くず



ペットボトル（きれいなもの）

写真 飯南町可燃ごみ（その2）



プラスチック容器包装（きれいなもの）可燃



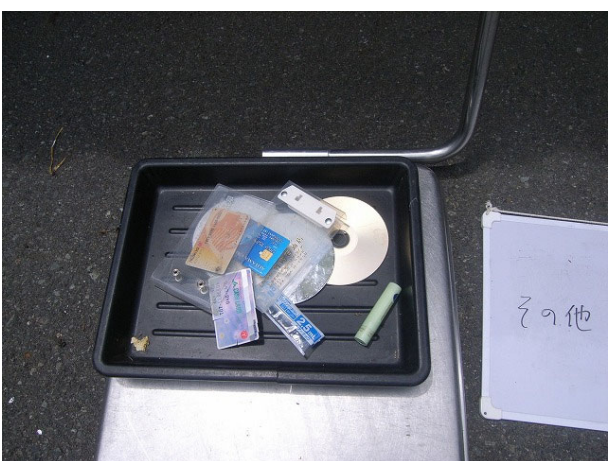
プラスチック容器包装（きれいなもの）不燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）可燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



その他プラスチック類



新聞・チラシ（きれいなもの）

写真 飯南町可燃ごみ（その3）



新聞・チラシ（汚れているもの）



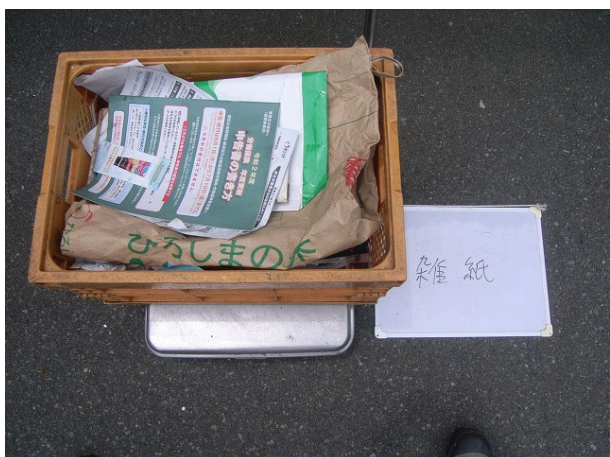
雑誌・書籍



段ボール



紙パック



雑紙



その他紙類

写真 飯南町可燃ごみ（その4）



布類



木・草



金属類（小型家電）

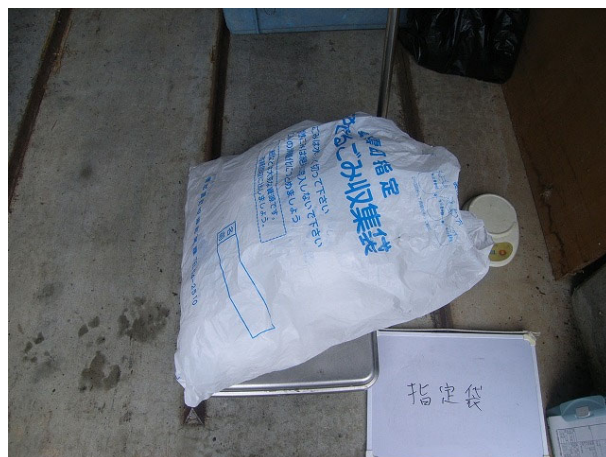


その他可燃（湿布、たばこ等）

写真 奥出雲町可燃ごみ（その１）



調査対象ごみ



指定袋



手付かず食品



食べ残し



調理くず



ペットボトル（きれいなもの）

写真 奥出雲町可燃ごみ（その2）



ペットボトル（汚れているもの）



プラスチック容器包装（きれいなもの）



プラスチック容器包装（汚れているもの）



その他プラスチック類



新聞・チラシ（きれいなもの）



新聞・チラシ（汚れているもの）

写真 奥出雲町可燃ごみ（その3）



雑誌・書籍



段ボール



紙パック



雑紙



その他紙類



布類

写真 奥出雲町可燃ごみ（その4）



木・草



皮革類・ゴム類



金属類（小型家電）



その他可燃（湿布、乾燥剤）

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）くつ類・プラスチック類（その1）



調査対象ごみ



指定袋



ペットボトル（きれいなもの）



ペットボトル（汚れているもの）



プラスチック容器包装（きれいなもの）可燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）可燃

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）くつ類・プラスチック類（その2）



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



その他プラスチック類



その他紙類



布類



木・草

写真 雲南市（大東・加茂・木次・三刀屋）くつ類・プラスチック類（その3）



皮革類・ゴム類



金属類（小型家電）



陶器・ガラス類

写真 雲南市（吉田・掛合）くつ類・プラスチック類（その1）



調査対象ごみ



指定袋



ペットボトル（きれいなもの）



プラスチック容器包装（きれいなもの）可燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）可燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃

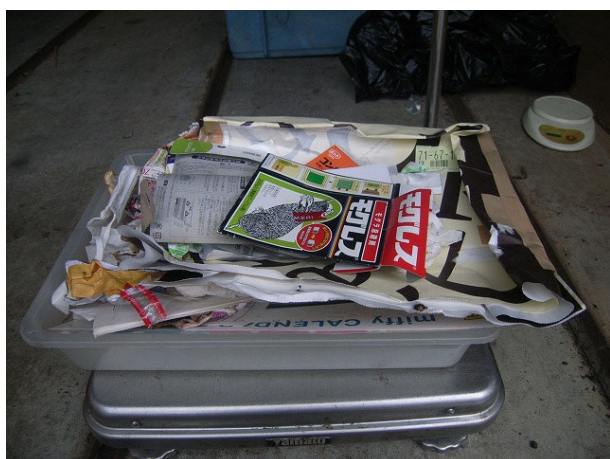
写真 雲南市（吉田・掛合）くつ類・プラスチック類（その2）



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



その他プラスチック類



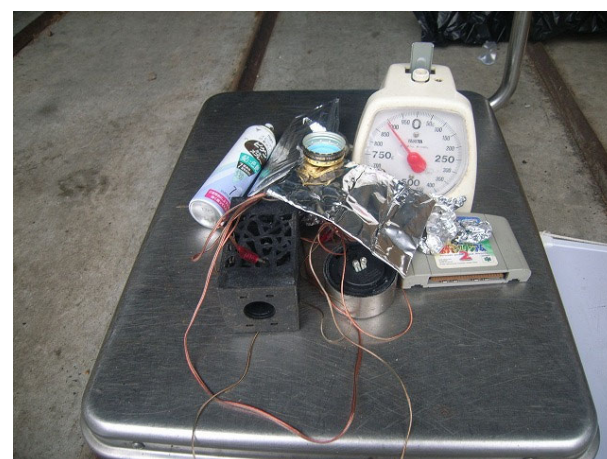
その他紙類



布類



皮革類・ゴム類



金属類（小型家電）

写真 雲南市（吉田・掛合）くつ類・プラスチック類（その3）



撮影ミスにより写真消失

シジミの殻 0.8kg

陶器・ガラス類



その他可燃（除湿剤等）

写真 飯南町くつ類・プラスチック類（その1）



調査対象ごみ



指定袋



ペットボトル（きれいなもの）



ペットボトル（汚れているもの）



プラスチック容器包装（きれいなもの）可燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）可燃

写真 飯南町くつ類・プラスチック類（その2）



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



プラスチック容器包装（汚れているもの）不燃



その他プラスチック類



その他紙類



皮革類・ゴム類



金属類（小型家電）

写真 奥出雲町不燃ごみ（その１）



調査対象ごみ



指定袋



プラスチック容器包装（汚れているもの）



プラスチック容器包装（汚れているもの）



その他プラスチック類



段ボール

写真 奥出雲町不燃ごみ（その2）



雑紙



その他紙類



皮革類・ゴム類



金属類（小型家電）



陶器・ガラス類



その他可燃（ウレタンマット等）

参考資料3 処理対象量の設定

1. 検討ケース設定

処理対象量の将来見込みを設定するに際し、交付金制度における条件を考慮しておく必要がある。

国においては、循環型社会形成推進交付金の交付要件に「プラスチック類を資源ごみとして回収していること。」を追加するとしており、容器包装類やその他のプラスチック類の分別等について検討することが不可欠である。そこで、処理対象量の将来見込みについては、プラスチック類の分別の有無等などのケース別に設定するものとした。

具体的には、以下の3ケースとした。

ケース①は現状の分別方式において、ごみ排出量を削減するため、ごみ排出削減、分別徹底に関する目標値を設定するものである。

ケース②はケース①に加え、雲南市、飯南町において実施していないペットボトル、プラスチック製容器包装類の分別を新たに行うものである。実施済みの奥出雲町は分別徹底の目標値とする。

ケース③はケース②に加え、おもちゃ等のその他プラスチック類の分別を行うものとする。

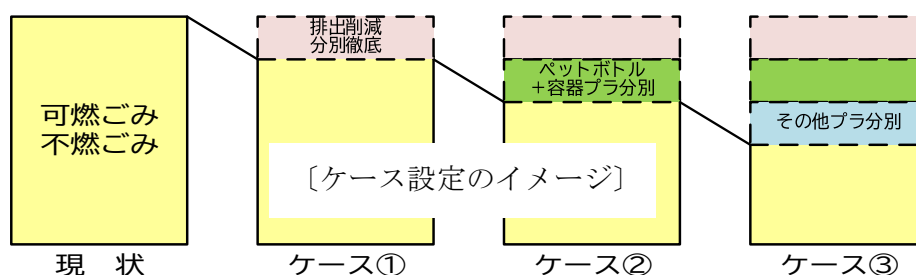
また、各ケースともに、直接搬入される生活系ごみについても収集ごみと同様の割合で排出削減、分別徹底の目標値を設定する。なお、生活系直接搬入ごみには、一部、事業系ごみが混入していることから、施設で資源物として回収されないもののうち、3分の1を事業系ごみと仮定し、のこり3分の2に対して目標値を設定することとする。

◆図表1 ケース設定

	雲南市	飯南町	奥出雲町
ケース①	排出削減 ・ 食べ残し、手つかず食品の排出削減		
	分別徹底 古紙類の分別徹底、布類の分別徹底(奥出雲町のみ)		
ケース②	ケース①に加え 分別変更 ・ ペットボトルの分別 ・ プラスチック製容器包装類の分別		ケース①に加え 分別徹底 ・ ペットボトルの分別徹底 ・ プラスチック製容器包装類の分別徹底
	ケース②に加え 分別変更 おもちゃ等その他プラスチック類の分別		

※ケース③のその他プラスチック類の分別は、対象とするごみ種類を収集可燃ごみ、収集不燃ごみとする。

〔ケース設定のイメージ〕



2. ケース別目標値等の設定

目標値（目標量）の設定は生活系ごみを対象とし、その中でも排出量が8割以上を占める可燃ごみを対象とする。

なお、事業系ごみについては、将来のごみ排出量を現状レベルとして新たな目標値は設定しないものとした。

（1）ケース①（排出抑制、分別徹底目標値）

1) 対象品目

排出削減

ごみの排出削減は、無駄な生活を行わないように努めることで達成できる。ここでは、可燃ごみとして排出されている「生ごみ」を対象とする。

手付かず食品

食材・食品を無駄に**買いすぎない**、食事はちょうどよい量を作るなどを心がけることで削減することが可能である。

食べ残し

食材を使い切る工夫、エコクッキングを心がけ、**作りすぎない**、**食べ残さない**ことで削減することが可能である。

分別徹底

分別徹底は、可燃ごみ及び不燃ごみに混入して排出されている資源ごみの分別徹底を図るものとする。

ここでは、資源ごみとして位置づけられている品目として「古紙類」を対象とする。

新聞・チラシ、雑誌・書籍、段ボール、紙パック、雑紙（奥出雲町のみ回収）

古紙類は、資源ごみとしてのごみ排出に加え、量販店や事業者による拠点回収が行われている。

可燃ごみには資源化可能な古紙類の排出もみられる。分別を徹底することで再資源化できる。

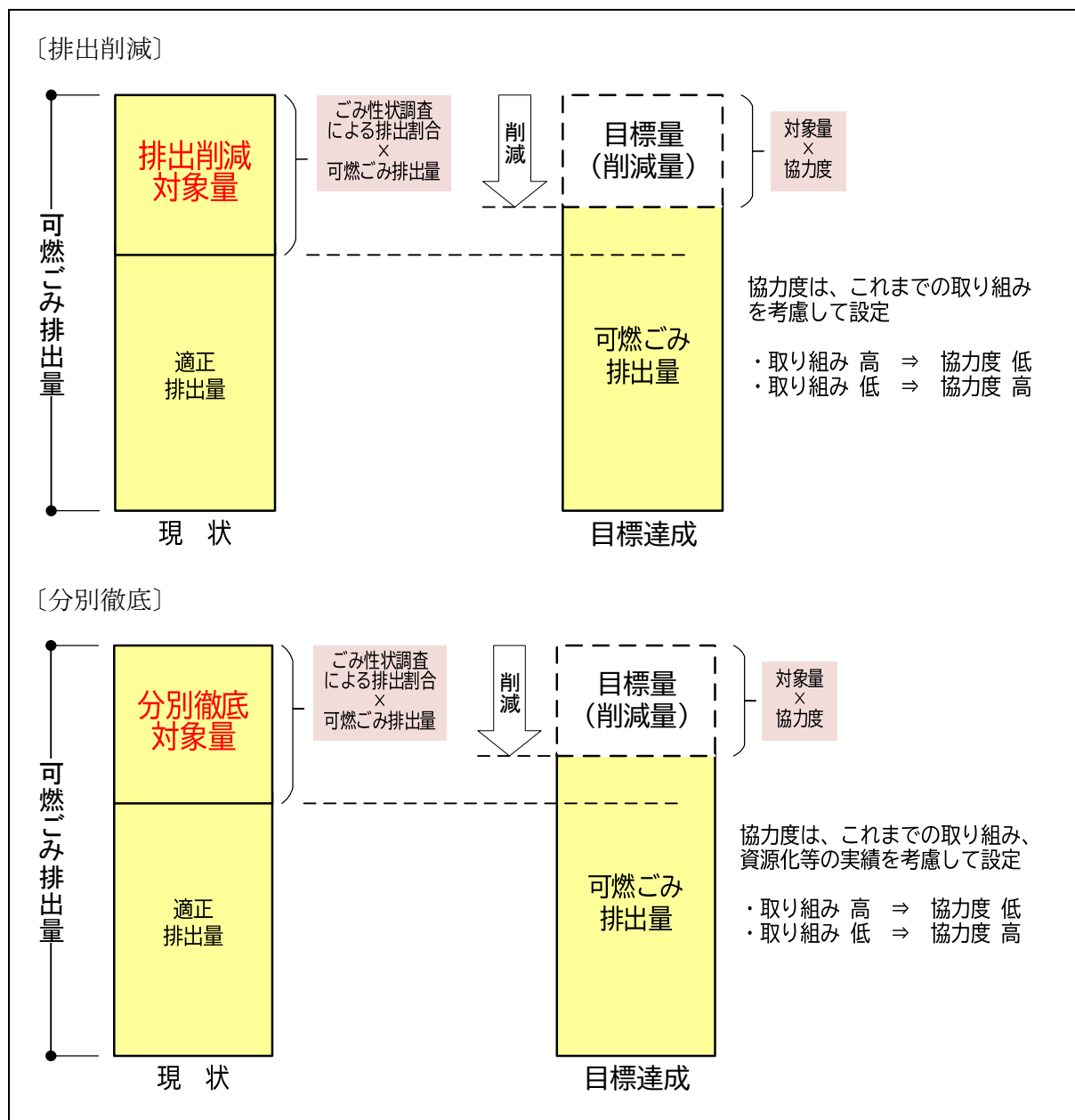
布類（奥出雲町のみ）

奥出雲町では、古着・布類を集団回収（古紙回収日の回収）へ出すことができるが、多くの布類が可燃ごみとして排出されている。

2) 目標量の設定方法

可燃ごみ中の対象品目排出量に分別協力度を乗じて排出削減並びに分別徹底の目標量とする。なお、対象品目排出量は、単純推計値にごみ性状調査結果による排出割合を乗じて算定する。

◆図表 2 目標量の設定イメージ



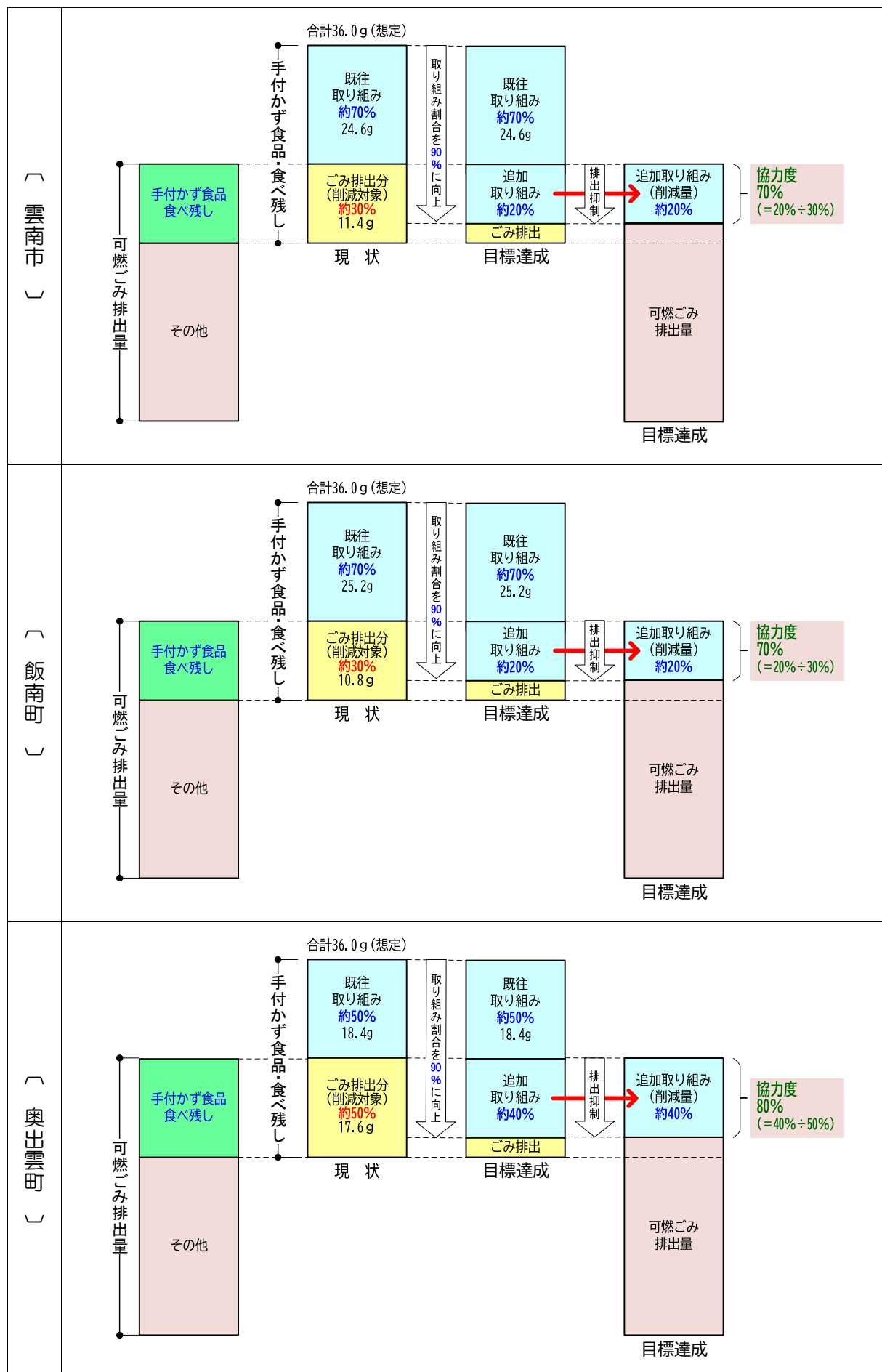
3) 協力度の設定

① 手付かず食品・食べ残しの排出削減

手付かず食品・食べ残しの排出削減は、誰もが心掛けひとつで削減に取り組める。雲南圏域では、排出状況からみると、多くの住民が「もったいない」の気持ちを持って、削減に取り組んでいると考えられる。

全国調査ではおおむね70%の国民が何等かの取り組みを行っているとする。ここでは取り組みを行う住民を20ポイント増の90%とするものとし、**手付かず食品、食べ残しに係る協力度は、雲南市、飯南町において70%**〔 $\div 20\% \div (100\% - 70\%)$ 〕とする。なお、奥出雲町は、手付かず食品、食べ残しの排出量がやや多いことから、現状の取組を50%とし、協力度を80%とする。

◆図表3 手付かず食品・食べ残しの排出削減協力度



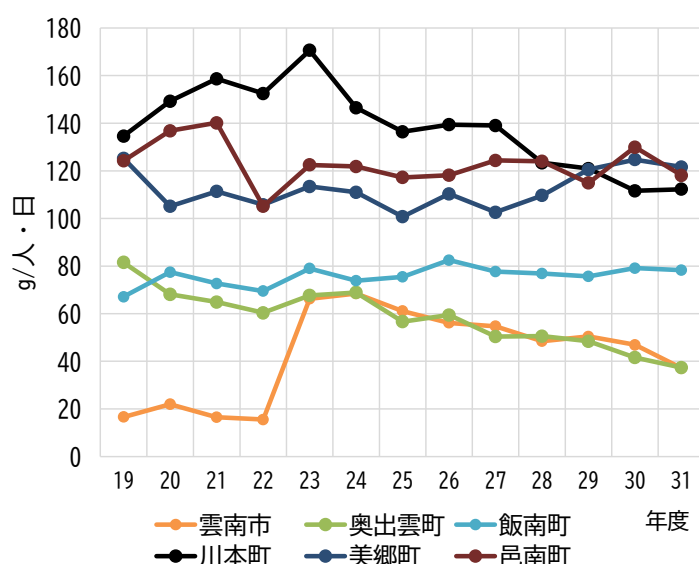
② 古紙類の分別徹底

古紙類は、新聞・チラシ等、雑誌、段ボール、飲料用紙パックが資源ごみとして位置づけられており、雲南圏域合計で一人一日 37.9 グラムが資源化されている。

ここで、回収量の多い邑智郡 3 町の実績をみると概ね 110～120 g/人・日（R 元年度実績）であり、雲南圏域の資源化量は、雲南市が 35.4 g/人・日、飯南町が 62.3 g/人・日、奥出雲町が 38.7 g/人・日と少ない傾向にある。このように、古紙資源化量は、業者による拠点回収により減少傾向にあるが、その他にも新聞や雑誌等の販売量の減少もあげられる。

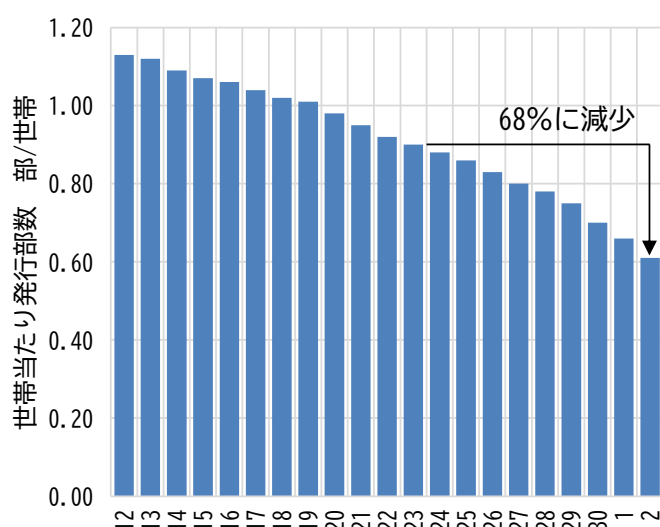
以上の状況から、古紙類の総量を 100 g/人・日程度と仮定し、さらに、拠点回収等が行われていることを踏まえたうえで、古紙類の分別徹底における協力度は、雲南市、飯南町において 30%、奥出雲町において 50%とする。

※邑智 3 町の古紙類資源化量（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省）



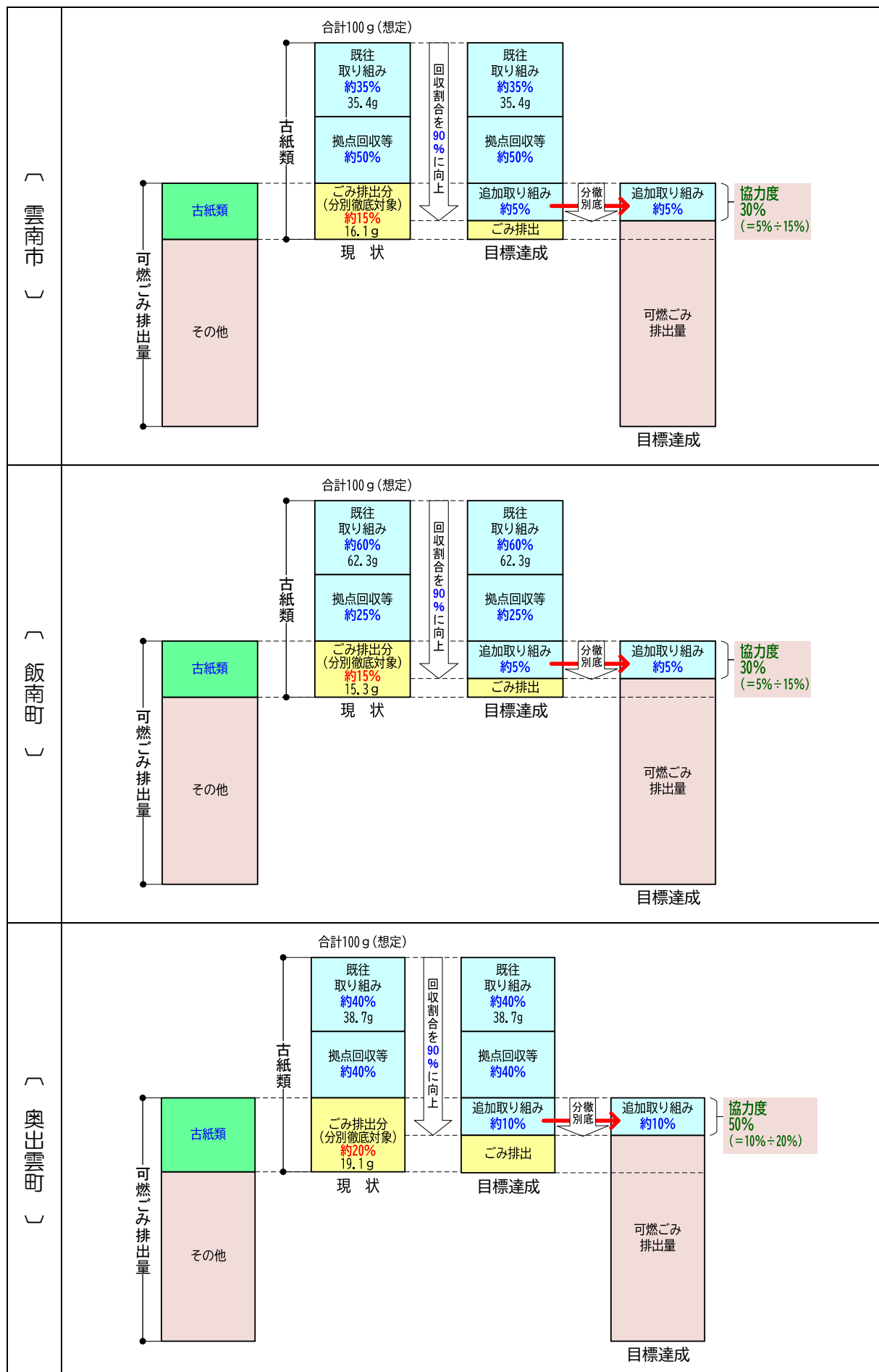
- ・ 邑智郡 3 町の古紙資源化量は概ね 110～120 g/人・日である。
- ・ 資源化量の差は、事業者回収の差にあると考えられる。
- ・ 過去の推移をみると、川本町において減少傾向を示している。
- ・ この傾向は、雲南市、奥出雲町にもみられ、新聞や雑誌といった刊行物の販売量の減少が影響していることが伺える。
- ・ このことから、将来の古紙量を 100 g/人・日と仮定して排出実績等を整理した。

※新聞の発行数（資料：一般社団法人日本新聞協会 HP）



- ・ 新聞の発行部数は大きく減少しており、近年、その傾向が大きくなっている。
 - ・ 雲南市、奥出雲町、川本町の減少傾向と同様な傾向にあり、資源化量減少の一因といえる。
 - ・ 平成 23 年度を 1 とした場合の令和元年度の値は以下のとおり、同等である。
- | | |
|-------|-----------|
| 新聞発行数 | 0.68 (R2) |
| 雲南市 | 0.60 (R1) |
| 奥出雲町 | 0.66 (R1) |

◆図表 4 古紙類の分別徹底協力度



※民間事業者による拠点回収（資料：金村商店 HP）

A コープ大東店（雲南市大東町大東）	
	取扱商品 ダンボール 新聞 雑誌 アルミ缶 ペットボトル
	受入時間 24時間
ナフコ雲南店（雲南市木次町下熊谷）	
	取扱商品 ダンボール 新聞 雑誌 カン
	受入時間 8:00～20:00

※A コープにおける店頭回収（資料：A コープ西日本 HP）

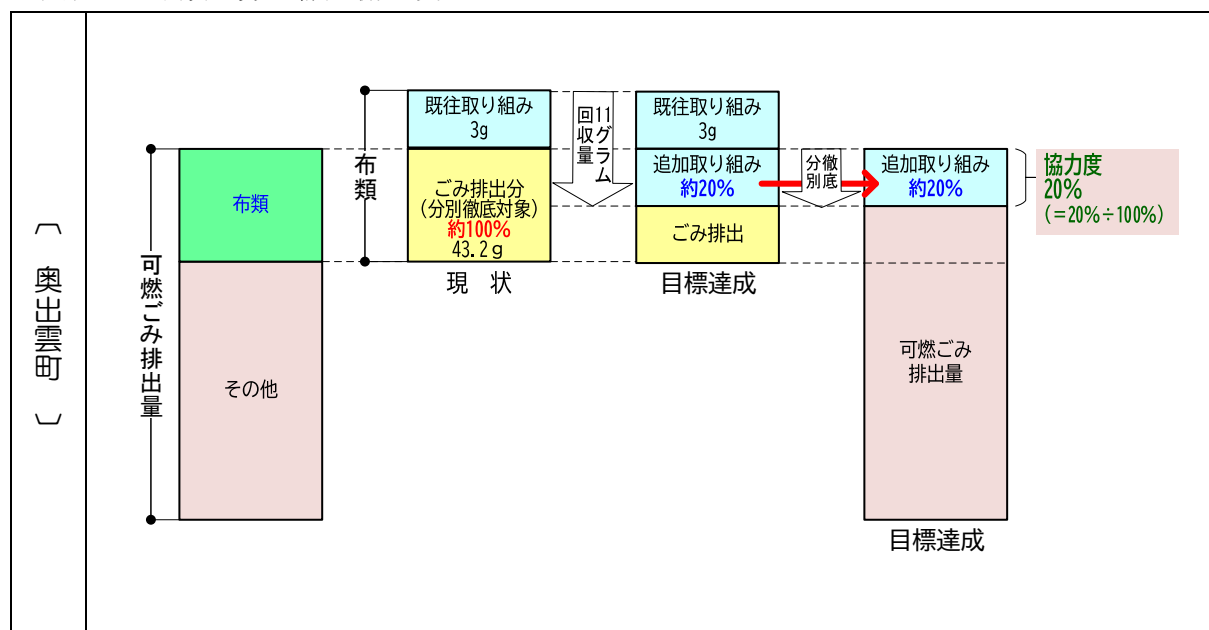
		紙パック	食品トレイ	ペットボトル
よこた店	奥出雲町横田	○	○	
だいとう店	雲南市大東町大東	○	○	○
かも店	雲南市加茂町加茂中	○	○	○
きすき店	雲南市木次町里方	○	○	○
よしだ店	雲南市吉田町吉田	○	○	○
エルシー店	飯南町頓原	○	○	○
きじま店	飯南町野萱	○	○	○
あかな店	飯南町上赤名	○	○	○

③ 布類の分別徹底

布類の資源化量は、雲南市 11 グラム、飯南町が 9 グラム、奥出雲町が 3 グラムであり、奥出雲町において少ない。

以上の状況から、布類の分別徹底における協力度は、奥出雲町において目標回収量を 11 グラムとして 20%とする。

◆図表 5 布類の分別徹底協力度



4) 目標量の設定

手付かず食品・食べ残しの排出削減、古紙類、布類の分別徹底の目標量は、(4)削減目標量のまとめの項に示す。

(2) ケース②（ペットボトル、プラスチック製容器包装類の分別）

国の方針に従い、プラスチック製品の分別について検討する。

現在、雲南圏域では、奥出雲町がペットボトル、その他プラスチック製容器包装類の分別収集、資源化を行っている。

1) 目標量の設定方法

ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類の目標量の設定は、ごみ排出削減における古紙類と同様な方法により行った。

2) 協力度の設定

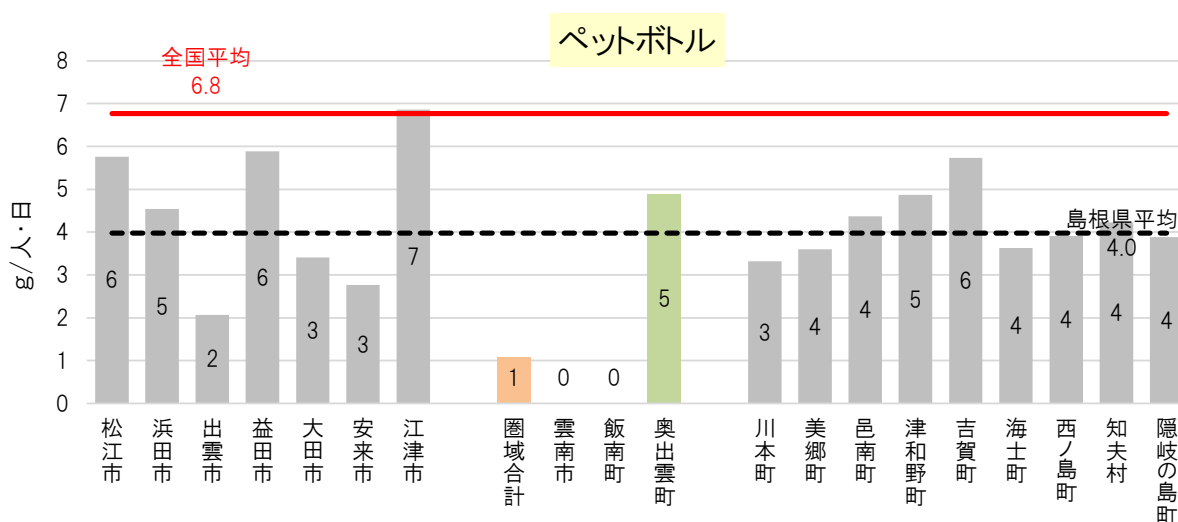
① ペットボトル

ペットボトルは飲料用等で比較的分別が容易である。奥出雲町における資源化量は、令和2年度において5.1 g/人・日である。また、全国平均は7 g/人・日である。

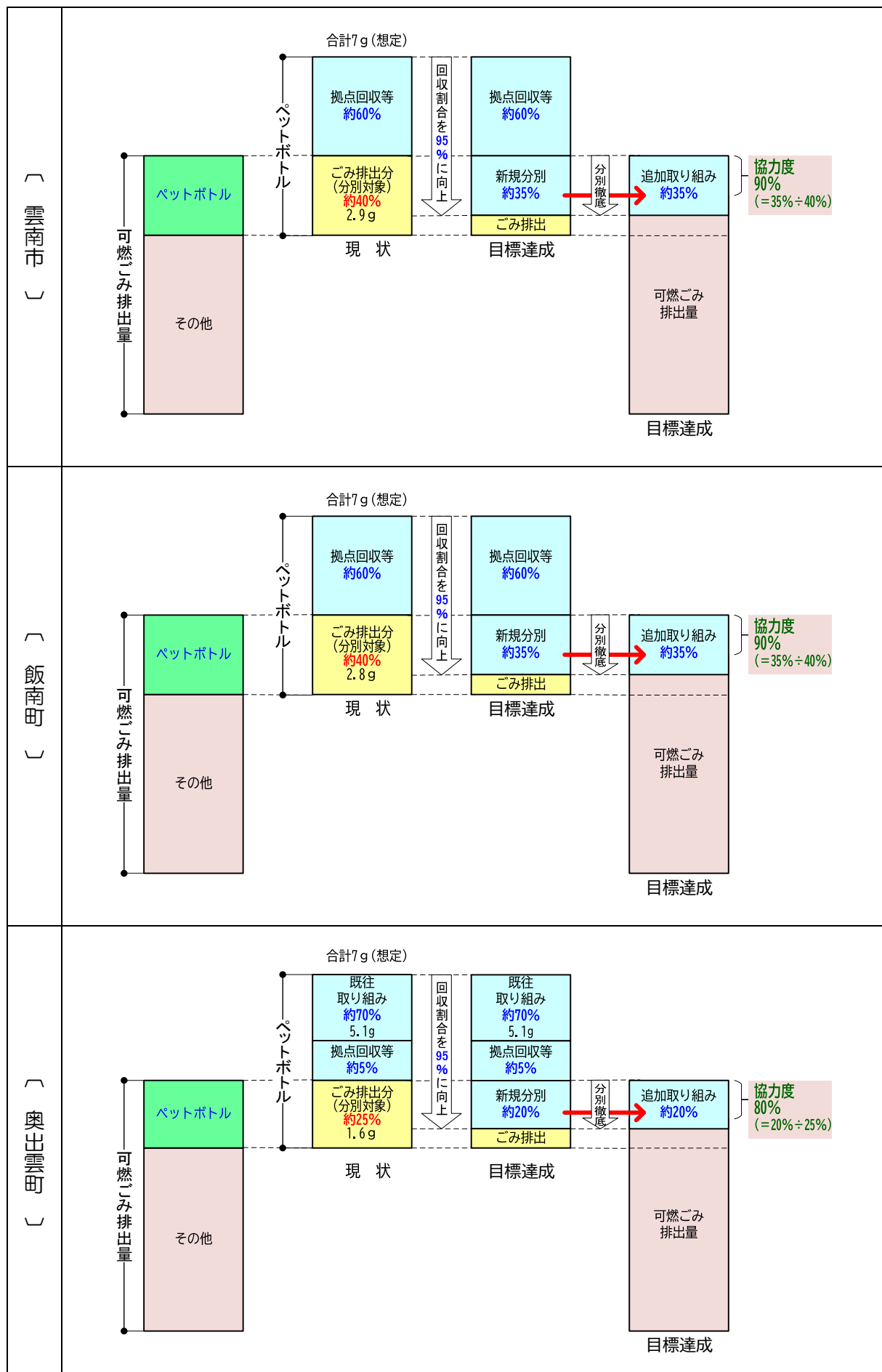
ペットボトルについては、古紙類と同様にスーパーや廃品回収業者による拠点回収が行われている。

以上の状況から、ペットボトルの総量を7 g/人・日程度と仮定し、さらに、拠点回収等が行われていることを踏まえたうえで、ペットボトルの分別収集（あるいは分別徹底）における協力度は、雲南市、飯南町において90%、奥出雲町において80%とする。

※ペットボトルの回収量（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省）



◆図表6 ペットボトルの分別収集に係る協力度



② その他プラスチック製容器包装類

その他プラスチック製容器包装類は、雑多な容器類でありその分別において異物の除去、内容物の除去など、分別排出において困難性の高いものである。

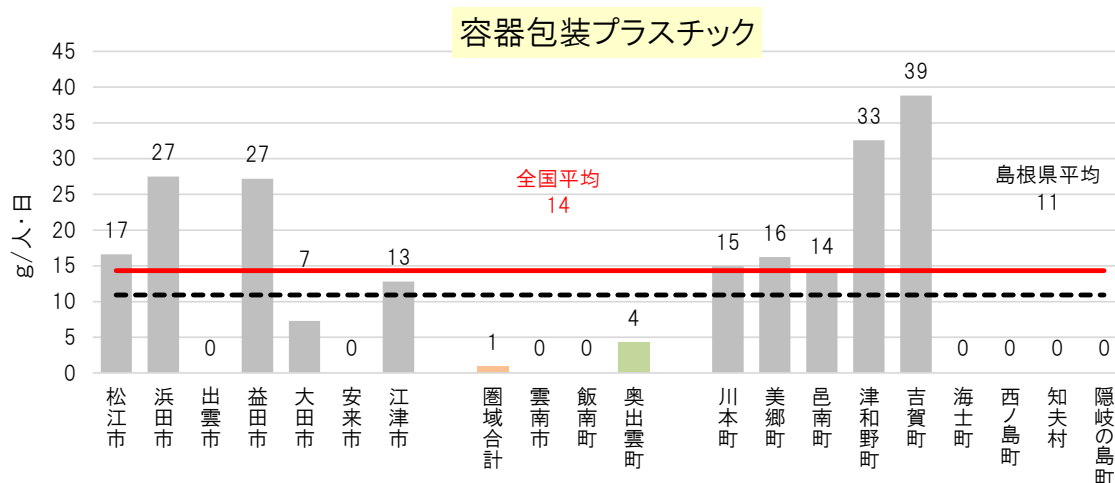
奥出雲町における資源化量は、令和2年度において5.1 g/人・日である。また、令和元年度の全国平均は14 g/人・日であり、島根県市町では数～40 g/人・日の回収量である。

その他プラスチック製容器包装については、食品トレイの回収をスーパーにおいて回収されているのみである。

ごみ性状調査からみた排出量は60 g/人・日程度であるが、分別排出の困難性から全国的にも回収量は少ない。

以上の状況から、その他プラスチック製容器包装の分別収集（あるいは分別徹底）における協力度は、回収量を25 g/人・日程度とし、雲南市、飯南町において40%、奥出雲町において35%とする。

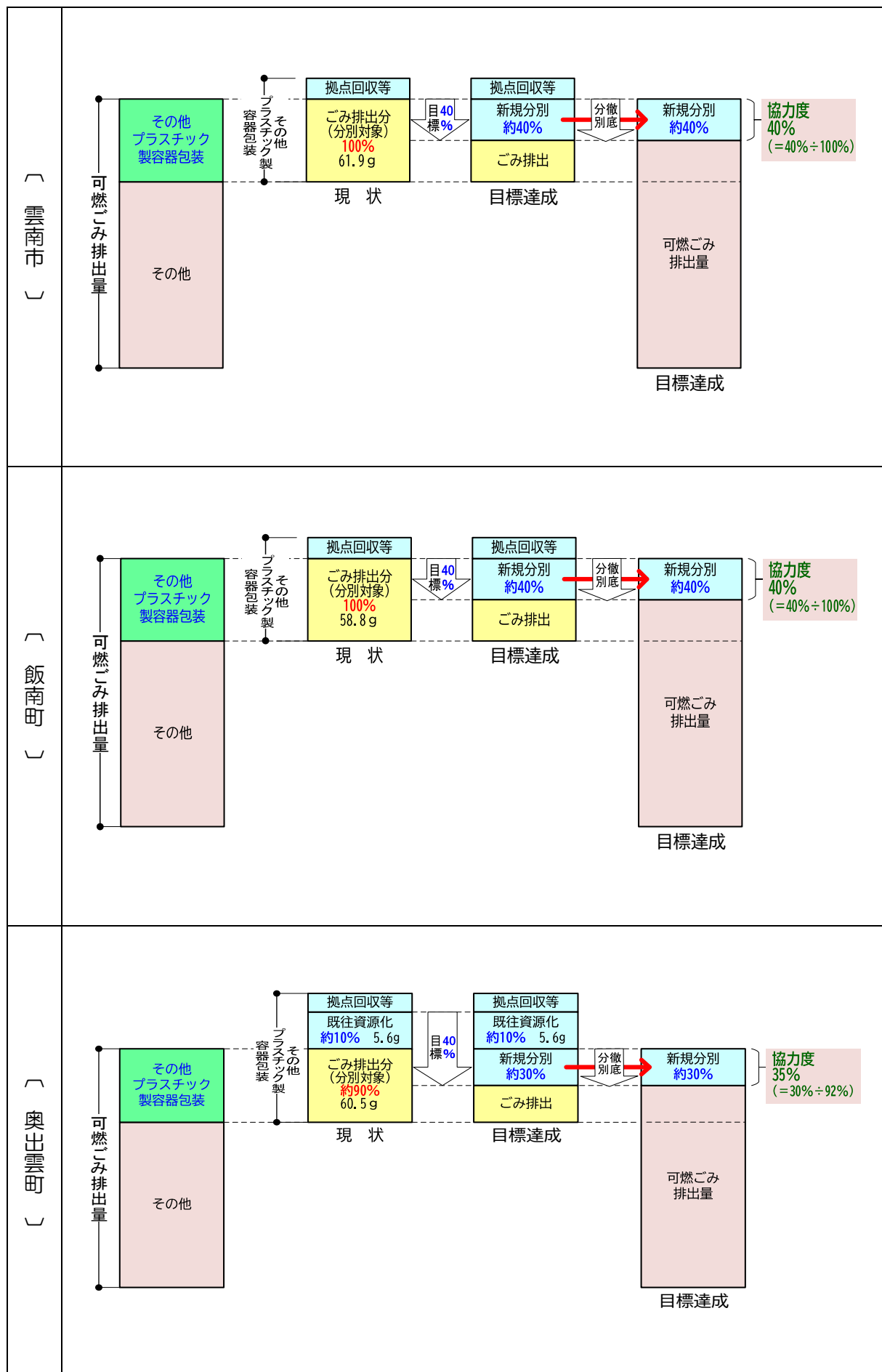
※その他プラスチック製容器包装の回収量（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省）



3) 目標量の設定

ペットボトル、その他プラスチック製容器包装の分別収集の目標量は、(4)削減目標量のまとめの項に示す。

◆図表7 その他プラスチック製容器包装の分別収集に係る協力度



(3) ケース③（その他プラスチックの分別）

国の方針に従い、おもちゃ等のその他プラスチックの分別について検討する。

1) 目標量の設定方法

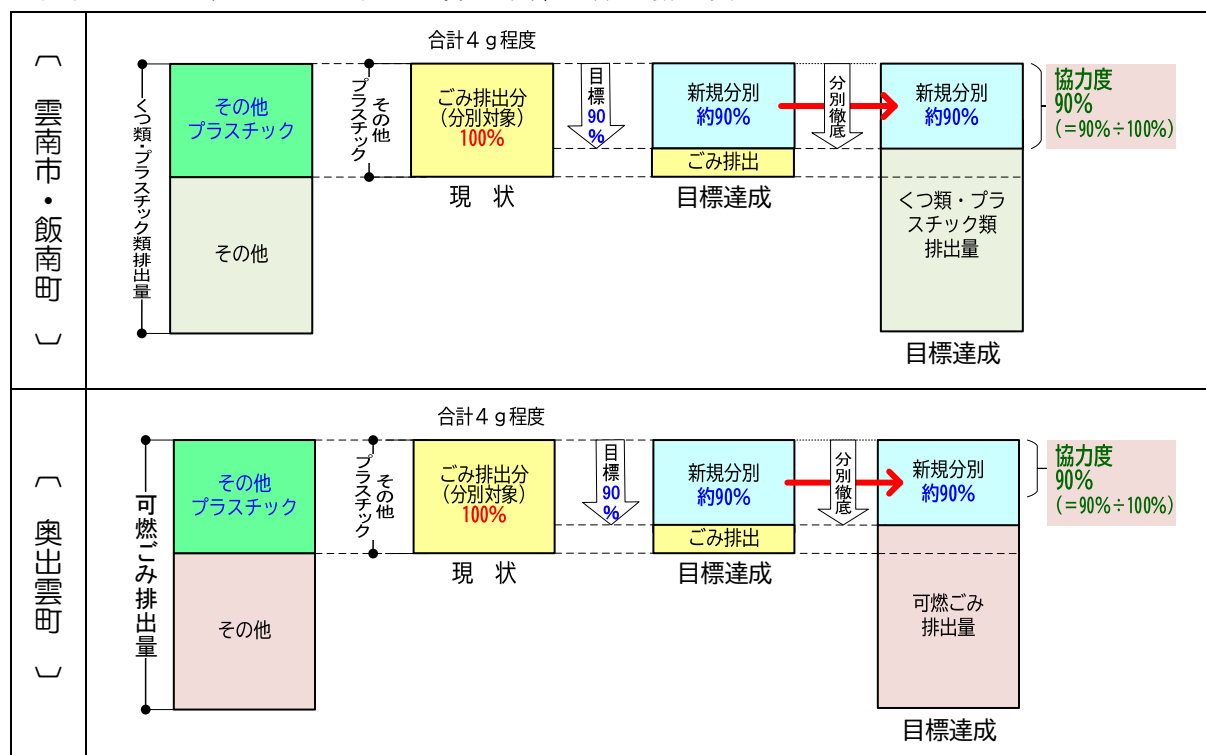
その他プラスチックの目標量の設定は、ごみ排出削減における古紙類と同様な方法により行った。

2) 協力度の設定

その他プラスチックの対象品目は、おもちゃ、プラスチックハンガー、ポリバケツ等が想定される。また、金属等との複合製品における分離除去等の要否も明らかとなっていないが、市町村における分別収集を容器包装と一括して行うことを想定されているとされているため、異物除去は必須であると考えられる。

以上の状況から、その他プラスチックの総量をごみ性状調査結果より 4 g / 人・日程度（プラスチック単体によるもの）と仮定し、その他プラスチックの分別収集に関する協力度は、雲南市、飯南町、奥出雲町において 90% とする。

◆図表 8 その他プラスチックの分別収集に係る協力度



3) 目標量の設定

その他プラスチックの分別収集の目標量は、(4)削減目標量のまとめの項に示す。

(4) 削減目標量のまとめ

排出削減目標値や分別目標値は、ごみ性状調査結果を踏まえて市町別に次のとおり設定する。

1) 雲南市

ケース①の目標量は、単純推計による将来の収集可燃ごみ一人一日平均排出量（424.0 g/人・日）に対し、食品ロス（手付かず食品・食べ残し）を 8.0 グラム削減、古紙類 4.8 グラムを資源ごみとして分別する。合計量は 12.8 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 411.2 グラム（－3.0％）となる。

ケース②の目標量は、ケース①の 12.8 グラムに加え、同様に、収集可燃ごみに含まれるペットボトル 2.6 グラム、プラスチック製容器包装類 24.8 グラムを新たに資源ごみとして分別する。合計量は 40.2 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 383.8 グラム（－9.5％）となる。

ケース③の目標量は、ケース②の 40.2 グラムに加え、収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）に含まれるおもちゃ等、その他プラスチック類 3.9 グラムを新たに資源ごみとして分別する。合計量は 44.1 グラムとなるが、収集可燃ごみ排出量はケース②と同値である一方、収集不燃ごみの削減率は 13.9％となる。

各ケースともに家庭系直接搬入ごみのうち、3分の1程度を個人商店や農業資材等の搬入と想定し事業系ごみに移行することとした。

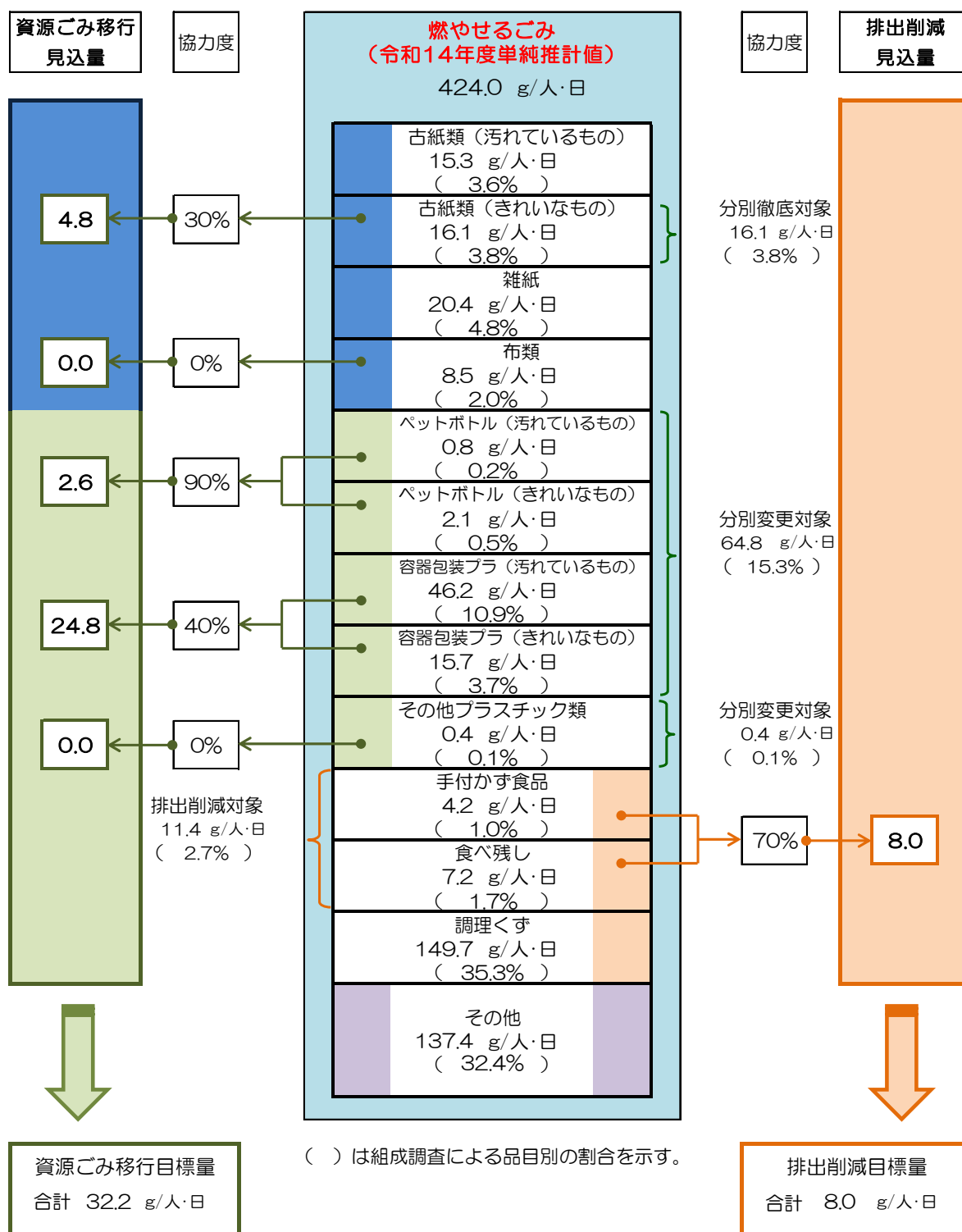
◆図表 9 雲南市の削減目標量

単位： g/人/日

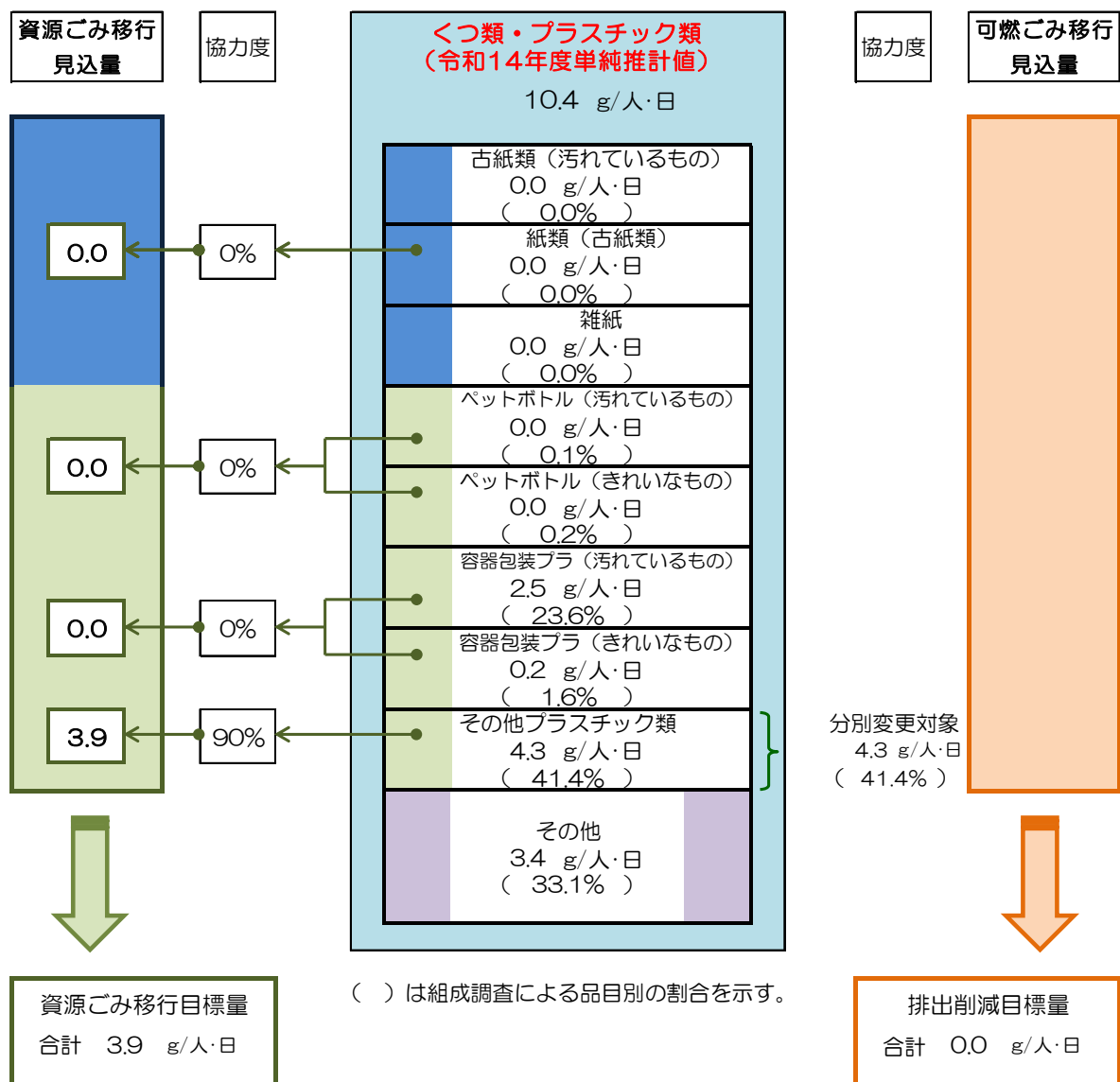
		R2	R14			
		現状	単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
雲 南 市	家庭系ごみ排出量	498.6	505	474.5	447.1	443.2
	収集可燃ごみ排出量	416.8	424.0	411.2	383.8	383.8
	排出削減量（食品ロス）			8.0	8.0	8.0
	分別徹底量（古紙）			4.8	4.8	4.8
	分別変更量（ペット）				2.6	2.6
	分別変更量（容プラ）				24.8	24.8
	合計			12.8	40.2	40.2
	削減率			-3.0%	-9.5%	-9.5%
	収集不燃ごみ排出量	28.7	28.0	28.0	28.0	24.1
	分別変更量（その他プラ）					3.9
	削減率					-13.9%
	直接搬入可燃ごみ排出量（資源物を除く）	3.6	3.4	2.2	2.2	2.2
	排出削減＋分別徹底（移行）量			1.2	1.2	1.2
	削減率			-33.3%	-33.3%	-33.3%
	直接搬入不燃ごみ排出量（資源物を除く）	49.5	49.5	33.1	33.1	33.1
	排出削減＋分別徹底（移行）量			16.4	16.4	16.4
	削減率			-33.3%	-33.3%	-33.3%

注）端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表 10 雲南市の可燃ごみ削減目標量（ケース③）



◆図表 11 雲南市のくつ類・プラスチック類削減目標量（ケース③）



2) 飯南町

ケース①の目標量は、単純推計による将来の収集可燃ごみ一人一日平均排出量（402.6 g / 人・日）に対し、食品ロス（手付かず食品・食べ残し）を 7.6 グラム削減、古紙類 4.6 グラムを資源ごみとして分別する。合計量は 12.2 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 390.4 グラム（－3.0％）となる。

ケース②の目標量は、ケース①の 12.2 グラムに加え、同様に、収集可燃ごみに含まれるペットボトル 2.5 グラム、プラスチック製容器包装類 23.5 グラムを新たに資源ごみとして分別する。合計量は 38.2 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 364.4 グラム（－9.5％）となる。

ケース③の目標量は、ケース②の 38.2 グラムに加え、収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）に含まれるおもちゃ等、その他プラスチック類 3.5 グラムを新たに資源ごみとして分別する。合計量は 41.7 グラムとなるが、収集可燃ごみ排出量はケース②と同値である一方、収集不燃ごみの削減率は 15.0％となる。

各ケースともに家庭系直接搬入ごみのうち、3分の1程度を個人商店や農業資材等の搬入と想定し事業系ごみに移行することとした。

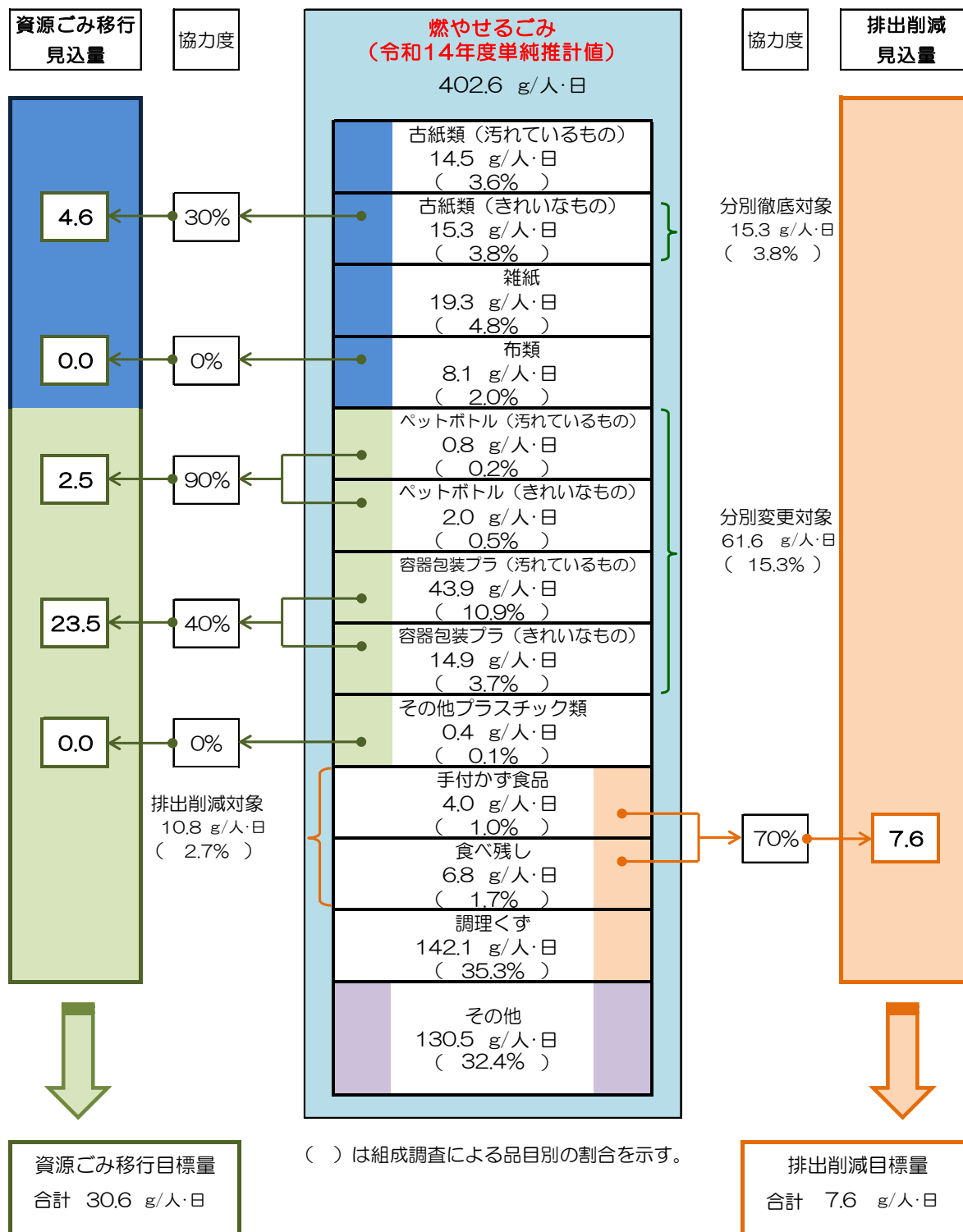
◆図表 12 飯南町の削減目標量

単位: g / 人 / 日

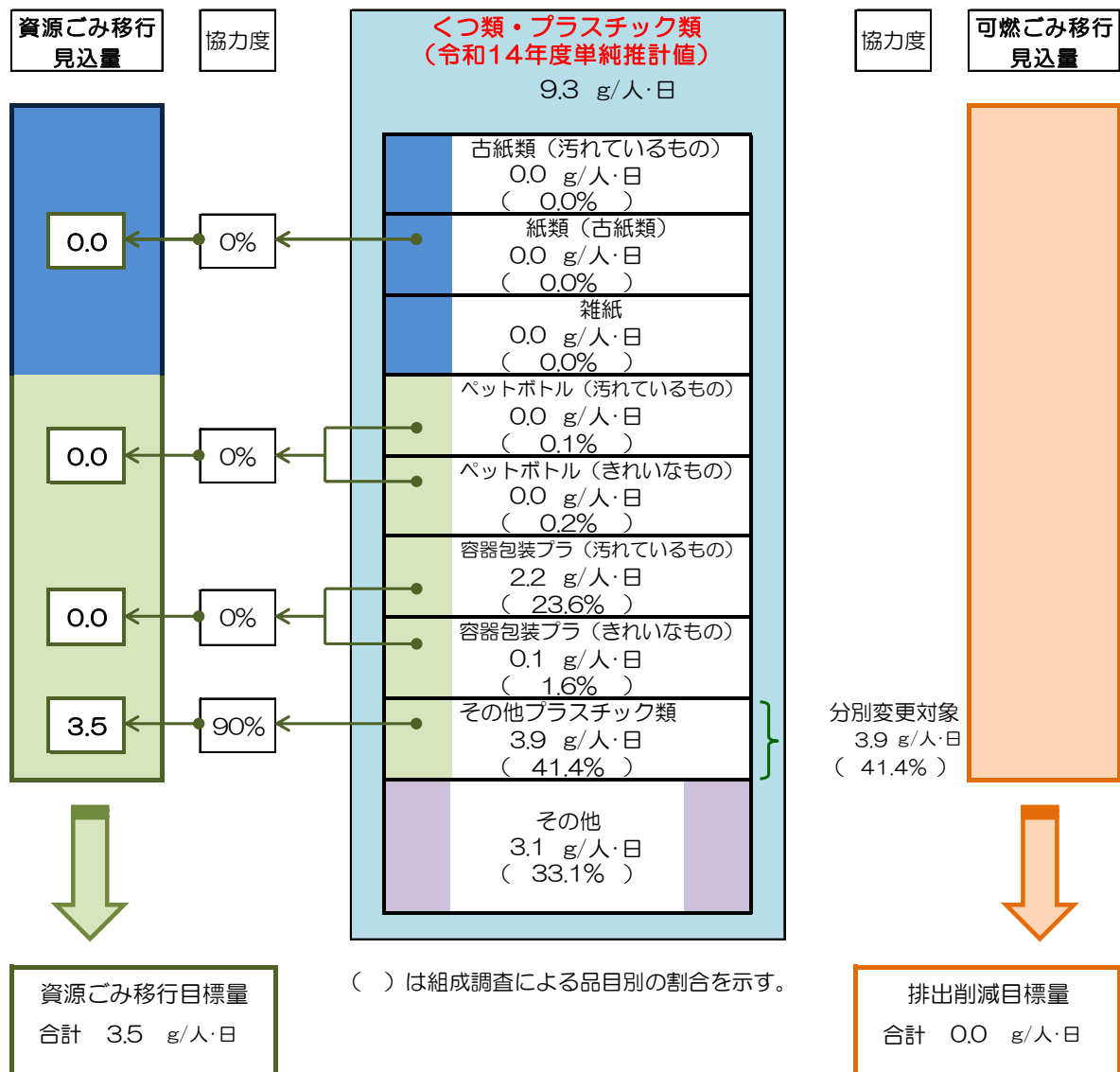
		R2	R14			
		現状	単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
飯 南 町	家庭系ごみ排出量	478.7	494.2	458.6	433.3	429.8
	収集可燃ごみ排出量	384.9	402.6	390.4	364.4	364.4
	排出削減量(食品ロス)			7.6	7.6	7.6
	分別徹底量(古紙)			4.6	4.6	4.6
	分別変更量(ペット)				2.5	2.5
	分別変更量(容プラ)				23.5	23.5
	合計			12.2	38.2	38.2
	削減率			-3.0%	-9.5%	-9.5%
	収集不燃ごみ排出量	23.4	23.4	23.4	23.4	19.9
	分別変更量(その他プラ)					3.5
	削減率					-15.0%
	直接搬入可燃ごみ排出量(資源物を除く)	31.0	31.0	20.7	20.7	20.7
	排出削減+分別徹底(移行)量			10.3	10.3	10.3
	削減率			-33.3%	-33.3%	-33.3%
	直接搬入不燃ごみ排出量(資源物を除く)	39.4	37.2	24.8	24.8	24.8
	排出削減+分別徹底(移行)量			12.4	12.4	12.4
	削減率			-33.3%	-33.3%	-33.3%

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表 13 飯南町の可燃ごみ削減目標量



◆図表 14 飯南町のくつ類・プラスチック類削減目標量



3) 奥出雲町

ケース①の目標量は、単純推計による将来の収集可燃ごみ一人一日平均排出量（441.0 g/人・日）に対し、食品ロス（手付かず食品・食べ残し）を 14.1 グラム削減、古紙類 9.6 グラム、布類 8.6 グラムを資源ごみとして分別する。合計量は 32.3 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 408.7 グラム（－7.3%）となる。

ケース②の目標量は、ケース①の 32.3 グラムに加え、同様に、収集可燃ごみに含まれるペットボトル 1.3 グラム、プラスチック製容器包装類 21.2 グラムを新たに資源ごみとして分別する。合計量は 54.8 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 386.2 グラム（－12.4%）となる。

ケース③の目標量は、ケース②の 54.8 グラムに加え、収集可燃ごみに含まれるおもちゃ等、その他プラスチック類 2.9 グラムを新たに資源ごみとして分別する。合計量は 57.7 グラムとなり、収集可燃ごみ排出量は 383.3 グラム（－13.1%）となる。

各ケースともに家庭系直接搬入ごみのうち、3分の1程度を個人商店や農業資材等の搬入と想定し事業系ごみに移行、さらに、今後、雲南市・飯南町事務組合との広域処理を行うには、組合同様に直接搬入ごみからの資源回収が必要であることから、可燃ごみについては3分の2程度、不燃ごみについては3分の1程度の資源回収を目標とした。

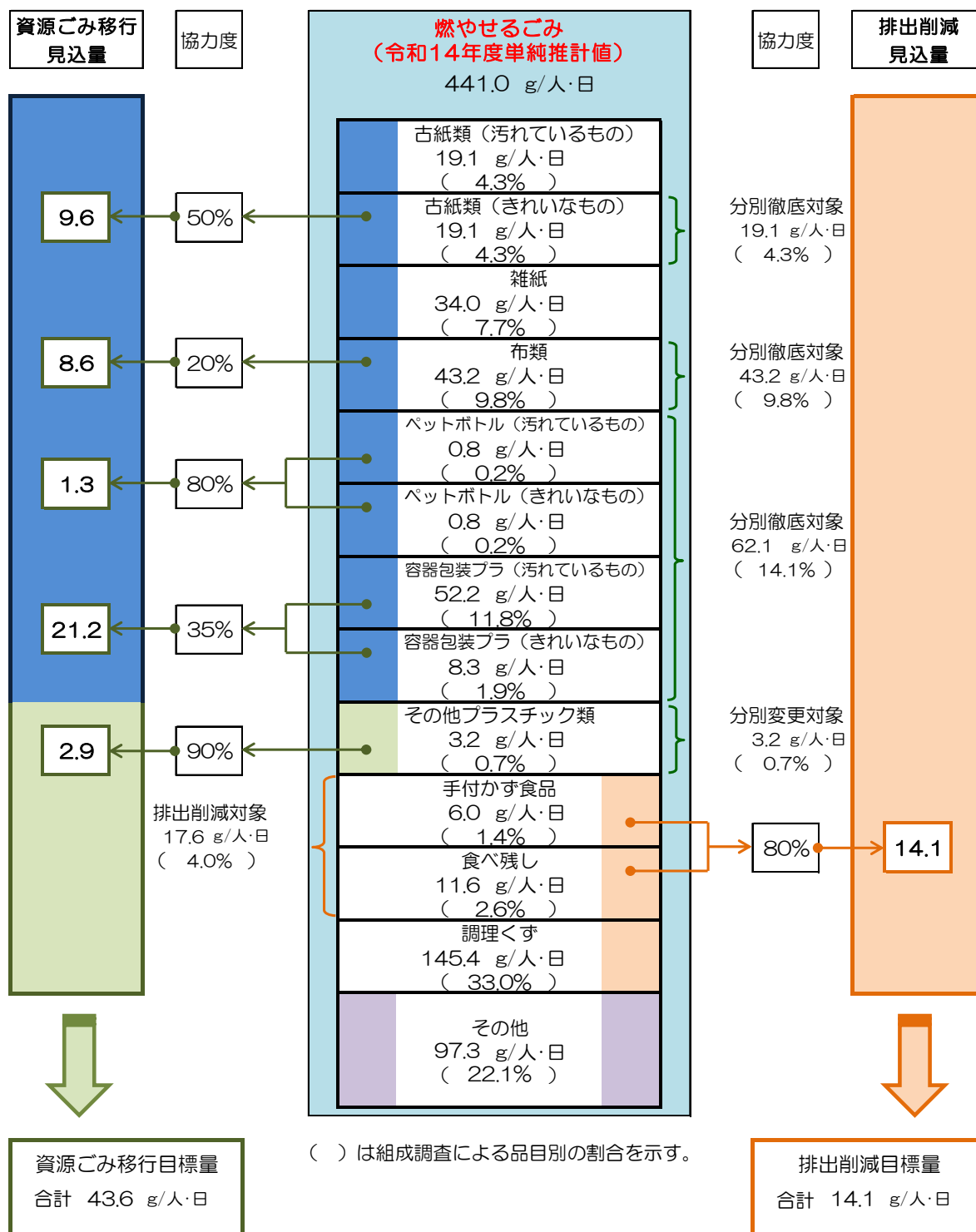
◆図表 15 奥出雲町の削減目標量

単位： g/人/日

		R2	R14			
		現状	単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
奥 出 雲 町	家庭系ごみ排出量	600.7	569.1	470.2	447.7	444.8
	収集可燃ごみ排出量	474.2	441.0	408.7	386.2	383.3
	排出削減量(食品ロス)			14.1	14.1	14.1
	分別徹底量(古紙)			9.6	9.6	9.6
	分別徹底量(布類)			8.6	8.6	8.6
	分別徹底量(ペット)				1.3	1.3
	分別徹底量(容プラ)				21.2	21.2
	分別変更量(その他プラ)					2.9
	合計			32.3	54.8	57.7
	削減率			-7.3%	-12.4%	-13.1%
	直接搬入可燃ごみ排出量(資源物を除く)	36.4	36.4	8.1	8.1	8.1
	排出削減+分別徹底(移行)量			28.3	28.3	28.3
	削減率			-77.7%	-77.7%	-77.7%
	直接搬入不燃ごみ排出量(資源物を除く)	68.9	68.9	30.6	30.6	30.6
	排出削減+分別徹底(移行)量			38.3	38.3	38.3
	削減率			-55.6%	-55.6%	-55.6%

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表 16 奥出雲町の可燃ごみ削減目標量



4. 目標値を達成した場合のごみ排出量の将来見込み

雲南圏域市町の目標値を達成した場合のごみ排出量の将来見込みは以下のとおりである。

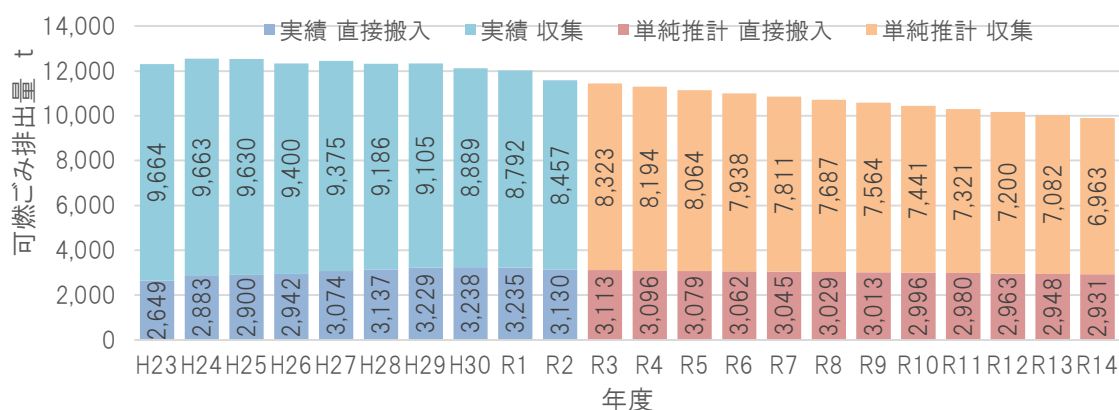
収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみを合計した可燃ごみ年間排出量は、単純推計値の 9,893 トンに対し、ケース①で 9,611 トン（単純推計値に対し－2.9%減）、ケース②で 9,185 トン（単純推計値に対し－7.2%減）、ケース③で 9,174 トン（単純推計値に対し－7.3%減）と見込む。

◆図表 17 目標値を達成した場合のごみ排出量の将来見込み（雲南圏域市町別）

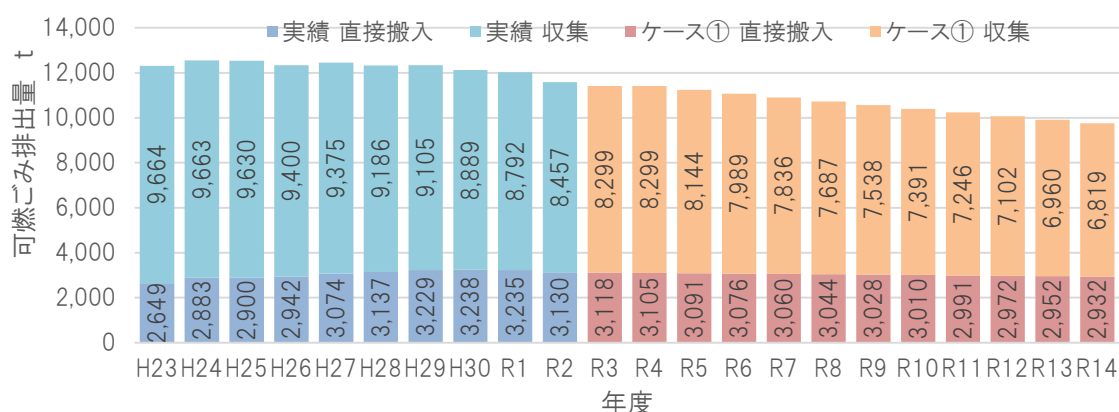
		R2	R14			
			単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
圏域合計	可燃ごみ排出量	11,586 t	9,894 t	9,611 t	9,184 t	9,173 t
	収集可燃ごみ排出量	8,457 t	6,963 t	6,680 t	6,253 t	6,242 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	3,130 t	2,931 t	2,931 t	2,931 t	2,931 t
雲南市	可燃ごみ排出量	7,980 t	6,878 t	6,735 t	6,430 t	6,430 t
	収集可燃ごみ排出量	5,670 t	4,721 t	4,579 t	4,274 t	4,274 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	2,310 t	2,156 t	2,156 t	2,156 t	2,156 t
飯南町	可燃ごみ排出量	990 t	865 t	848 t	811 t	811 t
	収集可燃ごみ排出量	667 t	562 t	545 t	509 t	509 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	323 t	303 t	303 t	303 t	303 t
奥出雲町	可燃ごみ排出量	2,616 t	2,152 t	2,029 t	1,943 t	1,932 t
	収集可燃ごみ排出量	2,119 t	1,679 t	1,556 t	1,471 t	1,459 t
	直接搬入可燃ごみ排出量	497 t	473 t	473 t	473 t	473 t

◆図表 18 可燃ごみ年間排出量の将来見込み（雲南圏域市町合計）

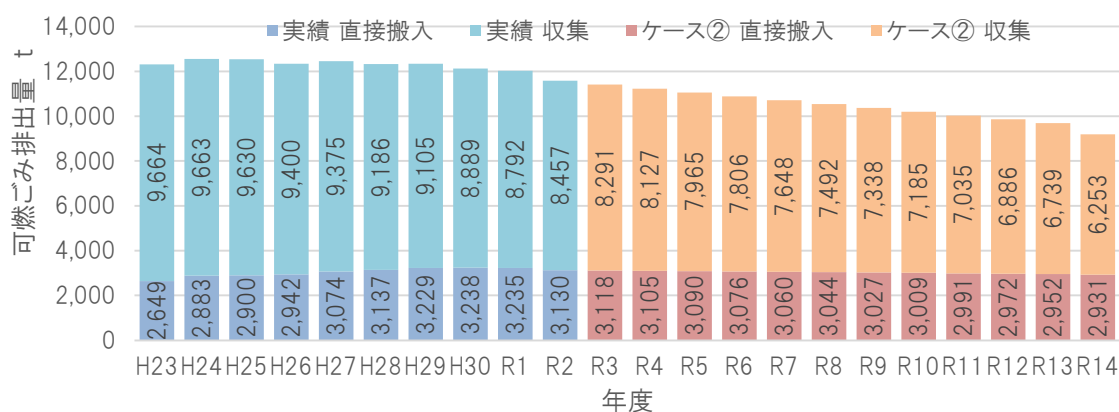
〔単純推計〕



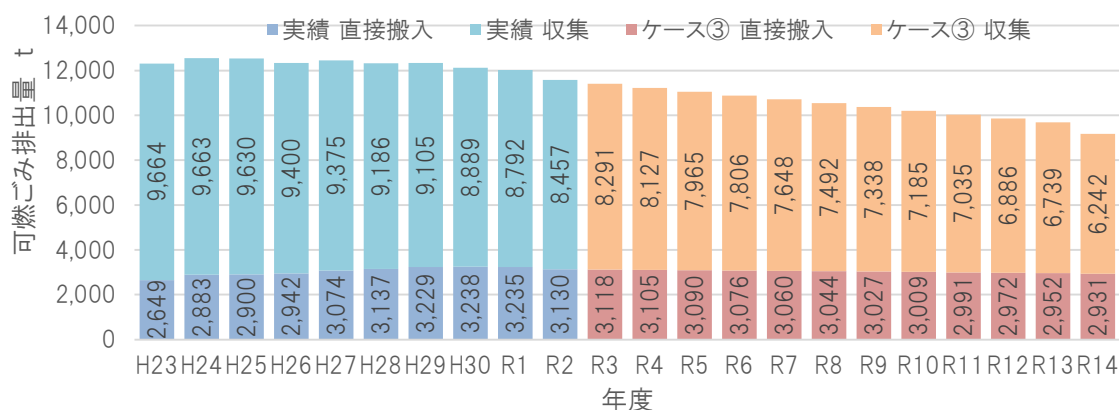
〔ケース①〕 食品ロス（手付かず食品・食べ残し）削減＋古紙類分別徹底



〔ケース②〕 ケース①＋ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を資源ごみとして新規分別



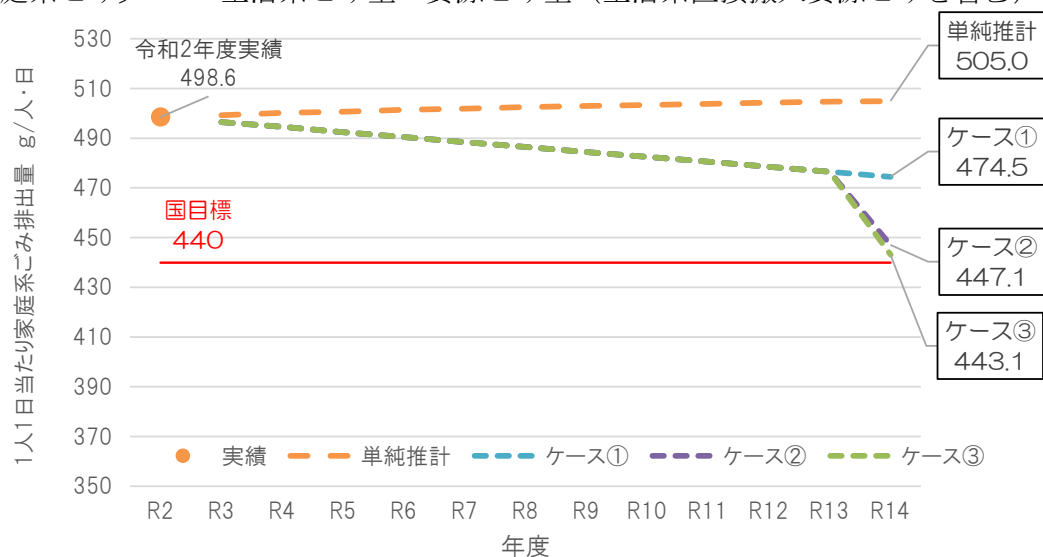
〔ケース③〕 ケース②＋その他プラスチックを資源ごみとして新規分別



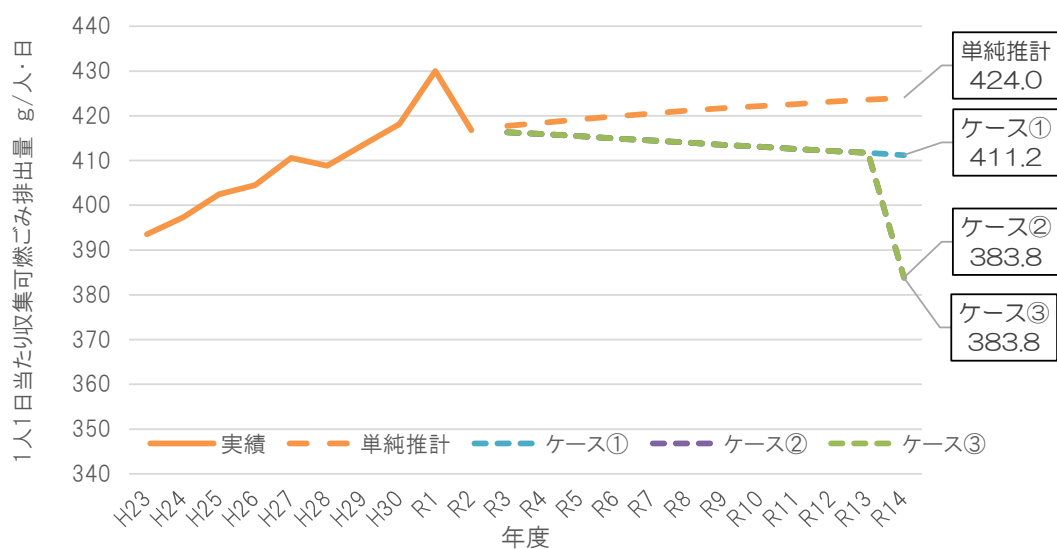
(1) 雲南市

1) 一人一日平均排出量の将来見込み

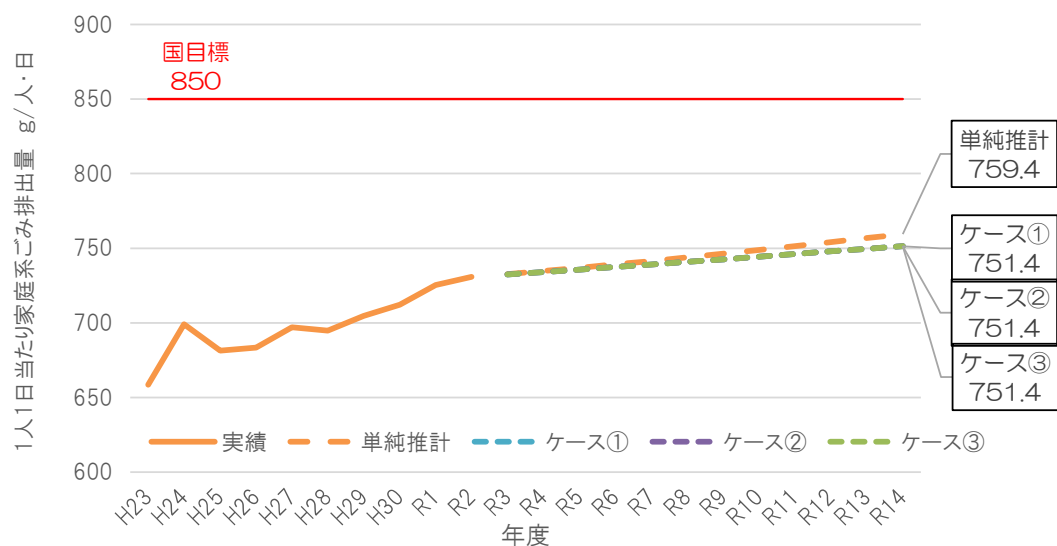
〔家庭系ごみ〕・・・生活系ごみ量－資源ごみ量（生活系直接搬入資源ごみを含む）



〔収集可燃ごみ〕

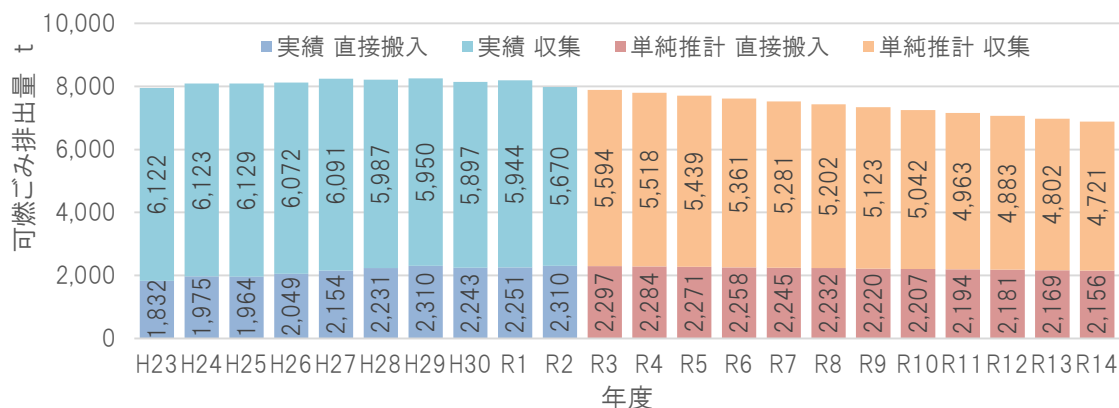


〔ごみ排出量（合計）〕 生活系ごみ＋事業系ごみ

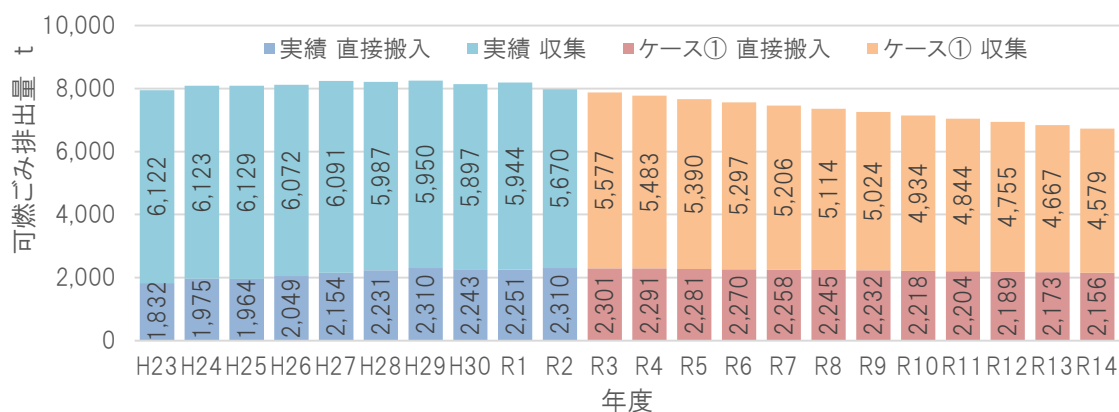


2) 可燃ごみ年間排出量の将来見込み

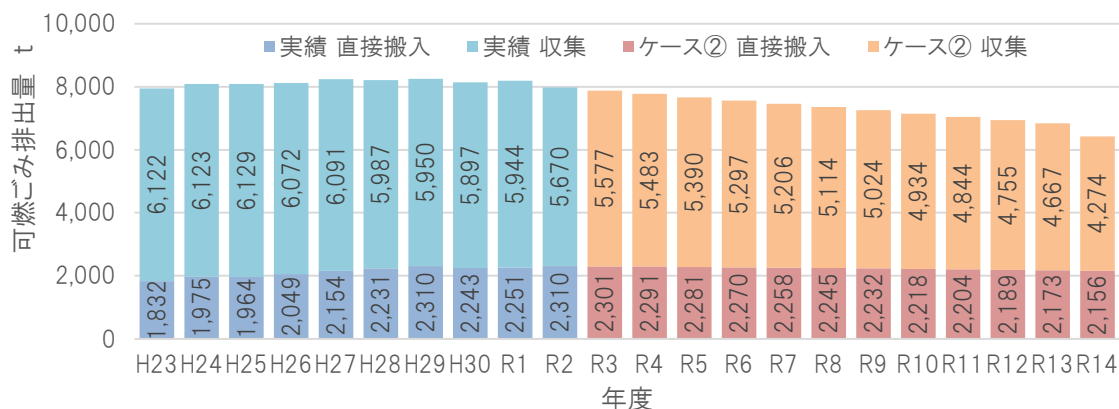
〔単純推計〕



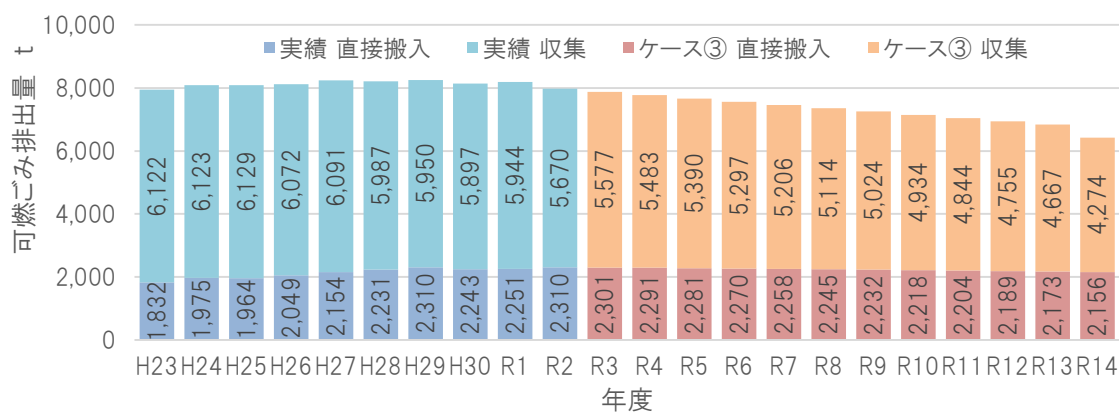
〔ケース①〕 食品ロス（手付かず食品・食べ残し）削減＋古紙類分別徹底



〔ケース②〕 ケース①＋ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を資源ごみとして新規分別



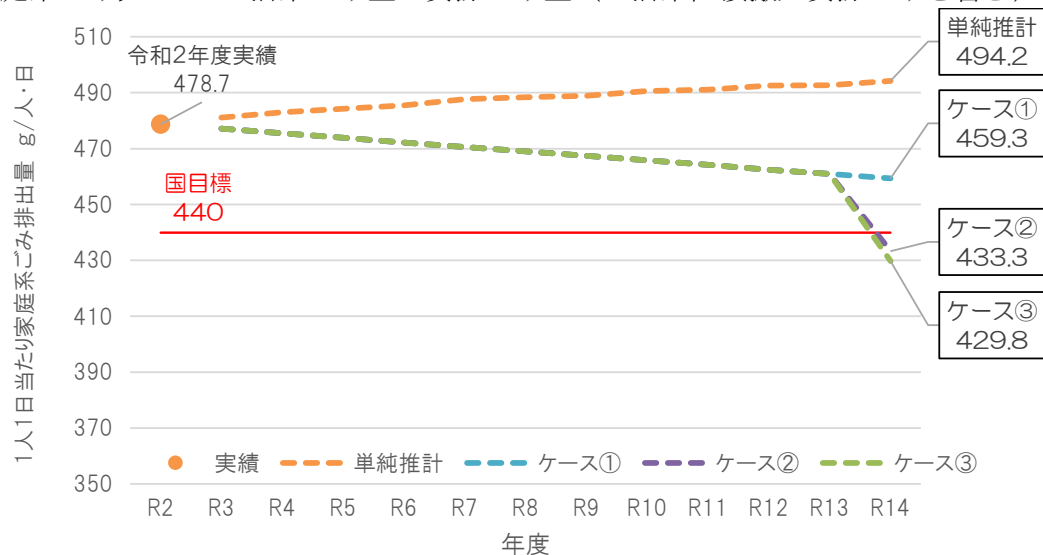
〔ケース③〕 ケース②＋その他プラスチックを資源ごみとして新規分別



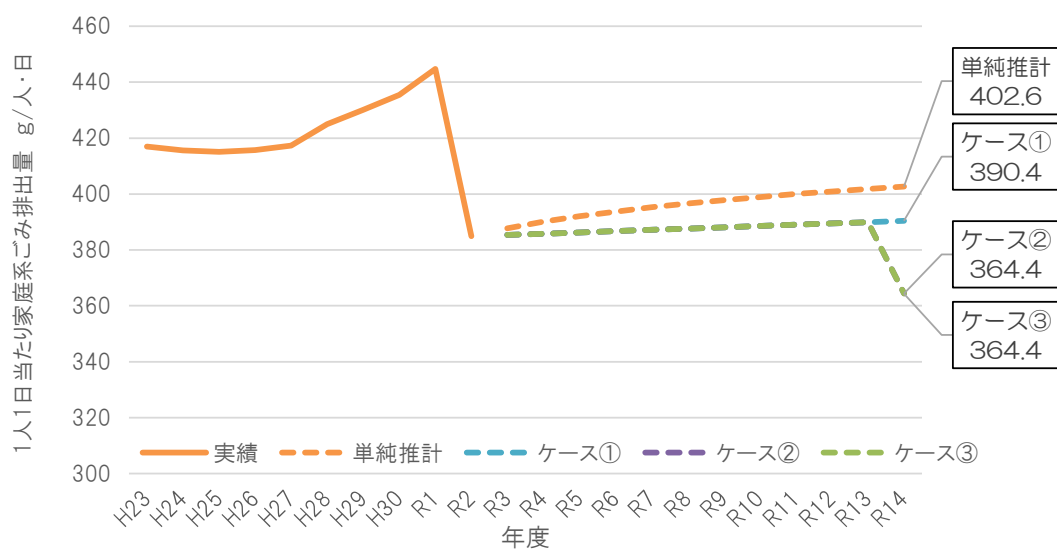
(2) 飯南町

1) 一人一日平均排出量の将来見込み

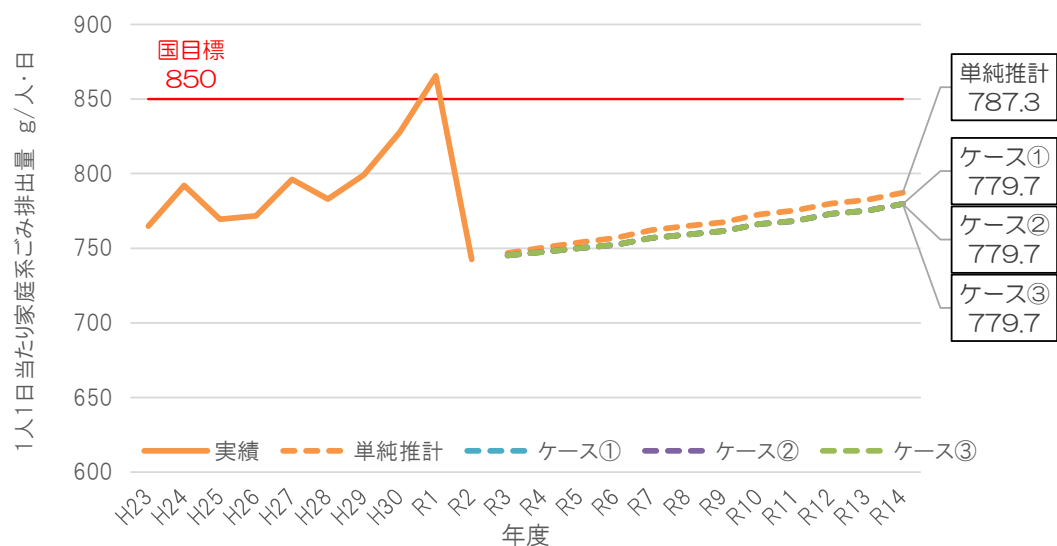
〔家庭系ごみ〕・・・生活系ごみ量－資源ごみ量（生活系直接搬入資源ごみを含む）



〔収集可燃ごみ〕

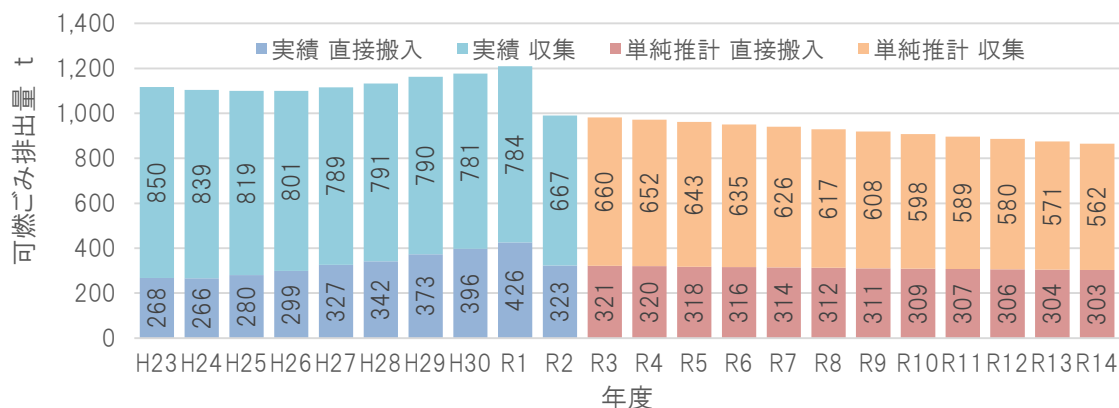


〔ごみ排出量（合計）〕 生活系ごみ＋事業系ごみ

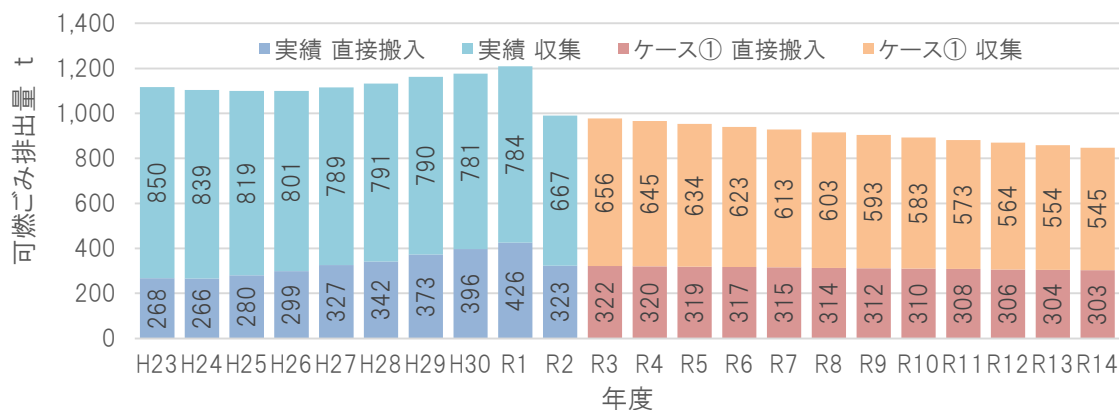


2) 可燃ごみ年間排出量の将来見込み

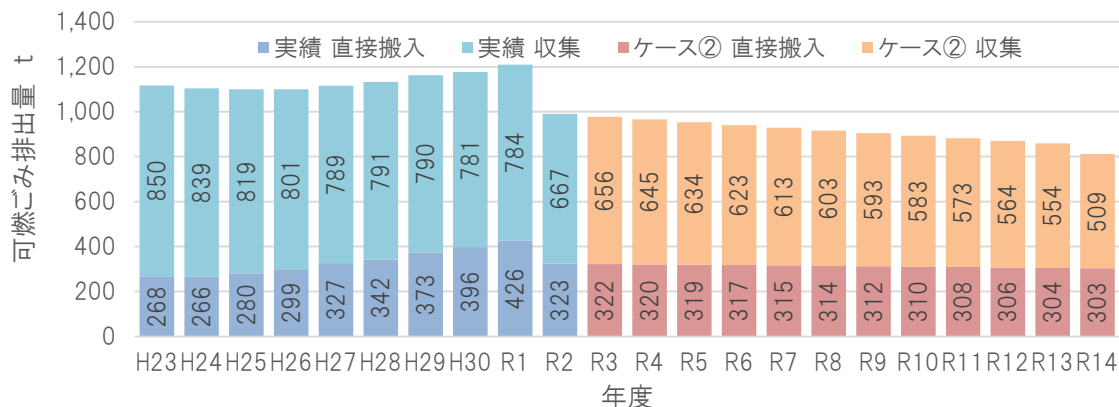
〔単純推計〕



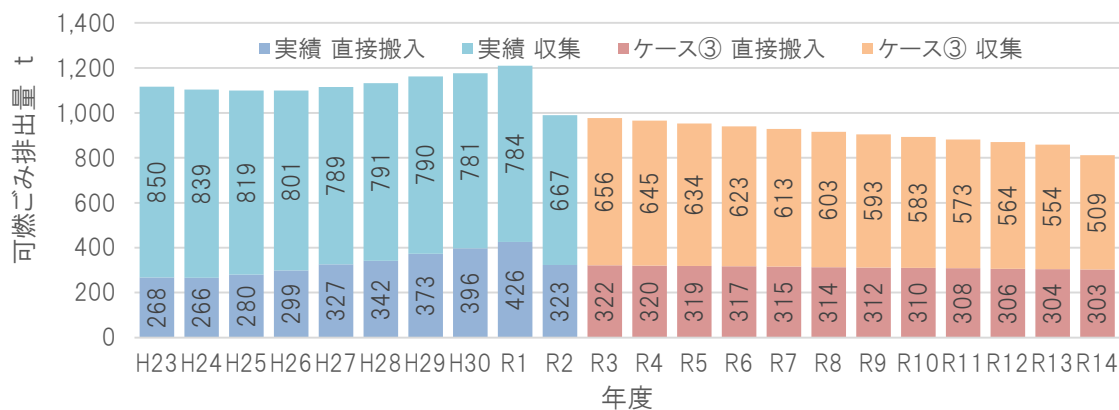
〔〔ケース①〕 食品ロス（手付かず食品・食べ残し）削減＋古紙類分別徹底



〔ケース②〕 ケース①＋ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を資源ごみとして新規分別



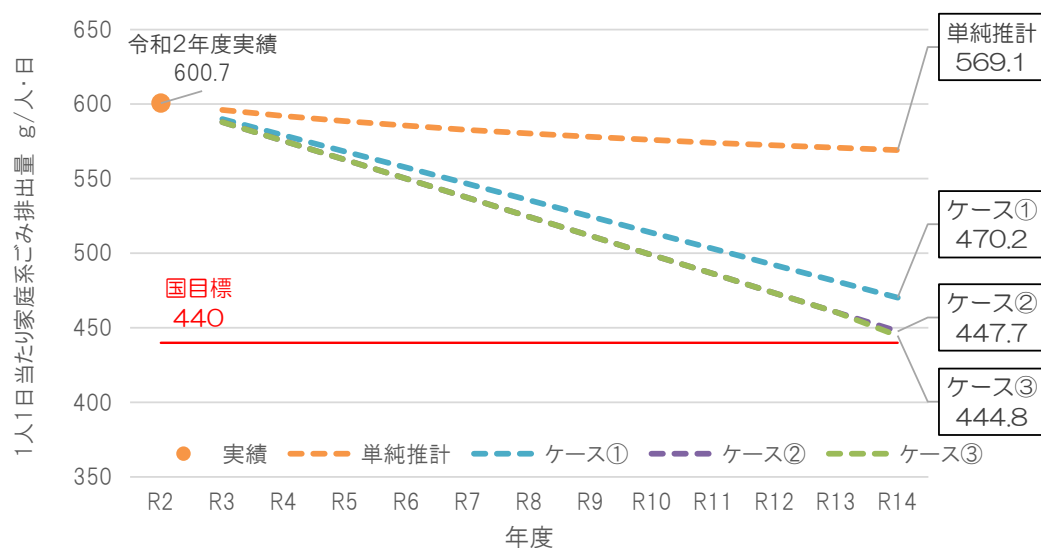
〔ケース③〕 ケース②＋その他プラスチックを資源ごみとして新規分別



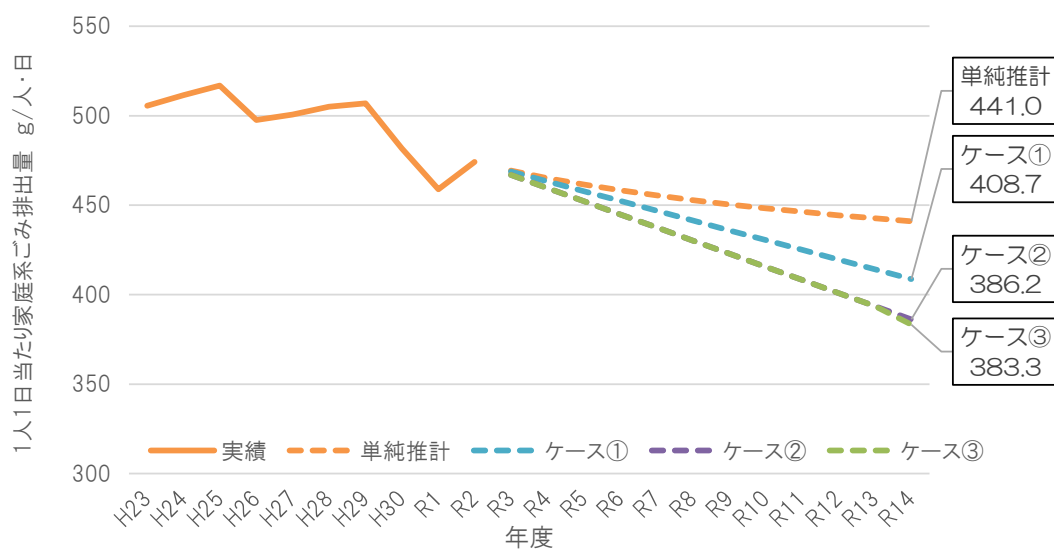
(3) 奥出雲町

1) 一人一日平均排出量の将来見込み

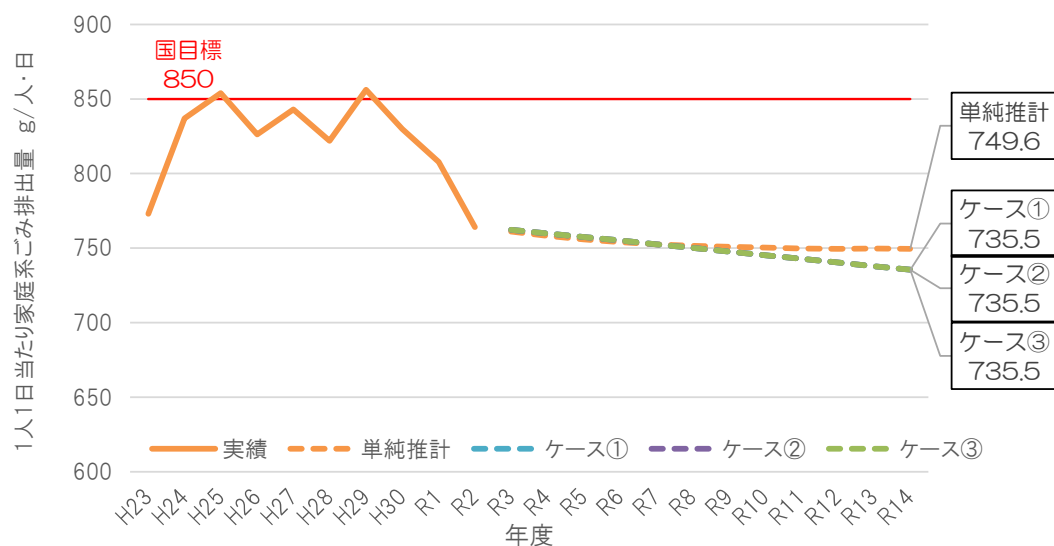
〔家庭系ごみ〕・・・生活系ごみ量—資源ごみ量（生活系直接搬入資源ごみを含む）



〔収集可燃ごみ〕

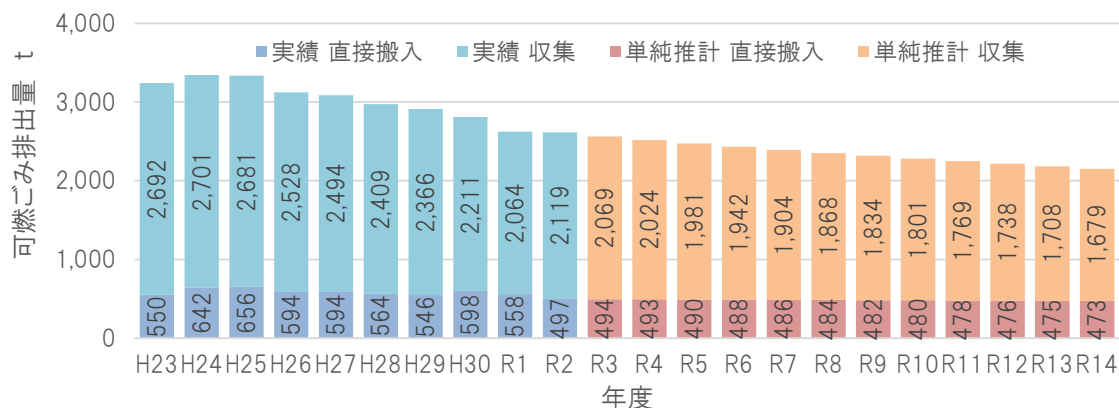


〔ごみ排出量（合計）〕 生活系ごみ+事業系ごみ

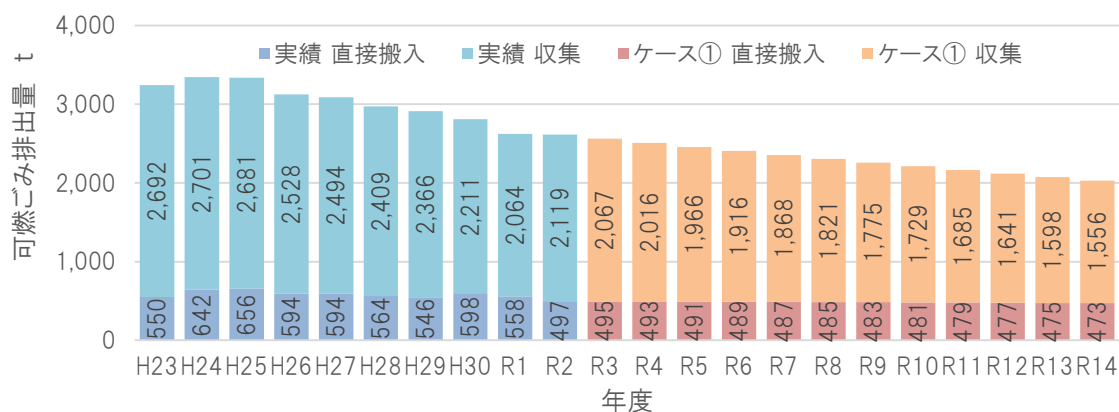


2) 可燃ごみ年間排出量の将来見込み

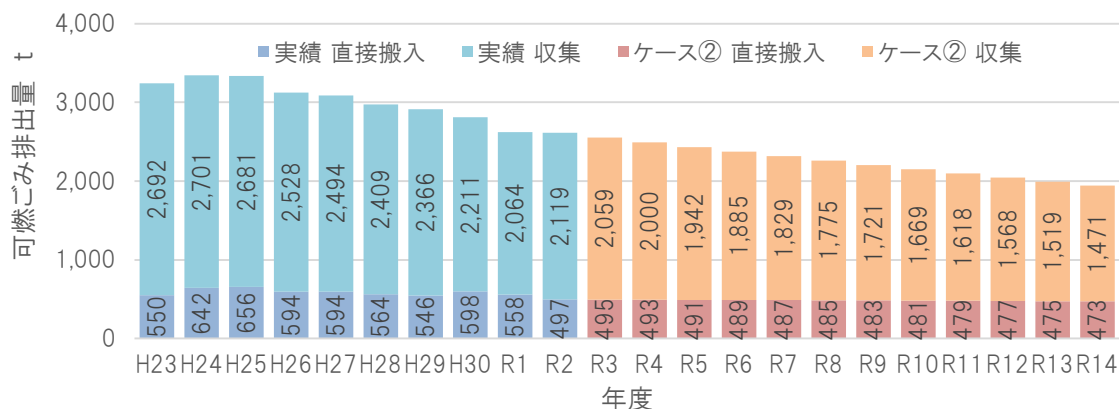
〔単純推計〕



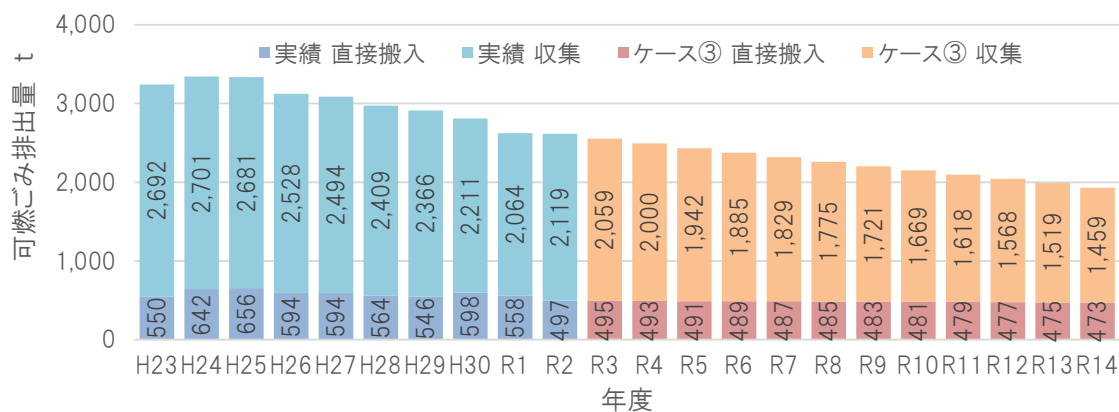
〔ケース①〕 食品ロス（手付かず食品・食べ残し）削減＋古紙・布類分別徹底



〔ケース②〕 ケース①＋ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を資源ごみとして新規分別



〔ケース③〕 ケース②＋その他プラスチックを資源ごみとして新規分別



5. 次期可燃ごみ処理施設の規模

(1) 処理内訳

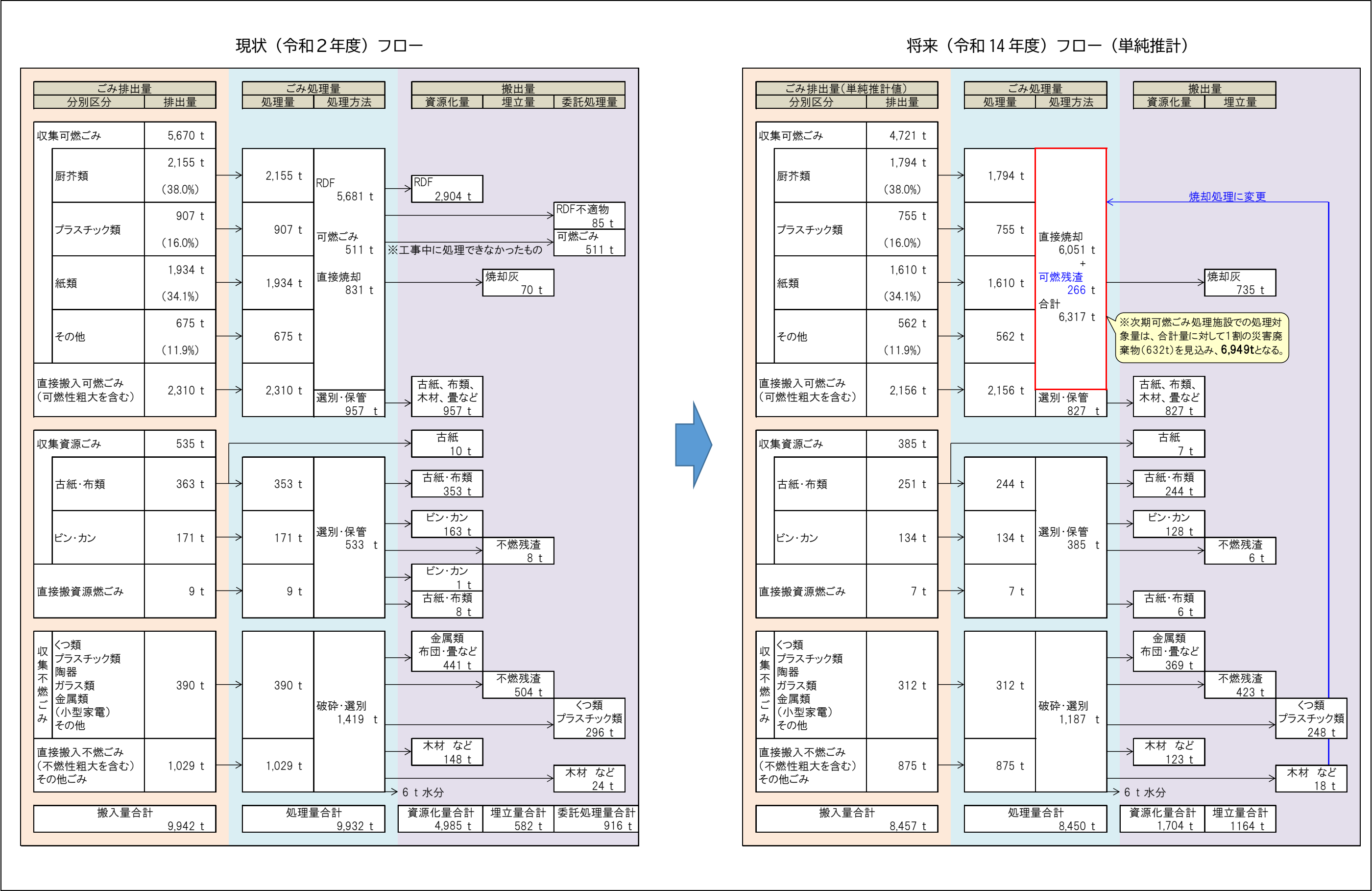
雲南圏域における処理フローは、市町別に次ページ以降に示すとおりである。

現在、雲南市の一部（大東・加茂・木次・三刀屋）では、雲南エネルギーセンターで可燃ごみを固形燃料（RDF）化しており、令和4年度からいいしエリア（雲南市の掛合・吉田並びに飯南町）の可燃ごみについても雲南エネルギーセンターで統合処理する予定としている。

なお、雲南エネルギーセンターは、令和13年度までの供用予定であり、令和14年度からは次期可燃ごみ処理施設に移行する予定である。

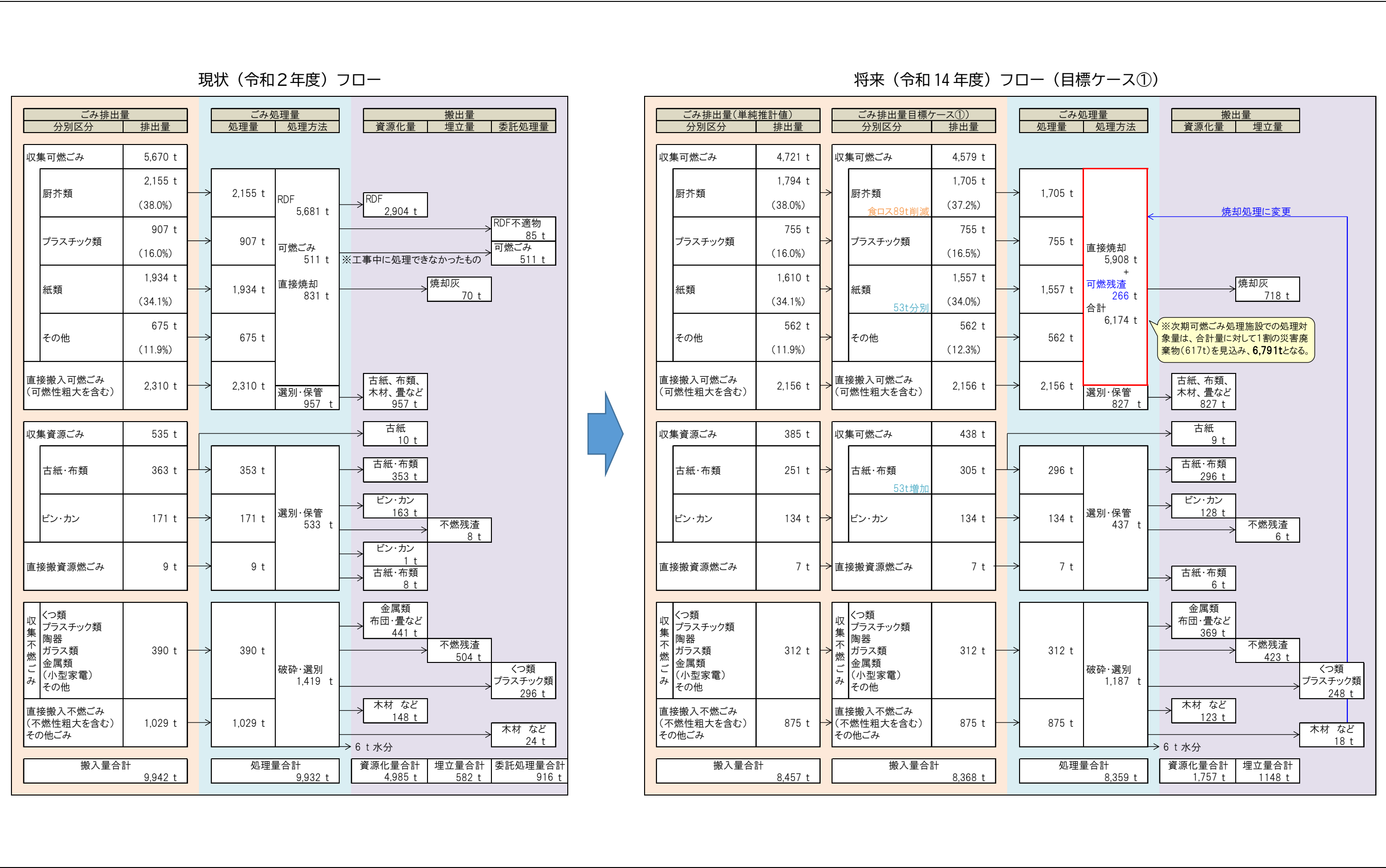
次期可燃ごみ処理施設（焼却施設）においては、現在、RDFの製造に不向きなため不燃ごみとして回収しているくつ類・プラスチック類やRDF製造過程で選別されるRDF不適物、粗大ごみから選別される木材（家財廃材）についても処理対象物となる。

◆図表 19 (1) 雲南市の処理フロー



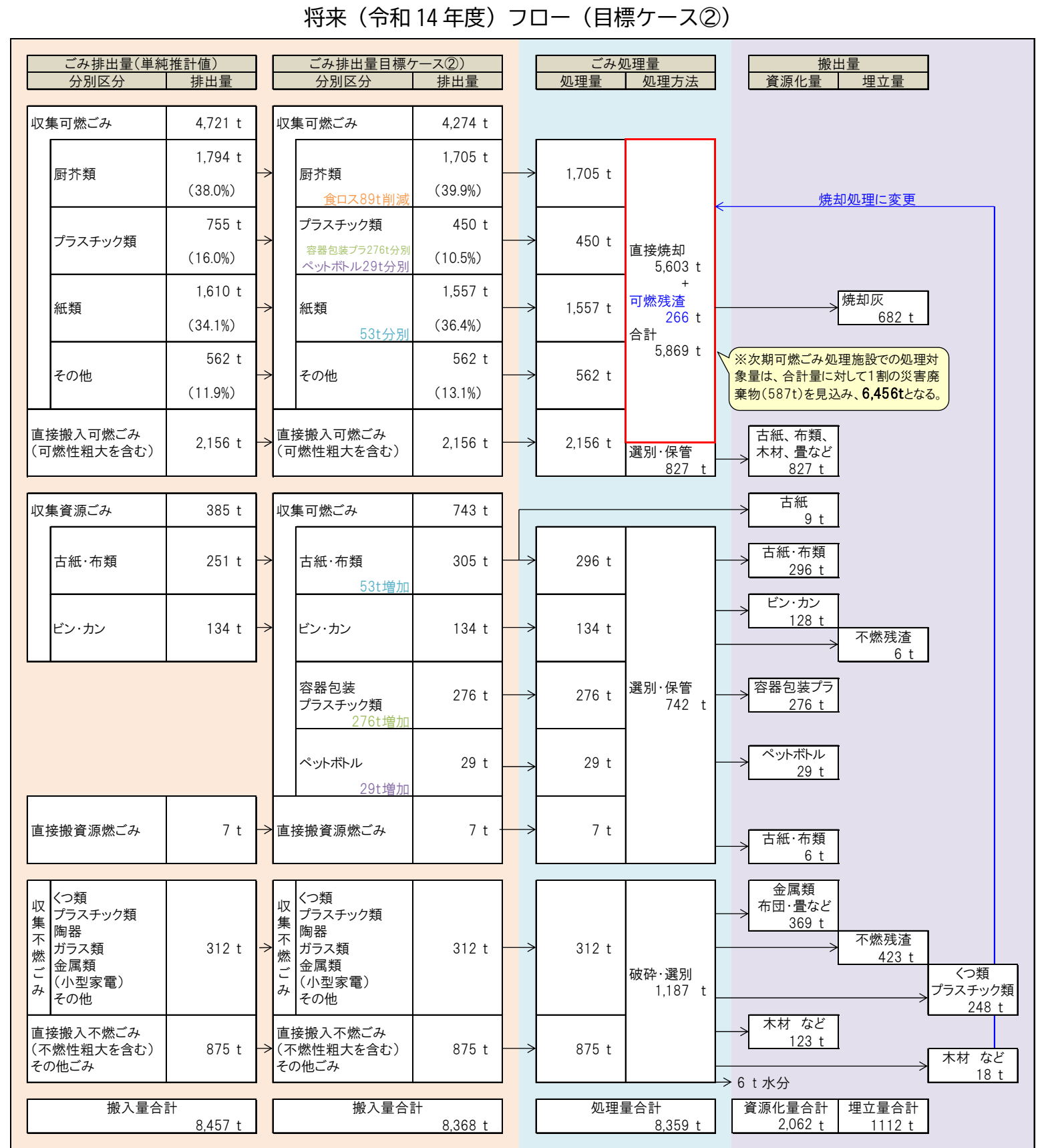
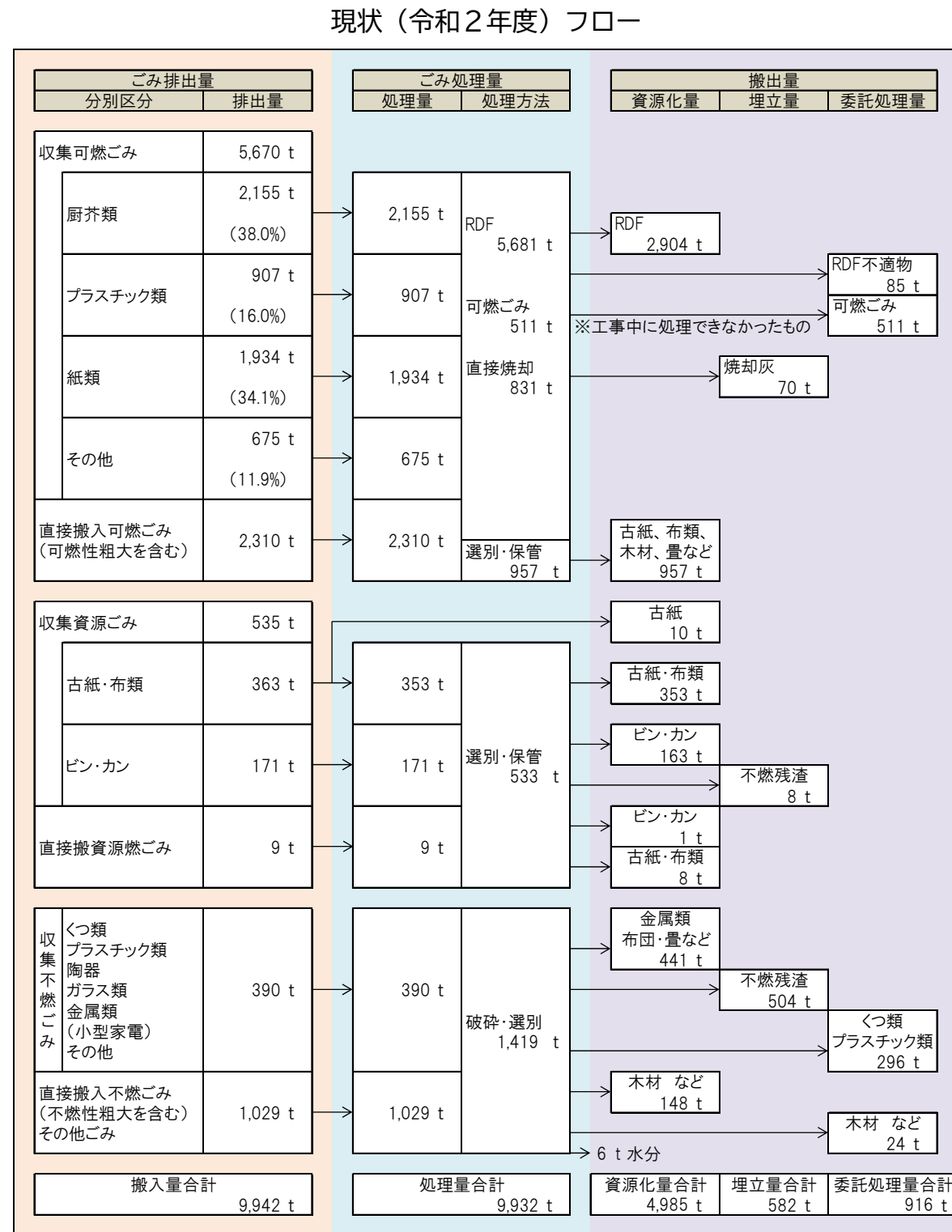
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 19 (2) 雲南市の処理フロー



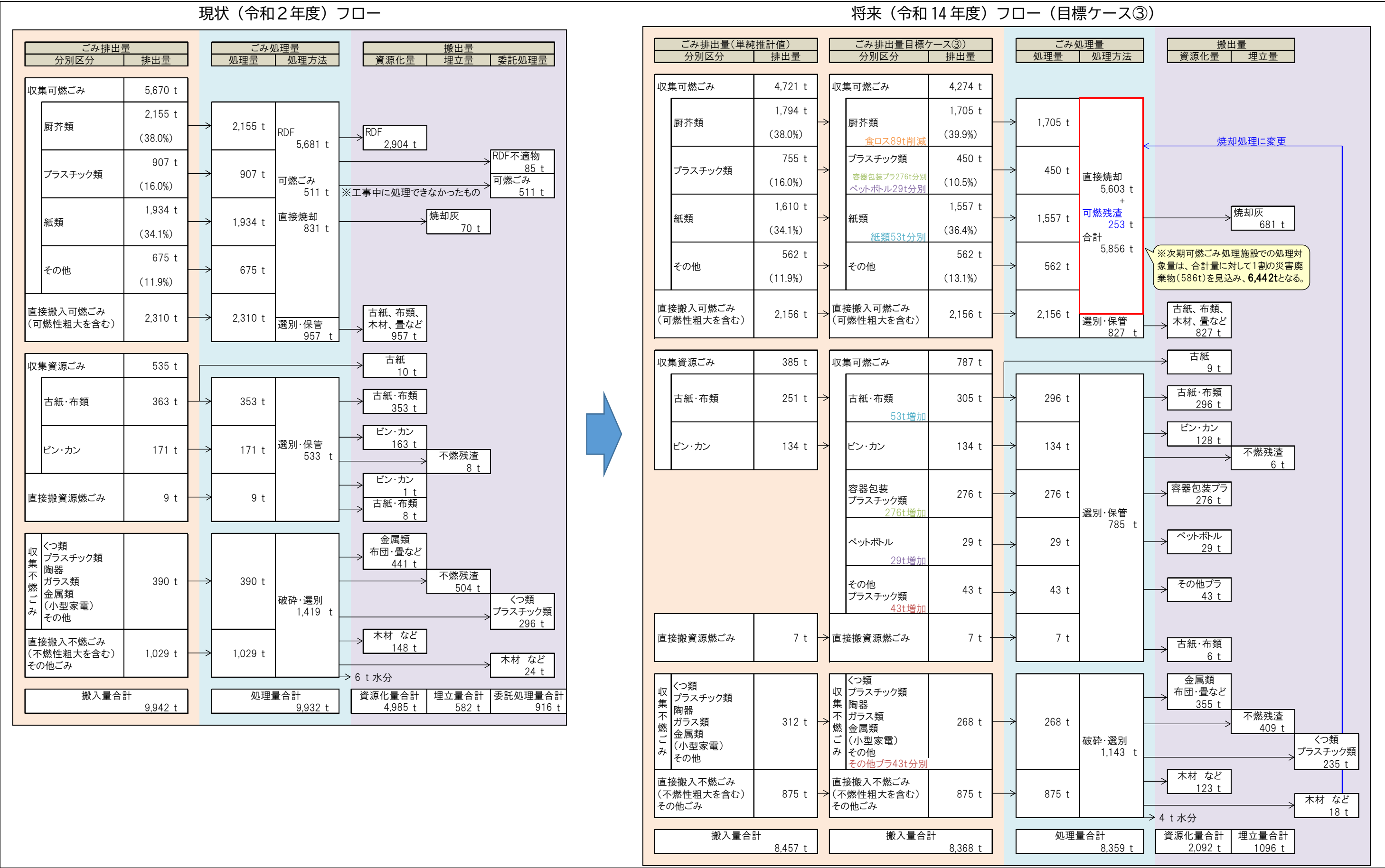
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 19 (3) 雲南市の処理フロー

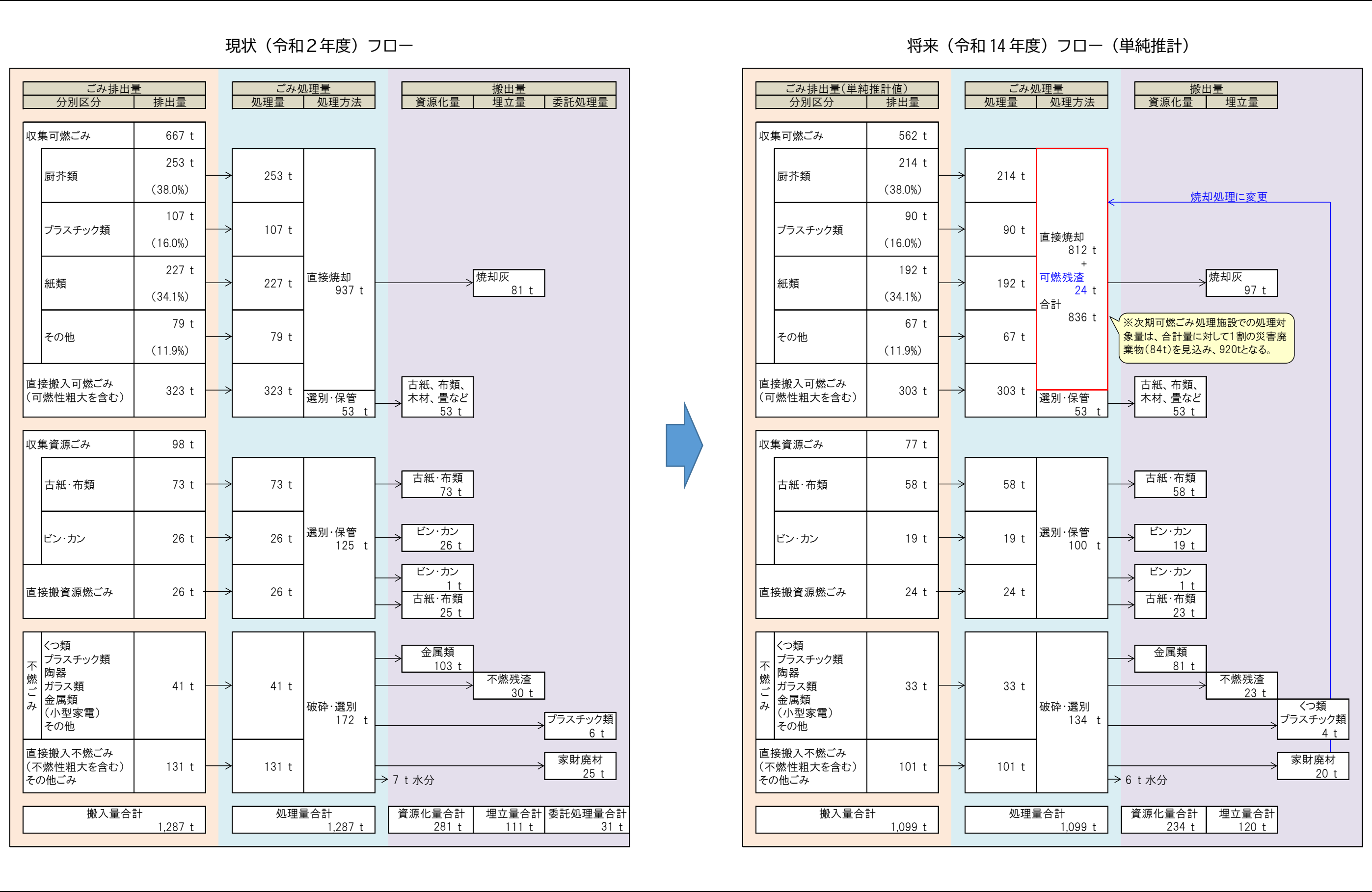


※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 19（4） 雲南市の処理フロー

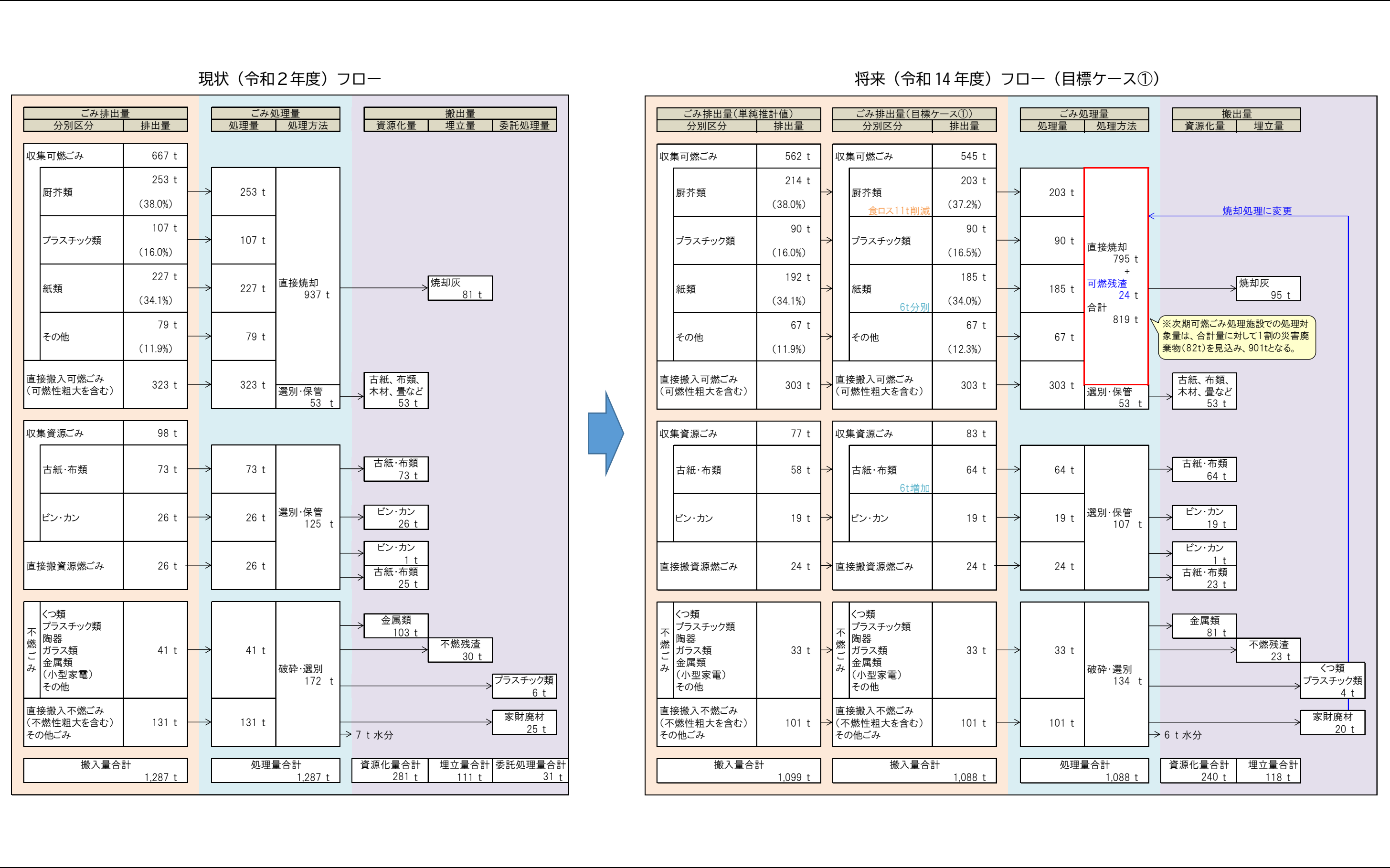


◆図表 20（1） 飯南町の処理フロー



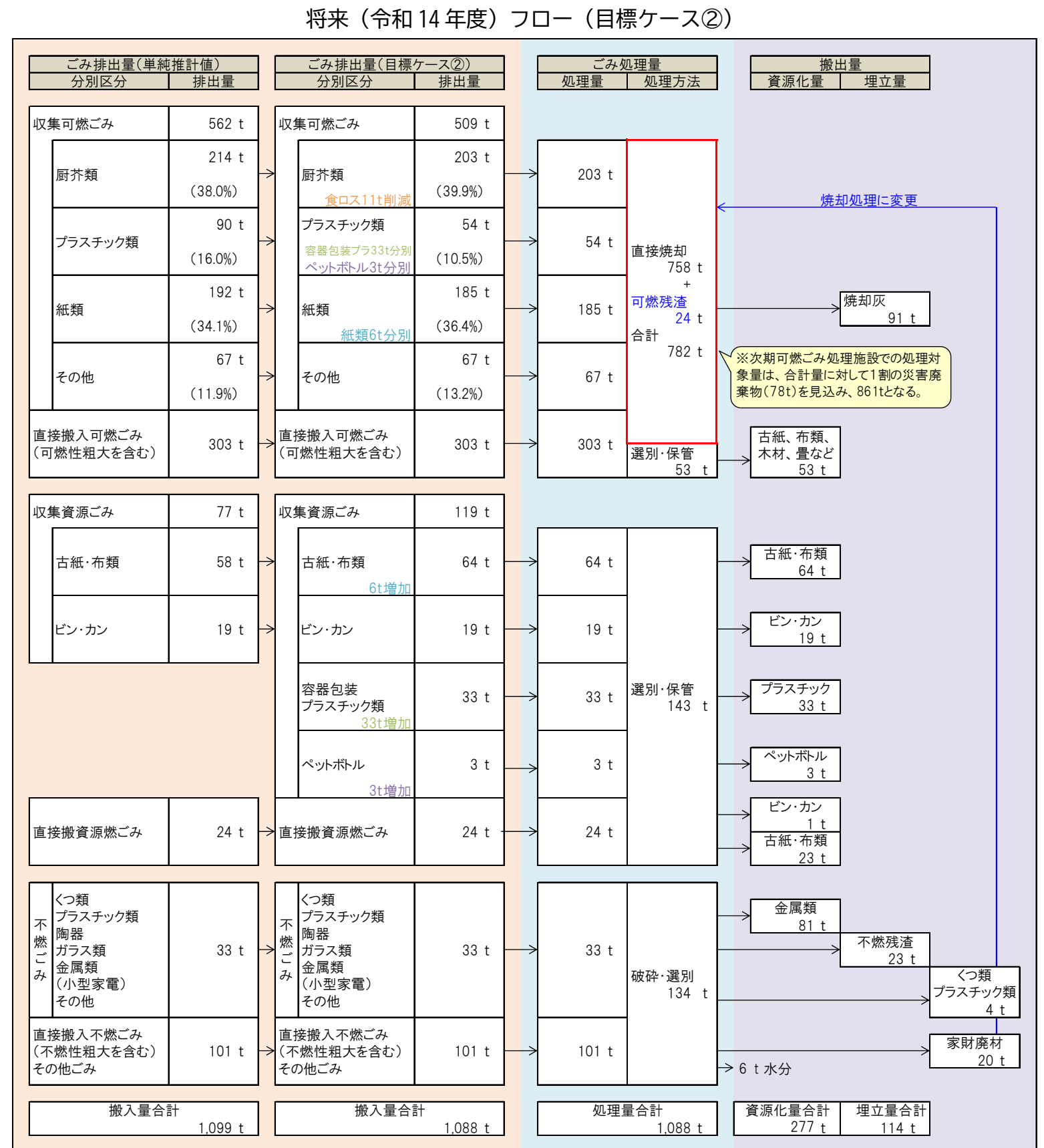
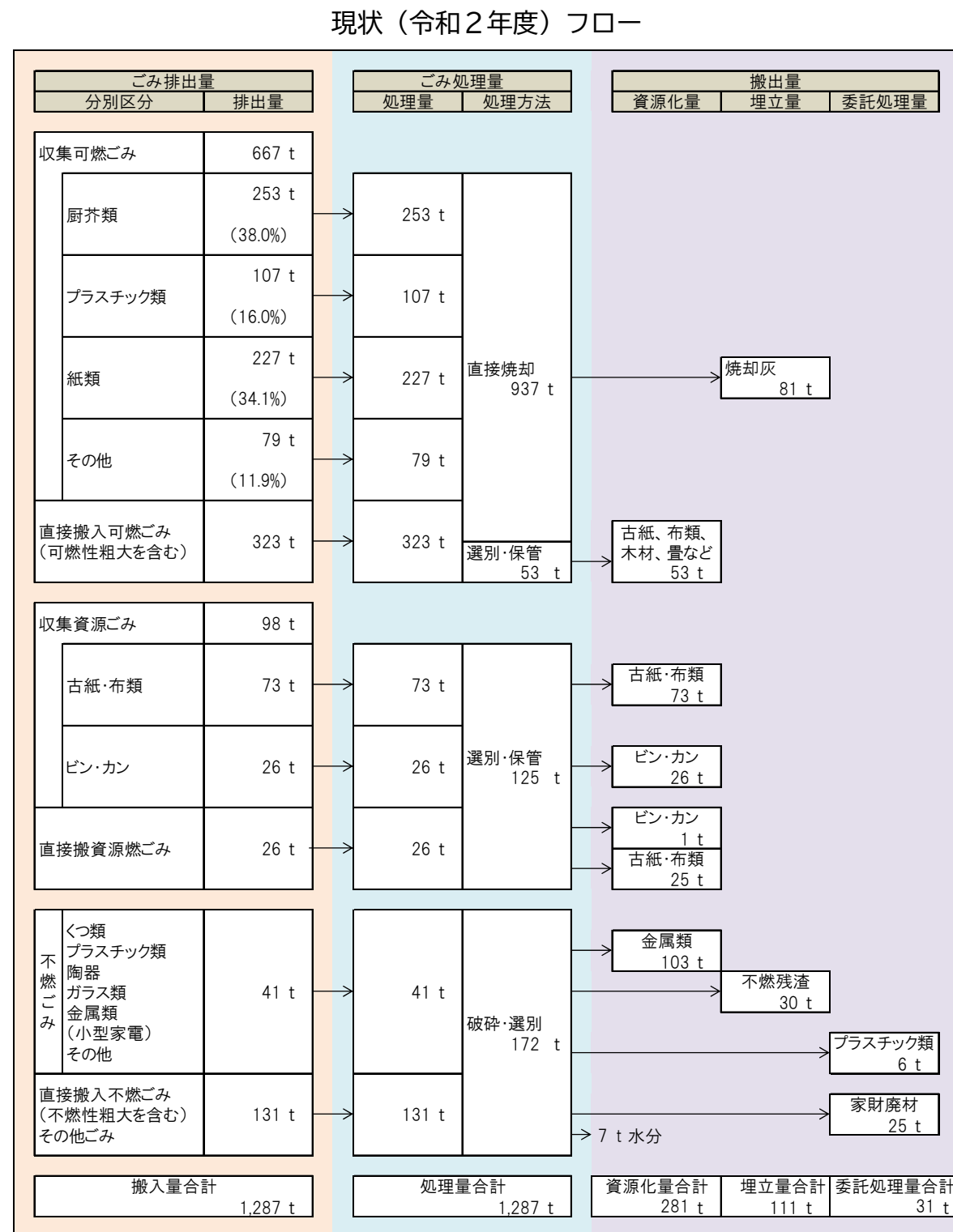
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 20（2） 飯南町の処理フロー



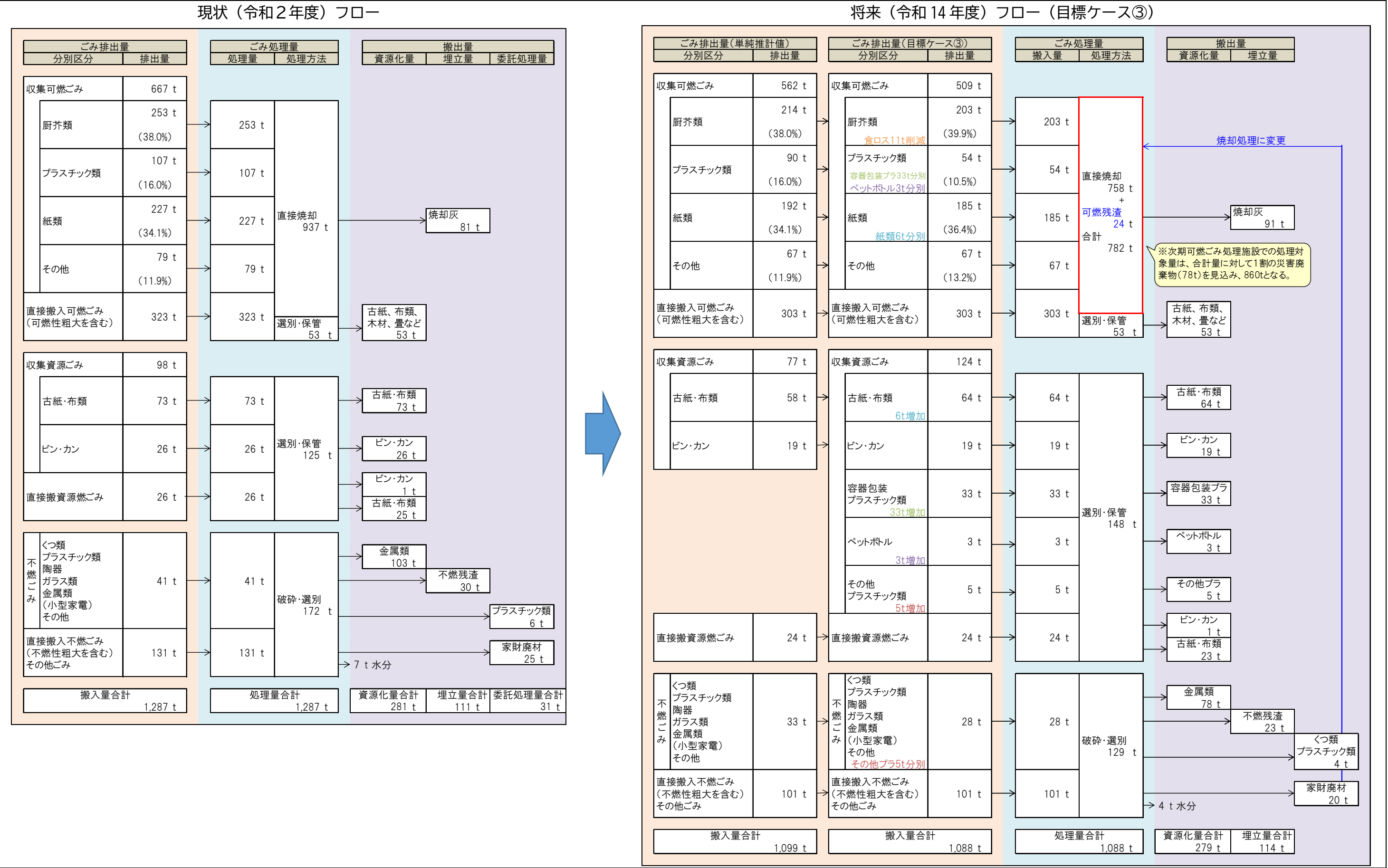
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 20 (3) 飯南町の処理フロー



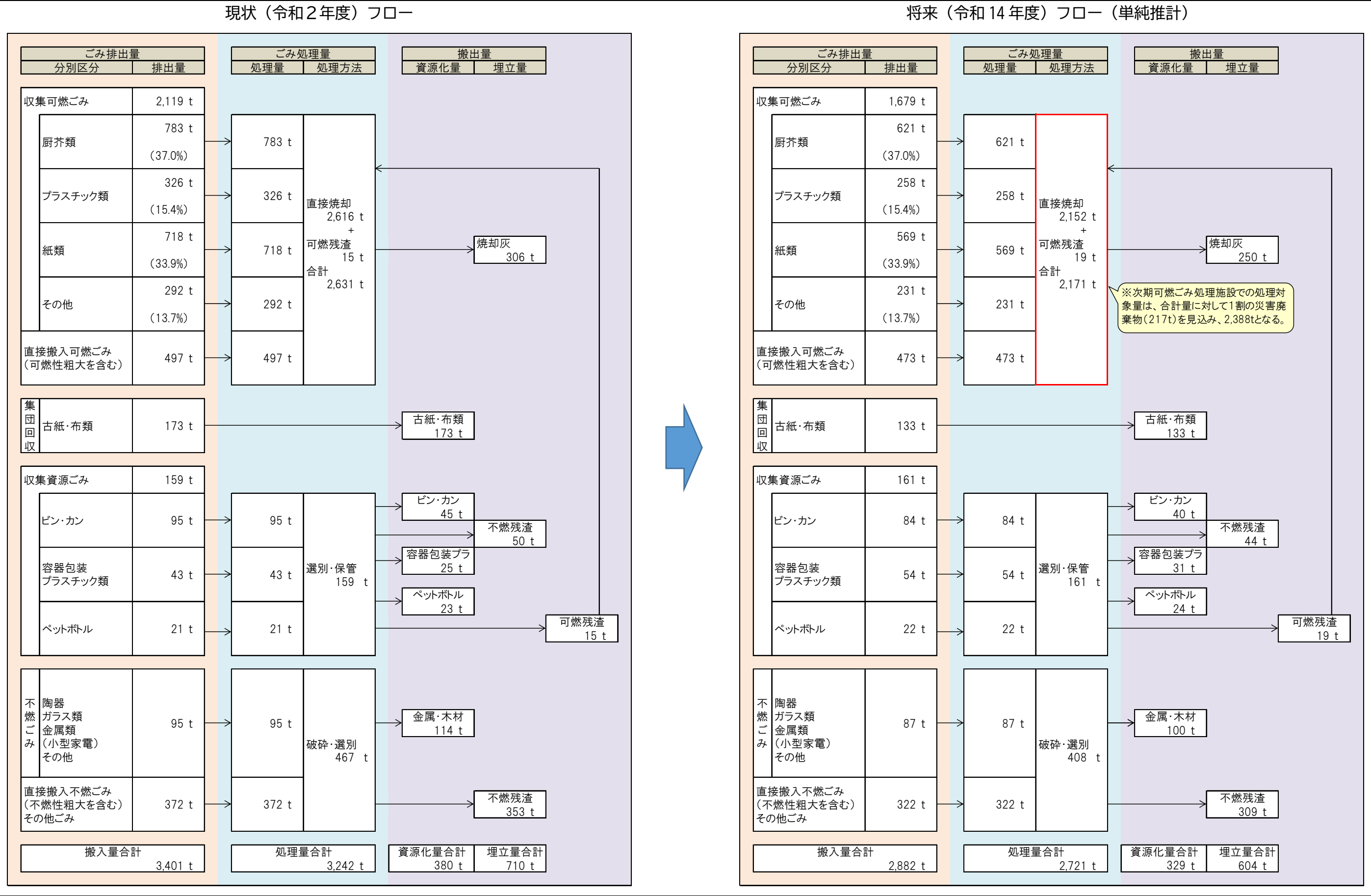
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 20（4） 飯南町の処理フロー



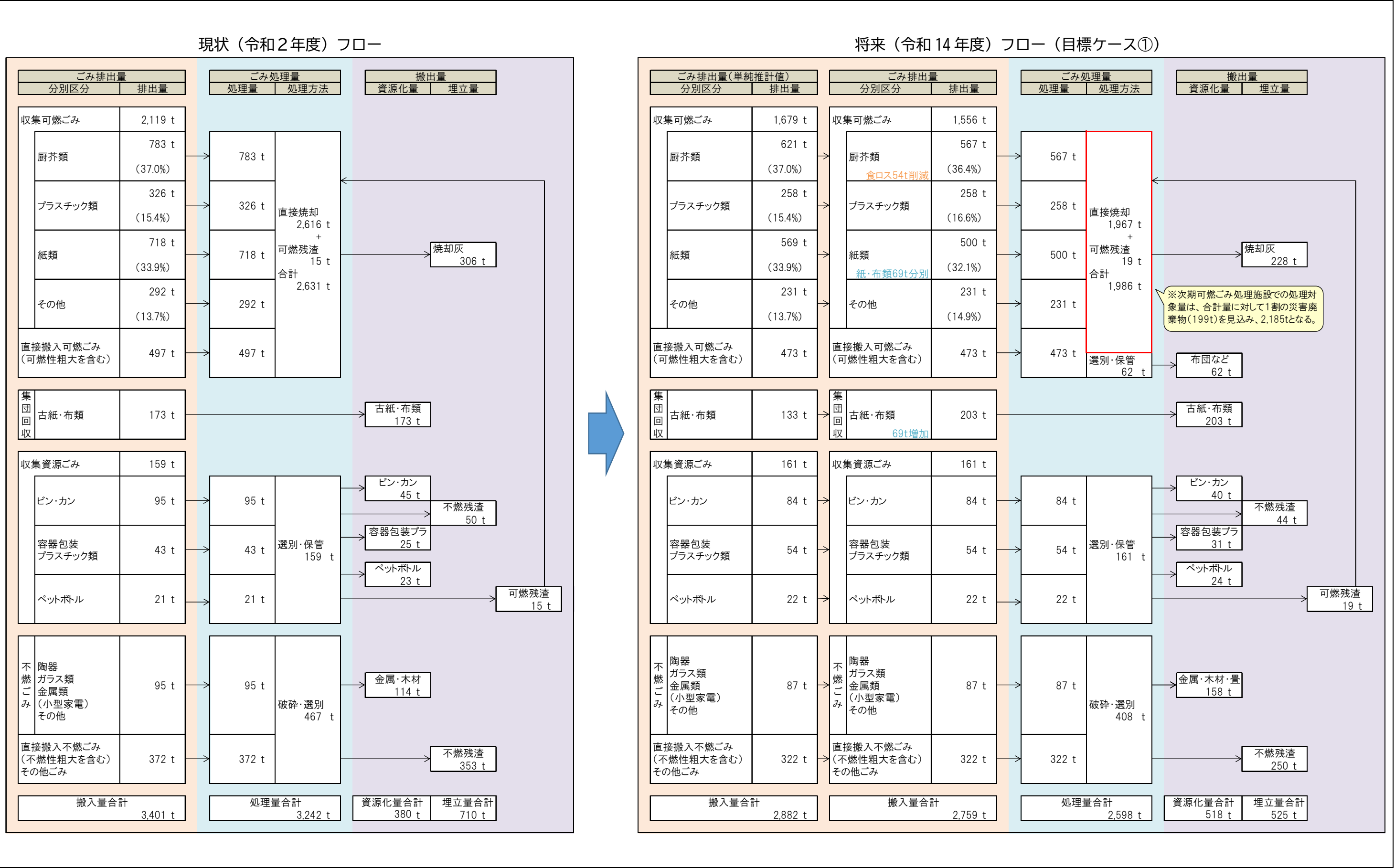
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 21 (1) 奥出雲町の処理フロー



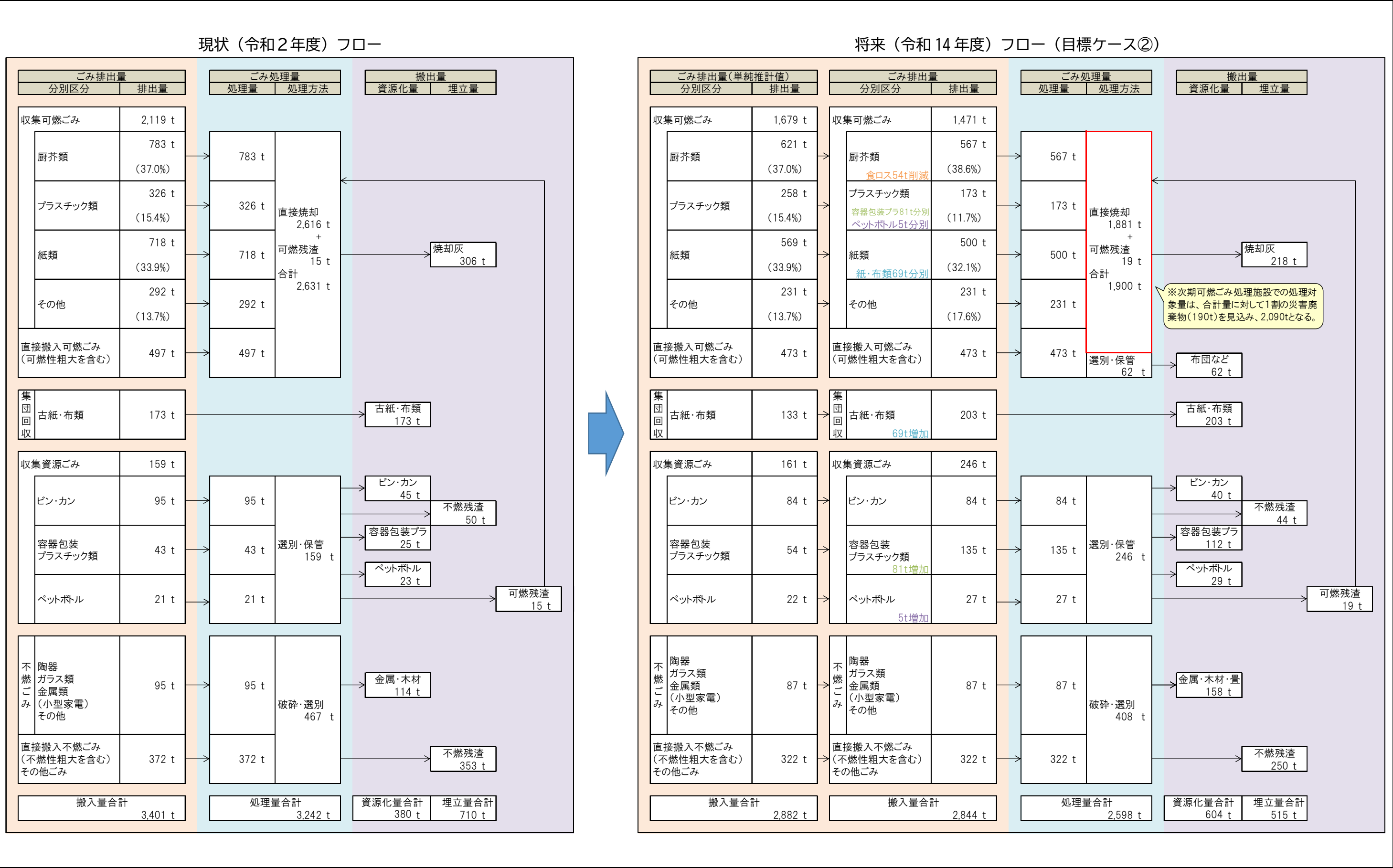
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 21（2） 奥出雲町の処理フロー



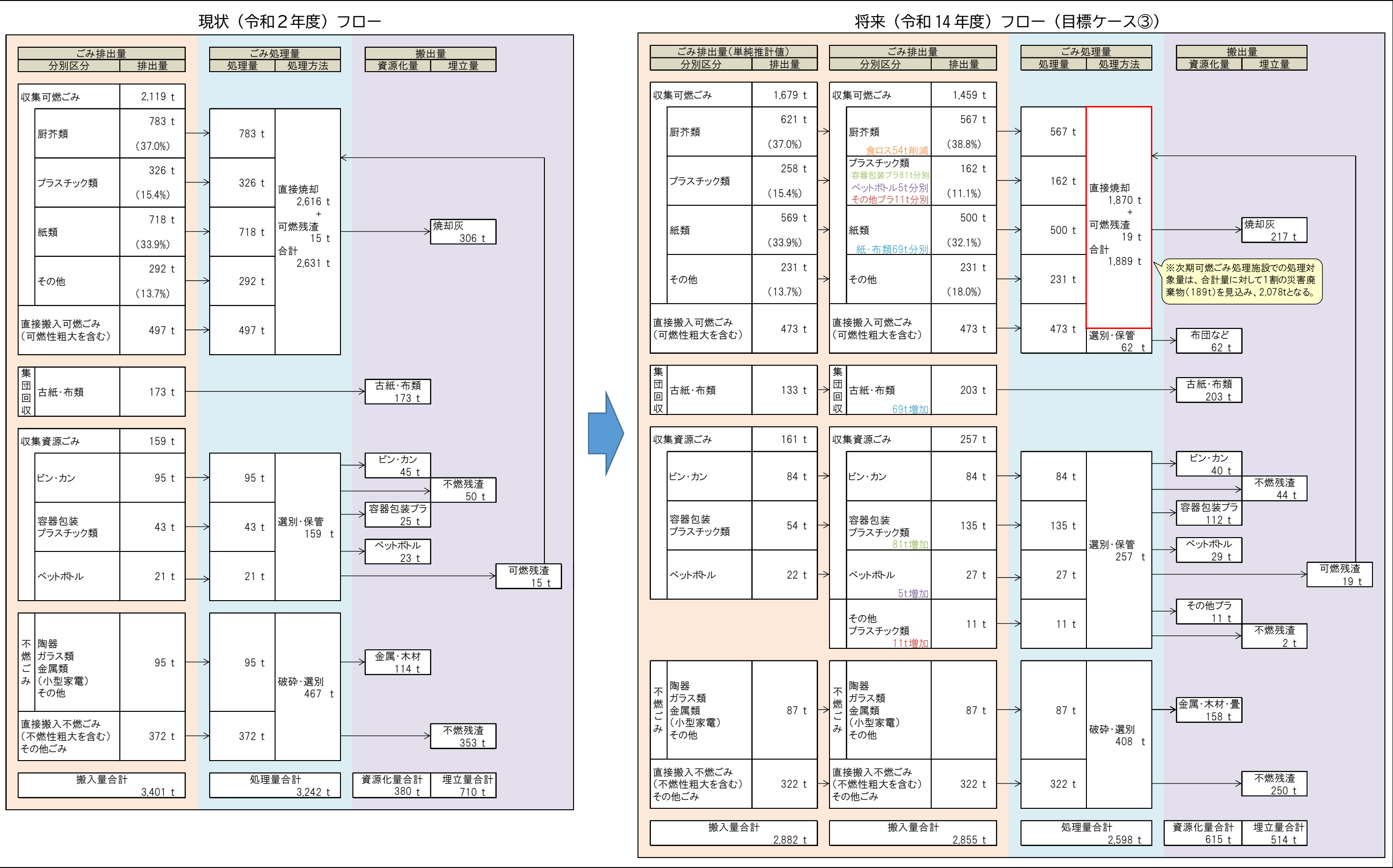
※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 21 (3) 奥出雲町の処理フロー



※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

◆図表 21 (4) 奥出雲町の処理フロー



※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

(2) ケース別処理対象量

前項に示した処理内訳に基づき、次期可燃ごみ処理施設（焼却施設）のケース別・市町別処理対象量を算定する。

なお、処理対象量には災害廃棄物に対する国の方針に従い災害廃棄物を加えるものとした。加える災害廃棄物量は、計画処理対象量の 10%とした。

具体的な処理対象量は、次項に示す。

◆図表 22 災害廃棄物に対する国の方針

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号 改正 平成 28 年 1 月 21 日 環境省告示第 7 号）」において、災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用に関し、『地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。』としている。

加えて、「廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」において、災害対策の強化として、『大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。』としている。

◆図表 24 ケース別処理対象量

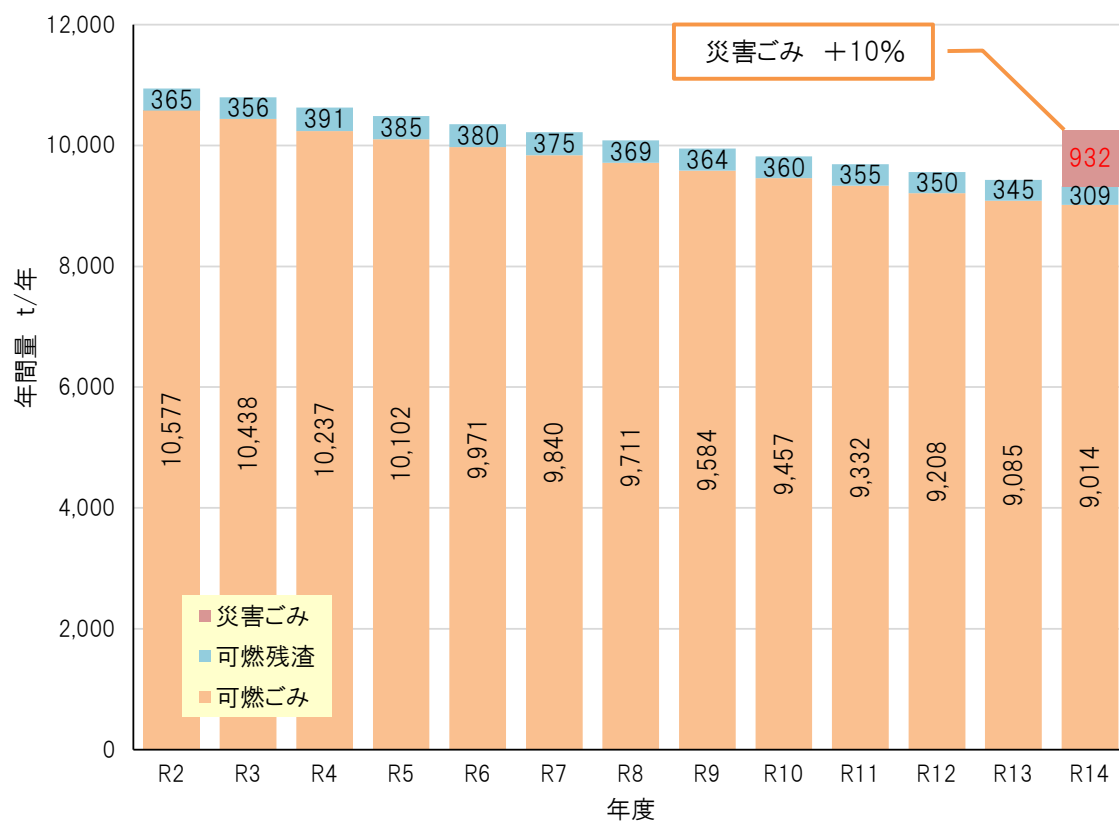
区 分		処理対処量
単純推計値		10,255t
ケース①	食品ロス(手付かず食品・食べ残し)+古紙類分別徹底	9,877t
ケース②	ケース①+ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を資源ごみとして新規分別	9,407t
ケース③	ケース②+その他プラスチックを資源ごみとして新規分別	9,380t

※ここで示す施設規模は目安である。具体的には、今後、国が示すプラスチック類の資源化の制度化に基づく再検討が必要である。

① 単純推計

◆年間処理量の推移

単位: t														
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
令和	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
雲南市	可燃ごみ	7,023	6,946	6,833	6,752	6,673	6,592	6,512	6,431	6,349	6,269	6,187	6,106	6,051
飯南町	可燃ごみ	937	928	888	878	868	858	847	837	827	816	806	796	812
奥出雲町	可燃ごみ	2,616	2,564	2,516	2,472	2,430	2,390	2,352	2,316	2,281	2,247	2,214	2,183	2,152
小計		10,577	10,438	10,237	10,102	9,971	9,840	9,711	9,584	9,457	9,332	9,208	9,085	9,014
雲南市	可燃残渣	319	310	327	322	318	313	308	304	300	295	291	287	266
飯南町	可燃残渣	31	30	48	47	46	45	44	43	42	41	41	40	24
奥出雲町	可燃残渣	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18	18	18	19
小計		365	356	391	385	380	375	369	364	360	355	350	345	309
災害ごみ														932
合計		10,942	10,794	10,627	10,487	10,350	10,215	10,081	9,949	9,817	9,687	9,558	9,430	10,255



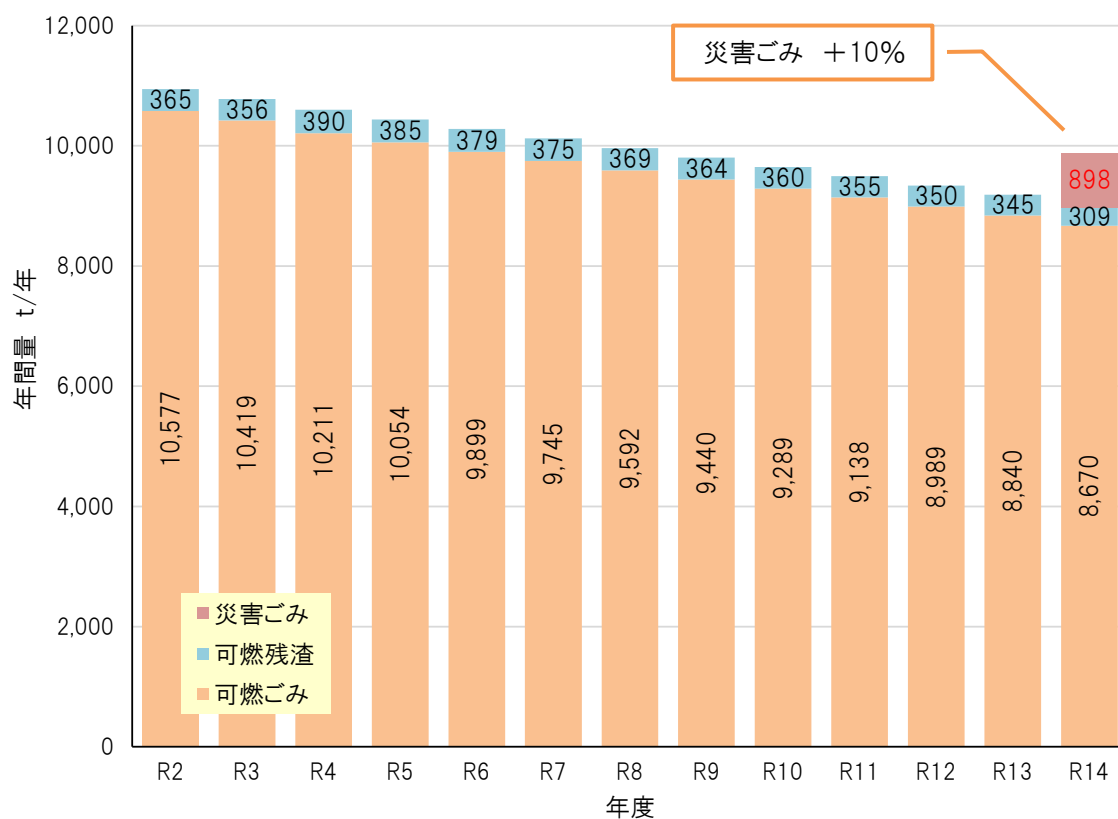
◆施設規模

	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	6,051t	266t	632t	6,949t	27t/日
飯南町	812t	24t	84t	920t	4t/日
奥出雲町	2,152t	19t	217t	2,388t	9t/日
合計	9,014t	309t	932t	10,255t	40t/日

② 目標ケース①

◆年間処理量の推移

単位:t														
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
令和	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
雲南市	可燃ごみ	7,023	6,933	6,805	6,713	6,621	6,529	6,437	6,345	6,252	6,160	6,067	5,975	5,908
飯南町	可燃ごみ	937	925	897	885	873	861	849	838	826	815	804	793	795
奥出雲町	可燃ごみ	2,616	2,562	2,509	2,457	2,406	2,355	2,306	2,258	2,210	2,164	2,118	2,073	1,967
小計		10,577	10,419	10,211	10,054	9,899	9,745	9,592	9,440	9,289	9,138	8,989	8,840	8,670
雲南市	可燃残渣	320	310	327	322	318	313	308	304	300	295	291	287	266
飯南町	可燃残渣	31	30	48	47	46	45	44	43	42	41	41	40	24
奥出雲町	可燃残渣	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18	18	19	19
小計		365	356	390	385	379	375	369	364	360	355	350	345	309
災害ごみ														898
合計		10,942	10,775	10,601	10,439	10,279	10,120	9,961	9,805	9,648	9,493	9,338	9,185	9,877



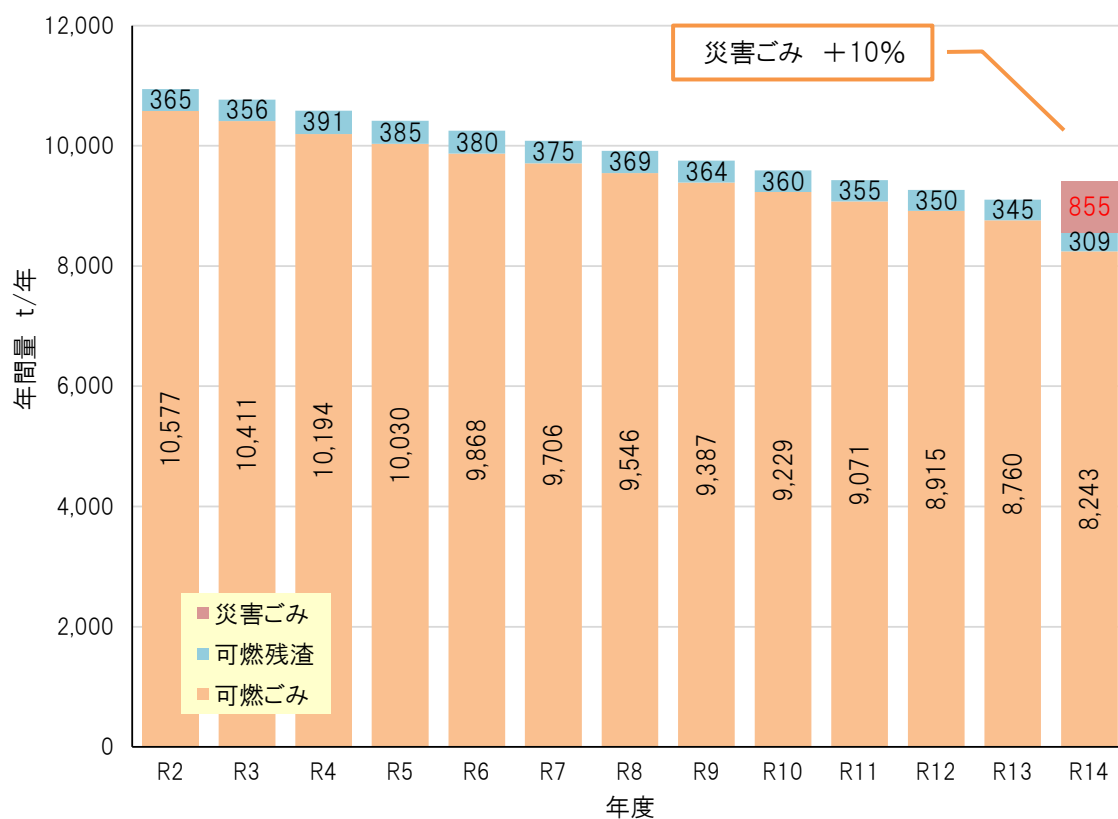
◆施設規模

	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	5,908t	266t	617t	6,791t	26t/日
飯南町	795t	24t	82t	901t	4t/日
奥出雲町	1,967t	19t	199t	2,185t	9t/日
合計	8,670t	309t	898t	9,877t	39t/日

③ 目標ケース②

◆年間処理量の推移

単位：t														
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
令和	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
雲南市	可燃ごみ	7,023	6,933	6,805	6,713	6,621	6,529	6,437	6,345	6,252	6,160	6,067	5,975	5,603
飯南町	可燃ごみ	937	925	897	885	873	861	849	838	826	815	804	793	758
奥出雲町	可燃ごみ	2,616	2,553	2,492	2,432	2,374	2,316	2,260	2,204	2,150	2,097	2,044	1,993	1,881
小計		10,577	10,411	10,194	10,030	9,868	9,706	9,546	9,387	9,229	9,071	8,915	8,760	8,243
雲南市	可燃残渣	319	310	327	322	318	313	308	304	300	295	291	287	266
飯南町	可燃残渣	31	30	48	47	46	45	44	43	42	41	41	40	24
奥出雲町	可燃残渣	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18	18	18	19
小計		365	356	391	385	380	375	369	364	360	355	350	345	309
災害ごみ														855
合計		10,942	10,767	10,585	10,415	10,247	10,081	9,915	9,751	9,588	9,426	9,265	9,105	9,407



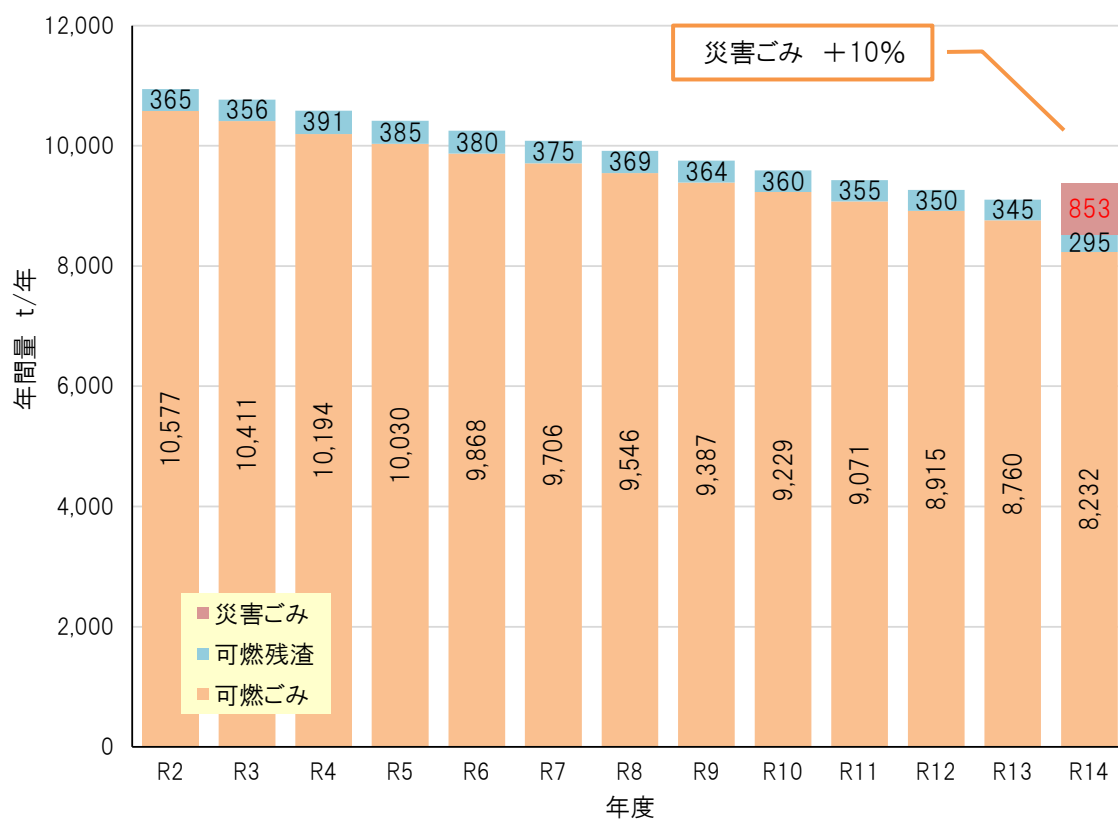
◆施設規模

	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	5,603t	266t	587t	6,456t	25t/日
飯南町	758t	24t	78t	861t	4t/日
奥出雲町	1,881t	19t	190t	2,090t	8t/日
合計	8,243t	309t	855t	9,407t	37t/日

④ 目標ケース③

◆年間処理量の推移

単位：t														
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
令和	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
雲南市	可燃ごみ	7,023	6,933	6,805	6,713	6,621	6,529	6,437	6,345	6,252	6,160	6,067	5,975	5,603
飯南町	可燃ごみ	937	925	897	885	873	861	849	838	826	815	804	793	758
奥出雲町	可燃ごみ	2,616	2,553	2,492	2,432	2,374	2,316	2,260	2,204	2,150	2,097	2,044	1,993	1,870
小計		10,577	10,411	10,194	10,030	9,868	9,706	9,546	9,387	9,229	9,071	8,915	8,760	8,232
雲南市	可燃残渣	319	310	327	322	318	313	308	304	300	295	291	287	252
飯南町	可燃残渣	31	30	48	47	46	45	44	43	42	41	41	40	24
奥出雲町	可燃残渣	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18	18	18	19
小計		365	356	391	385	380	375	369	364	360	355	350	345	295
災害ごみ														853
合計		10,942	10,767	10,585	10,415	10,247	10,081	9,915	9,751	9,588	9,426	9,265	9,105	9,380



◆施設規模

	可燃ごみ処理量	可燃残渣処理量	災害廃棄物	処理量計	施設規模
雲南市	5,603t	252t	586t	6,442t	25t/日
飯南町	758t	24t	78t	860t	4t/日
奥出雲町	1,870t	19t	189t	2,078t	8t/日
合計	8,232t	295t	853t	9,380t	37t/日